平成二十七年度 文化庁「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業」 調査報告書



命婦の舞 調査報告書

平成二十七年度 文化庁「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業」

和多都美神社古式大祭

平成27年9月13日(土)、14日(日) 長崎県対馬市豊玉町



2人の命婦による連れ舞(9月13日 前夜祭)



和多都美神社社殿(9月14日 本祭)

海神神社古式大祭

平成27年9月16日(水)、17日(木) 長崎県対馬市峰町



命婦による「神楽祝詞」(9月16日 前夜祭)



海神神社社殿(9月17日 本祭)

厳原八幡宮神社大祭

平成27年9月26日(土)、27日(日) 長崎県対馬市厳原町



命婦の舞(9月27日 本祭)



厳原八幡宮神社社殿(9月27日 本祭)

和多都美御子神社古式大祭

平成27年10月6日(火)、7日(水) 長崎県対馬市豊玉町



命婦の舞(10月6日 前夜祭)



和多都美御子神社社殿(10月7日 本祭)

楽器



「神楽祝詞」で使用する吊太鼓(海神神社)



命婦の舞で使用する長胴太鼓(海神神社)



「神楽祝詞」用の吊太鼓(奥)と長胴太鼓の配置(厳原八幡宮神社)

衣裳



命婦・長瀬寿喜代氏の衣裳



命婦・国分永代氏の千早 (表面)



命婦・国分永代氏の千早(背面)



命婦・国分永代氏の緋袴



「命婦の舞」で使用する鈴(上4点は国分文一氏所有)

益社団法人全日本郷土芸能協会内に設置された当該調査報告書作成委員会が現地調査等を実施してとりまとめたものである。 当調査報告書は、 平成八年一一月二八日に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された「命婦の舞」について、

持ち神楽歌をうたいながら舞うもので、 命婦の舞は、長崎県対馬市に伝承される巫女舞で、 神楽の古風な姿を考えるうえで貴重な伝承である。このたびの現地調査では、 市内各地の神社例祭で奉納されている。命婦が、神楽祝詞を唱えた後、右手に鈴を 神社祭礼時に演じ

られる命婦の舞を拝見することができた。 地域の人々の生活と深く関わる民俗芸能は、人々の生活の変化、 時代の変化に応じて、その有り様を変えていくものである。 命婦

近世には世襲的に継承され、藩の保護もあって島内にかなりの命婦が

の舞

いたことが確認されている。

のはじまりは明らかではないが、その源は中世以前にさかのぼり、

ためて、皆様方に心から感謝申しあげる。

らなっている。 本調査は、 本報告書は、 命婦の方々はじめ、 命婦の舞の歴史的な概要、芸能としての特色、音楽的な考察、伝承状況などに加えて、今まで刊行されていない史料とか 本報告書が今後の命婦の舞の確かな継承と発展、さらに他の民俗芸能の伝承にとって、何らかの示唆になれば幸いである。 非常に多くのご関係の皆様方のご理解とご協力、ご指導、ご支援があって実施することができた。あら

命婦の舞 調査報告書作成委員会(委員長) 齊藤(裕嗣)

例

言

講ずべきものとして選択された無形民俗文化財「命婦の舞」 の調査報告書である。 俗文化財の記録作成の推進事業」によって実施した平成八年 本書は、平成二十七年度文化庁「変容の危機にある無形の民 (一九九六) 一一月二八日に文化庁から記録作成等の措置を

<u>_</u> りや音楽など芸態の記録、さらに命婦の舞の歴史と変遷等を 年度に実施して、現在及び過去の伝承状況の記録、また舞振 長崎県対馬市に伝わる「命婦の舞」の現地調査を平成二十七 調査報告書としてまとめたものである。

 \equiv 芸態記録の理解のために、特色ある部分のダイジェスト映像 (DVD)を添付した。

四 業務を行った。また事務局は公益社団法人全日本郷土芸能協 会に置いた。 委員会という)を組織し、現地調査並びに執筆、報告書作成 本書作成にあたり、命婦の舞調査報告書作成委員会

委員会は以下の委員により構成された(敬称略)。

五

委員長

齊藤裕嗣(独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

客員研究員]

加藤富美子(東京音楽大学教授)

立平 進 (長崎県文化財保護審議会副会長、 元長崎国際大

学大学院教授

星野 紘 (独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

名誉研究員

渡辺伸夫 (民俗芸能学会理事、 元昭和女子大学教授)

城井智子 (公益社団法人全日本郷土芸能協会専務理事

笹生 昭 (公益社団法人全日本郷土芸能協会常務理事)

森下春夫(公益社団法人全日本郷土芸能協会常務理事)

事務局

本書の構成は口絵(カラー)、第一章 総説、 小岩秀太郎(公益社団法人全日本郷土芸能協会事務局次長) 第二章 現地調査

報告、第三章 資料となっている。

六

弋 本書の執筆は、第一章を渡辺伸夫、第二章を加藤富美子、立

平進、星野紘、第三章を渡辺伸夫が担当した。

八、 とに、 本報告書作成業務は、文化庁文化財部伝統文化課の指導のも 公益社団法人全日本郷土芸能協会が行った。

凡例

- 一、 表記は現代かな遣い・送りがなに従って原則的には統一した。
- 二、引用文以外は新字体を使用した。
- 三、本文中の難読語には適宜ルビを付した。
- 時四五分、八〇〇人は使用しない。(例)明治一三年、一二五名、二〇㍍、一〇四、 数字は漢数字を用い、本文中は原則として「十」「百」「千」
- 六、 距離や長さの単位記号は、ボ、メボ、ホー等を使用した。治一三年(一八八〇) 内に西暦年を示した。※(例)明五、 年号は元号とし、() 内に西暦年を示した。※(例)明

七六

を優先した。 八、 楽器や装束等は基本的に一般用語に従ったが、執筆者の希望に従った。

芸能・行事の演目や役名等は原則として地域の慣用等の表記

- して執筆者や地域の慣用等の表記に従った。 な書き、カタカナ書き等の相違がある場合があるが、原則と九、 主として民俗学の用語等で、項目によって漢字書き、ひらが
- び現地調査において撮影されたものを使用した。一○、写真は、特に表記のない限り、執筆者から提供されたもの及

三 詞章	一 音楽構造	一 現在の伝承について	Ⅲ 音楽的特徴加藤富美子	三 芸態の考察	二 所見	一 はじめに	Ⅱ 芸態の特色 立平 進	四 和多都美御子神社	三 厳原八幡宮神社	二 海神神社	一 和多都美神社	I 平成二七年度現地調査報告 ····································	平成二七年度 「命婦の舞」実施状況	平成二七年度 現地調査地周辺地図	第二章 現地調査報告		第一章 総部 対馬の一合婦の舞」		例言	序	口絵		目次
80	73	72	72	68	67	66	66	63	60	57	53	53	52	50			12	2	8	7	1		
										放力者・放力を得会	300 门关目 6 300 门张文园左宇	命婦の舞 調査報告書作成委員会	多老了文丽,即作一里	参考で状 - 央象一覧	三 「命婦の舞」関連資料	二 「宗家御判物写」命婦関係史料	一 命婦関連史料	「命婦の舞」関係資料渡辺 伸夫	第三章 資料		二 命婦の舞と周辺地域の巫女の舞との比較考察	一 厳原八幡宮神社大祭での「命婦の舞」の舞い方	Ⅳ 芸態の比較―周辺地域の舞との比較―星野 紘

235 233 230 222 204 193 92 90

85 83 83

第一章 総説

対馬の「命婦の舞」

はじめに

があった。 自身が楽器を奏する場合もあるが、楽人・祝・神楽男・神楽師・発 中世には九州各地の諸社に命婦はもとより内侍、御子 八乙女(八女・八少女・八人女)と称する女性神職者がいた。巫女 の名を冠した現存唯一の神楽である。中世に起源をもつとされるが ((法者・験者) などの男性神職者がいて、その存在は大きいもの 長崎県対馬市の「命婦の舞」は、わが国の巫女神楽の中で、「命婦」 (神子・巫女)

を明らかにしたい。 九州の巫女神楽を広く取り上げた上で、 対馬の「命婦の舞」が何故、 現存唯一なのか。この総説ではまず 対馬の「命婦の舞」の実態

以上の位をもつ女官で、特定の職掌はなかった。これに対して、内 宮を例外としてその例はない。次の「九州の命婦」では、 たのか。宮廷には神楽を舞う巫女として神祇官の御巫がいたのであ た。こうした命婦や内侍がなぜ神社に仕える女官(巫女)名となっ にしても神楽とは関係がなく、巫女として神楽を舞うことはなかっ まざまな宮廷儀礼と日常の諸役など多彩な任務に従事した。いずれ 侍は後宮十二司の一つ内侍司の女官の総称であり、職掌としてはさ 宮廷女官の名称であった。命婦は律令制のもとでは資格として五位 内侍なども視野に入れて述べることにする。 そもそも命婦と内侍は、 御巫の名称の方が自然で、より相応しいと思われるが、 女性神職者をさす名称ではなく、 中国地方 本来は

九州の命婦

平安時代の命婦

等が陽明門に参入して、太宰権帥平惟仲のことを訴えたのが早い例 であろう。すなわち『日本紀略』三月二四日条に、 平安時代中期の寛弘元年(一〇〇四)、宇佐八幡宮の命婦と神人

宇佐宮命婦幷神人等参入陽明門、 是則惟仲卿依封彼宮宝殿也、 ケ日祗候左近廳南門、 可遣推問使、件神人等今日以後三 愁申大宰帥平惟仲卿非例事、

時代末期の安元二年 (一一七六)、 とあり、当時宇佐宮に職掌としての命婦がいたことがわかる。 田法案」(河上山古文書)に、 肥前河上宮の 「肥前国河上宮神 平安

命婦給参段 新居里十一坪内

古河里三坪内

若宮命婦給二反

二命婦給参段 七坪 坪尾 世 大 世 大 世 十

とあり、 補任状」(鹿児島神社文書)に、 養和元年(一一八一) の大隅正八幡宮の「大隅国正八幡宮

正八幡宮

藤原太子 (裏) 「奉状官主僧垂誠

右人、補任殿上一命婦職之状如件

養和元年十一月七日 祝柒嶋

留守散位藤原朝臣

(花押 宮主法印

宮主法印 (花押)

座主大法師

政所撿校散位源朝臣 (花押 宮主法印 (花押

修理所撿校散位酒井宿禰 (花押) 宮主法印 (花押

御馬所撿校大蔵 宮主法印 (花押)

宮主法印 (花押)

諸社の命婦は中世に多く登場してくる とある。平安時代末期に職掌としての命婦がいて、 給祿を得ていた。 宇佐宮の命婦は中世に姿を消してしまうが 官位を必要とせ

(二) 安芸国厳島社の内侍

芸能集団であった。 ある。 している。 した内侍の名は、 内侍、釈迦内侍、 女として黒内侍、 に詳細を極める。それによると厳島社に本内侍と権内侍がいて、 経会などの大法会を営んだ時の様子は 徳子以下、平家一門と共に厳島に参詣し、万燈会や千僧供養・一切 内侍といえば、 厳島内侍は、 普賢内侍、 安芸国の厳島社に仕える内侍があまりにも有名で 乙内侍、地蔵内侍、 当時の厳島社が神仏習合の祭祀であったことを示 治承元年(一一七七)一〇月に、平清盛が中宮 神楽・舞楽・田楽・琵琶・今様などにも優れた 文殊内侍、 薬王内侍の名がみえる。こう 『伊都岐島社千僧供養日記 弥陀内侍、万寿内侍、

いる点でも貴重である。ここには簡潔に紹介するにとどめる。 治承四年(一一八〇)三月の高倉院の厳島御幸に同行した源通親 『高倉院厳島御幸記』 は、 厳島内侍の動きを実に詳しく描写して

品寿命経を高倉院が写経された。その後、御神楽の八乙女舞があり、
 淡路島でも、 の厳島では、 「萬歳楽」などの舞楽をさまざまに舞い、終れば神楽歌でもてなした。 参詣の一行が清盛の福原御所に着くと、厳島内侍がやって来て、 清盛が内侍をつれて来て、 御神楽、 御奉幣、 御経供養があり、 田楽でもてなした。二六日 法花経 一部と寿量

> る ぎ合った様子が五感に訴えて興味深く綴られているのが印象的であ まの託宣をした。この時、 夜もすがら御神楽を奏し、 その後「蘇合」「狛鉾」の舞楽を舞った。夜になると内侍が集り、 夜ふけて小内侍が神がかりして、さまざ 神殿の奥より香ばしく匂い越し、 驚き騒

終って八人に各々綿などを賜った。二七日には内侍が田楽を舞い、

「厳島文書一一一)に「伝供次第」として次のように見えている。 寛喜四年(一二三二)の「伊都岐島御戸開節会式目注進状写」(新

先客人宮伝供萬歲楽 次大宮御酒楽地久 下楽

下楽青海楽

伝供次第

自二御供屋一、権内侍等奉」伝之後、

於二大開一本内侍等請供之、

小神無楽□也

八本内侍八人勤之、神楽男一人

転神御神楽

東遊同両社勤之 倍従十三人 各着 〃小小 〃忌忌

已上 里神楽権内侍勤之 舞人楽人等奉供之後、 渡 ||居楽屋| ||旅美装東 着 重装束一、

已上各衆僧退出了、

ミや内侍、宮松内侍、きい内侍、 内侍、高井内侍、ミそへ内侍、 内侍、七老内侍、八老内侍、田内侍、飯田内侍、和琴内侍、 (人)、とく寿内侍、ねゝい内侍、 る里神楽とはどのようなものか、史料が断片的なのが惜しまれる。 八本内侍の勤める韓神御神楽は八乙女のことなのか、権内侍の勤め 古代中世資料編Ⅱ』)には、たかはやし、 慶長一五年(一六一〇)の「厳島内侍小袖買物日記」(『広島県史 御子内侍、かなちよ内侍、 宮熊内侍、 植木内侍、千松内侍、河野内侍、お 石田内侍、 さい靍内侍、 四老内侍、五老内侍、 せん内侍、 の以上三〇人の内侍が あねい内侍、 物申、 から神

記されている。平安時代の内侍名の面影はすでにない。

大明神御宝前儀式之事」(『日本祭礼行事集成第九巻』)には、 大永二年(一五二二)、石見一の宮物部神社「大永年中一宮物部

、一内至 二内至 百五十文也、

、御子之人数以上十八人

、作事ハ成所当米之事北ヨリ

壱石八斗 一之御子

では厳島社以外に内侍がいた数少ない例である。 とあって、一内侍、二内侍の他に、一八人の御子がいた。中国地方

(三) 九州の内侍

薩摩新田宮の神人の名前を記した帳簿である「新田宮本神人等 名詞 九州における内侍の初見は、鎌倉時代後期の元亨三年(一三二三)、 写」(新田神社文書)の奥書に、

百八十九人

右、所司神官講衆内侍之外、神人等名帳、任神□□注進、言上

元亨三年八月 日

元徳三年八月 日 重注進之是子息

参百十九人在之

とあり、薩摩一の宮新田宮では、内侍がいたことがわかる。 肥前国河上社の応永七年(一四〇〇)の「河上社遷宮丼五八両会

次のような条文がある。

議式目録」(実相院文書、『佐賀県史料集成

古文書編第十六巻』)には、

一、一二命婦并内子及二十五人 如先規

「八女舞、神子四人、八社祢宜」

各一升盛饗膳、 神楽界四人如先規

酒二斗五升

の他に、内侍二五人、国八女舞、神子四人がおり、神楽男が四人い 体的なことはわからないものの、河上社には一命婦と二命婦の二人 着用する御服を記したものであるが、「如先規」とあるのみで、具 五八両会とは、五月八日と八月一六日の祭会のことで、右は祭礼に たことがわかる。さらに下行として、

一、一命婦 三貫文如先規

一、内子 二貫文如先規一、二命婦 三貫文如先規

二貫文如先規

右、古目録、大概如此、此外ハ社家ノ政所、小社命婦等

とあって、本社外の小社に命婦がいたこともわかる。河上社におい 舞っていたのは内侍であったと思われる。 て一命婦と二命婦も神楽に関与していたと思われるが、国八女舞を

(四)筑前国宗像社の内侍と命婦

六日と一一月一六日に、 「正平二十三年宗像宮年中行事」の第一大神宮佛神事には、二月一 内侍が八乙女舞を舞う例は、筑前国宗像社においてもみられる。

同十六日 御神楽大神事伝供御供 執行所役

祭礼行事集成本)によると、二月一六日の御神楽次第は、第三宮、第 とある。応安八年(一三七五)の、いわゆる「応安神事次第」(日本 一宮、第一宮の順に行われ、次のように記されている。

、第三宮暦皆参、歌ハ早カラカミヲウタウナリ、先人長舞、

次内侍舞也

、第二宮事 御前庭ニテ早カラカミ 人長 内侍ハ拝殿ニ

第一宮

人長ノ甲事 先織幡ニテ早カラカミ 長人内侍舞 次剱末 次鉾末 次杓末 次葛末(7) 申 事 次阿知女本 次榊末 次幣末 杖本 次篠木 次伝供 次御神拝 次次

九首執物如此

歌本 内侍舞 次万歳楽 次弓立 次宮人 次行列 次吉々々次延カラカミ本 次早カラカミ本 次志都野本 次千歳本 次早

次其駒 歌次第大略如比

月・霜月二度」として、 「応安神事次第」(神道大系本)の二月一六日の御神楽次第事では、「一

第三宮 酉時

人長一人 本歌・付歌二人 末歌・付歌二人

八人女八人 笛・ヒチリキ・和琴 早カラカミヲモチ 人長

八人女舞

惣社参時者 場庭末ノ橋ヲ渡テ可参也 早カラカミ御前ノ庭ニテウタウ 人長 八人女ハ拝殿ニテ舞

先ヲリハタニテ早カラカミ ^(繊 鱶) 第一宮事 人長

有「「乱声」。内陣ノ御戸ヲ開ク。伝供・祝詞如」例

||中鳥居ノ本 | 社務ノ御崎ニ祝詞御崎ニ参ス。

座々ニ御供・酒肴アリ。

御神楽行様

先御神拝ニ瓶子二 次人長申;|秘事;|。

庭火ニハ中座ニテ先笛 次ヒチリキ

次阿知女作法 次寄合 次九首取物 次本歌

(中略)

九首取物如」此

次延カラカミ本末 早カラカミ

次志都野本末 千歳本末

早歌本末八人女舞

吉々利本末 朝倉本末人長、八人女舞 其駒本末

湊田本末 篠波本末 弓立本末

場合、内侍と八人女が別々に存在したのではなく、互いの異称であ の舞がない。内侍所御神楽で人長が榊枝を採って舞うのは、「早韓 のあとに内侍(八人女)が舞うことである。内侍所御神楽には内侍 とある。「応安神事次第」は六種の写本があり、日本祭礼行事集成 多少の異同がある。顕著な相違点は第一宮の九首執物以後で、癸本 がない。「応安神事次第」の甲本と癸本の御神楽次第を比較すると、 侍所御神楽を移したものであるが、宮中と大きく異なるのは、 侍舞」とあるところが、癸本では「八人女舞」となっている。この である。以下、甲本、癸本とする。「応安神事次第」甲本では「内 本は甲本を、神道大系本は癸本をそれぞれ底本として翻刻したもの 癸本八人女舞があるがどちらも人長舞がない。 して、甲本にはこれがない。また「早歌」の時には、甲本内侍舞 では「早カラカミ」と「朝倉」の時に人長、八人女舞があるのに対 ったとみられる。また二月と霜月の二度の御神楽大神事は宮中の内 」と「其駒」の二曲のみであるが、宗像宮では「其駒」の人長舞

甲本の正月一六日の織幡宮踏歌事の御神楽に **「応安神事次第」で注目すべきは「ミコホサ」「御子発者」である。**

陪従歌アリ 笛 庭火歌 舞師役神官六人在三人 早カラ

榊舞アリ 次御神楽パツはサ 自庁座舞アリ

九月一〇日織幡宮事には、

祓河ニ有祓 袮宜榊ヲ立ル ミコホサ御神楽アリ

とあり、同一〇日の的原社祭事に、

一、的原社祭事 経供養同前

伝供 舞楽 ヤフサメ スマウ

アツママイナリ 御神楽アリ ミコホサ

とある。一方、癸本によると、正月一六日織幡宮踏歌事では

早カラカミ 次御神楽アリ 倍従ノ歌アリ 笛 和琴 笛皷ハ許斐ヨリ参、庁座ノ舞アリ、 庭火歌舞師 神官六人誓员 榊舞

饗膳ハ次ノ饗ノコトシ、酒大瓶

ノ命婦 二ノ命婦 三ノ命婦 織幡命婦 許斐命婦

正月一七日の許斐踏歌事には、

陪従ノ歌アリ、舞アリ、酒肴アリ

御子発者ノ舞アリ、

は何故か言及されることはなかった。癸本の五月五日黒尾社祭事の 参る」のが発者ということになる。これまでの研究では「ミコホサ_ ず断定できない。これらの命婦が御子とすると、「笛皷は許斐より とある。一ノ命婦、二ノ命婦、三ノ命婦は、それぞれ第一宮、 「御子発者」という文言に注目が集まり、それぞれの出自について 第三宮の命婦と推測されるが、他の神事に全く命婦の名がみえ 第二

とあり、一ノ命婦たちは本木郷から来た可能性が高い。甲本ではこ の部分が 命婦者自 本木郷 参ル、 笛太鼓者自 許斐

命婦ハ本木ヨリ参、笛太鼓ハコノミヨリ参、

像宮造宮置札(第四枚)(『神道大系 神社編四十九 宗像』)に、 らみても命婦と発者(御子と発者)であろう。許斐発者 とあって、癸本・甲本ともに命婦と笛太鼓が対に記されている点か ついては、後世の史料ながら天正六年 (一五七八)六月朔日の「宗

百度御祓 析念 左衛門大夫并許斐法者勤」之

子発者ノ舞)は、当然のことながら、内侍舞(八人女舞)とは異な とあることによって確認することができる。ミコホサの御神楽 る舞であったと思われるが、その内容は不明である。 御

〔五〕 御子と発者

について守るべきことを定め置いたものである(『鎌倉遺文 である。「竹崎季長置文」は、 置文」である。竹崎季長は、文永・弘安の役に武功をあげた武将で、 献上の初見は、鎌倉時代後期の正応六年(一二九三)の して、合戦の様子を絵巻に描かせた。これが有名な『蒙古襲来絵詞 その恩賞として肥後海頭郷地頭職を得た。季長は、自らを主人公と 宗像社の御子発者(ミコホサ)のように御子 第二十三巻』)。同置文は二種あって、塔福寺文書によると、 (法者) は、九州・中国地方に散見するが、九州地方における文 海頭御社 定置條
ミ
事 子孫のために海東御社(海東阿蘇社) (命婦、神子) と発 「竹崎季長

甲佐壱給 敷付之新開七杖内水口壱段 二祝給 宣命給 同坪内壱段 野副四杖中 阿蘇壱給 同坪内四杖中 逆之谷壱段 惣壱給 辻若壱給 薦浦内壱段

- 一 構置御子装束、御神事日可成装束之粧、
- 一 所定置一二祝及御子発者十人分、以十石米、歳末壱石充可与

之、(以下略)

とあり、秋岡氏所蔵文書には、

海頭鄉御社 定置條條事奉写

(中略)

一 宣命 命婦等分

薦浦内壱段 甲佐一給 同坪内壱段 阿蘇一給 逆之谷一段

辻若壱給

一 正月元節供田弐段弐丈北浦在之、

一 御宮修理田岩下神前弐段、(中略)

又構置命婦等装束、御神事日可成装束粧、又所定置一二祝及命

婦・発者等仁、歳末之時壱石充可有下行之、(以下略)

小川町は、二〇〇五年の合併により、字城市になっている。、は四人、発者の名前は記されていない。海東阿蘇神社のある宇土郡は四人、発者を合わせて一〇人であるから、発者は四人いたことにって御子=命婦であることは明らかである。祝は二人、御子(命婦)とある。前者の「御子・発者」と後者の「命婦・発者」、これによ

によると、六月御祓式の行列次第に、四年(一四五五)の「宇佐宮齋会式」(『神道大系 神社編四+七 宇佐』)が、神領内に居住する発者が笛吹として祭礼に勤仕していた。享徳が国宇佐宮の発者は、御子(命婦)とセットになってはいない

笛者御領内発者吹之、鼓鉦鼓者楽所下神人打之、

とあり、八月一五日の放生会には、

楽所下部二人類對當吹一人推發居

とある。

六条に、門乳母屋神社文書、『南北朝遺文 中国四国編 第一巻』)である。その第門乳母屋神社文書、『南北朝遺文 中国四国編 第一巻』)である。その第時代の暦応三年(一三四〇)、「長門国在廳連署乳母屋社務事書」(長一方、中国地方における「神子発者」の文献上の初見は、南北朝

一神子発者振舞事

は神楽のことがみえる。すなわち、の放埓な振舞を禁じ、もし、その業を宗とする仁は社参すべからずとある。神子や発者が梓弓を鳴らして口寄せや祈祷をする寄絃以下とある。神子や発者が梓弓を鳴らして口寄せや祈祷をする寄絃以下な巧振舞、若為宗其業仁者不可社参乎、

次神楽之段、八人女巫等須致 飄 颻 頻鳥之勤、於不参之輩者可

行過酒乎

九一七)に龍王神社と改称した。
は山口県下関市吉見地区に鎮座する龍王神社のことで、大正六年(一さえずるように、美しく舞い歌うことを求めている。右の乳母屋社女が舞い遊ぶように、また歌う声が極楽浄土の鳥である迦陵頻伽がとあり、八人女や巫女たちが神楽を舞う時には、袖が風に翻り、仙とあり、八人女や巫女たちが神楽を舞う時には、袖が風に翻り、仙

四二)の奥書のある『一宮社法』に、なお付記すれば、備前国一宮(吉備津彦神社)の康永元年(一三

念次第ノ物也、。これでは、世事い、旦那よりあつらゑ、祈え子、法者衆湯立かままわりと申事い、旦那よりあつらゑ、祈

中で重んぜられた祝詞で、文明年間(一四六九~一四八七)、吉田名が記されているが、三種の大祓は室町時代後期以降、吉田神道の立年代に検討すべき点がある。文書中に「三種ノ大祓」という祝詞この『一宮社法』は萩原龍夫氏や岩田勝氏が指摘しているように成などと記されているのが「神子法者」の最も古い史料とされてきた。

頃に整理されたものと考えられる。 兼倶によって作られたものである。 従って、 『一宮社法』も文明の

州編 月の「玉垂宮・大善寺免田注文写」(筑後御船文書、『南北朝遺文 それぞれ三人の命婦がいた。高良玉垂宮は貞和三年(一三六六) きる。 と豊後国の賀来社には、 九州の命婦について、さらに史料をあげると筑後国の高良玉垂宮 第二卷』)、 賀来社では三人の命婦の他に、火王内侍がいた。 (柞原八幡宮文書、 賀来社は至徳四年(一三八七)五月の「賀来社神人 『南北朝遺文 南北朝時代に一命婦・二命婦・三命婦と、 九州編第六巻』によって確認で 九

(六) 肥前国與賀社の命婦

あげるのは、肥前国与賀郷の宗廟、 史的実態がなかなか見えてこないという難点があった。最後にとり な中世史料から類推する他なく、 九州の命婦は、これまで概観してきたように、ごく僅かな断片的 命婦の存在を確認し得てもその歴 與賀社の命婦である。従来、

国唯一 ことがほとんどなかった。 賀県は神楽が存在しない全 いたことも確認されてい われていた。武雄社にも鎌 がいたのであり、 社には、かつて命婦や内侍 しかし既述したように河上 南北朝時代に一命婦が 調査研究の対象になる の空白地帯とされ 神楽が行



與賀神社の「命婦神楽図」(渡辺伸夫撮影)

った通説が調査研究を遅らせたのである。

能史的にも貴重な絵画史料である。 も元禄時代のものとみてよい。命婦神楽図はわが国唯一であり、 楽器を奏する社人(神楽男)が描かれている。内殿は本殿よりも古 二人の命婦は調拍子 が色彩やかに描かれている。 鳥居は、国の重要文化財に指定されている。現在の本殿は宝暦八年 の宮殿が三棟ある。内殿正面三間の板唐戸に命婦神楽図(写真参照) 文明一四年 (一四八二) (一七五八)の建立で、その内部に内殿があり、内殿の中に極彩色 (豊玉姫命)、江戸時代は鍋島氏の佐賀城の鎮守社として崇敬された。 與賀社 元禄一二年(一六九九)頃と推定されているので、 (與賀神社)は佐賀市与賀町に鎮座し、 (銅拍子)を打ち、 建立の楼門と慶長八年(一六〇三) 鈴と桧扇をもって舞う命婦を中心に、 笛、 小鼓、大鼓、 祭神は与止日女神 命婦神楽図 太鼓等の の石造 芸

以下、 や神主系図の提出を命じて作成したものである。 に詳しい。神道大系本の解説によると、『神社略記』は、弘化二年(一 社略記上』(『神道大系 の惣命婦が弘化四年(一八四九)に提出したものが収載されている。 八四七)頃を中心に、 與賀社の命婦については、佐賀県立図書館 少し長くなるが引用する 佐賀藩領内の社司・神官に対して、 神社編四十五 肥前・肥後・日向・薩摩・大隅国』) 「鍋島家文書」蔵本 同略記には與賀社 その由緒 一神

弘化四年

陽泰院様

高源院様

御書写惣命婦家系其外差出

物命婦宰相 與賀社

末五月

神楽のない県という誤

一 日 編 編 道 茂) 泰盛院様両御代共二於, 一神前 | 御目見御奉幣申上候事、

日峯様御代、命婦之儀、神楽相勤候様、被;|仰出但左之所々相損シ候節ハ、相願候様、御同意有」之候事 罷在候事 道具一通・天冠千磐・舞衣・舞鈴・調拍子被レ為ト ||拝領||、 一候由ニ而、 参持伝 神楽

泰盛院様九月廿九日與賀社御祭礼之節、 乗二而御供仕候を被」遊||御覧|、向後者、 天保十年比より歩行ニ而致 祭礼行列、 |仰出| 候二付、駕籠二而御供仕来候処、彼是差支候儀有」 之 候 処 耳 神明御幸次第被」遊||御覧 |御供 | 候事、 御棧敷被」遊 駕籠より致||御供| 候様 候之処、 惣命婦儀、 |御出 馬 御

琴 -、 陽泰院様延命院被二御入一、 被\為||拝領|候由、 爾今持伝罷在候事、 終日御慰之折、 物命婦被レ為レ召℩ 御

御同人様より御書被||相副|、御衣装拝領仕罷在候事、 候由、 高源院様より兼而御精誠被 | 仰付置 | (編編勝茂堂) 爾今持伝罷在候事、 (御書ノ写略) 候而、 御書被||相副||拝領仕 (御書ノ写略)

而御目見申上候事、 陽泰院様 高源院様被||御在国|候"付、 年始之御礼持参仕御間に

被レ為 元文三年二月廿六日、 娘齋之郷被」為二召」、 ||拝領||、 冥加至極"奉」存候事、 於多根様與賀社江被」遊 被 ||御目|、御遊道具・ 人形御手次ニ品 |御社参|、惣命婦

座候而、 神輿移シ遷宮之節、御衣替・奉幣段、往古私家之神役ニ而御座候処、 儀も相替候而、 御上被」為二献 延命院江御輿移シ相頼置申候、 其時分相勤居候、 宮勤不二相叶」、 候、 神前勤間迦勝二相成候処、浄土寺江御衣替・奉幣、 惣命婦小宰相娘幼年に有」之、且又、王子大之 御供を奉り御祈念御精誠之のりと奉幣之儀者 右三役之内只今者、 其後之惣命婦小少将琳庭病身二御 毎月朔日神前江段

> 二申後二相成、 相勤申候得共、 家役不二相勤」、何連共歎ヶ敷奉」存候事 御社参之節、 御奉幣、 扨又、 神輿移・御衣替も共

役石井藤左衛門殿迄、 綱茂様御代、 宝永二年酉二月十八日、 與賀社御祭礼手数并御寄附物等、 延命院役僧を以、 委帳面を以、 寺社御奉行岡部権之助宅附 指出候事、 御尋有」之候に付い

一御切米三石

一御免地屋敷

精町権現森抱宮

御社参之節、 神前ニ而御目見申上 一候事

年始歳暮御礼差上来候事、

継目之節、御礼物白麻十帖

本庄社之儀も、御出現より掛合ニ而御神事御供仕

御神前御備物等、 廉々受納仕来候事

與賀社巫女惣命婦家系 家之紋花梅

(惣命婦家系 便宜上、 代々ノ惣命婦トソノ事跡ノミ収ム)

○与止日女命

我者是神霊依,」出現,為,」給仕,来ルト云、 左衛門太夫大宮司定時寄女壱人宮中二立舞、 人王三十代欽明天皇廿五年^申九月廿八日神霊出現之砌、 左衛門驚何人下問

則此由

皇帝奏聞有ケルニ帝叡感之條、

則是『神女命婦」被」定

今つ惣命婦是也

王子命婦惣命婦手代リ 与止日女命婦後惣命婦云、

王子命婦之儀、 惣命婦子供之内より相勤来リ

元祖命婦より是迄数代連続仕候者、

其紛無, |御座 | 候得共、前旧記等致, |焼失 | 候処、相知不」申候、

惣命婦宰相

右、命婦より是迄世代不分明、

日峯様二方様より天冠千磐・舞衣日裳袴手巾中啓末広長カモ

ジ舞鈴・調拍子二対為||御寄||拝領ス、

陽泰院様より御自筆御書被 | 相副 | 、御帷子・御浴衣拝領ス

小宰相 法名迎誉貞春

明暦四戊三月廿三日吉田殿賜||裁許状|、陽泰院様より御琴拝

句ン

少将 法名相誉妙実 明暦四戌三月吉田殿賜;裁許状;、高源院様より提;; - 帯御書;被;;相副;拝領ス、

小少将 宽文八_{戊戌}二月廿五日吉田殿賜二裁許ヲ 、

物命婦小少将 宝永六己_世五月朔日吉田殿賜,裁許状,

惣命婦 副女

小少将 天明七丁未 十一月 吉田殿賜||裁許状|

辛相寿美女

トシテ正金五両被_為,,,拝領,候、于時天保十二丑九月也、天保五平,三月六日吉田殿賜,,裁許状,、齊正公より装束整用

右之通、御座候、以上、

弘化四年

未 五 月

物命婦案品

ぜられ神楽道具を拝領したこと、藩主夫人から琴や衣装を拝領するの実態が、かなり具体的に明らかになった。藩祖から神楽勤仕を命右の由緒書によって近世初期から幕末に至る與賀社における命婦

世襲であったこと等々である。たこと。京都の吉田家より神道裁許状を受けていたこと。命婦家は幣はかつて惣命婦家の神役であったこと、給祿と屋敷を免されていなどの厚誼を受けていたこと、神輿移しの遷宮の時は、御衣替と奉

寺社家知行切米御除地として、彦著『與賀神社誌』同社務所発行、平成一七年)によれば、與賀宮彦署『與賀神社誌』同社務所発行、平成一七年)によれば、與賀宮皇保一一年(一七二六)の『寺社領帳』(與賀神社宮司 徳久豊

同 切米三石 切米三石

惣命婦

敷地五畝六歩 切米三石 乙宮婦

一 同 七畝六歩 切米一石五斗 八幡婦

婦と八幡命婦であろうか。 の中央の扉で立って舞っているのが、惣命婦であり、その左のとある。惣命婦・乙宮婦・八幡婦の三命婦がいた。とすると命婦神

・。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

は誤解である。

は誤解である。

がらである。

ただし、「琉球文化圏にはヤマト文化圏のような巫女俗学から原日本を見る』(吉川弘文館、一九九九年)に詳述されている俗学から原日本を見る』(吉川弘文館、一九九九年)に詳述されているがらである。

ただし、「琉球文化圏にはヤマト文化圏のような巫女とについて概観した。江戸時代、南九州の薩摩・大隅・日向地方のとについて概観した。江戸時代、南九州の薩摩・大隅・日向地方のとについて概観した。江戸時代、南九州の薩摩・大隅・日向地方のといい、加州の命婦を中心に内侍、八乙女、御子(命婦)と発者ない。

歌である」と結んでいる。ここには前者の冒頭の歌を添えておく。社乃内侍神上の歌と託神の歌を掲げて、最後を「明らかに巫女舞の七○九年編の『女官御双紙』下巻の「七社乃内侍」を紹介して、七日本本土の神楽は、沖縄の宮廷にも入っていたとする。本田氏は一本田安次著『沖縄の祭と芸能』(第一書房、「九九一年)によると、

○あけたまふ 天にひゝきをあけたまふ

のまつ
君が代のひさしかるべきためしには、かねてそうへしすみよし

島々に伝承されている。県志賀島の八乙女舞、長崎県五島の市舞、同県対馬の命婦の舞など、別ラ列島口之島のネーシ舞が南限である。同県甑島の内侍舞、福岡カラ列島口之島のネーシ舞が南限である。同県甑島の内侍舞、福岡

二 対馬の命婦

たといわざるを得ない。

たといわざるを得ない。

たいわざるを得ない。

たいわざるを得ない。

たいわざるを得ない。

たい力が高を得ない。

たがって限られた史料による限定的、一面用した研究は少ない。

したがって限られた史料による限定的、一面的な研究にとどまり、対馬の神楽に関与する巫女・妙舞・明舞・命的な研究にとどまり、対馬の神楽に関与する巫女・妙舞・明舞・命事と命婦の舞の観察記録にもとづいて考察したものがほとんであったといわざるを得ない。

日記類や記録類をはじめ、法者頭の蔵瀬家文書、対馬に伝存する各州神社誌』を除く、宗家文庫の表書札方、御郡奉行、寺社方などの本報告書では、第三章資料(命婦関連史料)に示したように、『対

約で示し、巻末の史料番号を〈 〉で掲示した。 粉で示し、巻末の史料番号を〈 〉で掲示した。 かで示し、巻末の史料番号を〈 〉で掲示した。 かで示し、巻末の史料番号を〈 〉で掲示した。 かで示し、巻末の史料番号を〈 〉で掲示した。 かで示し、巻末の史料番号を〈 〉で掲示した。 かで示し、巻末の史料番号を〈 〉で掲示した。 かで示し、巻末の史料番号を〈 〉で掲示した。

(一) 対馬藩の宗教者

蔵瀬家が府内(城下を府内又は府中とも)と田舎(府内以外の八郡) 居住の法者と神子を差配した。 教系の両部習合神道の宗教者で、その棟梁(頭領)を法者頭といい、 の差配を受けた。一方、法者は発者・験者などとも呼ばれる天台密 宮婦・明舞・妙舞)と呼ばれる巫女がいた。神職を差配するのが、 ミコ(神子・巫女)やミョウブ又はミョウム(命婦・宮部・宮舞 中世あるいはそれ以前に遡るが、その動静が克明に諸記録に記され 支配下にあった。これらの宗教者は近世に起こったわけではなく、 修験・宮僧・法者・盲僧 対馬総宮司職の藤家で、 るようになるのは江戸時代になってからのことである。右の外に、 近世、藩政時代の対馬にはさまざまな宗教者がいた。僧侶・神職 神社行政をつかさどり、 (地神経座頭) などがいて、寺社奉行所の 命婦・明舞は藤家

実体上は同じ存在であったとする(『神道大系 神社編四十六 壱岐・鈴木棠三氏は巫女と妙舞との区別については錯乱が多いとして、

表と了っていた。 対馬国』解題)。神職や命婦の中には両部兼帯として蔵瀬家の差配を を娘が神子や明舞である場合も多く、神子と法者が一組になって神神職・命婦の両部兼帯という実態を理解する必要がある。法者の妻のように神子・命婦・神職・修験・法者は、錯綜する関係にあった。 で修験彦山派の棟梁梅本坊の配下に湯嶋天神命婦や神子がいた。こ が馬国』解題)。神職や命婦の中には両部兼帯として蔵瀬家の差配を

(二) 命婦と八乙女

に次のように記される。 に次のように記される。 崎県の地名』(日本歴史地名大系第四三巻、平凡社、二〇〇一年) 如し。永代を限て停止申し候へく候」とある。「伊奈院」とは、『長 奈の院一の命婦やもめひとの事、(中略)伊奈の命婦募り三人かくの 奈の院一の命婦やもめひとの事、(中略)伊奈の命婦募り三人かくの が馬における「命婦」の初見は、鎌倉時代の文永四年(一二六七)

るものである。

中世の祭礼様式をよく伝えているものの、命脈を保つことができな とある。一之命婦のことと思われる。康安二年の「祭礼覚書」 時の史料には見えず確認できない。藤家文書の「享保四年』

亥年帳 り出す」、「乙女は大命婦が八月十四日試楽之時、舞姫之進退を試み る八幡宮旧文書にあたる。ただし、「神楽乙女八人は八郡の郡司よ 印」とある。これはまさしく『対州編年略』と『津島紀事』 相撲などの芸能名が見える。奥書には「康安二年八月三日総宮司慶 主・八人の八乙女(郡々よりまいる物なり)・鼓・獅子・田楽・駒形 きもので、振鉾の舞・陵王・納蘇利・陪従・童舞・東遊・能登の神 損しており、完本ではないが、「八幡宮祭礼再興覚書」ともいうべ 三日の「祭礼覚書」〈史料2〉を初見とする。本史料は前半部を欠 て然るべき者を命婦に補す」の文言を欠く。「大命婦」のことも当 (史料39) 「八乙女」に関しては、南北朝時代の康安二年(一三六二)八月 及び「享保五年典チ年帳」〈史料41〉には「木坂大命婦 一が伝え

三) 中世の神楽

というもの。現小茂田神社)に、毎月五日の御神楽のために御神楽田を寄進する現小茂田神社)に、毎月五日の御神楽のために御神楽田を寄進する年(一三六九)の「某寄進状写」〈史料3〉。佐須の軍神(師大明神、対馬における文献上の「神楽」の初見は、南北朝時代の正平二四

であろう。 よと命じたものである。命婦家である島居家文書であり、命婦の舞上津八幡(現海神神社)の御神楽を毎月一五日毎に懈怠なく勤仕せ、次いで文中四年(一三七五)の「宗澄茂書状写」〈史料4〉が古い。

「こひらしくの命婦」宛であり、御神楽は命婦の舞である。注進し、その御意を受けるように命じたものである。この寄進状もすべきである。もし田畠に違乱がある場合には、公方(宗頼直)に法神の御神楽のために寄進するものである。御祈祷の事は精励を致寄進状」〈史料二‐9〉は、伊奈郡在庁地の田畠は、正月七日の護また室町時代の応永一〇年(一四〇三)の「万福一猷(宗頼直)

いては後述。ともに、法者の神楽にも活躍した。神楽師棟梁職と法者の神楽につて、木坂八幡の神楽師棟梁一大夫である伊奈郷志多留村の井田氏との、木坂八幡の神楽師棟梁一大夫である伊奈郷志多留村の井田氏と「八島氏は両八幡(木坂八幡と府内八幡)の神楽師棟梁惣大夫とし

亀岩である。 電岩である。 竜岩である。 竜温を明子の 一五艘分は郡司の取り分、その余は毎月の御神楽 はる立亀の津は、現在の厳原港、岸に立つ亀甲の形をした巨岩が立 大のだろうか。本史料にみ 本のだろうか。本史料にみ 本のだろうか。本史料にみ なる立亀の津は、現在の厳原港、岸に立つ亀甲の形をした巨岩が立 える立亀の津は、現在の厳原港、岸に立つ亀甲の形をした巨岩が立 を対したのだろうか。本史料にみ なる立亀の津は、現在の厳原港、岸に立つ亀甲の形をした巨岩が立 を対したのだろうか。本史料にみ なる立亀の津は、現在の厳原港、岸に立つ亀甲の形をした巨岩が立 を対したのだろうか。本史料にみ なる立亀の津は、現在の厳原港、岸に立つ亀甲の形をした巨岩が立 を対したのだろうか。本史料にみ なる立亀の津は、現在の厳原港、岸に立つ亀甲の形をした巨岩が立 を対した。 である。 もは、現在の厳原港、岸に立つ亀甲の形をした巨岩が立 を対した。 もは、大永四年(一五

(四)命婦・神子・御神楽師勤方之儀

所々の神社に奉仕して神楽を仕る者です。 神楽を舞って渡世の営みをしています。 に奉仕する女官を命婦と申します。 官の総名です。八幡宮は天子の廟跡で女官が付いています。 二七日、又々御尋ねがあったので、次のように返答した。 神子は法者の配下ですので、藤家は支配しておりません。すると翌 藤家は、書付を認めて返答した。すなわち、 の年季奉公人の流入にあるとみて、その抑制策として宝永三年(一 前期の寛文・延宝期に急増した対馬藩の人口増加の原因を上方から 神楽師勤方之儀について手紙で質問があった。旅人吟味とは、 保元年、一七一六)九月二六日、旅人御吟味方より命婦・神子・ は八幡宮の命婦です。 に留めず、本国に送還した。役方からの質問に対して、総宮司職の 七○六)に旅人吟味役が設けられた。年季明けの上方奉公人を対馬 藤家文書の『正徳六年覚帳』〈史料36〉によると、正徳六年 池神・白木・奈多連・今宮は御神楽師です。 命婦料の田地が滅亡して以来、 御神楽師と申しますのは 惣命婦・脇命婦・神嬬 命婦は女 八幡宮 (享

以上を整理すると次のようになる。

○命婦 惣命婦・脇命婦・神嬬…八幡宮の命婦

-…法者方の支配下(藤家は支配せず)池神・白木・奈多連・今宮…御神楽師

あり、男性祠官の御神楽師は対象外であった。 ただし、これは城下つまり府内の命婦と御神楽師に限っての調べで○神子…法者方の支配下(藤家は支配せず)

ある。正徳六年(一七一六)から二九年後のことであるが、参考ま状がある。端裏書には「延享二元 抱人之事 廻状 藤斎宮」と内の神職四名(波多・井田・国府・吉野)と惣命婦と命婦中宛の廻藤家文書の中に延享二年(一七四五)九月一九日、藤斎宮から府

でに紹介しておく。

上方抱召仕の者を来年寅年以後五ヶ年間は抱えることを許可し、上方抱召仕の者を来年寅年以後五ヶ年間は抱えることを許可し、上方抱は一切停止となった、という内容である。この廻状は、九月一七日年寄中から寺社奉行の鈴木市之進へ、一八日鈴木市之進から藤斎宮へ、一九日藤斎宮から前記の神職と惣命婦・命婦中に廻された。当時の対馬の人口増加がいかに藩を圧迫していたか、切迫しれた。当時の対馬の人口増加がいかに藩を圧迫していたか、切迫しれた。当時の対馬の人口増加がいかに藩を圧迫していたか、切迫していたが、当時の対馬の人口増加がいかに藩を圧迫していたか、切迫していたが、当時の対馬の人口増加がいかに藩を圧迫していたか、切迫している。

(五)神楽師棟梁―惣大夫と一大夫

次に御判物写を掲出して再検討したい。

夫二門之由相定候、神事之社役等之時^致談合可申調候、可存府夷之発者近年就申争伐、今度佐須奈八嶋左馬助与井田左馬大

此旨之状如件

天正十六

九月七日 義智(花押)

井田掃部助殿

すると、同じ文言の御判物が井田左馬大夫宛に発給されていた。 馬大夫は府内の法者であるから「府内造る判物帳」によって確認 であれば神楽師棟梁職の家筋として問題はないからである。 考えられるのは両者は父子ではないかということである。父子関係 なのか。左馬大夫と掃部助とは同一人物とは考えられない。 とながら左馬大夫宛となる筈である。なぜ左馬大夫ではなく掃部助 助宛になっている。争論の当事者は左馬大夫であるから、 ものである。ところが宗義智の御判物は伊奈郷志多留村の井田掃部 と府内の井田左馬大夫に発給されていたのである。 まり宗義智から同年月日、 八嶋左馬助と府内の井田左馬大夫の二つの派に相定まったという 府内の発者 (法者)と田舎の発者が争論となり、 同文言の御判物が志多留村の井田掃部助 佐護郷佐須奈村 当然のこ 井田左

対馬藩によって御判物母の調査当時、原本はすでに散佚していて、金、一七二三)の御判物改の調査当時、原本はすでに散佚していいない、争論によって二人に分けたものであるが、八島氏宛の「御判が写」には天正一六年の宗義智の御判物は書写されていない。享保、大年(一七二三)の御判物改の調査当時、原本はすでに散佚しているが、八年(一七二三)当時、大可能性がある。

条文がある。
の「社家御判物御朱印被成下候案」(藤家文書)の中に次のようなの「社家御判物御朱印被成下候案」(藤家文書)の中に次のようなこの推測を裏付けると思われる史料として、宝永六年(一七〇九)

佐須奈村日吉権現神主八嶋惣右衛門

右ハ御先判ハ以前訴訟申上候為 御判物拝領仕罷下候時分船

誤し、父子共死去之時分失候、今度御判物被成下候

ので。が、御判物が散逸する背景には、このような痛ましい海難事故もあが、御判物が散逸する背景には、このような痛ましい海難事故もあかと思われるが、果たしてどうだろうか。真相のほどはわからない案すると、失われた御判物は、天正一六年の宗義智御判物ではない名の訴訟(争論)、御判物の喪失、八嶋家という三つの要因を勘

楽師棟梁家は、大切な御判物を失っていたことになる。 楽師棟梁家は、大切な御判物を焼失してしまい、知行を召上げられ は、幼少の時に知行の御判物を焼失してしまい、知行を召上げられ は、幼少の時に知行の御判物を焼失してしまい、知行を召上げられ は、幼少の時に知行の御判物を焼失してしまい、知行を召上げられ といと寺社奉行所に願い出た。しかし検地帳で吟味をし が、知行召上げの次第不分明などの理由で願書は差し返された が、知行召上げの次第不分明などの理由で願書は差し返された が、知行を召上げられ にすれたが、知行を召上げられ は、幼少の時に知行の御判物を失っていたことになる。

が申出るに及び、 顛末を記す。法者頭飯田乾頭大輔調乗の長子茂元は多病にして早世 当時、二つの争論を抱えていた。その一つが八幡宮神楽師棟梁をめ 次男左馬大夫がいたが妾腹であったので、 はじめ飯田氏であった。以下、蔵瀬家の伝承によって簡潔に争論の の関係で詳細は別の機会に譲るが、後に蔵瀬氏を名乗る法者頭は、 である。後者は、 ぐる争論であり、もう一つは法者頭の主導権(家督)をめぐる争論 かわるもう一つの争論を紹介する。これこそが平山東山の誤解を牛 んだ最大の要因だったからである。井田左馬大夫は天正一五、 ここで唐突ではあるが、 調乗の死後に至り、 親類が二つに分れての争論になった。争点は、 いわば本家と分家によるお家騒動であった。 天正一五、 調家の跡目相続は甥左馬大夫にと親類 六年当時の井田左馬大夫にか 弟の乾頭大夫調家に家督

家関係書類より)。

「大夫の母は調乗の後妻となったか妾のままであったがあった(蔵瀬がなされ、さらに田舎配下の法者、調家、左馬大夫、親族まで再三にわたり尋問がなされた。遂に義智公の御前において調家の相続はにわたり尋問がなされた。遂に義智公の御前において調家の相続は長子清縄(幼名、のち勘十郎智縄)に決定し争論は平定した。左馬長子清縄(幼名、のち勘十郎智縄)に決定し争論は平定した。左馬長子清縄(幼名、のち勘十郎智縄)に決定し争論は平定した。左馬大夫の母は調乗の後妻となったか妾のままであったかに尽きた。

本ったのか、こうした疑問がはじめて理解できるのである。 を知る人は皆無である)。また、井田氏は元禄三年(一六九八)に蔵とを知る人は皆無である)。また、井田氏は元禄三年(一六九八)に蔵とを知る人は皆無である)。また、井田氏は元禄三年(一六九八)に蔵に法者を止めて神職になり、飯田氏は元禄一一年(一六九八)に蔵に法者を止めて神職になり、飯田氏は元禄一一年(一六九八)に蔵に法者を止めて神職になり、飯田氏は元禄一一年(一六九八)に蔵に法者を止めて神職になり、飯田氏は元禄一一年(一六九八)に蔵に法者を止めて神職になり、飯田氏は元禄一一年(一六九八)に蔵に法者を止めて神職になり、飯田氏は元禄一年(一六九八)に蔵に法者を止めて神職になり、飯田氏は元禄一年(一六九八)に蔵に法者を止めているが、両家の確執はなぜ後世にまで尾を引くことに瀬氏に改めているが、両家の確執はなぜ後世にまで尾を引くことに瀬氏に改めているが、一方のである。管見

―元喜大夫─治部右衛門の家系である。 主と法者頭の跡目を嫡子井田治部右衛門が相続している。左馬大夫わかる。翌一○年に元喜大夫が死亡したため、白城(白木)神社神によると、当時、元喜大夫と乾頭大夫の二人の法者頭がいたことが「表書札方毎日記」寛文九年(一六六九)二月二五条〈史料23〉

を指す。本文書は、治部右衛門が法者頭であった頃の影響力を排除と述べているのは、治部右衛門が法者を止めた元禄三年以前のことで、法者頭の蔵瀬乾右衛門が「此以前井田治部右衛門同役仕候節」宝永元年(一七〇四)の「覚(験者神子定め書)」〈史料32〉の中

して、蔵瀬家の支配力を盤石にしようと意図したものである。

したという誤解を重ねたのであった。八島は神道に復し、左馬大夫の子孫は蔵瀬となって法者たちを支配も井田左馬大夫が係わっていたために、誤解したのである。しかも平山東山は天正時代に二つの争論が同時に進行し、そのどちらに

は神職・命婦・神楽師の補任状を発給していたのである。 らせるように、違犯の神楽師を必ず戒めるように命じている。 られるとして、 斎賢(仲郷)は、両八幡宮と諸社の男女神楽師勤方の儀に違乱がみいか。 総宮司職の藤氏の差配を受けていたことは、明和六年(一七六九) 八島氏が法者であることを示す。法者であっても神楽師としては、 神子法者中と佐須奈惣大夫と連名であるのは、神楽師棟梁惣大夫の 達して、神主の三位坊へ渡すように命じている。宛先が、上四郡の は上四郡(豊崎、佐護、 達写」〈史料20〉では、佐護郷湊女房神宮の建立について、 氏が加わり、両棟梁となったという。明暦三年(一六五七) 14〉によると、神楽師棟梁は八島氏が本職であって、中古以来井田 再び神楽師棟梁に話題を戻すことにする。「八幡新宮伝記」 「覚」〈史料67〉によっても明らかである。総宮司職の藤兵内 志多留村神楽師棟梁一大夫家に対し、 伊奈、三根)の神子と法者に、大工賃を調 旧規の式を守 奉行所 の一御 (史料

(六) 御子(神子)と法者(発者)

営の時には御子法者の公事(税)を免除するというものである。ま料二‐15〉は、両八幡宮(木坂と府内の八幡宮)とその外諸社の造二月一一日付、鹿見村の法者扇彦右衛門尉宛の「宗茂勝書下」〈史にも「御子法者」が散見する。室町時代の明応三年(一四九四)一法者の妻あるいは娘が神子である場合が多かったが、宗家御判物

るとあって、娘が御子であることが明らかである。
〈史料二 - 18〉の場合は、御子法者の公事は、親であるので免除す二 - 16〉と天正一二年(一五八四)八月一七日付の「宗景満書下」た明応七年(一四九八)卯月一五日付の「宗国親遵行状」〈史料

ミコを主役 (舞方)、ホサを脇役 豊崎・佐護・伊奈・三根の四郡)に居住する御子とほっしゃ(発者) 料二 - 29〉は、木坂八幡宮の鳥居造立のために、上津郡(上県郡の 寄進するに当り、発者の娘が命婦である故に、先例通り社役を禁じ 実際にはホサが司祭者である場合が多い。この点では九州諸社と対 登場する。ミコホサ・御子発者と中世には慣習的に用いられたのは、 いは命婦)と法者(発者あるいは験者)がセットになって古文書に の御子発者も、親子あるいは夫婦関係にあることを前提としている。 史料の玄心は、仁位郡主宗信濃守盛家の出家後の法名である。 るとあって、発者と命婦が親娘関係であることが明らかである。 の「玄心預ヶ状」〈史料二 - 4〉では、佐保の天神宮に鈴江の畑を 中世の九州各地及び対馬にはミコホサ、すなわち神子(御子ある さらに、年号不明一〇月二五日付、木坂宮司宛「宗盛直書状」 応仁三年(一四六九)五月三日付、仁位郡佐保の天神姫市命婦 各々布一反宛差し出すよう協力要請したものである。この場合 (囃子方)とみたからであろう。 全 本

勤仕していたことである。第三に、九州諸社の法者は、笛・太鼓を改む)がいて、神子と法者を支配したが、九州諸社の場合は宗像宮にせよ、海頭阿蘇社にせよ、御子発者は一社に所属して祭礼に勤仕したが、カ州諸社の場合は宗像宮に改む)がいて、神子と法者を支配したが、九州諸社には法者頭の存改む)がいて、神子と法者を支配したが、九州諸社には法者頭の存

馬は共通している。

特色であろう。

たからであろう。 巫女という事情もあるが、法者頭蔵瀬家の法者神子支配が強化され 験者巫女と完全に法者が上位となる。これは法者の妻や娘が神子・ 20〉、「神子法者」と「法者神子」が混在する時代を経て、宝永元年 が散見する。明暦三年(一六五七)には「神子法者」とあり 覚書』は寛永から寛文頃の成立とみられるが、その中に「法者神子」 義智の御判物を受けている。智元の著になる『飯田家年中行事大略 大夫との争論で相続が決った飯田勘十郎智縄の嫡子である。 る。法者頭第四三代飯田乾頭大輔智元は、天正年間の分家井田左馬 られたが、江戸時代前期の寛永から寛文の頃には「法者神子」とな (一七〇四)の「覚 元和八年八月二七日に死去すると、家督をつぎ、寛永六年正月に宗 対馬で中世から近世初期まで御子発者や神子法者と慣例的に用い (験者神子定め書)」〈史料32〉になると法者神子、 習縄が 〈史料

(七) 朝鮮居住の神子と法者

『対州編年略』によると、南北朝時代の貞治五年(一三六六)、

朝鮮有, | 神子法者, 事依, | 対馬人住居, 也数が定まったか、とある。著者の藤定房は、この条の最後を、と茂)は家臣を高麗国に遣し歓待される。ここに和好の儀がなり、麗国王が使を対馬に遣し、海賊船の取締と和好を請う。宗慶君(宗麗国王が使を対馬に遣し、海賊船の取締と和好を請う。宗慶君(宗

や神職ではなく、神子法者居住のことを書きとめたのか。者研究からほとんど注目されなかったものである。定房はなぜ僧侶と結んでいる〈史料42〉。この文言は、これまでの対馬の神子と法

発者」を確認することができる。徳三年(一四五一)の「峯郡御旧判写」〈史料7〉によって「御子いない。したがって室町時代に至ってからのことになる。事実、宝南北朝時代には、まだ対馬島民の居住を許す高麗三浦は成立して

萩原三雄編『中世の対外交流 場・ひと・技術』高志書院、二○○○二年)、関周一「朝鮮三浦と対馬の倭人」(小野正敏・五味文彦・一九九三年)、長節子『中世国境海域の倭と朝鮮』(吉川弘文館、二中世の対馬と朝鮮については、村井章介『中世倭人伝』(岩波書店、

○一四年)、荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』(山川出版社、二世の対馬ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史』(勉誠出版、二六年)、関周一「中世の対馬と朝鮮の港町・三浦」佐伯弘次編『中

(八)法者舞と鉾舞(鋒舞)

○○七年)などに詳しい。

法者舞は見えない。しかし同時代の『木坂八幡宮社改、神物、祭礼、祭料帳』御旅所において鋒舞が行われた。両日の御神楽とは命婦の舞であり、楽と鋒舞があり、同五日の祭礼では、浜の宮にて御神楽が済んだ後、『対州神社誌』の木坂八幡宮の場合、八月四日の祭礼では、御神

一四知三 三通

(史料26) によると、

八月四日の祭礼では

祝詞 壱座

一鋒舞

神楽 壱通

法者舞

とあり、八月五日祭礼では、

一祝詞 壱座

一神楽 壱通

一法者舞

右者浜フ宮ニ而勤申上候

はふじやうゑ 壱巻

一四知三 三通

一祝詞 壱ळ

一鋒舞

右分御旅所ニ而動申上

を同一視することはできない。において、鋒舞が御旅所において舞われたのである。法者舞と鉾舞舞が舞われ、五日の祭礼では、神楽(命婦の舞)と法者舞が浜ノ宮とある。このように八月四日では、鋒舞、神楽(命婦の舞)、法者

、番宮り景見である。 『対州神社誌』で唯一「法者舞」が記載されているのは、府内の

八幡宮の祭礼である。

八月十三日晚

(中略) 祓。祝詞。鋒舞等勤之。

八月十四晚 御神楽并法者舞勤之。

八月十五日 放生会御祭礼。

一御たび所江神輿御出之御行列。

(中略)神輿。鉾舞二 宮婦七人。與幣神輿。與幣神輿。法者。白

兵衛・藤勘之允・阿比留大巫

神輿。

白幣。

神輿。

立签。

太刀。若背。

同奉行。〔一宮甚

御たび所にをゐて備物。(中略) 祓。祝詞。放生会文。鉾舞等

- 28 -

八月一四日晩の御神楽(命婦の舞)と法者舞(御神楽師と呼ばれ入月一四日晩の御神楽(命婦の舞)と法者舞(御神楽師と呼ばれる法者による神楽舞)は試楽の神事として舞殿(八幡宮拝殿)で行われた。鉾舞は『対州編年略』によると、応永一五年(一四〇八)た二人の伶人が鉾を振って舞った。島甲を冠り、青と赤の鼻高面をつけた二人の伶人が鉾を振って舞った。島甲を冠り、青と赤の鼻高面をつけた二人の伶人が鉾を振って舞った。島甲を冠り、青と赤の鼻高面をつけた二人の伶人が鉾を振って舞った。昭和三六年に永留貞芳氏が舞ったのが最後で、その後何年か三根の長留氏が舞ったが、絶えてしまった。鉾舞は一種の舞楽であり、法者舞は神楽舞である。両者はまった。鉾舞は一種の舞楽であり、法者舞は神楽舞である。両者はまった。鉾舞は一種の舞楽であり、法者舞は神楽舞である。両者はまった。鉾舞は一種の舞楽であり、法者舞は神楽舞である。両者はまった。鉾舞は一種の舞楽であり、法者舞は神楽舞である。両者はまった。鉾舞は「種の舞楽であり、法者舞は神楽舞である。両者はまった。鉾舞は「種の舞楽であり、法者舞は神楽舞である。両者はまった。鉾舞は「種の舞楽であり、法者舞は神楽舞である。」

八幡宮の八月一四日晩の「法者舞勤之」について、なお付言すれば、石塚尊俊氏は前著において『対州神社誌』府内

しれない。であり、要するに法者が舞うということの記載であったのかももしかしたらこれは「法者舞、勤之」ではなく、「法者、舞勤之」

動させて読み、両者を勤めるということなのである。 ない。「御神楽并法者舞勤之」とあるように、御神楽と法者舞を連られていた〈史料15〉。したがって法者、舞勤之」と解すべきでは七年(一六六七)六月一四日の祇園会祭礼にも「法者舞」が仰付け者舞」という言葉があったのであり〈史料26〉、貞享に先立つ寛文という解釈を示されたが、これは誤りである。貞享当時すでに「法という解釈を示されたが、これは誤りである。貞享当時すでに「法

祇に差加え、藤右馬助の差配下にすると命じた。蔵瀬完之丞はこれ以て八幡宮神楽師を相勤めてきたが、朝政御一新の旨趣により、神後の新官職名)は、法者頭蔵瀬完之丞と法者たちが、法者の名称をまた、明治元年(一八六八)一二月八日、主政官(寺社奉行廃止

唱えた。その口上書の中に次のような一節がある。を不服として、蔵瀬家先祖参議三善清行以来の由緒を述べて異議を

法者を神楽師と御組取被遊候与奉存候事法者は神楽師「無御座、配下神楽を奏し、法者舞を献』ゆへ、

。 明治維新の時にも「法者舞」という言葉は生きていたことがわか

る

(九)宮舞神楽次第と峯郡四ヶ村の神楽

記事である。唯一、神楽次第がわかるのは、木坂八幡宮の次の全く不明である。唯一、神楽次第がわかるのは、木坂八幡宮の次の『対州神社誌』には「神楽」が頻出するが、その内容に関しては

舞)に引用したので繰り返さないが、「四知三 三通」「神楽 壱通」幡宮社改、神物、祭礼、祭料帳』〈史料26〉である。(八)法者舞と鉾舞(鋒以外で「四知三」が見えるのは、貞享二年(一六八五)の『木坂八「四知三」と「神楽」は切り離して読むべきである。『対州神社誌』を翻刻した鈴木棠三氏は「四知三神楽」とされたが、「毎祭礼 祝詞 放生会 四知三神楽 心経 錫杖等勤之

宮舞神楽次第

ては未詳である。

とあって、両者は別々に記されているからである。「四知三」につ

むしろ本史料で注目すべきは次の箇所である。

一神楽 壱通

錫杖

壱通

一心経 三通

一佗宣

異なるが、どちらも同時代の木坂八幡宮の祭礼における次第である。ここには「四知三」がなく、「佗宣(託宣)」が加わっている点が

こ、する一冊を取り上げている。たとえば志田賀村の那祖師大明神の条き資料として貞享二年の『峯郡四ヶ村神楽申上帳』〈史料27〉と題者である鈴木棠三氏は『対州神社誌』の解題の中で、特に注目すべこれは当時の祭儀の多様性を示すものとみてよい。対馬研究の先駆

那祖師大明神之神楽時申上

一中臣祓 三返

一錫杖 壱巻

本覚讃

壱返

一心経 三巻

円頓者 壱巻

立儀分 壱巻

とある。鈴木氏は、右の次第に、右分ニ而勤申上

イ=中臣祓 ロ=本覚讃 ハ=錫杖 ニ=心経 ホ=円頓者

=立儀分

ておきたい。

「おきたい。

「おきたい。

「おきたい。

「おいうように記号をつけ、各社の神楽時之申上に新しい次第が加わたが、ように新しい記号を付して、峯郡四ヶ村(実は八ヶ村)二七れば、さらに新しい記号を付して、峯郡四ヶ村(実は八ヶ村)二七れば、さらに新しい記号を付して、峯郡四ヶ村(実は八ヶ村)二七れば、さらに新しい記号を付して、峯郡四ヶ村(実は八ヶ村)二七れば、さらに記号をつけ、各社の神楽時之申上に新しい次第が加わたいうように記号をつけ、各社の神楽時之申上に新しい次第が加わたいうように記号をつけ、各社の神楽時之申上に新しい次第が加わたいうように記号をつけ、各社の神楽時之申上に新しい次第が加わたいうように記号をつけ、各社の神楽時之申上に新しい次第が加わたい方は、

の中に「神楽壱座(壱通)」がなくても「神楽」と称していること、、「那祖師大明神之時神楽申上」という文言が示すように、次第

すべて「神楽壱座」を欠く。つまり唱文(祭文)が中心だったことである。志田賀村の四社は、

- 新尾村の恵美次の三社で、「神楽壱座」のみである。 お尾村の恵美次社で八つの次第、最少は小峯村の山形と午王、は志田賀村の恵美次社で八つの次第、最少は小峯村の山形と午王、一、村により社により、神楽次第には繁簡があること。 最も多いの
- 中世の神仏混淆の形を示している。れたこと、これらは、神楽次第として本史料以外に見出せないが、三、本覚讃・錫杖・心経・円頓者・立儀分の経文が祭文として誦ま

四社が同じ次第であった。
小峯村権現、吉田村権現、吉田村鋒大明神、賀佐村氏神恵美次の四、「宮舞神楽次第」にこれらの次第を当てはめると、二七社のうち、

神主伊勢坊は社僧であろう。これらの諸社の祭儀は神主 きないが法者の可能性が高い。幾左衛門は法者と明記されており、 神主八坂兵五郎が雇われて勤仕している。右の八坂兵五郎、 は神主伊勢坊、青見村一社は木坂村宮舞、 あるいは社僧と宮舞が勤めていたのである。 式兵衛は神主であると共に法者である。 主・法者龍造寺幾左衛門、 六社は神主八坂式兵衛、 祭祀者に注目すると、志田賀村四社は神主八坂兵五郎、 小峯村権現は峯村宮舞、吉田村八社は神 賀佐村二社は神主孫兵衛、 神主孫兵衛は未だ確認で 櫛村三社は志田賀村の 狩尾村二社 佐賀村 八坂

(一〇) 祇園会の神楽

六三五)一一月一五日条に、月一五日)には、神事能が行われた。『対州編年略』寛永一二年(二江戸時代の寛永期から幕末に至るまで、府内八幡宮の祇園会(五

於対州府中八幡宮有」賽猿

納したことを示している。

納したことを示している。

納したことを示している。

納したことを示している。

が、争論の勝利を八幡宮に祈願し、大願成就のお礼として猿楽を奉
にの争論の結果は、寛永一二年将軍家光の親裁で宗義成の無罪、
たが、争論の結果は、寛永一二年将軍家光の親裁で宗義成の無罪、
たが、争論の結果は、寛永一二年将軍家光の親裁で宗義成の無罪、
たが、争論の結果は、寛永一二年将軍家光の親裁で宗義成の無罪、
たが、争論の勝利を八幡宮祇願会における神事能の創始には、日朝間の国とある。この八幡宮祇園会における神事能の創始には、日朝間の国

審主以下家臣、僧侶や町人までも八幡宮境内の所定の棧敷で見物 潜かえりまの。 はれ、すべて藩士だった。祇園会の神事能がすんだ数日後、 ばれ、すべて藩士だった。祇園会の神事能がすんだ数日後、 ばれ、すべて藩士だった。祇園会の神事能がすんだ数日後、 はれ、すべて藩士だった。祇園会の神事能がすんだ数日後、 はれ、すべて藩士だった。祇園会の神事能がすんだ数日後、

神楽師棟梁惣大夫家であった佐須奈の八島家には以前約一○面の神 用したとすると、仮面を用いた一種の神楽能があったとみられる。 用している。また八幡宮の命婦と天神の命婦が舞台で御神楽を舞う 内の白木神社祠官で法者であった井田左馬大夫は湯立と神楽舞を仰 たという。 による洪水で、 楽面があった。 について、裳袴を藩から借用している。 付けられ、古い能衣裳の中から大口、烏帽子、水衣などを藩から借 一三日及び一五日条(「表書札方毎日記」〈史料21〉)によると、 藩主が参勤交代で留守の年には、法者による湯立や大神楽が行わ 御在国の年には御能が興行された。万治三年(一六六〇)六月 現在は旧法者家である鹿見の扇家に、 同家の仮面は多数の古文書とともに流出してしまっ 昭和四六年七月一六日と二二日、 法者の神楽舞に能衣裳を着 鬼神面 折からの集中豪雨 ・男面・女

るばかりである。面(二面)、越高の豊田家に鬼神面と男面の合わせて六面が伝存す

「祇園会御神事御能の覚」〈史料40〉によると、大神楽に舞う題目「祇園会御神事御能の覚」〈史料40〉によると、大神楽に舞う題目「祇園会御神事御能の覚」〈史料40〉によると、大神楽に舞う題目「祇園会御神事御能の覚」〈史料40〉によると、大神楽に舞う題目がである。延宝年間も末になると御能興行が恒例となり、法者のたのである。延宝年間も末になると御能興行が恒例となり、法者の神楽舞は自然と相止むこととなった。

(一一)放生会の命婦の舞と法者舞

によって命婦の神楽舞と法者舞について記す。
の放生会の詳細な解説書である。『宮にあたる前日一四日晩は試楽の放生会の詳細な解説書である。宵宮にあたる前日一四日晩は試楽の放生会の詳細な解説書である。宵宮にあたる前日一四日晩は試楽の神事と呼ばれ、命婦による御神楽と法者による法者舞(神楽舞)の神事と呼ばれ、命婦による御神楽と法者による法者舞(神楽舞)の神事と呼ばれ、命婦によって命婦の神楽舞と法者舞について記す。

袖を翻し、神楽歌をうたう。たとえば、神楽鈴)を取り、起って神前に向かい、右手に著鐸矛を振り、左の次に命婦が神保と勧盃を行う。次に神楽乙女が著鐸矛(くま鈴・

次に左に向い、たとえば、集る所の神楽女は同音に和てうたう。神歌を唱える間は楽を留める。道速振神の瑞籬に袖かけて一舞へばぞ出る天の岩戸を

次に後に向い、たとえば、 大の戸をおしあけがたの雲間より 神代の月の影ぞさやけき

次に右に向って、たとえば、 あけてみことの面しろしろ 千早振る天の岩戸の夜神楽は あけてみことの面しろしろ

同じ。
同じ。
楽人は神遊を奏し、終って又手種を振って案上に納め、肅に同じ。楽人は神遊を奏し、終って又手種を振って案上に納め、肅に同じ。楽人は神遊を奏し、終って又手種を振って案上に納め、肅に同じ。楽人は神遊を奏し、終って又手種を案上に置き、左右左といずれも右の如くする。又神前に向い手種を案上に置き、左右左といずれも右の如くする。又神前に向い手種を案上に置き、左右左といずれも右の如くする。

法者舞は、まず八幡宮の神楽師棟梁惣大夫である佐須奈村の八島 法者舞は、まず八幡宮の神楽師棟梁惣大夫である佐須奈村の八島 法者舞は、まず八幡宮の神楽師棟梁惣大夫である佐須奈村の八島 大きである。もんは中より降来る、 の本地あるいは鎧の祝言等を語る。是を誦経という。鈴の本地は、 の本地あるいは鎧の祝言等を語る。是を誦経という。鈴の本地は、 の本地あるいは鎧の祝言等を語る。是を誦経という。鈴の本地は、 でがり舞い、鈴 でがいる。もんは中より降来る、 では、 では、 でがります、 では、 である志多留村の井田氏が、順々 では、 でいる。 では、 でがります、 である。 では、 でがります、 である。 である。 であるを招い、 でがりたい。 でがりたい。 であると、 であると、 であると、 でがります。 でがります。 では、 でがります。 では、 でがります。 では、 でがります。 でいる。 でがります。 でいる。 でがります。 でいる。 でがります。 でいる。 で

というものであり、鎧の祝言とは、

兜の星も菊の座も、世に花やかに、東方の後を敵に見せまじき毛の、秋は敵に勝色の紅葉にまがふ錦皮。冬は雪毛の空晴て、一日出度な、年立渡る初春に、雪毛のよろいがわ。夏は冷しき鎧

御鎧と祈り奉る。

いずれも誦経である。というものである。また幣の本地、剣の本地などというものもあり、

の強いものであった。

本業の唱教(正行、正経、聖教、唱行などとも書く)は広い意味が、空情報の保文であるが、宮崎県の椎葉神楽や諸塚神楽などのように、で一種の祭文であるが、宮崎県の椎葉神楽や諸塚神楽などのように、で一種の祭文であるが、宮崎県の椎葉神楽や諸塚神楽などのように、で一種の祭文であるが、宮崎県の椎葉神楽や諸塚神楽などのように、で一種の祭文であるが、宮崎県の椎葉神楽や諸塚神楽などのように、

あった。 太鼓とて、身をもみ、桴を中に投げ上げたりして曲調をなすもので下をくぐらして前・後にし、身をまわして舞曲をなした。太鼓も曲また注連の舞とて、扇二本を開いて両手に持ち、肩を越させ、腕

の舞の定式なのか、試楽の神事のみの定式なのかは未詳である。藤定房の『社家要林』を踏襲している。「神保」と「勧盃」が命婦が、神楽の次第に命婦による「神保」と「勧盃」の記述はおおむねび戸時代の命婦の舞と法者舞に関するもっとも詳しい史料である

(一二) 命婦と明舞

引用させていただいた。江戸時代の御判物改の段階で誤写されたもがら神楽・命婦・明婦・明舞・御子・発者関係史料として六○点をがまとまった形で翻刻されている。本報告書の第三章に、同書の中『長崎県史 史料編第二』には九州大学謄写本によって「宗家御判物写」を行い、その写本を藩は五回にわたり、島内の御判物改め(調査)を行い、その写本を下成した。その古文書集が「宗家御判物写」と称されるものである。「宗家御判物」とは、鎌倉時代から幕末までに宗家が島内の家臣・「宗家御判物」とは、鎌倉時代から幕末までに宗家が島内の家臣・

見られる。 のもあるとされるが、『長崎県史』に活字化される段階での誤植も

ここで取上げる「みやうぶ」については、

ミやうむ役・明婦職・明舞職・みやうふしき・宮部・みやう婦

后 好耶

二年毎日記」〈史料56〉)。

二年毎日記」〈史料56〉)。

本記)宗家第二七代義蕃公の継目の御判物改めの時である(「宝暦婦と明舞の表記の違いが初めて問題にされたのは、宝暦二年(一七婦判物のみならず、様々な文書の中でも区々に用いられている。命とその表記は御判物写によって区々である。こうした表記の違いは

加志命婦に発給した御朱印状の写しには「命婦」とあり、役方の 加志命婦に発給した御朱印状の写しには「命婦」とあり、役方の か婦は、命婦の字を用います。その他は明舞と書きます。明舞と申 うに返答している。惣命婦・一ノ命婦・鶏知命婦・加志命婦・黒瀬 うに返答している。惣命婦・一ノ命婦・鶏知命婦・加志命婦・黒瀬 であり、であり、であり、であり、であり、でのは、命婦の字を用います。その他は明舞と書きます。明舞と申 しますのは神楽師の事ですので、男と女の神楽師があります。加志 市婦は、命婦の字を用います。その他は明舞と書きます。明舞と申 しますのは神楽師の事ですので、命婦の字でございます。 加志命婦は八幡宮の婦の家筋ですので、命婦の字でございます。

発給した「義蕃様 寺社御判物御朱印控」によって確認される。 この返答によって命婦の字が採用されたことは宝暦二年に義蕃が

命婦職之事任先期不可有相違者也

宝暦二壬申年

十一月十五日 御朱印

貝志命婦

の上では、惣命婦や脇命婦なども神楽師と記すものがあった。このように御判物の上では区別されることになったが、各種文書

(一三) 命婦職の継承

し出す。
し出す。
の解験を継ぐべき養女探しに腐心することになる。命婦見つからず、病死後に探す場合もあった。親戚縁者の中に相応の娘が隠居するか死去した時に跡目を相続するが、命婦の生前に跡職がし、つまり命婦職を継ぐべき養女探しに腐心することになる。命婦し、つまり命婦職を継ぐべき養女探しに腐心することになる。命婦し、つまり命婦職を継ぐべき養女探しに腐心するといいのが難しくなると跡職探

日条〈史料45〉 日本(一七二七)五月一五 であった。 であった。 であった。 でのよう のなたり、身体に障害があって、田舎 選ばれる娘は、生来病弱であったり、身体に障害があって、田舎

を養子として迎え、宮婦職を譲りたいと願い出て許された。宮婦職勤めは難しい。そこで豆酘村宮婦の娘るうという一四歳の娘えても何一つ覚えることができない。生まれつき不得手で、とてもなたり宮婦には、一三歳になる娘が一人いたが、宮婦の職道を教

○脇命婦の場合―享保一五年(一七三○)五月一四日〈史料48〉

井田市左衛門の娘ちよという者が当年二二歳になり、脇命婦と同家とめる者がなく困っている。神楽師棟梁職である伊奈郷志多留村の府内八幡宮脇命婦は、七○歳余で甚だ老衰しているが、跡職をつ

を差配する総宮司職の藤内蔵助が願い出て許された。○歳であり、新たに弟子を取立てるのも難しいことでもあるので、おは内々に職道稽古いたし、結婚もせずにいた。脇命婦はすでに七よは内々に職道稽古いたし、結婚もせずにいた。脇命婦はすでに七の者でもあるので跡職に命じて府内に出ることを許してほしい。ちの者でもあるので跡職に命じて府内に出ることを許してほしい。ち

○池命婦るいの場合―寛延元年(一七四八)一二月一九日条〈史料

池命婦るいは、家業方不得手であるので、与良郷尾崎村百姓法者53〉

○同じくるいの場合―宝暦一○年(一七六○)四月二一日条〈史料

忠右衛門次女かねと申す者を養子に願い出て許された。

できなくなった。娘かねは家業得方であるので、この者に命婦職を池命婦るいは元来家業方不得手である上に病気もあって、勤めが63〉

98〉○天満宮命婦の場合―天保七年(一八三六)一二月二六日条〈史料○天満宮命婦の場合―天保七年(一八三六)一二月二六日条〈史料

命じて下さいと願い出て許された。

馬には本山派の南岳院がいて、それぞれ配下の山伏を差配した。対き記する梅本坊が願い出て許された。梅本坊は彦山派の山伏。対望んでいるので、命婦職まき跡にひろを申付けて下さい。天神命婦を着頭蔵瀬乾頭丞方より命婦職を代勤してもらってきた。ところが鍛老頭を扇の帰ったので、会にので、法で満宮命婦の大の養女まきという者が病死してしまったので、法

四)命婦の困窮

府内八幡宮の惣命婦・脇命婦・神嬬をはじめ、白木・奈多連・天

だろうか。史料から垣間見ることにする。神・池神などの諸社の命婦たちは、どのような生活を送っていたの

○惣命婦の場合―「御達御書付」年不明閏四月六日〈史料121

し渡し、願書は指し返された。
と惣命婦は先祖より八幡宮惣命婦職を仰付けられ、家屋敷等も与えられていた。以前は神楽も多く、その助けをもって修理してきた。られていた。以前は神楽も多く、その助けをもって修理してきた。と物命婦が願い出た。これに対して年寄中は、今程、御家中も町方と惣命婦が願い出た。これに対して年寄中は、今程、御家中も町方と物命婦が願い出た。これに対して年寄中は、今程、御家中も町方と物命婦が願い出た。これに対して年寄中は、今程、御家中も町方は神楽も多く、その助けをもって修理してきた。

○木坂命婦の場合―「御達御書付」年不明一○月二七日〈史料12〉

を以て神楽を勤めて難儀をしている。木坂命婦から藤内蔵助を介し宝永五年(一七〇八)からこの木綿も止められ、近年は自分で衣服用の小袖をも与えられていた。その後は木綿二疋宛与えられたが、木坂命婦(一之命婦)は八幡宮の祭礼に神楽を勤めて、往古は着

て願書が指し出された。

月二九日条〈史料51〉(○湯嶋天神宮命婦の場合―「寺社方記録」元文五年(一七四○)八この願いを取上げることはできない。願書は指し返された。は、木坂命婦に限らず、その類は多く、今程、困窮な時節である故、願の趣きは據ろないことではあるが、倹約につき木綿を止めたの

瀬乾右衛門はこれをとがめて、内職を許可された者は一六人いるが、りの違え事(内職)として絵の営みをしてきた。先頃、法者頭の蔵外の命婦と違って少しの給祿もなく、生活が苦しいので、少しばか湯嶋天神宮命婦は、母親の代から三〇ヶ年余り相勤めてきたが、

脇光院方へ手紙をもって申し渡した。出て、許された。天神命婦を差配する彦山派修験棟梁の梅本坊後見出て、許された。天神命婦を差配する彦山派修験棟梁の梅本坊後見められた。天神宮命婦は、命婦職ばかりでは生活は苦しいので、何場嶋天神宮命婦は人数外であるから、今後は中止するようにと差留

四月六日条及び一九日条〈史料70〉○池明婦と奈多連舞婦の場合―「寺社方記録」安永九年(一七八○)

理や神楽太鼓の調製をしたいと願い出た。

地の明婦は、池神社が大破して、このまま放置していては却っている内から銀三○○目支給して下さるなら、神社の壁廻りの修とができない、と窮状を訴えた。さらに、毎年社領銀九○目宛下さとができない、と窮状を訴えた。さらに、毎年社領銀九○目宛下さとができない、と窮状を訴えた。さらに、毎年社領銀九○目宛下さとができない、と窮状を訴えた。

願い出た。料銀の支給が滞っているので、お見合せをもってお渡し下さい、と料銀の支給が滞っているので、お見合せをもってお渡し下さい、と奈多連舞婦は、元来困窮している上に、病気である。四季の神楽

月一七日条〈史料72〉○惣命婦と命婦中の場合―「寺社方記録」天明六年(一七八六)八

は支給できない。何分差し繕う様に藤兵内に申し渡した。皆は無理からぬことではあるが、現在のご時体では以前の滞銀までせを以て支給して下さいと願い出た。しかし寺社奉行は、願書の趣せを以て支給して下さいと願い出た。しかし寺社奉行は、願書の趣を以て支給して下さいと願い出た。しかし寺社奉行は、願書の趣をが見合いて、御祭礼の時は、衣類を取り繕って勤めているところ、そっていて、御祭礼の時は、衣類を取り繕って助めているところ、そっていて、御祭礼の時は、衣類を取り繕っている。

四季に支給されていた御神楽料銀が滞っていて、祭礼は勿論、月並実は前年の天明五年(一七八五)一二月二三日条〈史料71〉にも、

い。 みの神楽に出勤できない、と惣命婦たちは願書の中に書きつけてい

料75〉 右の天明六年から八年後の寛政六年(一七九四)八月一三日条〈史

回分に相当する。

□分に相当する。

□分に相当する。

□分に相当する。

□分に相当する。

□分に相当する。

活となって反映していたのである。常に倹約を強いられており、藩財政の苦境はそのまま命婦の窮乏生いたと思われる。対馬藩はもともと、財政的に豊かな藩ではなく、善されるはずもなく、命婦たちは相変わらず窮乏を余儀なくされて一時的にせよ神楽銭が支給されたが、これで命婦たちの生活は改一時的にせよ神楽銭が支給されたが、これで命婦たちの生活は改

一五)命婦の装束と神楽の疎略

一月になる<

- 油布七尋三尺ハちわやの用
- 一木綿七尋三尺ハ長はかまの用
- 一丹木百目は右染用

明礬壱両右同断

朱壱匁右彩色用

紅糸壱両右総の用

右は宮婦舞衣之用。三年ニー度宛御替被下候事。

方、府内の今宮若宮と大明神の二社は、

ちわや、長はかま、ふるび次第、御替被下候事。

とある。前者は三年に一度取替とあり、後者はふるくなり次第に取

替とある。

なっている。 目に装束を取替える、とあり、ここでは五ヶ年目に取替えることに して、油布・白木綿・丹木・明礬・赤原を一人分支給する。五ヶ年 ○「御郡奉行毎日記」寛政七年(一七九五)九月二九日条〈史料77〉 佐須郷小茂田村師大明神の祭に御神楽を勤める明舞に、装束用と

その御附紙には、これまでいか様の訳があって支給されなかったの ず、神事の節に支障があるので支給してほしいと願い出て許された。 ってきたことであり、七ヶ年目に取替えることにする、とある。 神嬬以外の命婦は五ヶ年目に取替える。神嬬はこれまで自分で相繕 か分からないが、統一にかけ、神事にも差支えるので支給するが、 ○年不明八月五日、小野六郎右衛門書状(木坂命婦装束用之品之儀) ○寛保二年(一七四二)二月二四日、 府内八幡宮の三命婦の一人神嬬は、千早・裳袴が藩から支給され 平田直右衛門書状 (史料52)

ており、 には記載がない。五ヶ年目に取替えるので、去年願い出て支給され 曆六年(一七五六) 藤兵内から先日願い出ていた木坂命婦の装束の品々について、 右の品々で相繕うように申し渡した。 四月朔日に受取ったと書いてあるが、 役方払帳 宝 (史料123)

の命婦の条に、 ○享保三年 (一七一八) 正月二五日 「対馬神職人名帳」〈史料38

惣之命婦

一脇命婦

神嬬命婦

右ハ府中八幡宮

一之命婦

脇命婦

右ハ木坂八幡宮

鶏知村住吉大明神命婦

加志村加志大明神命婦 近代装束無之故御神事ニ不罷出

池神御神楽師

黒瀬村城八幡之命婦

近代装束無之故ニ御神事ニ不罷出

白木御神楽師

今宮御神楽師

奈多連之御神楽師

仁位村和多都美之御神楽師 近代装束無之故御神事ニ不罷出

山の『八幡宮祭会記』〈史料73〉は詳細な放生会の解説書であるが、 とは、府内八幡宮の八月一五日の放生会のことと思われる。平山東 代装束が無い故にご神事に出仕しない」と注記がある。このご神事 とある。右の加志命婦・黒瀬命婦・和多都美之御神楽師の三人は「近 八月一五日の御幸に命婦が供奉する。 行列の命婦を抜き出して記す

ノ命婦 鐶髻唐衣着二人左右に並ぶ

脇命婦 神嬬 前同 左右に列

鶏知命婦 池ノ命婦 服上ニ同 二行二列

和多都美命婦 今宮命婦 前二同

燕瀬命婦 白木命婦 前ニ同

の中に、神輿に供奉する命婦の姿が見える。 高御幸行列」の絵額が二四枚(本来は二五枚)掲出されている。その事で行列」の絵額が二四枚(本来は二五枚)掲出されている。 東は、命婦の舞の千早・裳袴のことではなく、放生会の御幸行列に 東は、命婦の舞の千早・裳袴のことではなく、放生会の御幸行列に 東は、命婦の舞の千早・裳袴のことではなく、放生会の御幸行列に 東は、命婦の舞の千早・裳袴のことではなく、放生会の御幸行列に 東は、命婦の舞の千早・裳袴のことではなく、放生会の御幸行列に

いる間、さし羽を神輿にさしかざす事である。そして第四は仮殿で の先に二人づ、候事であり、 ?の通り勤めるように命婦に指示すること、 放生会における命婦の勤めは「命婦中・社人中へ申置事」 によると、 勧盃の勤めをする事であった。 第 一は典膳・勧盃の勤めであり、 第三は、 浜の浮殿で放生会が行われて 一方、 浮殿での祭文の間、 神前の典膳の時に、 第二は行列の神輿 〈史料 古





同上。神輿に供奉する命婦 (渡辺伸夫撮影)

し羽を命婦に渡すのが社人の勤めであった。

いう。それは「近代」という共通の言葉で導かれる。であるが、この享保の頃は、命婦たちの神楽が疎略になっているとで記の「近代装束無之故ニ御神事ニ不罷出」は、享保三年のこと

くなった。
うのである。御神楽料も以前の大神楽が奏された時と替り、今は無料40〉によると、近代は命婦たちの御神楽が疎略になっているとい料40〉によると、近代は命婦たちの御神楽が疎略になっているとい二年後の享保五年五月一一日の「八幡新宮造営之節諸色覚」〈史

建立のことをさす。 御神楽は寅の時で、 に舞うことになっていた。今は命婦は舞わなくなった。総宮司職 木坂命婦、三番に府中の命婦、 藤内蔵助は、これから以後は頭神楽の格で行うように申しつけた。 命婦とあり、 正保年の御遷宮の時には、 右の正保年の御遷宮とは、 先例は大皷と銅拍子で楽を奏し、 初日一 「正八幡宮御建立之時帳」 番に、 正保二年 一番惣命婦、 合わせて御神楽は三神楽である。 府中の惣の一 (一六四五)の府内八幡の御 二番木坂命婦、 〈史料18〉によると、 命婦・御神楽師が共 (惣命婦)、 三番府 二番に

ようである。いが、「享保四年18条年帳」一一月一四日条〈史料39〉によると次のいが、「享保四年18条年帳」一一月一四日条〈史料39〉によると次の頭神楽については、党神楽、堂神楽とも書かれて、不明の点が多

に舞うのが定法であった。 に舞うのが定法であった。神楽師棟梁の惣大夫は不参、一大夫が勤い、以下段々はした。女御神楽師と男御神楽師は皆々出勤し、法者たちも出勤しの惣命婦は舞わなかった。神楽師棟梁の惣大夫は不参、一大夫が勤の四日夜は頭神楽が例の如く行われた。木坂命婦が勤めた。府内一四日夜は頭神楽が例の如く行われた。木坂命婦が勤めた。府内

なお、肥前国與賀社の惣命婦は、藩祖から天冠や千磐・舞衣など

二年五月朔日条〈史料3〉)。 舞衣を賜っているのが唯一の例である(「御郡奉行毎日記」元禄一婦が、寛永一二年(一六三五)光雲院様(宗家二三代義成公)より命婦が舞衣を拝領した記録はない。下県郡与良郷の内院八幡宮の宮を拝領していたが、対馬では、藩主宗家から木坂八幡や府内八幡の

(一六) 神子職の稽古

条〈史料46〉 会〈史料46〉 条〈史料46〉 条〈史料46〉 、に「寺社方記録」から神子職にかかわる二つの例を紹介する。 、たに「寺社方記録」から神子職にかかわる二つの例を紹介する。 、本の内実は明らかでない部分が多い。 、本の内実は明らかでない部分が多い。 、本の内実は明らかでない部分が多い。 、本の内実は明らかでない部分が多い。 、本の内実は明らかでない部分が多い。

出された。 府内法者庄司吉衛門と安神村百姓九左衛門から次のような願書が

御郡役中からも差支えないとのことで、府内出が許された。しているので、差し加えてほしいとの願書が出ていることでもあり、ことを願い出ている。法者頭蔵瀬乾右衛門からも神子の人数が不足と、結婚も難しいので、兼々法者の庄司吉衛門の弟子になり、神子と、結婚も難しいので、兼々法者の庄司吉衛門の弟子になり、神子と、右衛門の娘は、身体に障害がある者で田舎のかせぎは勿論のこ

正月二六日条〈史料65〉○竹敷村百姓市之介家内六八娘ひやくの場合―明和三年(一七六六)

仕っていたが、自立できるほどになった。神子の人数も殊に少なくやくが病身で田舎働きのできない者なので、内々に神子職稽古に召法者頭の蔵瀬乾右衛門は、与良郷竹敷村百姓市之介家内六八娘ひ

府内出を願い出て許されたことである。と、府内の法者(後者は法者頭)のもとで神子職を稽古したこと、身あるいは身体に障害をもつ身であること、田舎働きができないこと、府内の法者(後者は法者頭)のもとで神子職跡竈が許された。じて下さいと願い出た。ひやくの府内出と神子職跡竈が許された。なって、奈多連の祭礼などに差支えがあるので、神子職の跡竈に命なって、奈多連の祭礼などに差支えがあるので、神子職の跡竈に命

限らず法者の場合(とくに府内法者)も同様である。 江戸時代中期以降、神子の人数は減少してゆくが、これは神子に

ている。 は、府内法者四人、田舎法者一六人、計二〇人と約三分の一に減じ舎法者は五二人、計六三人いたが、幕末の安政二年(一八五五)に―江戸時代前期の万治元年(一六五八)に、府内法者は一一人、田

後者にみえる「奈多連の祭礼」とは、七張弓御祭、八張弓御祭礼ともいわれるもので、「表書札方毎日記」寛文九年(一六六九)二月二五日条〈史料23〉によると、なたり宮(奈多連宮)の七丁弓のの高瀬新右衛門に神子を相加えるので、人格を書付けて差出すようの高瀬新右衛門に神子を相加えるので、人格を書付けて差出すように命じた。高瀬新右衛門は法者頭の元喜太夫と乾頭太夫に右の旨を申し聞かせ、人柄一六人の書付を提出させた。

対州神社誌』の府内、奈多連の神の項に、

一銀三十六匁八分。

○毎年六月七張弓御祭礼之入目

- 一銭百文。
- 丹木壱斤。
- 一明礬二十匁。
- 一木綿三尋壱尺。

苧二百目。

一桃田紙八帖。

よって、八張弓御祭礼のあらましを紹介する。年中行事を記したもので、民俗学的にも貴重な史料である。同書に大略覚書』がある。寛永から寛文期にかけての飯田家(蔵瀬家)のとある。蔵瀬家文書の中に、飯田乾頭大輔智元著『飯田家年中行事とある。蔵瀬家文書の中に、飯田乾頭大輔智元著『飯田家年中行事とある。

者は、年中の災害を遁れるという。また蟇目鳴弦の祭という。で竹で作り、弓一挺に法者と神子が二人つくので、八挺につき合計を竹で作り、弓一挺に法者と神子が二人つくので、八挺につき合計が八本の矢を射放す。法者頭は南岩の上にいて統率する。終わるとが八本の矢を射放す。法者頭は南岩の上にいて統率する。終わるとが八本の矢を射放す。は、衛子は当の場にいて統率する。八張の弓が八本の矢を射放す。これを土用祭ともいい、この祭に鳴弦を聞くが八本の矢を射放す。これを土用祭ともいい、この祭に鳴弦を聞くが八本の矢を射放す。これを土用祭ともいい、この祭に鳴弦を聞くが八本の矢を射放す。これを土用祭ともいい、この祭に鳴弦を聞くが八本の矢を射放す。これを土用祭ともいい、八挺につき合計を開く、一方には、一方に対している。

張弓の御祈禱に相当するものであろう。式は拝殿と舞殿で執行する がある。 を仕付けておき、それに「泉津雷鬼」と書いた紙を巻藁の中に入れ 方弓」として艮・巽・坤・乾の約七尺四方の柱を建て、 阿曇照弘(長岡縫之介)が記したもので、『楽郊紀聞』にみえる八 た長岡家文書の中に、 職の藤家がこれを勤めたとある、仁位の和多都美神社の祠官であっ に、柳条院様の病気祈禱に八張弓の御祈禱が八幡宮であり。 延良の『楽郊紀聞』巻三によると、弘化三年(一八四七)四月の頃 八張弓の祭は、法者八人、神子八人で行う弓祈禱であるが、 弘化三年四月二七日より五月三日迄の御祈禱式に勤仕した 拝殿には 「正方弓」として東・南・ 弘化四年(一八四八) 西北、 の『八張弓御祈禱式』 舞殿には「隅 柱毎に巻藁 総宮司 中川

神職には命婦・明舞は一切出勤していない。大きく異にするものであった。法者の八張弓には神子が出勤するが、まで射るが、同じ八張弓と言っても、法者と神職では、その内容をる。邪気祓を唱えた後に、八人の神職が弓矢を射る。的に的中する

(一七)宗家御屋形鎮守社祭礼の神楽

〈史料11〉を取り上げた。六月二七日の条に、として、慶応三年(一八六七)六月の「天社宮夏越御祭礼之御式」の神楽と法者の大神楽が行われた。第三章資料には、その一例にあれていた。祭礼には府内八幡宮の三命婦(惣命婦・脇命婦・神羅神社・稲荷社・天社宮・天思武徳神社・昇龍神社などの鎮守社が幕末期、宗家の御屋形(下屋敷)の奥庭には、猿田彦大神・金毘

御祭礼中三命婦御神楽奏之候事

舞ではおそらくなかった。祇園会における大神楽のように天の岩戸 われた。蔵瀬家文書の「御屋形御神社御祭礼に付、 とあって、二九日の夏越祭前日までに命婦の舞と法者の大神楽が や大蛇退治といった神楽ではなかったと思われる。次には参考のた 請状が差し出された。その文面とその時勤仕の法者名を記し、 を記す。まず御屋形の御用人から法者頭蔵瀬完之丞宛に祭礼勤仕要 人が通例である。したがって大神楽は、 た御祝儀を記録している。 に万延元年(一六六〇)の天社宮御祭礼の部分を引用しておく。 控」は、安政六年(一八五九)より文久二年(一八六二)まで 以御手紙申達候、 府内法者中田舎神楽師入会二而御当日迄大神楽奏之候事 来廿八日より晦日迄、 勤仕の法者は法者頭を含めて四人から五 劇的内容をもつ大がかりな 天社宮御祭礼被取行候 御府内田舎人数 賜っ

大神楽被仰付候条、

配下面々同伴、

先例之通申之刻より

可被罷出候以上

六月廿六日

蔵瀬完之丞殿

御用人中

法者頭 蔵瀬完之永

畑島右兵衛

国分 内記

樫根村法者 米田内蔵介 舎利倉守衛

琴村法者

吉野 嘉内

畑嶋右兵衛病気ニ付嘉内よび

上セ廿九日より晦日迄相勤申候

右御祝儀金弐朱ツ、被成下

府内の法者のみで舞うが、病気不参などの場合は田舎の法者

楽師)が急遽呼び出された。

(一八)命婦と明治維新

において取り扱われ、参政が支配することになった。 四日、 慶応四年(一八六八)、九月八日改元して明治となる。その九月 朝廷御一新により、寺社奉行は廃止され、神祇道は主政官

神職の道を歩むことになる。こうして法者の神楽(法者舞)が絶え 完之丞は、異議を唱えて訴えたが、却下された。以後、法者たちは 右馬助の支配下に編入させられた。それを不服として法者頭の蔵瀬 者や観音住持や、宮僧たちは、神職改めを命じられ、総宮司職の藤 明治元年(一八六八)一二月八日、主政官より両部習合神道の法

命婦の場合はどうか。肥前佐賀市與賀神社の命婦は、明治四年(一

廃止され、以後、内侍は姿を消し、内侍舞は離島の甑島とトカラ列 島口之島にかろうじて伝存することになる。 旨趣で内侍名が神職名でないことを理由に鹿児島県庁の布達により たちは生活が困窮する旨を訴えて存続を乞うが、佐賀県役所は却下 八七一)、命婦が本来神職名でないとの理由から廃止された。 以後、命婦が姿を消した。鹿児島県の内侍も明治六年、

明治一○年と思われる藤家文書の書状〈史料44〉に、 対馬の命婦の場合には廃止の動きが全くなかったようである。

藤清一郎

被献候条命婦罷出候様、御差図可在之候以上 右者明旧三日、 国府平神社御祭礼ニ付、 御社参被遊候間御神楽

旧丁二日 清水御所

与していたのだろうか、藤家文書の調査研究が今後進めば解明され 称をかえて現在も行われているが、いつ頃まで命婦・明婦たちは関 的に知ることは難しい。厳原八幡宮神社の旧八月一五日の放生会 時代になってからも命婦の舞が行われたことは確実であるが、 とある。藤清一郎は藤右馬助が明治二年の改名後の名である。 るかもしれない。 木坂八幡宮 脇命婦、神嬬、 (海神神社)の旧八月五日の放生会は、古式例大祭と名 あるいはその他の神社の明婦たちの消息を具体 惣命

(一九)明治以降の命婦

の継承を知る上で唯一ともいえるのが、八坂盛祥著の「神職掌礼并 まことに少ない。当時どのような命婦がいたのか、その状況と命婦 命婦名簿」〈史料46〉である。八坂盛祥は、貞享三年(一六八八〉 明治以降、大正、 昭和の初期にかけての命婦の実態を示す史料は

拝殿内に額装された顔写真が掲げられてあったのを見たことがあ を見ることができなかった。 顎鬚をたくわえた威厳のある風貌の持主であった。鶏知の住吉神社 会長を務めた。昭和一二年一月三日死去。七三歳。盛祥は、 酘の多久頭魂神社などの宮司を歴任するほか、 に生まれた。母は厳原八幡宮命婦であった。対馬神道八坂流本家四 幸を父として、母繁の子として、慶応二年(一八六六)八月一〇日 村之法者八坂式兵衛神楽仕ル」とある式兵衛の末裔である。 平成二七年九月に参拝した時には、 『対州神社誌』 (両部神道八坂祈禱七流とも)を名乗り、 **峯郡佐賀村、** 宗像八幡宮の祭礼の項に「右神主同 社殿が改築されて額装写真 長崎県神職会対馬支 鶏知の住吉神社、 立派な 八坂盛

資料閲覧室に移管された。

「田和五八年購入印」、二○○四年七月、長崎歴史文化博物館の祭典を記録した。九七点が長崎県立長崎図書館郷土資料室に収めの祭典を記録した。九七点が長崎県立長崎図書館郷土資料室に収めの祭典を記録した。九七点が長崎県立長崎図書館郷土資料室に収めの祭典を記録した。九七点が長崎県立長崎図書館郷土資料室に収めの祭典を記録した。九七点が長崎県立長崎図書館郷土資料室に収めの祭典を記録した。九七点が長崎といるの名は、「対馬神社資料」として、「対馬神との表述には多くの著述があり、「対馬神社資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経資料」として、「対馬神経済料」として、「対馬神経済料」として、「対馬神経済料」として、「対馬神経済料」として、「対馬神経済料」として、「対馬神経済料」といる。

ELI、Fiv)。 で佐賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮命婦勤務嘱託を で佐賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮命婦勤務嘱託を で佐賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮命婦勤務嘱託を で佐賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮命婦勤務嘱託を で佐賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮命婦勤務嘱託を で佐賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮命婦勤務嘱託を で佐賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮命婦勤務嘱託を でた賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮の婦勤務嘱託を でた賀宗像八幡宮勤務、明治一八年より厳原八幡宮の婦子との この「命婦名簿」は、二一名の命婦名をあげ、略歴を記す。その

厳原町中村の宮原タキは、明治三○年三月より八坂繁の伝授を受

、六月より八幡宮の副命婦として勤務、後本務命婦となる。

馬と沖縄―』春秋社、二二八頁)。
暦)に八四歳で亡くなっている(『祭祀と空間のコスモロジー―対る。鈴木正崇氏によれば、小宮リンは昭和一三年閏月七月一一日(旧社天神多久頭魂神社命婦勤務。大正一四年一月二八日師範命婦とな代護郷湊の小宮リンは、八坂繁について修行し、地元の佐護湊郷

小宮リンと共に佐護郷社勤務。 小宮リンと同じ佐護大字湊の内山喜和は、八坂繁について修行、

時に、木坂の島居千鶴氏(昭和 このように八坂流の繁の許で修行し、命婦の伝授を受けたのは、 本務の高端家であった。大正三年四月より宮原タキより伝授、久根田舎村 があった。大正三年四月より宮原タキより伝授、久根田舎村 があった。大正三年四月より宮原タキより伝授、久根田舎村 を受けた命婦に、久根田舎の木寺村がいる。木寺家も代々法者家・ を受けた命婦に、久根田舎の木寺村がいる。木寺家も代々法者家・ を受けた命婦に、久根田舎の木寺村がいる。本寺家も代々法者家・ を受けた命婦に、久根田舎の木寺村がいる。本寺家も代々法者家・ を受けた命婦に、大坂の島居千鶴氏(昭和

寿喜代氏 婦の舞伝承者である樫根の長瀬 で舞うようになった。現役の命 幡宮神社や小茂田神社でも命婦 鶏知の住吉神社、 二五歳頃の時に、 神神社にのみ奉仕していたが、 であった。島居氏は、はじめ海 の舞を舞うよう依頼され、 伝授したのは木寺村の娘、 三二年生、当時二〇歳) (昭和二四年生) 厳原の厳原八 竹野宮司から に舞を 各社 は島 松江



居千鶴氏(平成5年/海神神社/渡辺伸夫撮影)

居千鶴氏から伝授を受け、平成五年から命婦の舞を舞っている。 承関係に注目してみると 師

の流れになる。この系譜は、 もう一つの流れに畑島流の国分ルイの系譜がある。仁位村の師範 八坂繁―宮原タキ―木寺村―木寺松江―島居千鶴―長瀬寿喜代 八坂流命婦ということになる。

美神社命婦国分ルイより伝授を受けた。明治三〇年一〇月八日厳原 九月九日田村々社の行相神社命婦勤務、 あった。明治元年五月八日生。明治二六年一月より畑島流の和多都 命婦であり、国分良助妻である国分繁は、仁位和多都美神社命婦で 八幡宮の命婦、 同三九年一一月一日鶏知の住吉神社命婦、 大正一四年一月二八日師範 大正五年

家で代々家業として伝えてきたのである。 の家筋ということになる。つい近年まで命婦の舞を勤めていた国分 島流であったのか、ある時代に畑島流に変わったのか知るすべはな で、その系譜に連なるものと考えられるが、国分命婦家が本来、 永代氏は、高齢のために休止しているが、 い。いずれにしても国分家が畑島流とすると、もっとも正統な命婦 畑島流とは、木坂八幡宮(海神神社)一ノ命婦が畑島家であるの 舞の継承は国分命婦家 畑

(二〇) 国分命婦家の伝承

和多都美神社の大祭では、長瀬寿喜代氏が舞っている。長瀬氏の命 同家は元来法者の家であり、 対馬市豊玉町仁位の国分家の当主文一氏は、和多都美神社前宮司 同町田の行相神社、美津島町鴨居瀬の住吉神社の宮司である。 文一氏の母永代氏は、高齢により舞を止め、平成一三年から 家のほとんどが神楽と無縁の現在、 命婦家でもあった。対馬島内の旧命婦 唯一の由緒ある家柄で

> 婦の舞は国分家のそれではな 八坂流の系譜に連なる舞で

めていた。中川延良の『楽郊紀』家以前は仁位の山上家が代々勤 国分家への譲渡はそれ以後のこ 時には、山上家が命婦職にあり、 年(一六九一)の津波があった が記されている。延良は元禄四 上家から国分家へ譲渡された話 和多都美神社の命婦は、 〈史料108〉に、命婦職が山 国分

とで、古いことではないと推考している。一方、 に伝わる磯良舞をも譲り受けたという、 婦職の相承を天文年間(一五三二~一五五五)と伝え、また山上家 点伝存している。次に二例を示す。 国分家には宗家御判物が 国分氏系図は、 命

①わたつみのみやうふしきの事、不可有子細之状如件

慶長五年三月二日 義智 (花押)

国分治部右衛門とのへ

②仁位郷和多都美之明舞職之事、 より相続可仕者也、 慶長五年任先判之旨、其方家筋

宝永六己世年正月元日 (朱印) 義○ 方宗

国分善兵衛

〔一六○○〕以前ということになる。貞享三年(一六八八)の『対 右の御判物を信じるならば、 一仁位郡仁位村、渡海宮の項に「宮司寿円坊、宮舞仁位村 山上家からの命婦職譲渡は慶長五年



国分永代氏(平成5年/和多都美神社/渡辺伸夫撮影)

学一年生まで舞ったが昭和四二年を最後に途絶えている。 国分家の「つま」と解してよいと思われる。命婦舞とともに山上家 から譲り受けたとされる磯良舞は、国分文一氏が小学五年生から中 分善兵衛」とみえている。「仁位村つま」は、 **祭例入目帳ひかへ」〈史料31〉には「宮主長岡友右衛門、宮舞役国** つま」とある。また元禄一二年(一六九九)八月の「仁位村渡海宮 右の①②によっても

安曇の磯良を水先案内として召し出すために神楽を奏すると、 う細男は、奈良市の春日若宮御祭の「細男」や福岡市の志賀海神社 期の『年中行事絵巻』には、平安京の御霊会に出る馬上の細男が描 の「鞨鼓の舞」(磯良舞)などに見られる。 かれている。袖で顔を隠し、或いは白布で覆面し、腰鼓を打って舞 隠して出現し、細男舞を舞ったという故事にもとづく。平安時代末 が顔一面にとりついて醜い容貌を恥じた磯良が、海底から袖で顔を 磯良舞は、神功皇后の三韓征伐の時、 ために神楽を奏すると、牡蠣海神に仕え、海路に明るい

という。さらに磯良舞は、今保佐 らの放生会にも磯良舞のことは見えない。 ったという。『対州神社誌』には、 裾を握て面を隠し、 えたのを機に磯良舞を失ない、今は本宮 ○○年前に舞楽の神楽が絶え、新宮(府内八幡宮)は一度浜殿が絶 放生会当日、御幸の前に浜殿で朝神楽があり、それが磯良の舞であ ったという。この磯良の舞は後に勢能舞と称したが、三○○年か四 『八幡宮祭会記』 〈史料73〉によると、 足踏にも十二踏、 (法者) に伝わり、 木坂八幡宮、 九十二踏などの習わしが多か 府内八幡宮の八月一五日 (木坂八幡宮)にのみ残る 府内八幡宮のどち 袂で顔を掩い、

楽之大事」〈資料三‐2・3〉を唱えた後に、開扇左右左に振って 国分家の磯良舞は、 また鼓もつけない。 神楽舞の一つで、 一人舞で、鈴と扇を持って舞い 顔を隠すことも覆面もしな 、誦経の

> 会年報第四集 四方に舞う。 氏が舞の型を示した写真が掲載されている。 磯良舞を教えた祖父の保之氏が自宅の庭上で太鼓を打ち、 西角井正慶「対馬神道の研究―神事・ 『漁民と対馬』昭和二七年、 関書院)には、 芸能—」 父の輝照 文一氏に 九学



文一氏提供)



厳原八幡宮神社での3人の命婦の舞(昭和40年代/国分 文一氏提供)

神楽祝詞と神歌

者が調査した昭和六三年(一九八八)当時には、すでに秘伝の意識 昭和三六年(一九六一)八月と昭和五二年九月当時、「神楽祝詞 はうすれていて、 は秘伝であるとして教えてもらえず、著書に記録できなかった。 月の民俗芸能学会平成四年度大会の時に、「対馬の神楽」と題し 石塚尊俊 命婦の舞の先駆的な研究である。 の伝えている「神楽祝詞」を教えていただいた。平成四年 『西日本諸神楽の研究』(慶友社、昭和五四年〈一九七九〉) 国分永代氏 (和多都美神社) 石塚氏が二度の調査を行った と島居千鶴氏

されていない。よって「神楽祝詞(日所作祝詞)」は翻刻されたが、内容検討はなもあり、その内容に言及できなかった。その後、岡田啓助氏などにて口頭発表し、両神楽祝詞を資料として提出したが、時間的な制約

ころに特色がある。 国分家伝承の「神楽祝詞」は、解除(祓い)を中核としていると

祈願を内容とする、祈願を内容とする、が願を内容とする。の正常な循環と豊穣予祝と国土平安の氏に与えたものである。の「神楽祝詞」を新たに書き写して島居木寺松江から命婦の舞を伝授された時、当時の厳原八幡宮神社橘房木寺松江から命婦の舞を伝授された時、当時の厳原八幡宮神社橘房本はほぼ同じである。島居氏(長瀬氏)伝承の「神楽祝詞」は、

○今年の春夏秋冬月すなほに月をひるだいにして、みのるこころ
○今年の春夏秋冬月すなほに月をひるだいにして、みのるこころ
○今年の春夏秋冬月すなほに月をひるだいにして、みのるこころ

対州神社誌』府内八幡宮の項に「八幡宮御祭礼之節読申候祝詞の写」右の末尾の「夜の驚きなく、昼の騒ぎなく」の文言に注目すると、

ろきなく。昼のさはきなくして。 てとうくにはらひしりそきうしない。けいちうの。よるのおとふしきのをそれをハ。いまたあたりに。きたらぬさきに。かねのてんけのふしやう。なひけのあくし。たんめい。ちうよう。

○我モ、カト、ワバ、アイリエテ氏立ノ、ヨルノ、ヲドロキナウ、とあり、『御子大事 全』〈資料4〉の「四土用祭タクセン」の中にも、とあり、『御子大事 全』〈資料4〉の「四土用祭タクセン」の中にも、とあり、『御子大事 全』〈資料4〉の「四土用祭タクセン」の中にも、とあり、『御子大事 全』〈資料4〉の「四土用祭タクセン」の中にも、

○息災延命、子孫繁昌、家内安全、富貴満足、夜の驚きなく昼の一の一般のでの一般がある。「『惟葉悪事災難ご座なきように、ど難類火、水難、武難、病難、口舌、いな無くように、火難類火、水難、武難、病難、口舌、

後に残された課題の一つであろう。(神保)」はあるが、この呼称はみえず時間的にどこまで遡るか、今呼称かもしれない。『社家要林』と『八幡宮祭会記』には、「神下し

きる。 ○千早振る神の忌垣に袖かけて 舞ばぞ出ずる天の岩戸を ○一首は、福岡市志賀海神社の八乙女舞の神楽歌にも見出すことがで の神歌と共通しており、伝統をふまえていることがわかる。また第 右の第一首、第二首は、平山東山の『八幡宮祭会記』〈史料73〉 右の第一首、第二首は、平山東山の『八幡宮祭会記』〈史料73〉 本で、神歌は計五首歌われるが、神歌の間、太鼓役は楽を止める。

月一四日)の命婦の舞の神歌について次のように記している。 康安以来新古今の歌を多用る。後京極摂政の、天の戸の歌、越康安以来新古今の歌を多用る。後京極摂政の、天の戸の歌、越水神なれハ、神葉の裁ちまふそらの追風になびかぬ神ハ御さしな、幣なれハ、ミてぐらにならましものを皇神の御手にとれてな、幣なれハ、ミてぐらにならましものを皇神の御手にとれてな、幣なれハ、ミてぐらにならましまので、天の戸の歌、越藤定房の『社家要林』〈史料43〉は、府内八幡宮放生会前夜(八藤定房の『社家要林』〈史料43〉は、府内八幡宮放生会前夜(八

卷第四 前か心の注連の歌」とは、 かき葉に心のしめをかけぬ日ぞなき」で、『新古今和歌集』巻第一 歌で、『新古今和歌集』巻第一六(雑歌上、一五四七)である。 右の「後京極摂政の天の戸の歌」とは、摂政太政大臣藤原良経作の 「天の戸のおしあけがたの雪間より」の歌であり、 (神祇歌、一八四八)である。また「榊葉の」歌は、 (冬部、二九四)の康資王母作が本歌であり、 の歌は、 『拾遺和歌集』 女流歌人越前作の「神風や山田の原のさ 巻第一〇 (神楽歌、 現行の第 五七八) 最後の「ミて 『金葉和歌集』 次の「越 が本歌 一首の

江戸時代中期の享保八年(一七二三)当時、命婦の舞の神歌には、江戸時代中期の享保八年(一七二三)当時、命婦の舞の神歌には、京のように『新古今和歌集』『金葉和歌集』『拾遺和歌集』などの古いは、きわめて早い事例となる。康安とは南北朝時代の康安二年(貞治元年・一三六二)、八幡宮祭礼が再興された年である(「祭礼賞書」〈史料2〉)。命婦の舞は、放生会の時のみ八乙女の舞として行われたと思われる。再興されたものの、その後さまざまな中世的芸能が姿を消してゆく中で、命婦の舞のみが命脈を継いできた(鋒帯は戦後まで行われた)。古歌引用の神楽歌は、壱岐神楽・平戸神楽・五島神楽などのように、近世になって吉田神道の影響を受けた神楽・五島神楽などのように、近世になって吉田神道の影響を受けた神楽・五島神楽などのように、近世になって吉田神道の影響を受けた神楽・五島神楽などのように、近世になって吉田神道の影響を受けた神楽・正とく見られるが、この点、命婦の舞は一線を画している。

しかし、藤定房の「康安以来」云々は確証がなく、推測の域を出しかし、藤定房の「康安以来」云々は確証がなく、推測の域を出たたとになる。 正、神葉やよちまふ袖の追ひ風」という康資王母の歌がみえる。 正、神葉やたちまふ袖の追ひ風」という康資王母の歌がみえる。 が早い例と思われる。すなわち同歌合(六十二番)の「巫」の画中が早い例と思われる。すなわち同歌合(六十二番)の「巫」の画中が早い例と思われる。すなわち同歌合(六十二番)の「巫」の画中が早が見いた。 正、神葉や」の歌があったとすると、神楽歌として引用されたことになる。

的な形であったことを示す。
「平日は略儀のみ也」とあるのは、鈴を採物とする命婦の舞が基本祭に、命婦たちが集まり、命婦の舞が繰り返されたことを意味する。祭に、命婦たちが集まり、命婦の舞が舞われたのは、放生会という大が、放生会の試楽神事では、榊や幣を採物とする命婦の舞があったさらにもう一つ確認されるのは、現行の舞は鈴のみを採物とする

四 結びに代えて

とめると次のようになる。

これまで粗述してきたことを命婦の舞に焦点をあてて整理し、ま

(一)歴史

対馬における命婦の存在は、中世の鎌倉時代にまで遡る。神楽(命婦の舞)は南北朝時代に行われており、神楽奉納のために田畠を寄進したり、祈祷のために神楽を奉納していた。室町時代になると港られた。また対馬島主宗家から御判物・御朱印状が命婦(家)宛に発給された。これらのことは対馬の命婦の歴史の大きな特色であり、発給された。これらのことは対馬の命婦の歴史の大きな特色であり、発給された。これらのことは対馬の命婦の歴史の大きな特色であり、発給された。また対馬島主宗家から御判物・御朱印状が命婦(家)宛に発給された。また両部兼帯の命婦は法者頭の蔵瀬家宮司職の藤家の差配を受け、また両部兼帯の命婦は法者頭の蔵瀬家宮司職の藤家の差配を受け、また両部兼帯の命婦は法者頭の蔵瀬家宮司職の藤家の差配を受け、また両部兼帯の命婦は法者頭の蔵瀬家の差配を受けながら神楽を勤めてきた。祭礼以外にも、清めや祓いのために命婦の舞が行われた。

料のみの生活は楽ではなかった。命婦は知行地がなく藩からの給祿は僅かで、滞ることも多く、神楽命婦家は世襲であり、常に跡目探し(養女探し)がつきまとった。

ことになった。幸いした。結果的に日本で唯一「命婦の舞」が対馬にのみ伝存するとの理由で廃絶したが、対馬の場合は廃止の動きはなかったことが明治維新では、九州各地の命婦や内侍は本来神職の名称ではない

(二) 奉納形態

輿渡御に供奉するが、御旅所で舞うことはない。よる。祭礼の前夜祭(宵宮)と本祭の朝に神社拝殿で舞われる。神神社の祭礼時に「命婦の舞」を奉納するのは、神社宮司の依頼に

(三) 芸態的特色

命婦と太鼓役の神職(かつては法者)の最少二人によって行われる。笛や銅拍子などの楽器を伴わない(かつては銅拍子があった)。る。笛や銅拍子などの楽器を伴わない(かつては銅拍子があった)。ると立ち上がり、鈴をふりながら「神楽祝詞」を唱える。「神楽祝詞」は命座し、太鼓を打ちながら「神楽祝詞」を唱える。「神楽祝詞」は命座し、太鼓を打ちながら「神楽祝詞」を唱える。「神楽祝詞」は命を立ち上がり、鈴をふりながら「神歌」を歌って四方に向きを変ると立ち上がり、鈴をふりながら「神歌」を歌って四方に向きを変えるだけで、順逆に歩きまわったりしない。

央と立ったまま向きを変えるだけである。 一般に巫女舞は順逆にまわったりするが、命婦の舞は東南西北中

の場で舞う。 順逆に大まわり小まわりに巡る巫女舞を仮に順逆巡回型とすると、対馬の命婦の舞は明らかに異なる。仮にその場廻り型とすると、対馬の命婦の舞は明らかに異なる。仮にその場廻り型とすると、と、対馬の命婦の舞は明らかに異なる。仮にその場廻り型とすると、順逆に大まわり小まわりに巡る巫女舞を仮に順逆巡回型とするとの場で舞う。

命婦の舞は、次の三段からなる。

- 右手に鈴をとって立ち上がり、左右左と袖を振り、 振りつつ神歌を歌う。位置を変えずに四方に向きを変えて繰 鈴を軽く
- 鈴を案上に置き、袖口を内側からつかんで手を隠し、 す。これを位置を変えずに四方に向きを変え繰り返す。 右左と振った後、 両袖を前に上げ、爪先立ち踵を上げておろ 袖を左
- 終わると鈴を鳴らしながら両手を交互に振り上げる。これを 再び鈴をとって左右左と袖を振り、両袖を上げて神歌を歌う。 位置を変えず四方に向きを変え繰り返す。

色である このように鈴・袖・鈴をとっての三段構成の舞は、 命婦の舞の特

りかえし舞うこともあった。 もあったかと思われる。かつては幾人もの命婦が榊や幣を採って繰 三足反閇と号ふ、四方ともに同じ」とある。古くはマジカルな所作 記』の神楽記事には「左右左と袖を翻し、 に同じ」とあり、寛政元年(一七八九)の平山東山編『八幡宮祭会 鈴を案上に置いて「左右の袖をひるがへし、七足進七足退、 享保八年(一七二三)の藤定房編『社家要林』巻三、神楽之事に、 三足進み四足退く、 四方共 是を

四 神楽史上における命婦の舞

踊とともに、 つにすぎない。対馬の多彩な芸能文化の中にあって、 きた。これらのうち現在まで伝存しているのは盆踊と命婦の舞の二 盆踊・盆狂言・法者舞・命婦の舞など、実に様々な芸能が行われて 舞楽・東遊・神楽・田楽・鉾舞・能楽・狂言・町躍・御卵塔風流 対馬は朝鮮半島に最も近い国境の島である。 間違いなくその一翼を担ってきた。 中世以来、 命婦の舞は盆 対馬では

> う証、 文書や法者頭の蔵瀬家文書の中に断片的ながら通時的に命婦たちの 名前が頻出する。命婦たちが確かにその時代々々に生きていたとい ない。対馬の場合には、各種の藩政史料をはじめ、総宮司職の藤家 記録されても一回性のもので、時代を通して記録されることはまず る。その担い手たる個人の名前が記録されることは稀である。 なことである。神楽を含めて民俗芸能の伝承は、集団的なものであ 付けることができる。これを地域的特色と捉えることも可能である。 からなる舞式は他に例がない。まさしく対馬の命婦型巫女舞と位置 命婦の舞の歴史的な特色としては、命婦の実名性と実在性が顕著 命婦の舞の芸態的特色は、その場廻り型の典型であり、三段構成 いわば存在証明である。 仮に

女探しに腐心する人生が浮かび上がる。 がて神子職の修行をへて命婦となり、神楽を勤め上げ、年老いて養 して、田舎働きのできない境遇の弱者であったことが胸を打つ。や 何よりも命婦の前身が、病弱であったり、身体に障害があったり

現れることもないのであるが、それぞれの時代の命婦の人生が、 たかも命綱となって細々と紡いできたことを忘れてはならない。 ある。この命脈は決して太くはないし、また表立って命婦の名前が こうして、リレー式に今日まで継いできたのが対馬の命婦の舞で

この項を終える。 最後に、惣命婦の人生の一齣を示す一つのエピソードを紹介して、

乾頭尉は惣命婦の逸脱した行為を総宮司職藤内蔵助に抗議した。(天 以前祇園会の時には祇園社が惣命婦の詰所だったこともあり、 婦がやって来て「無配慮自由いたし詰所に相遊居」た。法者頭蔵瀬 者たちは定められた詰所である祇園社に神楽師として詰めていた。 天保五年(一八三四)八月一五日、府内八幡宮放生会の当日、 惣命 法

保五平年 毎日記〈史料97〉)。

婦と脇命婦は非婚であったと思われる。た一瞬を感じとって、なぜか心がひかれるのである。ちなみに惣命か。惣命婦の自由なふるまいに、筆者はむしろ、惣命婦の命が輝い藤家に抗議したのである。詰所に顔見知りの法者がいたのであろう麻内八幡宮の惣命婦は蔵瀬家の差配を受けていなかった。それで

付記

神楽史上屈指であり、命婦の舞の大きな特色でもある。神楽史上屈指であり、命婦を明らかにし、命婦をめぐる世界を克明に描くことを心がけた。対馬は鎌倉時代から明治初年まで島主が変わらず、多くの古文書が島馬は鎌倉時代から明治初年まで島主が変わらず、多くの古文書が島この総説では、文献史料にもとづいて「命婦の舞」の歴史的実態

起こっていることは一筋の光明である。の状態であるのが気がかりである。国分文一氏による復活の機運がれてきたと言っても過言ではない。国分命婦家の伝承が近年、休止少ない。戦後の昭和から平成の今日に至るまで、綱渡り的に継承さその多さに反比例して、「命婦の舞」を伝える伝承者は圧倒的に

りのある人間であり、世代と時代をつないで、中世から今日まで伝無くなればその価値は失われる。その芸能を伝えるのは、生命に限である。文書は当事者が亡くなっても後世に伝わり、古文書として事業であるが、変容の危機以前に存亡の危機にあるのが「命婦の舞」事業を書は「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成」の本報告書は「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成」の

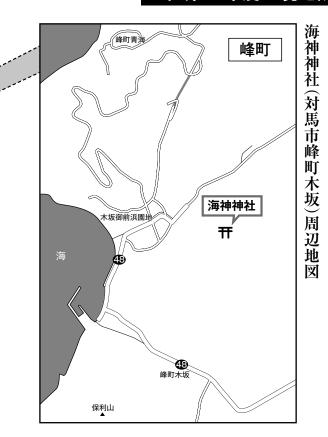
えてきたのが「命婦の舞」である。

謝の念を表して筆を擱く。 分文一氏、橘啓二氏、橘俊寿氏、俵浩氏の伝承者の方々に敬意と感り祈りたい。最後に、国分永代氏、島居千鶴氏、長瀬寿喜代氏、国「命婦の舞」がより太い命脈となって正しく継承されることを何よ日本で唯一の対馬の「命婦の舞」。全島的な理解と支援のもとに、

(渡辺 伸夫)

第二章 現地調査報告

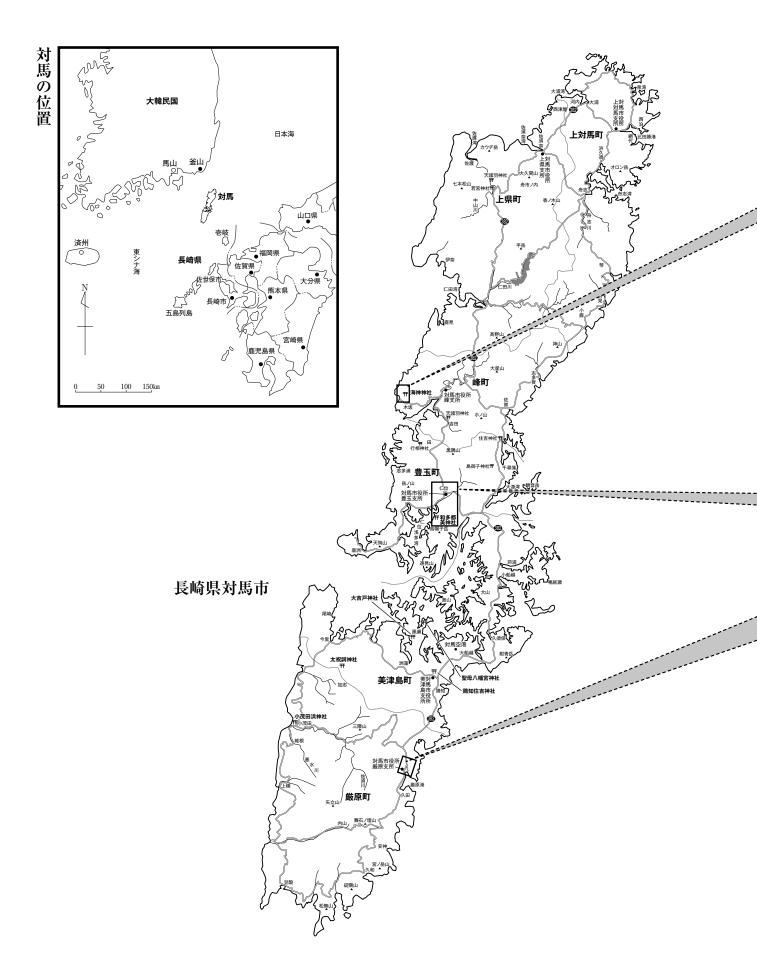
平成27年度 現地調査地周辺地図



厳原 宮谷 厳原町 八幡宮神社 西里 東里 (対馬市厳原町 厳原八幡宮神社 中村 中 田渕 5 村 対馬歴史民俗資料館●)周辺地図 対馬市役所 ● 厳原支所 **上大手橋** 図 「浜殿祭」斎場● 久田道



和多都美神社・和多都美御子神社(対馬市豊玉町仁位)周辺地図



平成二七年度 「命婦の舞」実施状況 ☆は平成二七年度現地調査を実施しなかった神社

※
肩
書
職
治
名は正
平成
<u>-</u>
车
度
年度当時
時

☆小茂田浜神社	☆聖母八幡宮神社	☆大吉戸神社	☆鶏知住吉神社	☆太祝詞神社	和多都美御子神社	厳原八幡宮神社	海神社	和多都美神社	神 社 名
厳原町小茂田	美津島町竹敷	美津島町黒瀬	美津島町鶏知	美津島町加志	豊玉町仁位	厳原町中村	峰町木坂	豊玉町仁位	(長崎県対馬市)
大祭:一一月七日(土)前夜祭	例祭:一一月四日(水)本祭	例祭:一〇月二六日(火)本祭	例大祭:一〇月二五日(日)本祭	例祭:一〇月二〇日(水) 本祭	古式大祭:一〇月六日(水)本祭	大祭:九月二六日(日)本祭 二七日(土)前夜祭	古式大祭:九月一六日(木)本祭	古式大祭:九月一二日(日)本祭	「命婦の舞」実施日(平成二七年)
一一月第二土日	旧曆九月二三日	旧曆九月一五日	旧曆九月一三日	旧曆九月九日	旧曆八月二五日	旧曆八月一五日	旧曆八月五日	旧曆八月一日	例年の実施日
舎利倉政司	橘啓二	橘啓二	平山靜喜	橘	平山靜喜	橘俊寿	平山靜喜	平山靜喜	宮司
長瀬寿喜代	長瀬寿喜代	長瀬寿喜代	鳥飼雅美	長瀬寿喜代	鳥飼雅美	長瀬寿喜代	鳥飼雅美	鳥飼雅美	いるが現在休止中) (他に国分永代氏が
俵 浩	橘啓二	橘啓二	俵 浩	(太祝詞神社宮司)	俵 浩	俵 浩		(鶏知住吉神社禰宜)	行相神社宮司がいる) 大鼓 (他に橘俊寿厳原八幡 大鼓

I 平成二七年度現地調査報告

この項目の報告は、例祭開催期日順におこなった。

和多都美神社







和多都美神社前仁位浅茅湾内の鳥居

(一) 名称

和多都美神社古式大祭

(二) 所在地

長崎県対馬市豊玉町仁位

(三) 奉納日「前夜祭祭典」

平成二七年九月一二日(土)

前夜祭 行事次第(午後五時開始)

①手水の儀、祭典出席者全員参内前に済ませる。

②宮司以下神職・命婦・巫女・祭員・氏子総代など正殿に参内

し配置につく。

④ ③ 修ゅ祝 祭典の開始前に、開始の祝詞をあげる。

参列の全員にお祓いを行う。

⑤ 挨 拶 宮司祭典開始の挨拶。

一同列拝。

⑥宮司一拝

8 7 警^は開 蹕ゥ扉

宮司奥の神殿前まで入り、 奥の神殿の扉を開く。

宮司が、「オォーォ」と五回警蹕を行う。一同低頭。

神職・氏子総代が供物を供える。(この間、奏楽・笛)

宮司、中段まで下がり、祝詞を奏上する。

⑩祝詞奏上 命婦の一人も中に入り手伝う(普段は行っていな

① 神 楽 「命婦の舞」を奉納。(この間、楽曲・太鼓

⑫玉串拝礼

⑬浦安の舞

倒お祓い

16 15 畢^ひ 撤 神職・氏子総代が供物を下げる。

宮司が、「オォーォ」と六回警蹕を行う。一同低頭。

屝 奥の神殿の扉を閉める。

①7 閉

18宮司 拝

¹⁹挨 拶 宮司お開きの挨拶

〈各行事の説明

るが、祭典次第は同じ形式であった。 と本祭とも同じ進行をとっていた。厳原八幡宮神社では宮司が異な 各行事の説明についてであるが、この報告で行う和多都美神社、 和多都美御子神社は宮司が同 一人で、 祭典次第は前夜祭

(説明の順序は、進行順による)

代が受け、最後に南側に座る氏子と参列者が受ける。 婦が受ける。さらに西側(本殿向かって左側)に座る祭員と氏子絵 かって右側)の上席に座る宮司が一人だけ受ける。続いて神職と命 て行わない場合が多く、 開始前の祝詞までは、祭員や氏子と参列者は、手水の儀など改め 修祓は、場内一同をお祓いする行事である。最初に東側 正殿に参内する前に全員が済ませておく。 (本殿向

海神神社、和多都美神社、鶏知住吉神社など二四社に及ぶ。 宮司挨拶の後、 宮司一拝。 宮司は平山靜喜氏である。管掌社は、

けると、それに合わせて宮司が警蹕を発する。 である。 ある。祭祀に参列するすべての人は、平身低頭する。神下しの儀礼 開扉は、奥の神殿に宮司と権宮司が参内し、権宮司が奥の扉を開 極めて厳かな儀礼で

神殿に供える。この間、 め用意したものを三方に盛り、 る行為である。塩・酒・米・鯛・野菜・果物・菓子など、あらかじ 献饌とは、開扉・警蹕の後、 笛の奏楽がある。 奥の神殿へ、山海の珍味をお供えす 順番に白装束の祭員が手渡しで奥の

詞を奏上する。祭りの中心行事である。 祝詞は、 宮司が神殿下の階段の上段位から中段位まで下がり、 祝

次に、神楽奉納であるが、神楽とは、 「命婦の舞」の奉納である。

(この説明については、 本祭のところで記す)

る 向かって左側の階段を中段位まで下りてきて、 玉串拝礼、最初に玉串拝礼は宮司が行う。 宮司は奥の神殿正面に 中段位で玉串を供え

氏子総代から順に拝礼する。 その時、 神職・社人・命婦は正殿で列拝する。それが終わると、

われるが、ここでは、今年は、 舞姫が浦安の舞を奉納(奏楽・笛)。 初めての奉納と思われる。 舞姫が初めて行う人(鳥飼雅美氏) 他の神社でも浦安の舞は行

閉扉、 再び、一同お祓いを受け、撤饌となり、 宮司一拝、 宮司が、「オォーォ」と六回警蹕(畢竟)を行う。一同低頭' 奥の神殿の扉を閉める。 一同列拝。 宮司挨拶の後、 祭員が供物を下げる。



(右側に命婦、左側に氏子総代が並んでいる)



浦安の舞

お開きとなる。

(四)奉納日「本祭_

平成二七年九月一三日(日)

本祭 行事次第(午前九時開始

①手水の儀、関係者全員参内前に済ませる。

祝 詞 祭典の開始前に、開始の祝詞をあげる。

②宮司以下祭員関係者全員、正殿に参内し配置につく。

④修 祓 参列の全員お祓いを受ける。

⑤挨 拶 宮司祭典開始の挨拶。

⑥宮司一拝 一同列拝。

⑦開 扉 宮司奥の神殿前まで入り、奥の神殿の扉を開く。

⑧警 蹕 宮司が、「オォーォ」と六回警蹕を行う。

神下しの儀である。一同低頭。

⑨献 饌 白装束の祭員が供物を供える。(この間、奏楽・笛)

命婦の一人も中に入り手伝う(普段は行っていな

1

⑩祝詞奏上 宮司は中段位まで下がり、祝詞を奏上する。

①神 楽 「命婦の舞」を奉納。

⑫玉串拝礼 順序は、前夜祭と同じ。

③浦安の舞

倒お祓い

⑤撤 饌 順序は、お供え物を献饌と逆の順序で下げる。

⑥畢 竟 宮司が、「オォーォ」と六回警蹕を行う。 一同低頭、

17閉 扉

18宮司一拝

19挨拶

〈各行事の説明〉

る儀礼と「命婦の舞」については、この本祭で報告する。(各行事については、前夜祭とほぼ同じ次第であり、前夜祭と異な

命婦の舞」について

- (準備として)正殿の正面に、神楽太鼓(楽太鼓)が配置される。
- 神楽太鼓の前に半畳ほどの敷物が置かれる。
- まず、命婦が、両手を広げて、拝謁一礼する。
- 神楽太鼓を打ちながら、命婦が神楽祝詞を献ずる。(写真①)

案は舞のための鈴を置く台である。

- 納する前段と、命婦が舞座で舞を舞う後段とに分かれる。・「命婦の舞」は、命婦が神楽太鼓を打ちながら神楽祝詞を唱え奉
- 奏上する部分とに分かれる。(写真②③)く所作と、千早を左右左に祓い、右手に持った鈴を振り、神歌を・後段の舞については、正面神殿に向かって、両手を広げて神を戴
- れる。 り、正面に戻る。命婦が舞を舞う間は、神職の長胴太鼓が奏楽さり、正面に戻る。命婦が舞を舞う間は、神職の長胴太鼓が奏楽さ・舞の所作を正面から始めて、右回りに、東面、南面、西面へと回
- 手で顔を覆う。(写真④) ・正面に向くと鈴を置き、左手で顔を被り、千早で左右左の後、両
- ・再び、正面で、神歌を献ずる。
- ・続いて命婦は、鈴を上下に片手で下から支え上げるように鳴らす。
- 終いに、命婦は、両手を広げ、平伏して舞を終える。
- ・ここの奉納では、「連れ舞」といって、二人で舞を行った。
- 命婦は長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏である。

③長胴太鼓(手前の神職: 俵浩氏)に合わせて

③長胴太鼓 (手前の神職: 俵浩氏) に合わせて 命婦が鈴を鳴らして舞う



④鈴を置き、千早の袖を左右左に祓う



①神楽太鼓を打ちながら命婦が「神楽祝詞」を 唱える(命婦:長瀬寿喜代氏)



②命婦が神歌を歌いながら鈴を鳴らして舞う(命婦左手前:鳥飼雅美氏、命婦右奥:長瀬寿喜代氏)

(五)衣装・楽器・用具

命婦は千早と緋袴を着用。

1、目長が1.50mでは、神楽太鼓命婦が神楽祝詞を唱える際には、神楽太鼓

(楽太鼓)を打つ。

舞では、神職が長胴太鼓を打つ。

命婦は、鈴を持って舞う。

意味があるように解せる。このことについては、本章、第二章Ⅱ

全体に渡って複雑な動きはないが、

一つ一つに

「芸態の特色」で記す。

舞の所作自体は、

長胴太鼓は、

俵浩鶏知住吉神社禰宜である。

鳥飼氏は、今年から加わった新人である。

長瀬寿喜代氏が神前に向かって前方で、鳥飼雅美氏が後方である。



神楽太鼓と、案に配置された鈴



太鼓 (手前:長胴太鼓、奥:神楽太鼓)、鈴の配置

海神神社





(一) 名称

海神神社古式大祭

(二) 所在地

長崎県対馬市峰町木坂

(三) 奉納日「前夜祭」

平成二七年九月一六日(水)

前夜祭行事次第(午後五時開始)

②宮司以下祭員・関係者、正殿に参内。 ①手水の儀、事前に関係者全員。(五分前

祓 参加者全員、お祓いを受ける。

海神神社前の木坂御前浜園地に建つ石積みの塔「ヤク

8 祝

詞

宮司が祝詞を奏上する。

米・酒・塩を含め、一〇種の供え物をする。 山海の産物を献ずる。(この間、奏楽・笛)

9神楽奉納

命婦が「命婦の舞」を奉納する。

続いて舞姫が「浦安の舞」を奉納。

⑥ 警 ⑤ 開

④宮司 一

拝

一同之に列拝す。

屝

奥の社殿の扉を開く。一同平伏する。

宮司が「オォーォ」と、三回警蹕を行う。

⑩玉串奉奠

宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員倣う。

総代玉串を奉奠し拝礼、

総代以下倣う。

① 撤 参内者は順に列拝する。

供え物を下す。(この間、奏楽)

① 閉 屝 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。

① 警 警蹕というが「畢竟」である。

宮司が「オォーォ」と、三回畢竟を行う。

一同之に列拝す。

① 宮 司 拝、

①5 宮

司

挨拶。

16 退 出 (午後六時二五分) 散会。

〈各行事の説明

のところで、「命婦の舞」以外のものについて記した。 する。前夜祭と本祭ではあまり異なった行事の内容はないが、本祭 行事説明では、前夜祭で、「命婦の舞」についてやや詳しく報告

神楽奉納は、「命婦の舞」を奉納するものである。その順序を記す。

る。 最初、吊り太鼓 (写真① (平太鼓) を打ちながら、命婦が神楽祝詞を献ず

この部分だけは、 命婦の長瀬寿喜代氏がおこなった。

続いて、舞が奉納された。

神歌を歌いながら、鈴を鳴らして、右回りに東面、 舞う。この間神職による長胴太鼓の奏楽がある。 南 頁 西面と

長胴太鼓は、神職が奏し、ゆっくり打ちならされる。

(鈴を置いて)命婦は、千早の袖を合わせて、正面から拝む。 富

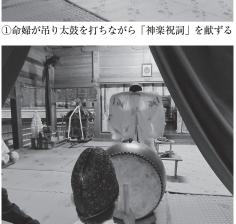
続いて、鈴を上下に振り、右回りに、東面、

さらに、東・南・西と四方を拝み、正面にもどる。

この時、 これは、 長胴太鼓は、激しく打たれる。 舞うというより、鈴で祓うという所作であった。 南面、 西面と舞う。

最後に命婦は、神殿に対して、両手を広げて伏し拝む姿勢をとる。

ここの奉納では、「連れ舞」といって、二人で舞を行った。



②千早の袖を合わせて拝む

- 命婦は、長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏である。
- 長胴太鼓は、俵浩鶏知住吉神社禰宜である。
- 所要時間は、神歌を歌い奉納する前段が約一二分、 が約一○分であった。 舞を舞う後段

四)奉納日「本祭」

平成二七年九月一七日(木)

本祭行事次第(午前一〇時開始

①手水の儀、 事前に関係者全員。

(五分前

②宮司以下祭員・関係者、正殿に参内。

祓 参加者全員、お祓いを受ける。

④宮司一拝 一同之に列拝す。

屝 奥の社殿の扉を開く。

⑤ 開 (この間、 奏楽・笛) 一同平伏する。

⑥ 7献 饌 山海の産物を献ずる。(この間、奏楽・笛 宮司が「オォーォ」と、三回警蹕を行う。

8奉幣行事 米酒塩を含め、一〇種の供え物をする。(写真参照) 神輿毎に、大きな御幣で祓い、神輿の前に供える。

⑨祝詞奏上 宮司が祝詞を奏上する。

⑩神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納する。

⑪玉串奉奠 宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員倣う。

参内者は順に列拝する。

総代玉串を奉奠し拝礼、

総代以下倣う。

⑫浦安の舞 舞姫が「扇の舞」、剣と鈴を持って舞う。

③鈴祓い

① 撤 饌 供え物を下す。(この間、奏楽)

① 閉 屝 奥の社殿の扉を閉める。 一同平伏する。

16 畢 竟 宮司が「オォーォ」と、三回畢竟を行う。

① 宮

①7 宮

司

拝、

同之に列拝す。

の祭典行事次第は、ほとんど変わらないものであったが、次の行事 岸で予定されていた「濱殿放生会」も中止になった。前夜祭と本祭

時間遅れた。一般の参拝者も極めて少なかった。

神輿が神社を出て海岸まで渡御する「お下り」も中止になり、海

が、前夜祭にはなかったものである。

本祭には、献饌で二段重ねの鏡餅が供えられた。

奉幣行事は神輿毎に大きな御幣で祓い、御幣を神輿の前に供える。

司 挨拶。

出 (午前一一時四〇分) 散会。

〈各行事の説明 当日は、気象情報では警報が出るほど大雨のため、

祭典の開始が



海神神社本祭の供物



氏子総代による玉串奉奠

参拝者

神職と、命婦 (手前二名)

- その他
- 宮司によると、三回の警蹕は三神を呼び招くともいうが、六回す る場合もあった。
- 神を迎えるためにか、階段下に宮司が座布団を敷いた。この座布 団には誰も座らない。

(五)衣装・楽器・用具

命婦は千早と緋袴を着用。

舞では、神職が長胴太鼓を打つ。 命婦が神楽祝詞を唱える際には、吊り太鼓 (平太鼓)を打つ。

命婦は鈴を持って舞う。





吊り太鼓の桴

\equiv 厳原八幡宮神社いずはら





参道

(一) 名称

八幡宮神社大祭(通称厳原八幡宮神社 旧県社

(11) 所在地

長崎県対馬市厳原町中村六四五番地

(三) 奉納日「前夜祭_

平成二七年九月二六日(土)

前夜祭行事次第(午後六時開始) ①手水の儀、関係者全員で行う。

②宮司以下祭員関係者正殿に参内。 祓 大麻・塩湯を行う。(終了後、舞姫は一時退出

④宮司一拝 一同之に倣う。

⑤ 開 屝 奥の社殿の扉を開く。一同平伏する。

⑥ 警 宮司が「オォーォ」と警蹕を行う。

⑦ 献 山海の産物を献ずる。(この間、奏楽)

8 祝 詞 宮司が祝詞を奏上する。

9神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納。

宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員倣う。 続いて舞姫(女子小学生)が「浦安の舞」を奉納。

参内者は順に列拝する。

総代玉串を奉奠し拝礼、

総代以下倣う。

① 撤 饌 供え物を下す。(この間、奏楽)

① 閉 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。

① 警 警蹕というが「畢竟」である。

宮司が「オォーォ」と警蹕を行う。

⑭宮司一拝 一同之に倣う。

① 退 出 散会。

会

16 直

〈各行事の説明

数軒の露店が出ていた。 当日は、参拝の人々が集まることもあり、 神社社殿下の広場には

特設舞台が設けられ、カラオケ大会などもあった。

厳原八幡宮神社の宮司は、橘俊寿氏である。

前夜祭での「命婦の舞」は、長瀬寿喜代氏が奉納した。

(四)奉納日「浜殿祭」

平成二七年九月二七日(日)

殿祭での次第である。 の産物などと供に、厳原港波止場の「浜殿」へ神幸する。以下、浜 厳原八幡宮神社本殿より神輿が出て、宮司や命婦、御宝物や山海

浜殿祭行事次第(午前一一時三〇分開始

①浜殿(波止場)到着後直ちに斎場に鳳輦・玉輦を安置する。

②供奉員奉持の御宝物・御幣を鳳輦・玉輦に飾る。

大麻・塩湯を行う。

④ 禰 御鏡及び御鈴を二の御前に飾る。

⑤ 献 饌 山海の産物を供える。

⑥宮司一拝 生螺(ツブガイ)を供える。

詞 宮司が祝詞を奏上する。一同平伏。

8玉串奉奠 宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員列拝。 総代玉串を奉奠し拝礼、総代以下列拝。

神事関係者列拝。

参内者は順に列拝する。

く。一同波止場の海に面して立ち、宮司後ろ手にし 大麻司先に立ち生螺奉仕、 て生螺を海中に投げ放つ。この後斎場に戻り、二の 神職並びに宮司これに続

供え物を下す。(この間、奏楽)

鳳輦の大前に再拝拍手して席にもどる。

① 撤 ⑪伶人宮廻 伶人、御手矛、お面箱、鳳輦前にて一楫、 に三周終わって、鳳輦前にて一楫。 左回り

(五)奉納日「本祭_

平成二七年九月二七日(日) 本祭行事次第(午後四時開始)

①手水の儀、関係者全員で行う。

22行列供奉整頓 祭員一同行列を組む。

① 還 行 神社に戻る。





放生会



神社本殿から神輿出発



神幸行列内の命婦

②宮司以下祭員関係者正殿に参内。

③ 修 祓 大麻・塩湯を行う。(終了後、 舞姫は一

一時退出)

4) 宮司 一 拝 一同之に倣う。

⑤ 開 屝 奥の社殿の扉を開く。 一同平伏する。

⑥ 宮司が「オォーォ」と警蹕を行う。

⑦ 献 饌 山海の産物を献ずる。(この間、奏楽)

8奉幣行事

9祝詞奏上 宮司が祝詞を奏上する。一同平伏する。

⑩神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納、

⑪玉串奉奠 宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、 続いて舞姫(女子小学生)が「浦安の舞」を奉納。 命婦以下祭員列拝

総代玉串を奉奠し拝礼、 総代以下列拝する。

する。

参内者は順に列拝する。

屝 饌 供え物を下す。(この間、奏楽) 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。

① 閉 ① 撤

①4 警

警蹕というが、「畢竟」である。

宮司が「オォーォ」と警蹕を行う。

(15) 宮司 拝 一同之に倣う。

16 退 出 散会。

① 直 会

〈各行事の説明

代氏が奉納した。命婦の舞の長胴太鼓は、俵浩鶏知住吉神社禰宜が 宮司は、橘俊寿氏、 前夜祭と本祭での「命婦の舞」 は、 長瀬寿喜

務めた。



(六)衣装・楽器・用具

命婦は千早と緋袴を着用。

命婦が神楽祝詞を唱える際は、吊り太鼓 (楽太鼓)を打つ。

舞では、神職が長胴太鼓を打つ。

命婦は鈴を持って舞う。



吊り太鼓 (奥) と長胴太鼓 (手前)



吊り太鼓



舞姫たちによる「浦安の舞」奉納

四 和多都美御子神社

⑥ ⑤ 開

屝

奥の社殿の扉を開く。一同平伏する。

⑦ 献

8 祝

詞

宮司が祝詞を奏上する。

米酒塩を含め、一○種の供え物をする。 山海の産物を献ずる。(この間、奏楽・笛) 宮司が「オォーォ」と、三回警蹕を行う。

9神楽奉納

命婦が「命婦の舞」を奉納する。

続いて舞姫が「浦安の舞」を奉納する。

⑩玉串奉奠

宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜、命婦以下祭員倣う。





和多都美御子神社古式大祭 (別称天満宮)

(二) 所在地

長崎県対馬市豊玉町仁位

奉納日 「前夜祭祭典_

平成二七年一〇月六日 (火)

前夜祭行事次第(午後七時開始

①手水の儀、事前に関係者全員で行う。

(五分前

て舞う。

②宮司以下祭員・関係者、 正殿に参内。

④宮司一拝 参加者全員、お祓いを受ける。 一同之に列拝す。

- 神社が鎮座する宝満山

① 撤 供え物を下す。(この間、奏楽)

参内者は順に列拝する。

総代玉串を奉奠し拝礼、

総代以下倣う。

① 閉 屝 奥の社殿の扉を閉める。一同平伏する。

① 警 蹕 警蹕というが「畢竟」である。

宮司が 「オォーォ」と、三回畢竟を行う。

① 宮 司 拝、 一同之に列拝す。

①5 宮 司 挨拶。

出 (午後六時二五分) 散会。

(各行事の説明)

の舞の長胴太鼓は、俵浩鶏知住吉神社禰宜が務めた。 宮司は、平山靜喜氏、 「命婦の舞」 の命婦は、 鳥飼雅美氏。 命婦

「浦安の舞」の舞姫も、鳥飼雅美氏で、「扇の舞」で剣と鈴を持っ

(四)奉納日「本祭_

平成二七年一〇月七日(水)

本祭行事次第(午前九時開始)

①手水の儀、事前に関係者全員で済ませる。 (五分前

②宮司以下祭員・関係者、正殿に参内。

祓 参加者全員、お祓いを受ける。

④宮司一拝 一同之に列拝す。

屝 奥の社殿の扉を開く。 一同平伏する。

(この間、 奏楽・笛)

6 警 宮司が「オォーォ」と、三回警蹕を行う。

山海の産物を献ずる。(この間、奏楽・笛

米酒塩を含め、一○種の供え物をする。(写真参照)

⑨祝詞奏上 8奉幣行事 宮司が祝詞を奏上する。 神輿毎に大きな御幣で祓い、 神輿の前に供える。

⑩神楽奉納 命婦が「命婦の舞」を奉納する。

宮司玉串を奉奠し拝礼、禰宜以下祭員倣う。

総代玉串を奉奠し拝礼、総代以下倣う。

参内者は順に列拝する。

⑫浦安の舞 舞姫が「扇の舞」を奉納する。剣と鈴を持って舞う。

① 撤 饌 供え物を下す。(この間、 奏楽

① 閉 屝 奥の社殿の扉を閉める。 一同平伏する。

16 畢 竟 宮司が 「オォーォ」と、三回畢竟を行う。

て替えられており、

献饌は、

他の神社とは異なり、特色があった。

献饌では、柿・梨・栗などが、三方(三宝)に盛られて、

八揃い。

正面の神前に供え物があげられた。神社の社殿は、何年か前に建

祭典の執行も、それ以前とは少し異なっていた。

① 宮 司 拝、 一同之に列拝す。

司 挨拶。

出 午前 時四〇分) 散会。

どが、柾目板の板膳に八揃い。さらに濁酒の酒などが桶の中の竹筒 もう一つの種類には、アワビ貝の殻に海藻のシラモ・白飯・干物な

(各行事の説明

宮司が平山静喜氏であり、その指導のもとに執行されていた。 宮司は平山靜喜氏、「命婦の舞」の命婦は鳥飼雅美氏。長胴太鼓 ここでの式典次第は、基本的には他の調査神社と同じ形式であっ 和多都美神社・海神神社・和多都美御子神社の三社の祭事は、

「扇の舞」で剣と鈴を持つ。 命婦は、神殿の神前下の奥尻という階段下の位置で舞を奉納した。

は俵浩鶏知住吉神社禰宜である。「浦安の舞」の舞姫も鳥飼雅美氏で、



命婦の舞は奥尻にて舞われる。長胴太鼓は神職が務める。

に入れられたものが八揃いであった。

供え物が上がっていたのを見ると、地域性があるのかもしれない。和多都美神社・海神神社・厳原八幡宮神社が、三方(三宝)で、



前夜祭の供物。直会にて提供された。



本祭の供物



鳥飼雅美氏による「命婦の舞」。奥尻にて奉納される。



吊り太鼓。神殿側に安置されている。

(五) 衣装・楽器・用具

命婦が神楽祝詞を唱える際には、吊り太鼓(楽太鼓)を打つ。

舞では、神職は長胴太鼓を打ち、命婦は鈴を持って舞う。

(立平 進)

Ⅱ 芸態の特色

一はじめに

については、記されたものはある。芸態そのものを論じた論考は少ない。奉納の祭典行事や歴史的経過「命婦の舞」では、その芸態について、詳しく記録されたものや

うことであった。 命婦の芸態について、記録されている部分は、きわめて少ないといの調査から歴史的な考察は相当進んでいると理解できる。それでものような中で、渡辺伸夫氏の論考によると、主に古文書古記録

の家であり、命婦家であった。)とは、行相神社宮司の国分文一氏のことである。国分家は元来法者は引用)によると、次のような記述がみられる。(引用内の文一氏は引用)をよると、次のような記述がみられる。(引用内の文一氏

女神楽には全く例がない。神楽祝詞を唱える。この神楽祝詞は、命婦神楽の特色で、他の巫緋袴姿で、太鼓の前に着座し、自ら両手の桴で太鼓を打ちながら「命婦神楽は、現在、文一氏の母永代さんが舞っている。千早、

振りつつ神歌をうたう。」 次に右手に鈴をとって立ち上がり、左右左と袖を振り、鈴を軽く

略

者の役)は、神歌の間、楽をとめる。「神歌は五種うたうことになっている。太鼓役の神職(もとは法

次に鈴を案上に置き、袖を左右左と振って両袖を上にあげ、爪先

立ち踵をあげておろす。

はない。 返す。順逆にめぐってめぐりかえしたり、歩きまわって舞うこと げる。これらの所作を、位置を変えず、四方に向きを変えてくり て神歌をうたう。終わると鈴を鳴らしながら両手を交互に振り上 次に神前を向き、再び鈴をとって左右左と袖を振り、両袖をあげ

このように舞の所作はいたって単純である。」

はいたって単純である」というのもそのとおりだと思われる。している。さらに、渡辺氏が言うように、命婦の舞は、「舞の所作そのように思うものである。命婦の最初の口上は祝詞であると実感命婦の舞の前段について、「神楽祝詞」としているのは、筆者も

この舞の芸態の古記録についても、次のように記されている。

う件についても、本稿では探ってみたい。 渡辺氏が、「古くはマジカルな所作もあったかと思われる。」とい

二 所見

別に「磯良舞」という神楽舞もあったというが、昭和四二年(一神楽の奉納とは、「命婦の舞」を奉納するものである。

九六七)を最後に中絶しているという。

である。和多都美御子神社の四社は、いずれも同じ奉納の形態をとったもの和多都美御子神社の四社は、いずれも同じ奉納の形態をとったもの、今回現地調査した、和多都美神社、海神神社、厳原八幡宮神社、

都美御子神社は、鳥飼雅美氏が奉納した。舞」であった。厳原八幡宮神社は、長瀬寿喜代氏が奉納した。和多舞」であずた。厳原八幡宮神社は、長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏の「連れ和多都美神社と海神神社は、長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏の「連れ

があるように解せる。本報告で記した部分から検討を進める。舞のの所には、全体に渡って複雑な動きはないが、一つ一つに意味

①海神神社の前夜祭を例に

行事説明では、前夜祭のところで、「命婦の舞」について報告した。

神楽奉納

- る。 ・最初、吊り太鼓(平太鼓)を打ちながら、命婦が神楽祝詞を献ず
- 続いて、舞が奉納された。
- 舞う。この間神職による長胴太鼓の奏楽がある。神歌を歌いながら、鈴を鳴らして、右回りに東面、南面、西面と
- 長胴太鼓は、神職が奏し、ゆっくり打ちならされる。
- (鈴を置いて) 命婦は、千早の袖を合わせて、正面から拝む。
- さらに、東・南・西と四方を拝み、正面にもどる。
- 続いて、鈴を上下に振り、右回りに、東面、南面、西面と舞う。

- これは、舞うというより、鈴で祓うという所作であった。
- この時、長胴太鼓は、激しく打たれる。
- 最後に命婦は、神殿に対して、両手を広げて伏し拝む姿勢をとる。
- この時の奉納では、「連れ舞」といって、二人で舞を行った。
- 命婦は、長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏である。
- 長胴太鼓は、俵浩鶏知住吉神社禰宜である。
- が約一〇分であった。
 所要時間は、神歌を歌い奉納する前段が約一二分、舞を舞う後段

②和多都美神社の本祭を例に

「命婦の舞」について

- 神楽太鼓の前に半畳ほどの敷物が置かれる。・(準備として)正殿の正面に、神楽太鼓(楽太鼓)が配置される。
- まず、命婦が、両手を広げて、拝謁一礼する。
- 神楽太鼓を打ちながら、命婦が神楽祝詞を献ずる。
- 案は舞のための鈴を置く台である。続いて、案(献台)を前後に間隔をとりながら、二台置く。
- 納する前殺と、命婦が舞巫で舞を舞う後殺とに分かれる。「命婦の舞」は、命婦が神楽太鼓を打ちながら神楽祝詞を唱え奉
- く所作と、千早を左右左に祓い、右手に持った鈴を振り、神歌を・後段の舞については、正面神殿に向かって、両手を広げて神を戴納する前段と、命婦が舞座で舞を舞う後段とに分かれる。
- り、正面に戻る。命婦が舞を舞う間は、神職の長胴太鼓が奏楽さ舞の所作を正面から始めて、右回りに、東面、南面、西面へと回

奏上する部分とに分かれる。

正面に向くと鈴を置き、左手で顔を被り、千早で左右左の後、両

手で顔を覆う。

- 再び、正面で、神歌を献ずる
- 続いて命婦は、鈴を上下に片手で下から支え上げるように鳴らす。
- 終いに、命婦は、両手を広げ、平伏して舞を終える。
- 命婦は、長瀬寿喜代氏と鳥飼雅美氏である。このの奉納では、「連れ舞」といって、二人で舞を行った。
- 鳥飼氏は、今年から加わった新人である。長瀬寿喜代氏が神前に向かって前方で、鳥飼雅美氏が後方である。
- 長胴太鼓は、俵浩鶏知住吉神社禰宜である。

三 芸態の考察

考察とする。)
(行相神社宮司国分文一氏からの聞き取り分を報告して、

細部では、異なる部分もある。こともできるが、敢えて比較検討を試みるとすれば、芸態において、国分・長瀬、二人の舞はよく似ており、総じて、同一の芸と見る

ある。 今確かめる事が出来るのは、国分家の系統と、島居家の系統だけで今確かめる事が出来るのは、国分家の系統と、島居家の系統だけで、その理由を考えれば、伝承されてきた経過からかもしれないが、

国分家が国分永代氏であり、島居家が長瀬寿喜代氏である。

最後に、乱れ打ちになる。
最後に、乱れ打ちになる。
はんの少し前までは、畑島家や木寺家や長郷家等が記録には見られる。昭和初期の写真にも残るが、現在では、芸態の系統までは分からない。長郷家は、国分家の系統である。国分家に残っている。とがあるが、その奏法は難しかったという。小学校六年生頃かることがあるが、その奏法は難しかったという。小学校六年生頃かることがあるが、その奏法は難しかったという。小学校六年生頃かることがあるが、その奏法は難しかったという。小学校六年生頃から指したの少し前までは、畑島家や木寺家や長郷家等が記録には見らる場で、乱れ打ちになる。

いと同じであるという。
かは、左から右へ、また左へと演ずるもので、神職が行うお祓の神でも、千早を「さゆさ(左右左)する」というのは、千早舞の中でも、千早を「さゆさ(左右左)する」というのは、千早かっかで まから はいしい とばいい と同じであるという。

手には千早の袖口を握り、背伸びをするように構える姿勢につい・命婦が、最初に、正面を向いて、両腕を広げ、二の腕を肘で折り、さらにもう一つの舞の形であるが、次のように話された。

て、である。



①「命婦の舞」の所作、国分文一氏の再現 (平成27年10月6日 立平進撮影)

- る。(写真①参照)
- このような動きは、今ではなくなっている。証言された。しかし飛びあがるまでには至っていない。(写真②参照)られるが、このことについて、国分文一氏は、足を爪先立ちするとられるが、このことについて、国分文一氏は、足を爪先立ちすると・その時の眼線の向きは、斜め上方を見る姿勢である。



足の所作、爪先立ち (平成27年10月6日 立平進撮影)

内は報告書から引用)

内は報告書から引用)

内は報告書から引用)

内は報告書から引用)

内は報告書から引用)

今回の調査で見た命婦の舞と昭和五○年代に筆者が見たものと比今回の調査で見た命婦の舞と昭和五○年代に筆者が見たものと比

準備

命婦の所作を待つ。」着座して小揖する。楽師は胴長太鼓の前に進み、小揖して着座、命婦は自座を立ち、神楽太鼓の前に進み、神前に向って小揖着座、れる。白衣白足袋、緋袴に千早を着用して、神楽鈴を右手にした「祭場中央の上位に神楽太鼓が設置され、下位に胴長太鼓が置か

- 祭壇中央の上位とは、神職が着座する場所と同じである。
- この時の、神楽太鼓は、吊り太鼓である。

吊り太鼓の両脇に桴が掛けてある。

下位の長胴太鼓の楽師は神職の一人が務める。

神楽祝詞

調子をつけている。」

調子をつけている。」

のは、大鼓は平調だが、祝詞はがら神楽祝詞を奏すること凡そ十分間、太鼓は平調だが、祝詞はがら神楽祝詞を奏すること凡そ十分間、太鼓の正面打ちを始めなてある桴を両手に取り持ちて、両手の桴先を、目前より腹前に左に帰は大きく一拝して神楽鈴を脚台に休め、太鼓の両側に掛け

・命婦の奏する口上を「神楽祝詞」という。

「掛巻久母畏伎某神社乃大前」にて、で始まるものである。

- 詞をあげる。約一○分余りである。・命婦の打つ吊り太鼓は、ゆっくりとした調子を打ちながら神楽祝
- 脚台は、案のことである。

を自歌いする。」
く一拝し、両手を両肩前にかざして右手の鈴を振りながら、神歌立ったまま腹部の鈴に両手を添え頭上から下へおろしながら大き続いて、命婦は「神楽鈴を右手に五色絹を垂らしたまま起座して、

歌を奏するのである。分かりにくい説明であるが、命婦は、立って鈴を振りながら、

「千早振る

神の忌垣に袖かけて」の口上である。

・この間、神職の長胴太鼓の奏楽がある。

無

り、交互に上下しながらの四方舞を舞う。」
舞う。四方を舞い終えて、脚台の鈴を取り、右手の鈴と左手を振な舞い、終って右廻り下位を向いて舞い、次に右廻左側を向いてく舞い、終って右廻り下位を向いて舞い、次に右廻左側を向いてく舞い、終って右廻り下位を向いて舞う。正面終って右向き同じ立ちての所作を楽師の太鼓に合せて舞う。正面終って右向き同じくが、交互に上下しながらの四方舞を舞う。」

この報告から、命婦の舞を順序に従って記録したことが分かる。

- 命婦は、四方舞を三度行っている。
- まず、右手に鈴を持ち、神楽歌の一首ごと向きを変えて、四方舞
- この時、楽師の長胴太鼓が奏される。 次に、千早の袖口を摘み、袖衣で左右左をして、四方舞を舞う。
- 舞を舞う。 続いて、右手に鈴を持ち、左手を振り、交互に上下しながら四方
- しく、現場で見ていても、分かりにくい仕草である。・これも分かりにくい説明であるが、それを記録するのも表現が難
- 命婦の舞は、この間、約一○分余りである。

れは、長瀬寿喜代氏もそのように言っていたことである。筆者には、テンポが、以前より、やや速いのかとも思われた。こ

総合的所見

化しているという印象は拭えなかった。には芸態を見ていなかったのかも知れないが、各部で、少しずつ変らすれば、命婦の舞にそれほどこだわるものではなかったため詳細年前の昭和五〇年代後半頃から、筆者が命婦の舞を最初に見た時か所見というより、全体的な感想になってしまうが、今から三十数

ο、部分的に変化は起こりうるかもしれないものである。 それに、これまでにも幾多の変遷があったかも知れないし、今後

は言えるものである。 を留めているということをのような立場からすれば、総じて古態を留めているということ

だくとすれば、次のような諸点がある。
古態を留めるということについて、幾つか私見を述べさせていた

「命婦の舞」と言う場合、舞は「舞う」である。この呼称は昔からそうであったと思われる。近世以降の舞は、「回る」所作を基本らそうであったと思われる。近世以降の舞は、「回る」所作を基本の一個婦の舞」と言う場合、舞は「舞う」である。この呼称は昔か

o。 これは現在の命婦の舞で見る時、その所作は見られないものであ

が見た舞は国分永代氏の舞であったと思われるのである。照)。今回は、国分永代氏の舞を実見できなかったが、以前、筆者両手をあげて高く背伸びをするような所作である(前頁写真②参てくださったのは、筆者が三十数年前にみたものと同じであった。国分文一氏の説明で、かかとを上げ、爪先立ちをする所作を示し

に伸ばすのではなく、両肩の位置で止め、肘を折り、少し上体を後高く背伸びをするような状態とは、両手を上げて、手は真っ直ぐ

は、神職が御幣で祓う所作に通じており、貴重であるといえる。 よって伝えられているし、千早の袖を握り、 られない所作である。 あるいは舞いあがるような仕草とも思えたのであるが、現在では見 正面上方を見ていた。手元は、千早の袖口を握っている状態である。 ろに反らすようにして、爪先立ちをするのである。その時の目線は この姿勢で、手を横に上下に動かし、飛び上がるような所作をし、 それでも、それに近い所作は、国分文一氏に 袖を左右左と振る所作

である。 思っただけではなく、 ったことである。昔は、もう少し、ゆるやかであったと思われるの 舞の調子についても、やや速くなっているということは、筆者が 伝承者である長瀬寿喜代氏も同意してくださ

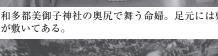
推察される。 とが言える。明治時代以降には、さらに動きが激しくなっていると 化があったと見られるものである。神楽においても、同じようなこ 芸能では、歌舞伎などのように、かなり速い調子が普及し、一大変 な動きか、タメが長かったと見られる。それに比べて、近世以降の るやかな調子が多く見られることである。 この舞の調子であるが、中世以前から伝承の芸能については、 田楽や能など、ゆるやか

が代々そうであったのであるが、昔は、 で舞を奉納していた。ここは宮司が祝詞を奏上する場所である。 そこには、たいがい畳半畳ほどの敷物が敷いてあった。 ないが、神事を司る宮司と同じ位置で舞を奉納することであった。 すべての神社が同じ造りではないので決まった場所があるわけでは 和多都美御子神社では、 古態を示す一つに、 今までのことであるが、 命婦の舞を奉納する場所の事があげられる。 命婦については、 神殿の神前下の奥尻という階段下の位置 殿様から免許が出ていたと 命婦家があり、 国分家

> いう。 もあるかも知れないが、私見を交えて、以上のごとくである。 古態を示す根拠となるものは、まだ、 神職と同じであったと国分氏はいっていた。 幾つか見落としているもの



足元には敷物



国分家では命婦になるための研修を行っていた。

(昭和初期、国分文一氏提供)

註

- (1)「対馬の芸能資料展」にちなむ民俗芸能公演『対馬の神楽と盆踊り (早稲田大学演劇博物館/一九九七)内の渡辺伸夫氏の論考による。
- 2 (1) に同じ
- (3) 国分文一氏は、命婦神楽を代々伝承してきた豊玉町仁位の国分家の現当主 司を奉職している。 で、命婦である永代氏は母である。文一氏は現在豊玉町田の行相神社の宮
- 『長崎県の民俗芸能 長崎県民俗芸能緊急調査報告書 』(長崎県教育委員 会/一九九五

立平 進)

Ⅲ 音楽的特徴

一 現在の伝承について

命婦の担い手について

神社である。太鼓は鶏知住吉神社禰宜の俵浩氏である。神社である。太鼓は鶏知住吉神社禰宜の俵浩氏である。厳原八幡宮神社人で奉納したのが和多都美神社、海神神社である。厳原八幡宮神社二七年の祭で初めて「命婦の舞」を奉納した。鳥飼氏が長瀬氏と二二七年の祭で初めて「命婦の舞」を奉納したのは、長瀬寿喜代氏(六六)と鳥飼雅美氏(四〇)である。鳥飼氏は平成長瀬寿喜代氏(六六)と鳥飼雅美氏(四〇)である。鳥飼氏は平成長瀬寿喜代氏(六六)と鳥飼雅美氏(四〇)である。

ここでは、長瀬寿喜代氏の奏演を中心に報告していく。てきたが、「命婦の舞」を対馬で伝承してきてはいない。そのため馬に帰ってきた人である。京都の北野天満宮などで「舞姫」を務め鳥飼氏は対馬出身ではあるものの島外で長く暮らし、ごく最近対

長瀬寿喜代氏の伝承についてふれておきたい。

の映像が残されている。

木坂(峰町)の命婦として「命婦の舞」を舞っていた。平成八年(一畑島武男氏の実妹の息子の嫁である島居千鶴氏(一九五七年生)が一方、畑島家による伝承は、平成一二年(二○○○)当時、当主

ってきた。 してからは、長瀬氏は唯一の命婦として「命婦の舞」を各神社で舞り とも島居千鶴氏が舞っている。数年前に島居氏が島外に移住 とで習った人で、一時、島居氏と一緒に二人で舞っていた。後者のDVDでは島居千鶴氏が舞っている。長瀬氏は島居氏から「命婦の舞」 を習った人で、一時、島居氏と一緒に二人で舞っていた。後者のDVDでは島居氏から「命婦の舞」 を習った人で、一時、島居氏と一緒に二人で舞っていた。後者のDVDでは島居氏から「命婦の舞」 で習った人で、一時、島居氏と一緒に二人で舞っていた。後者のDVDでは海神神社、和多都美神 してからは、長瀬氏は唯一の命婦として「命婦の舞」を各神社で舞 してからは、長瀬氏は唯一の命婦として「命婦の舞」を各神社で舞 してからは、長瀬氏は唯一の命婦として「命婦の舞」を各神社で舞

舞」を対象としたものである。もとづいたものであり、畑島家による伝承の系列にあたる「命婦のここで述べていく「命婦の舞」の音楽的特徴は、長瀬氏の奏演に

れていく。 なお、国分家の伝承についても、参考としてその一部について触

・太鼓について

神社	神楽祝詞に使われる太鼓	太鼓・置き方神歌に使われる
和多都美神社	神楽太鼓(楽太鼓)	長胴太鼓・斜め置き
海神神社	吊り太鼓(平太鼓)	長胴太鼓・宮台にのせて横置
厳原八幡宮神社	吊り太鼓(楽太鼓)	長胴太鼓・斜め置き
和多都美御子神社	吊り太鼓(楽太鼓)	長胴太鼓・斜め置き

太鼓ではなく長胴太鼓が用いられていた。 平成一八年(二〇〇六)の映像では、海神神社は神楽祝詞にも吊り外は雅楽の楽太鼓が用いられている。海神神社は平太鼓と呼ばれているが、その他の神社では吊り太鼓が一般的な呼称となっている。なお、が、その他の神社では吊り太鼓が一般的な呼称となっている。なお、が、その他の神社では吊り太鼓が一般的な呼称となっている。なお、が、その他の神社では吊り太鼓が、海神神社以外は飛光調に使われる太鼓は、いずれも吊り太鼓だが、海神神社以

き」にし鼓面が打ち手からみて垂直になるように置かれる。みて斜めになるように置かれるが、海神神社は宮台にのせて「横置が見られた。海神神社以外は、「斜め置き」にし鼓面が打ち手から神歌に使われる太鼓はいずれも長胴太鼓だが、その置き方に違い

一音楽構造

《神楽祝詞》〔譜例1〕

(1) 旋律

音高

の音高に近い音高で唱えられる。のなかでも高く歌われた時の音高である。《神楽祝詞》は話し言葉実際に歌われる音高は奏演ごとに若干の高低があるが、譜例はそ

P.

高い音に上がっていった時に「レミソ」が用いられている。フレー旋律の大部分は「ラドレファ」の四音からとなっている。一部、

旋律の動き

ズごとの終止音はレである。

った三音ずつ、すなわち「ラドレ」「ドレファ」のまとまりで旋律全体としては、基本となる「ラドレファ」の四音のうちの隣り合

合が多い。 をつくっている。隣の音に動く時には、前の拍の後拍で先に動く場

(2) リズム

譜例ではそのまとまりごとに、破線による小節線を入れた。まりはない。詞の一節の音節数が音楽のフレーズのまとまりとなる。なっている。いわゆる「雨だれ拍子」であり、音楽的な拍節のまと《神楽祝詞》は詞の一音節ずつを均等の拍で唱えることが基本と

(3) 形式

ととらえることができる。用いられ、中ほどと最後にも用いられており、骨格となるフレーズの反復が見られる。④で示したフレーズは前半で一定回数反復して全体としては構造的な形式は見られないが、一部に同一フレーズ

(4) 発声

話し言葉と同じ発声で唱えられる。

〔参考〕

動きも大きく異なっている。一打ちで二拍の長さで打っている。詞の拍への当てはめ方、旋律の一打ちで二拍の長さで打っている。詞の拍への当てはめ方、旋律の楽祝詞》の神楽太鼓は一打ごとに手を高く持ち上げる所作が入り、平成四年(一九九二)の映像によると、国分家の国分永代氏の《神平成四年(一九九二)の映像によると、国分家の国分永代氏の《神

《神歌》〔譜例2〕

(1) 旋律

・音高

る。

話し言葉の音高よりかなり高い音域(一点C~二点C)で歌われ

音階

「ドレミソラ」の五音からなっている。終止音はレである。

旋律の動き

歌詞の一行ごとにまとまった動きをもっている。

(2) リズム

歌

り、一定の拍の感覚をもって歌われていると思われる。しかし、歌詞の一行ごとに要している拍数は行ごとにほぼ同じであ歌の部分は、一定の拍節をもたない非拍節的なリズムで歌われる。

・
大き

③のリズムパタンの最後の枠打は三拍である。の三連符のように聴こえるほど鼓面の上でバチが弾んでいる。また、である国分文一氏が打つと、二拍目の左手による奏法はまるで□☆ 二拍目、三拍目は鼓面をバチ先で円を描くように奏される。名手

前者のように拍のまとまりが意識されているように思われる。らった唱歌「トン・トン・トン・カツ・カツ・カツ」から考えると、三+三のいずれにもとらえることができる。国分文一氏に唱えてもこれらより、圏の拍のまとまりは二+二+二+三、あるいは三+

(3) 形式

に構成される。 《神歌》の音楽形式は舞の所作との関わりから、〔譜例2〕のよう

鈴が鳴り始めたら太鼓はЈЈ↓のパタンを打ち手を止める。は太鼓は圏のリズムパタンを繰り返す(以上を〔太鼓①〕とする)。太鼓の前奏ЈЈ↓↓↓↓の後、舞手が左右左と袖を振る所作の間

る所作に合わせて、連打を含むパタン©を四回繰り返す。りから太鼓が入ってきて、〔太鼓①〕のリズムパタンへと進む。リズムパタン®を短後からは〔太鼓②〕のリズムパタンへと進む。リズムパタン®を短後からは〔太鼓②〕のリズムパタンへと進む。第四節目の最歌の一行目から四行目までは太鼓は入らず、五行目の三拍目あた

後一回は非常にゆっくりとしたテンポにして終わる。タン®の早打ちへと進んでいく。繰り返しごとに速くしていき、最鈴を上下に回転させながら四方を拝む所作をしている間、太鼓はパタン®を奏する。第五節の最後からは〔太鼓③〕へと進む。舞手が舞手が再び鈴を手にして第五節に進む間の左右左の所作の間はパ

(4) 発声

ある。

ている。日本の民謡や民俗芸能ではほとんど使われていない発声でている。日本の民謡や民俗芸能ではほとんど使われていない発声で歌われ

〔参考〕

伝承のものと、旋律の動きもリズムも大きく異なっている。国分家の国分永代氏の《神歌》の鈴・歌は、本稿に収録した木坂の平成四年(一九九二)の映像『和多都美神社古式大祭』によると、

くことにする。〔譜例3〕特に一行目についてはそれが顕著であるため、一例として示してお歌は全体に拍のとらえ方がより緩やかで、一行にかける拍数が多い。命は拍を刻むことはせず、ずっと鳴らし続けているだけである。

ようになることを願っている。 国分家が伝承する命婦の舞の音楽的特徴についても明らかにできる 異が見られる。国分永代氏が伝承する命婦の舞を受け継ぐ人が育ち、 異が見られる。国分永代氏が伝承する命婦の舞を受け継ぐ人が育ち、 異が見られる。国分永代氏が伝承する命婦の舞を受け継ぐ人が育ち、 と記してきた。本坂の伝承についても、録画資料によれば、島居千 を記してきた。本坂の伝承についても、録画資料によれば、島居千 と記してきた。本坂の伝承についても、録画資料によれば、島居千 と記してきた。本坂の伝承についても、録画資料によれば、島居千

註

- 学演劇博物館/一九九七)、二頁(1)渡辺伸夫「対馬の命婦と法者」『対馬の神楽と盆踊り 解説書』(早稲田大
- (2)巻末「参考資料一覧」の映像資料参照
- 経験 第25号』(女性民俗学研究会/二〇〇〇)、七二頁~七三頁(3)内藤美奈「対島の命婦 畑島喜輪-瀬川清子の足跡を追って-」『女性と
- (4)巻末「参考資料一覧」の映像資料参照
- (5) 口絵「楽器」の項(五頁)参照

加藤 富美子)

[譜例 1]







































〔譜例 2〕



〔譜例3〕

国分永代氏の演唱例



詞章(平成二七年度調査)

【神楽祝詞】

平成二七年度現地調査時の詞章

掛け巻くも畏こき〔 〕神社の(大神たち)大前に

畏こみ畏こみ申さく

打ちならす今日の神楽の初声に

先ず大神の広前に花の神楽を奉る

天下太しく平らかに万のものすなおに行われ

雨風ときにかなひて大八洲島豊に

青人草を平らかに安らけく

千早振る神の御代の

天の岩戸の開けしためしによりて

諸人のさやけき神楽を奉る

白妙のみてぐらをささげ持ちて

やひらかの神酒を奉り

諸々の神等をもてしろく聞食しめして

うなちをひきあともつぎもうくる諸人の

子孫栄え広ごり つぎはいながき

ときはにかきはに(めぐみ)守り幸へ給え 今年の春夏秋冬月すなおに月をひをだいにして

清々の供えものと受け納め給へ 春日なりといえども

実るころのたちつもの 八つの穂にお稲荷

かれもて和稲荒稲初稲を奉る

万のいとになりいで諸々の罪答禍いは 山は山の幸あり 海は海の幸あらしね 春の品品出るが如く有らしめ給へ みとしろのたなつものはすなおに実り

宣り分けて申さく

国は動くことなく

里は変わることなく

夜のおどろきなく昼のさわぎなく

守らしめ給へ

務る諸人どもの真心を清々にして

神楽をそろえて申し奉る事の由を

謹み申すものどもの御命長く

御祭を平らかに安らかに恵み守り幸へ給へと

謹しみ謹みも申す

- $\widehat{\underline{1}}$ 都美神社、海神神社、八幡宮神社、和多都美御子神社の名前が唱えられた。 〕内は各神社の名前が唱えられる。平成二七年度はそれぞれ、和多
- (2) () は、和多都美御子神社のみにて唱えられた。
- (3) 同右

平成二七年度、和多都美神社、 海神神社、 厳原八幡宮神社祭礼で

唱えられた「神歌

、千早振る神の斎垣に袖かけて

舞ばぞ出ずる天の岩戸を

天の岩戸をおしあけがたの雲間より

神の代月日の影ぞさやけき

、さやかなる月日の影ぞ仰げただ 命をのぶる神のめぐみを(よ)

春は花夏は橘秋は菊

冬きの空を雪とこそよめ

高き屋に登りて見れば煙たつ

民のかまども賑わいにけり

平成二七年度、和多都美御子神社祭礼で唱えられた「神歌

千早振る神の斎垣に袖かけて 舞ばぞ出ずる天の岩戸を

一天の岩戸をおしあけがたの雲間より

、さやかなる月日の影ぞ仰げただ 神の代月日の影ぞさやけき

命をのぶる神のめぐみを

、敷島の四季はよせつに変われども

ざいわいと高天ヶ原にみくままく 変わらぬものは吾が氏のさと

まくくま毎に神は喜ぶ

〈参考〉豊玉町仁位の国分家伝承の詞章

※国分永代氏によって和多都美神社で唱えられていたもの

掛けまくも畏き和多都美神社の広前に

畏み畏み啓し奉る

天にては日月かわり。昼夜かわる。

天が下の万のおゝみたからをみぐみ給い

地にしては 高山短山の如く動き無く

誠にめで給いて「万の幸」思うことの如く ひたらるに 坐くて 人の心の誠を尽くさは

有らしめ給わんことの 鏡の如く

みそなわし坐ます 久堅の天に誓い

荒金の地になぞらへて

あめつちと限り無く

長き神慮の御教に任せて 慎み慎み啓す

意の及び至る所は「現神の賢き」御教に任せ守らん

かく有といえども 天地の中には蛍火の輝く神のかっちょうちには蛍火の輝く神

五月蠅なす邪神在て 万の願の障りとなり きょく あしきかみ

八の悪事出ば「千早振神の御教のまにく 天地の中者天地の解除

太祝辞を以て

国の中者国の解除

家の中者家の解除 身の中者身の解除を以て祓清め

誠の清物を受納め給いて 万の悪しき事は 今奉る所の奉り物は かすかなりといえども

春の雪の如く消し失い

天神地神宅神・身に坐神諸共に 万の願毎にのまっかくにつなるやかかな

常磐に堅磐にめぐみ幸わへ給へと畏み畏みも申す

神歌

舞ばぞ出ずる天の岩戸を一、千早振る神のいがきに袖かけて

神世の月のかげのさやけさ二、天の岩戸を押明けがたの雲間より

四、さやかなる月日の影をあおげただ三、潮湯とる千里の沖の潮湯とる

命を延る神のちかいに

六、八雲立つ出雲八重垣妻こめに五、さいはいと高天ヶ原にみくままく

七、秋津島国も治る祭り事八重垣造るその八重垣を

八、清水山清き恵の風吹ば君の御世こそ久しかるらん

神の心もすずしかるらん

やまと島根のうごきなき世は天ヶ下いづれの国が敷島や

かはらぬものはこのすめら御代一○、四季四節四季は四節にかはれども

一、春は花夏は橘秋は菊

冬きの空を雪とこそよめ

我きみらしも久しかるもの一二、千早振る玉のすだれを打上て

Ⅳ 芸態の比較 ―周辺地域の舞との比較-

一 厳原八幡宮神社大祭での「命婦の舞」の舞い方

執り行われた。 一本の日夕刻から神社社殿にて本祭りの次第が また本殿に還行した。その日夕刻から神社社殿にて本祭りの次第が また本殿に還行した。その日夕刻から神社社殿にて本祭りの次第が

祭典は、厳原八幡宮神社宮司をはじめ九名(前夜祭)の神官による祝詞の後に、命婦の舞奉納の次第として、「神楽祝詞」といによる祝詞の後に、命婦の舞奉納の次第として、「神楽祝詞」といによる祝詞の後に、命婦の舞奉納の次第として、「神楽祝詞」といいたちで祝詞が二度繰り返されていたこと、また厳原八幡宮神社宮司による祝詞の後に、命婦の舞奉納の次第として、「神楽祝詞」といいであった。以下にこのたびの命婦の舞の次第内容を記すことた思いであった。以下にこのたびの命婦の舞の次第内容を記すことによって、修祓、開扉、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、撤饌、閉扉などのって、修祓、開扉、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、撤饌、閉扉などのって、修祓、開扉、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、撤饌、閉扉などのって、修祓、開扉、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、撤饌、閉扉などのって、修祓、開扉、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、撤饌、閉扉などの神宮には、

【神楽祝詞のくだり】

のである。

以下の神楽祝詞は平成二七年度厳原八幡宮神社大祭で唱えられたも鼓の桴を取り、革面を交互に打ちながら神楽祝詞を延々と唱えた。った。命婦は神楽太鼓前に進み、一礼して後、座し、左右の手に太った。命婦は神楽太鼓前に進み、一礼して後、座し、左右の手に太三ば後方(拝殿入り口寄り)に長胴太鼓が配されて舞い次第が始ま三、拝殿の神前に面して神楽太鼓(雅楽の吊り太鼓)が置かれ、二、

掛け巻くも畏こき八幡宮神社の大前に

畏こみ畏しこみ申さく

打ちならす今日の神楽の初声に

先ず大神の広前に花の神楽を奉る

天下太しく平らかに万のものすなおに行わ

青人草を平らかに安らけく

雨風ときにかなひて大八洲島豊に

千早振る神の御代の

天の岩戸の開けしためしによりて

諸人のさやけき神楽を奉る

白妙のみてぐらをささげ持ちて

やひらかの神酒を奉り

諸々の神等をもてしろく聞食しめして

うなちをひきあともつぎもうくる諸人の

子孫栄え広ごり つぎはいながき

ときはにかきはに守り幸へ給え

今年の春夏秋冬月すなおに月をひをだいにして

実るころのたちつもの八つの穂にお稲荷

かれもて和稲荒稲初稲を奉る

春日なりといえども

清々の供えものと受け納め給へ

みとしろのたなつものはすなおに実り

山は山の幸あり一海は海の幸あらしね

万のいとになりいで諸々の罪咎禍いは

春の品品出るが如く有らしめ給へ

宣り分けて申さく

国は動くことなく

里は変わることなく

夜のおどろきなく昼のさわぎなく

守らしめ給へ

務る諸人どもの真心を清々にして

神楽をそろえて申し奉る事の由を

謹み申すものどもの御命長く

御祭を平らかに安らかに恵み守り幸へ給へと

謹しみ謹みも申す

|神歌のくだり|

、千早振る神の斎垣に袖かけて

舞ばぞ出ずる天の岩戸を

続けながらの二番目の神歌。場で先刻と同様の両袖の左右左へなびかせ、そして右手の鈴を振り場で先刻と同様の両袖の左右左へなびかせ、そして右手の鈴を振りこれを終えると命婦は、身体を右方向に九○度回転させて、その

、天の岩戸をおしあけがたの雲間より

神の代月日の影ぞさやけき

する)から先ほどと同様の所作で三番目の神歌を歌う。──続いて命婦は、また身体を九○度右に回転させて(長胴太鼓に面

へさやかなる月日の影ぞ仰げただ

命をのぶる神のめぐみを

をしつつ、四番目の神歌を歌う。(そしてさらにまた身体を九〇度右回転させた左方向で同様の所作)

~ 春は花夏は橘秋は菊

冬きの空を雪とこそよめ

を円を描くように顔の前に持って来、顔を隠す。右方向では三度袖繰り返す。この間、正面向きの時は、左右左三度の袖振りの後両手方向向き、長胴太鼓方向向き、左方向向きの四方向に行う。これをを左方向、右方向、左方向と三度になびかせる所作を正面向き、右引き続いては、右手の鈴を案上に置いて、正面に向き素手の両袖

にとっ を隠す。これらの所作の時は四方向とも爪先立ちとなる。 方向(後ろ向き)では正面と同様の所作。 を振った後、 鈴を振りつつ第五番目の神歌を歌う。 連の所作 て、 両 両袖を左、 右手で が済むと、 (手の平がおでこの辺り) 右 また正面向きとなり、 左と三方向になびかせてから、 左を向いた時は左手で顔 顔を隠す。 案上の鈴を再度右手 そして右 また右手 長胴太鼓

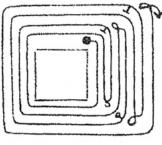
高き屋に登りて見れば煙たつ 民のかまども賑わいにけり

おいて一礼して一切を終了する。 向に繰り返し行って、 る所作の繰り返しを、 以上 0) 神歌の次第が済むと、 正面、 最後に正面神楽太鼓の前に座し、 右方向、 右手の鈴を下方から上方へ振り上げ 長胴太鼓方向、 左方向と四方 鈴を案上に

されていると整理できる。 的に要約すると、 こ の 一 身体を右回りに四方向に変えつつの所作 連の命婦の舞の芸態(ことに神歌のくだり) 両袖なびかせの左、 右、 左の三度に繰り返す振 (四方舞) とから構成 の特徴を総括

命 婦 の舞と周辺地 域の 巫女の舞との比較考察

たちである。 る五島の神楽における 神楽巫女のそれと趣を異にしている。 左廻り、 記 一の記述からわかるようにこの命婦の舞い方は、 この舞い方は単に神社の神楽巫女のみならず本土側 右廻り、 左廻りを三度に繰り返す、 「市舞_ は典型的な本土側の舞い 例えば対馬の近くに位置す 廻って廻り返すか 日本本土側 方をしてい



舞われている型である。

湯釜

0 か

花 0

に祭りの

各種の演目

でも 楽郡

有名な愛知県北設

は広く行わ

れてい

て、

例

図1 花祭りの「地固め舞」 "廻って、廻り返し、また元に廻り返す" 足取り図 **『早川孝太郎全集 第1巻』(未来社、1971) 所載「花祭」の図17より引用

っている。 ある。 ば も釜山には対馬藩の通商交易役人のための町が形成されていたな 客が対馬を気軽に散策している。 彼の国で盛んな巫女の舞との関わりについての推察である。 か。 作を繰り返すことを基本的な構成としている。 婦 流関係は全く不明であるが、 釜山と対馬との距離は五○㌔余りで、 せることと、四方位を順に右回りに身体を移動回転させながらの所 こに添付する いるジェットフォイル便は二時間程度で到着するので、 ソウル付近の万神と称される巫女の舞は板谷徹の記しているとこ 舞の芸態から推察出来るものがあるかどうか、 の舞の舞い方は、 両 これには二つのことが推定できるので以下にそれを述べよう。 つは、対馬が隣国韓国に極めて近距離に位置していることから、 .地間の交流は古い時代から緊密であったことが語りぐさとな しからば両者はなぜこのような違いを見せているのであろう もっともその中で韓国と対馬双方の巫女の舞の間での交 **図** $\underbrace{\vec{1}}_{\circ}$ 両袖を左方向、 しかし 研究者が近年報告している韓国の巫女 一方、 江 右方向、 戸期の日本国の鎖国下にあって 現在釜山から対馬へ就航して 前記で述べたように対馬の 左方向と三度になび 両者の違いは明確で 見てみたい。 韓国人観光 韓国 例え

孝太郎が記録したものをこ

廻り返す芸態で、それを早川 で三三九度に左、右と廻って れるが、まさにかたちは同 を据えてその周りで演じら

ろによれば、、交互舞・旋舞、と名付けられており、

る舞をいくつか繰り返す 採り物を持って交互に手を振り上げ、逆廻りにくるくると旋回す

いる、韓国の中部以北のムーダン(巫女)の舞い方は、と察せられる。また玄容駿が『済州島の巫俗の研究』の中で記して互の振り上げあたりは、対馬の命婦のそれに近いものではないかも回転旋回をし続けるものである。後者の旋回部分はともかく手の交とある。つまり採り物を持っての手の交互の振り上げと、その後逆とある。つまり採り物を持っての手の交互の振り上げと、その後逆

の跳躍をする踊りへ移るする舞であるが、漸次動作が早くなり、旋回もし、そして上下へ初めには腕と足をゆっくりと動かし、前後左右にゆっくりと移動

の神楽巫女の舞い方ではいささかも感じられないのである。つまりの神楽巫女の舞い方ではいささかも感じられないのである。つまりよ描写されている。ここでは先述の板谷の言う、交互舞、という記述の韓国の、上下への跳躍、の所作に通じているものかもしれない。 は、かつて一九九二年当時の国分永代女史の命婦の舞の碑をはじめ、いささか爪先立ちになる芸態が見られていて、この点は玄氏記め、いささか爪先立ちになる芸態が見られていて、この点は玄氏記め、いささか爪先立ちになる芸態が見られていて、この点は玄氏記め、いささか爪先立ちになる芸態が見られていて、この点は玄氏記め、いささか爪先立ちになる芸態が見られるいのである。つまりと描写されている。ここでは先述の板谷の言う、交互舞、という記と描写されている。ここでは先述の板谷の言う、交互舞、という記と描写されている。

懸かり形式が、憑依か脱魂かの大分類の中で考えると、の嵐みたいなものでわずかな差ということになる。つまり巫女の神い、リアにかけての広いエリアでの比較分類によれば、コップの中部以北の三者間の異同とても、玄容駿の先述の著作の東アジアから言えるのかもしれない。もっともこの、対馬、日本本土、韓国の中対馬の命婦の舞い方は韓国の中部以北のムーダンなどの舞に近いと

こなる。 ベリアおよび中央アジアのシャーマンは脱魂型に属して違うこと満州、韓国、日本本土、沖縄の巫が皆憑依型に属して類似し、シ

ということだからである。

対馬の命婦と本土の神楽巫女の芸態の違いについて推察されるも う一つのことは、憑依形式か脱魂形式かはともかく、前記の最後の り返すお定まりの芸態以外に、演じ手が神懸かり状態になるケース り返すお定まりの芸態以外に、演じ手が神懸かり状態になるケース は今もなお一部には存在している。その典型的な事例が、島根県の 間邑智郡桜江町小田(現江津市)の一九八〇年に行われた大元神楽 の映像資料に映っている突然神懸かりした託太夫の場面で、盛んに の映像資料に映っている突然神懸かりした託太夫の場面で、盛んに のた定まった形式を遵守しつつも、「その順序を厳密に運ぶ場合は った定まった形式を遵守しつつも、「その順序を厳密に運ぶ場合は った定まった形式を遵守しつつも、「その順序を厳密に運ぶ場合は ったった。 強力した。 が主となっていたのである」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って迎るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払っていたのであ る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払って廻るの る」とか、「竈の前に蝟集した見物を、容赦なく叩き払っているのかもしれな 要素のあることに気がついていた。 作が移行して行ったのかもしれない。ともあれ、当稿の文頭で言及 作をしている。同じ花祭りの中の他の演目、前掲図1の竈の周りで 懸かりして行った過去があったのではないかと推察されるような所 ともと日本の場合には北方のシャーマンの系統とは性格を異にする の場合は単に神懸かりの舞が形骸化したというだけではなくて、も 態に至っているということになろう。もっとも玄容駿は、日本本土 と思われる神懸かりの舞い方が、日本本土方面には広く分布する事 廻って廻り返しの所作であったと言える。 した日本本土の神楽巫女の舞い方とは、この形式化した三三九度の の舞のように単に形式だけを踏襲するようなかたちにその準備的所 と位置づけられるのかもしれない。あるいは、後に今日の神社巫女 の形式は、あるいは神懸かりへの準備段階の助走的意味合いのもの でこういう神懸かり一歩手前の所為があるということは、 お定まりの左右左と廻って繰り返す舞い方が行われている一方 つまり今日、形骸化した お定まり

が、日本本土の巫は違うところがあって(以下略)り、韓国、済州の巫覡も同じ方式の技術に依存している。ところ満州の巫覡が激烈なテンポの音楽と歌、踊りによって忘我境に入そのトランス状態に入る技術からみると、シベリアシャーマンや

してみたが、事柄はかなり複雑である。 状態移行へのプロセスの視点との、二点から考えられることを推定を、韓国など大陸側との距離的位置の近さ遠さの視点と、神懸かり以上、対馬の命婦の舞い方と日本本土の神楽巫女の舞い方の違い

註

- 推進事業「五島神楽」調査報告書』(文化庁/二〇一〇) 一年成二十二年度文化庁『変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の
- 例えば、『対馬の交隣』(交隣舎/二〇一四)の記載
- 戯・序説」六八頁『民族芸術VOL2』(講談社/一九八六)所載、板谷徹「神々の憑依と演

 $\widehat{3}$ $\widehat{2}$

- (4) 玄容駿『済州島の巫俗の研究』(第一書房/一九八五) 四二一頁
- 同前著 四三一頁

5

- (6) 『音と映像と文字による [大系] 日本歴史と芸能第八巻』(平凡社/一九九
- (
- (7)『早川孝太郎全集第一巻』(未来社/一九七一) 一六三頁
- (8) 註4と同著 四三二頁

(星野 紘)

第三章 資料

「命婦の舞」関係資料

凡例

翻刻した。構成、配列、記述・表記については以下の通りである。子・神子・発者・法者・神楽師などに関する文献資料を広く収集し第三章には「命婦の舞」関係資料として、神楽・命婦・明舞・御

(一) 構成について

次の三部門に分類して構成した。

命婦関連史料 一四六点

一「宗家御判物写」命婦関係史料 六〇点

の表題があるが、再録するにあたっては、これらの表題を採用和三八年)には、「給人寺社足軽百姓御判物写」などった形で翻刻されている。この中から関連史料を選び再録した。「倫判物写」には、九州大学謄写版の「宗家御判物写」がまとま和三八年)には、九州大学謄写版の「宗家御判物写」がまとまる。「美術県史報第二』(長崎県史編纂委員会編、長崎県発行、昭

末の編年文書目録に拠った。せず、個々の御判物写の文書名を表題とした。文書名は同書巻

三 「命婦の舞」関連資料 一一点

を収めた。旧法者家文書の中から、神歌・神楽祝詞などの詞章

一) 配列について

- 藤家文書その他の順にまとめて配列した。
 一 命婦関連史料は年代順として、年号不明の史料は、宗家文庫
- に収録されており、その配列に従った。但し郷名は省略した。護郷・伊奈郷・三根郷・仁位郷・与良郷・佐須郷・豆酘郷の順二 「宗家御判物写」命婦関係史料は、『長崎県史』に豊崎郷・佐
- 三 「命婦の舞」関連資料は、旧法者家・旧命婦家の家ごとにま

とめた。

三) 記述・表記について

- **、こ。** 一、翻刻にあたっては読解の便のために句読点を施し、適宜改行
- た。 一、必要に応じ、傍注の形で()内に読み仮名又は漢字を付し
- うある。 一、漢字は新字体を用いたが、一部旧字体をそのまま用いたもの
- は片カナの「テ」に改めた。一、異体字の「ゟ」はすべて平仮名の「より」に改めた。また「弖」
- 一、数字は原本通りの漢数字を使用した。
- 一、史料の表題が明記してあるものはそれに従い、表題のないも

のは内容から判断して、私に仮題を付した。

- 推量して□□で示した。□、破損・虫損・焼損、あるいは判読不能箇所には、その字数を
- い注がある場合には()に入れて示した。は、本文と同じ活字で []で示し、割注の中に、さらに細か一、〈史料73〉『八幡宮祭会記』などのように、割注が長文の場合
- 翻刻にあたって当該箇所を、ヒ []で示した。は、訂正及び削除を意味する「ヒ」が六ヶ所に付されている。、〈資料4〉『御子大事 全』所収「祈禱之タクセン」の文中に

付記

-)(1)。一、巻末(二二二~二二七頁)に「命婦の舞」関係資料一覧を付
- 神―対馬の風土と神々』白水社・一九八八) 頁)に対馬の地図を掲載した。(出典・永留久恵著『海神と天する。地名の位置を理解するための参考として、巻末(二二八、収録した史料には中世から近世にかけての歴史的地名が頻出
- ことにした。
 ことにした。
 ことにした。
 この新神供養については、ほとんど研究な霊祭神楽であった。この新神供養については、ほとんど研究な霊祭神楽であった。この新神供養については、ほとんど研究な霊祭神楽であった。この新神供養については、ほとんど研究な霊祭神楽であった。ことにした。

命婦関連史料

〈史料1〉 御旧判写

藤家文書

□□前ノ命婦ニ御前ノ命婦三御前ノ命婦、 古記云、伊奈院三人トア

リ、又本宮命婦二命婦若宮命婦トアリ か⁽⁾ うつ

八月五日 あきとき大うせう判(秋時) ころなり、よつててんちやうちきうの御きたう申へきしやうくたん八まんの一のミやうふしきの事、せんれいにしたかい申さたむると(キャー)の「・命・帰・職・)

ますミやうふ

秋時ハ豆酸ノ大椽也、正宮司長儀カ外祖父也

つのり三人かくのことし。ゑいたいをかきてちやうし申へく候、(#)(#「畑)(##)(#)(#」(#」)。(##)るくあるつのりにおいて´御めんしおいんかのいなのミやうふるくあるつのりにおいて´御めんしおいんかのいなのミやうふ て御めん候事いまにはしめぬしたいしやうミやうし申に候より、か(兔) いなのいん一のミやうふやもめのひとの事、一人せんれいニまかせ(# 条 熊) (^^ 鰡)

ふんゑい四年八月二日

ちとう御たいくわん(地頭)(代官) ありはん

正宮司ハ国府ノ正宮司ノ事歟、又本宮ノ正宮司モ正宮司ト云本坂八幡宮と富良芸

地頭トハ御家ノ事也

たるによてやもめのくうしにおきて、永令免除所也

伊奈院一之ミやうふの事色之御くうしの事右人八幡本宮ミやうふ(『命 編』)

永令免除

依本宮之ミやうふかつのりを出たすへき状如件、

文永四年八月十三日

御目代左せ川竹虎 在判

正宮所うら在判

〈史料2〉〔祭礼覚書〕

藤家文書

人ひこ二郎 一人二郎三郎

人四郎太郎 人さこの二郎

ふりさかきのやくなり

人六郎二郎 一人いや十郎

人つる二郎 一人ミ□けハしく

人くろ太郎つ、一人いぬハうつ、

人とう五つ、 一人五郎三郎ない

人かちやの八郎つ、 一人ともゑしたか

ゑんふのまい

一れうわう 一人ミねのくんちひたり一人六郎四郎ミき

一なつそり (納 ^{蘇利)} ミねのくんしひたり 六郎四郎みき

へいしゆう ミねのくんしひたり

六郎四郎みき

-92-

わらハまい (章 (#) 一人三郎太郎 かれう 人かしのとう三郎 人三郎のとう五郎 人三郎七郎 かれう 人あれのいや太郎 人おが太郎くね 人あれの三郎さこ 一人五郎太郎 人ツ、の二郎七郎 あれのくんし

一あつまいい一人いう八郎二郎 人いぬ八郎 さこ 人しこ八郎 いな 人おにはし さこ 人くろ八郎 いな 人二郎 いな

人さこの太郎あれ 人二郎太郎あれ 人はうけち 人くわハう あれ 人はつ二郎 あれ 人いや四郎 けち 人九郎七郎のこ あれ

人とう十郎いな 人ひこ五郎 いな 人とう二郎 いな

人又三郎 いな

人十郎 いな

人とくいし さこ 人又五郎さこ 人とう六 さこ 人又太郎 こう

一のとのかうぬし (能量) (神主) ここ 人又太郎

一人くねの五郎三郎

つ、ミのたれぬの八たんこくかのさた 八人のやうとめ こほり (〜よりまいる物なり

しゝのきぬ八たん こくかのさた めしまのきやうし うまの又太郎七郎

人むまのたう

さを

御すのすたれ まいより 一まいはち 一まい くね

|まいよう |まい けち 一まい さこ 一まい にのこほり

こんしつ にいのこほりのやく ちしのを二十五りやうこくかのさた

こまかたのきやうし こほりく よりまいる

ふやくこほりく~のくんしのさた 右先れいにまかせてちやうはん如件 かうあん二ねん八月三日そうミやしけいゝん(康 安)

ふないのきやうし ないのこきやうし

うつしのはなかミ二十五りやう 御まのきやうし こうのこきやうし

こくかのさた

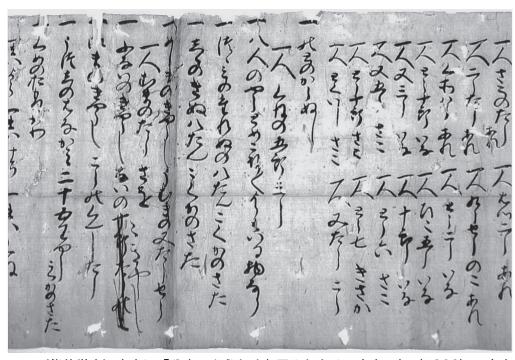
くめのおもてかわ

まいツ、 一まいさす

まいミね 一まい いな

てんかくのきやうし こほりくくよりまいる

すまうのきやうし こほり (年 度)



(祭礼覚書) 中央に「八人のやうとめ」云々とある。康安 (1362)(藤家文書)

まちけんさい、

(史料 4) 宗澄茂書状写

候、きたうのためにて候、諸事御ふさたのきあるましく候、恐々 上津八まんの御かくらまい月十五日ことにけたいなく申さるへく

文中

十二月廿八日

□□左衛門入道殿

澄茂 (花押影)

(史料 5) 宗盛国書下 (折紙

(『上対馬町誌 史料編』) 洲河家文書

とよさきせとの上下の船、又うらく~にてのあきないふね之事(意 崎 瀬戸) かん主へ申つけられ、 ちうせつあるへからす候事

-94-

奉寄進

さすのいくさ神の御神楽田あふきの三郎いえつくが跡、さすのつ るかの田地内わけた一セ、まちミセ田一セ、まちくしのけた二セ

るところなり、けたいなくその沙汰をいたすへきなり、仍寄進状 右、田地ハ毎月五日いくさ神の御かくらのためと寄進したてまつ

正平廿四年八月廿五日

宮司民部御房

(『南北朝遺文 九州編 第一巻』) 島居家文書

く候、いさ、かふさたのきあるへからす候、ねん比にさいそくを いたし、御かくらの事、ほんそう申へき状如件

永亨十一年二月日 (^{宴)}

「洲河」彦五郎「殿(道筆)

天道女房神坐像銘

(永留久恵著『海神と天神』)

天道女躰宮之

願主祖祐

天道法師

勢至坊 三位坊 少補坊 巫女く□こせ

永享十二年典二月吉日

天道女躰宮御神

三位坊 巫女く□こせ 匠師祐兄

小補坊

勢至坊 永享十二年時

二月午日

(史料7) 峯郡御旧判写

藤家文書

ほつしゃのくうしの事、みねのこんけんしゃたんのさうえいのた (発・者) (※ 事) 高麗三うら、こもかい、ふさん浦、うるしゅうに候する御こ 候、すこしもふさたあるへからさるよし、おほせにて候、よて状 めに□□□□□のわたり候、何れもほんそうをいたしさた申へく

正月十一日 祐覚判

高麗三浦の

ほつしゃの中ニ

右之書上書『山田とあり然ハ山田祐覚と申人カ

(『上対馬町誌 史料編』) 洲河家文書

(史料 8) 宗貞国書下(折紙)

ことに六ちかうらいの一へう物、おふせんのくうし御めんある所(寒) (音) 悪) (条) (※) (※) (※) 代々の御はんのむねにまかせて、たう国ニ候するまんさう御公事、 し、国土あんおんおふやけわたくしの御きたうをいたすへき状如 はん
。まかせ、あんとせさする事也、ならひ
。上下の船せんへち。 なり、次

。とよさきくま三郎かあとのてんち七か所の事、せん御 一れんつゝ、さいそくをいたし、しまのかうへに御かくらをいた

文明六

十 月 二 日 三郎さへもんか所

(史料9)

国親遵行状

内野対琴「反故廼裏見」

(龍造寺辰馬編 『続対馬小史』)

の内拾五艘分は郡司ニ被仰付候、 当国立亀の津いかりの公事、任前々之旨被宛行所也、往来の船数 就御公事月毎御神楽無懈怠可有勤仕者也、 其外の船数事、 仍後日執達如件、 皆以可被存由候

九月九日 国親判

大永四

宗 主税助殿

樫根村 一宮甚兵衛所持

(史料10) 御判物写 **鎌御裁許**

藤家文書

(表紙)

御判物写海御裁許

琴村 田藤内

状如件 よりあり来候する事、すこしもふさたいたすましく候、為以後之 はんのむねにまかせて相違あるましく候、 きんさき大明神の御庄領之事、ことに大くうし役之儀、代々之御 御かくら又、せんく

大永八年

九月三日 盛次 (花押)

米田藤儀門尉殿

せ候、又、御神楽等有来候する儀、少も相違有間敷候状如件、 琴崎大明神之御社領之事、 殊大宮事役之儀、 代々の御判之旨まか

永禄四年

閏三月廿一日 調廉 (花押)

米田藤右衛門尉

(史料11) 宗盛次書下

(『上対馬町誌 史料編』) 米田家文書

きんさき大明神の御しやりやうの事、ことにミやふやく儀、代々等等 の御はんのむねに□□せて相違あるましく候、□□ら又ハせん(※) (〜よりありきたり候する事、すこしもふさたいたすましく候

為心得状如件、

□□月三日 盛次(花押)

きんさきミやふ

(史料12) 木坂買畠書付写

(『津島紀事 下巻』)

木坂買畠書付写

よけちのみちをかきり下も、かわおかきりさかへ、うへの事し後ョヶ地 道 限 デクハ河 限

の辰状如件

時天文七年成二月廿二日うりぬし、みふふ次郎三郎 かいぬし、あふみの平山次郎さへもんとのへ参 かのつかいにわにうはうたいしにて候せ、サースを乗ります。 (花押) 判也

斗二当、尤宮好三而之積也 と云、転訛なり、だいし、大至坊也、民部大至之両人、、木坂社 はう、民部坊也、民部を訛て仁坊と書有、又仁坊より訛而にうほう 見除畠と、青海より越て木坂領ニ移・村口ニ有之、八幡領也、にう 人之内先祖:而、古剃髪之社領也、弐貫参百文、貫知行:而弐石参 命婦とは神楽師等之事ニー、用途とは代物之事、塗音道と訓、青

〈史料13〉 宗盛勝書下

(『上対馬町誌 史料編』) 米田家文書

きんさき大明神の御しやりやうの事、ことにミやふやく之儀、代々等等 ^せん~~よりあり来候する事、すこしもふさたいたすましく、 の御はんのむねにまかせて、相違あるましく候、ことにかくら又(神)

為後日之状如件、

天文十年九月廿一日 盛勝 (花押)

きんさきミやふへ

(史料14) 宗調昌書下

(『上対馬町誌 史料編』) 米田家文書

きんさき大明神の御まつりこと、御かくら、前代のまゝつめめ申(☞ 悔) されへく候、代々の御はんにまかせ候、仍一筆如件、

永禄十二年みちのへの三月廿四日 しけ昌(花押)

> (史料15) 宗一鷗(義調)書下

(『上対馬町誌 史料編』)

きんさき大明神のミやうふ職の事、□なしく御かくら等、せんれ いに相違なくつとめ可申候、仍状如件、

天正十一いつし

二月十日

(花押)

柳川調信書下

(『上対馬町誌 史料編』) 米田家文書

きんさき大明神ミやうふ職之事、おなしく御かくらとう、せんれ いに相違なく、つとめ可申候、仍状如件、

二月廿八日 調信(花押)

きんさきミやうふへ

(史料17) 古川家次書状

島居家文書

ミこほつしやの御くうしの事

いまたかきらさる事にて候か

いたミ申としてせん~~のせいはい

候する物にて、そのぬしこもたせ候て のま、たるへし、いせんの御はんもちて

こなたへくたし候へし

そのほかを、かたくさいそくあるへく候

よし、おほせ候へく候

あなかしこ

-97-

閏十月廿一日

家次 (花押)

御ちようのたて之時惣大工成瀬又五郎御白袖一かミしも折えほし

銭拾貫文御樽壱荷肴さけ、脇大工青柳杢兵衛、白小袖長はかま壱

銭弐貫文被下候、

御かくらせん酒花米御城ノ御なミニ被遣候、

彦三郎殿

(史料18) 正八幡宮御建立之時帳

(表紙)

寛永弐拾弐年四正保初也

正八幡宮御建立之時帳

三月十一日

正八幡宮御建立之時覚

| 三月十一日きのし馬/日なり、こよミ/中たん/たハらなり

宮部△三番に府中▽宮部中仕候、合御かくら三かくらなり

御かくらとら之時なり、初日壱番□府中の惣ノ一△二番□木坂之

御かくらせん黒米壱斗、花米・白米壱舛、酒五舛入ノ手樽壱つ、

合三樽分、黒米三斗、合白米三舛

右ハ 御城より之御かくら也

御まかない奉行衆ノ御取持により候、

右御同前に御かくら被成候、

威徳院様よりも三かくら御かくら奉行威徳院様より参候

右御同前に御かくら被成候、

おい様よりも三かくら被成候、御かくら奉行 おい様より被遣候、

ふ中惣ノ一木坂之宮部府内中の宮部 御城の御かくらなミニ御仕

藤家文書

すミつけ大工小西杢右衛門銭弐貫文被下候、惣府中、いなかの大 脇大工^御ちようのたて済候て後、はいてんニ而五献之御なうらい。 御酒餅被下候、但これ、大工こやニ而 『一候、七郡の草遣、六拾人の切手、木なおし、御中門四人不残 工に、とりさかな「一御酒餅被下候、奉行両人・惣宮司・惣大工

威徳院様より御樽壱荷御肴被下候

(史料19) 覚

覚

一きおん殿 みやうふ

五.日

天神ノ みやうふ みやうふ 五日 五日

みやうふ 吾日

いんやく、 いま見や、 第) みやうふ 五日

い_他 け^他 の みやうふ 五日

みやうふ 五.

一合木り、一白木ノ みやうふ 五日

ーかうしう 一志賀大明神/ みやうふ

五日

右ハ八まん宮御作事之間御 ちやうたてはん

- 98 **-**

藤家文書

以上

明曆三酉年

正月八日

佐須奈 神子 中

惣太夫

正 ほ 二 年

九月吉日

惣宮司

惣のみやうふ殿

しなつけ之時入用之覚

御ミき錫三対

圓鏡 |二膳|| 但壱膳之上に小もちハ

木綿 御苧 三疋 三の

銭 三貫

帯

三筋

三本

扇

己上

(史料20) 御達写

「御印判アリ」(端書)

建立有之候就夫上四郡之神子 佐護郷湊女房神宮蒙春新

法者中より大工賃之儀如御先

判相調候而三位坊へ相渡シ可申

處如件、

奉行所

藤家文書

(史料21) 表書札方毎日記

宗家文庫

万治三年六月

十三日

○来ル十五日祇園会に神楽舞可仕之旨先日より左馬太夫へ被仰付置候! 湯立をも仕度之旨依申上相伺候処"其通"被仰付、依之舞台例年 兵へ掛り故出渡、是も遂案内候て如此 ほし七つ、おび三つ、水衣一つ、御能いしやう、内、古キッ津留太 様ニ申付ハ、左馬太夫かくらまいニ入申候由申ニ付、大口三つ、ゑ 之立所二平舞台を申付ル、湯立ノ釜ハかまノ百姓ともぬりすへ申候

○八幡之ミやうぶ、天神之ミやうぶ祇園会ニ舞台ニて御神楽まい候ニ もはかま一つ分相渡し候様。斥両蔵かかり衆申渡也 付、もはかま之儀申上三付、斥両蔵よりさや三てもはくし三にても

十五日

今日祇園会神事にはつしや共平ぶたいにて神楽舞仕、其前湯立仕、

〈史料22〉 表書札方毎日記

宗家文庫

へ〜、村中火難可有之由相見へ候と申≒付、村中も殊外≒気遣敷村中も無心元存神楽両度仕候へ共、清不申候故、亀申之占仕候

寛文三年十二月

廿六日

崎大明神全功寺宮籠仕、尤神楽も仕候様□と申付□る居候通、豊田勝左衛門勘定方へ相告□、田茲勘定方令相談、琴る居候通、豊田勝左衛門勘定方へ相告□、田茲勘定方令相談、琴の伊奈郡琴村之内がうの浦之海、玉虫色□濁、今月初時分より半頃迄

鳥目弐貫文被成下候間、

役目所より相渡候様こと被仰付、

則財

部勘兵衛ニ相渡ス

り候由、村下知人財部勘兵衛申上候に付、

此段於御城御年寄中刊、此段為御案内罷上

為祈祷料

へ申上候処·、村中気遣敷存候段、尤·被思召候·付、

奉存候に付、

山伏召下シ祈祷仕度奉存候二付、

史料23〉 表書札方毎日記

宗家文庫

寛文九年二月

二十五日

寛文十年七月

九日

門□被仰付候通高瀬新右衛門ʿi申渡ス ○元喜太夫相果候□付其跡役白城神主并法者頭被相替世忰治部右衛

〈史料24〉 御郡奉行毎日記

宗家文庫

延宝七年十一月十五日

^ 伊奈郷琴崎がうの浦之潮、当月四日より濁り朱色 "成申 "付、

、史料25〉 御郡奉行毎日記 宗家文庫

天和二年十一月廿八日

開届可被成之旨、被仰聞委細案内帳=記之を衛門殿立於御宅御案内申上候処=御歩行目付衆被差下、委く御今血色=御座候由、財部勘兵衛申出候間、即書付之御用番多田与り神楽上ケ、所出家=大般若経執行為致候得共、相替儀無之、于り伊奈郡琴崎がうの浦之潮、当月八日より血色=成申候、就夫村中より

右がうの浦廿八日より澄候由後日ニ聞ユ

〈史料26〉 木坂八幡宮社改、神物、祭礼、祭料帳

宗家文庫

(表細)

廿一冊之内

上 木坂八幡宮經報、帳(朱筆) 社改、

十月 日 松村弥六

八幡大菩薩 但御神躰五躰内弐躰、金佛同

三躰ハ木佛キハ社桁間大問入五ノ間宮面

向間小御所四尺間ニシテ五ノ間入四尺程拝殿

弐間二三間但ウラカ有

神功皇后宮 但御神躰弐躰但ヘイジ社九尺三壱間

宮向右同断

但御神躰弐躰木佛社弐間三三間

若宮

宮向左同断

神礼 但御神躰三躰但石佛社弐間三間

宮向右同断

二之宮 但御神躰壱躰但石佛社三尺角

宮向右同断

軍大明神 但御神躰壱躰但ヘイジ社壱間角

宮向東向

飛崎大明神 但御神躰三躰内壱体ハ石弐躰ハ

ヘイシ社壱間角

右七社宮大歳夜祭礼申上

一中臣祓 壱座

祝詞 壱座

/右分 : 而勤申上

若宮

八幡大菩薩

神礼

今宮 但神躰壱躰但ヘイジ社壱間角

右五社宮五月七日祭礼申上

祝詞 壱座

神楽 壱座

/右分 : 而勤申上

八幡大菩薩

右弐社宮正月十五日祭礼申上

祝詞 壱座

神楽 壱通

/右分 : 而勤申上

八幡大菩薩 但御幣五本立ホッヘシ阿比留ノ弥五郎

神功皇后

若宮大明神

但御幣三本立ホョヘシ阿比留弥五郎

神礼大菩薩 但御幣三本立ホョヘシ阿比留弥五郎

二之宮大明神

白鬚大明神 但正躰石佛鋒三本社三尺角

右六社ノ宮二月後午日祭礼申上

祝詞 壱座

神楽 壱通

/右分 ニニ勤申上

三月三日祭礼五月五日祭り申上

八幡大菩薩

祝詞 壱座

神楽 壱通

、右之分:而勤申上 六月朔日祭礼

八幡大菩薩

神礼 二ノ宮

軍宮

今宮

飛崎

権現 午王

但神躰石佛壱躰鏡壱面屋しろ三尺角 但神躰石弐躰社壱間角

御崎宮 但神躰三躰内壱躰、石佛壱躰へイシ壱躰ハ

木佛社三尺角

但正躰壱躰但ヘイシ社三尺角

右拾弐社ノ祭礼申上

白鬚

木船

神楽 壱通

八月三日

祝詞 壱座

神楽 壱通

/右分 言動申上

八月四日祭礼申上

左三社祭申上

祝詞 壱座

右分言動申上

八幡宮菩薩申上

若宮 但御幣五本立

但御幣三本立

ホヲヘン介知大掾

但御幣三本立 同人

同人

祝詞 四知三 三通 壱座

鋒舞

法者舞

神楽

壱通

/右分 : 而勤申上 八幡大菩薩八月五日祭礼申上

神楽 壱通 祝詞 壱座

法者舞

右者浜ノ宮ニ売勤申上候

はふじやうゑ 壱巻

四知三 三通

壱座

祝詞

/右分御旅所 : 而勤申上

八幡大菩薩

牛王

祝詞 壱座

右三社九月九日祭礼申上

神楽 壱通

/右分 = 而勤申上

霜月入座之祭礼

八幡大菩薩

神礼

二ノ宮

今宮

飛崎 軍宮

御崎 木舟

白鬚

右十社ノ宮祭申上

壱通

祝詞

壱座

右分ニニ動申上

八幡大菩薩 霜月次午日祭 但御幣五本立

若宮 ホヲヘン阿比留弥五郎

但御幣三本立 ホヲヘン同人

右同断 同人

神礼

右三社ノ祭礼申上

祝詞 壱座

神楽 壱通

、神功皇后霜月鎮祭之内 :祭り 右分三元勤申上

但箭三十六本納

祝詞 壱座

/右分 : 而勤申上

祝詞 壱座

神楽 壱通

八幡大菩薩 極月十三日祭礼申上

神楽 壱通

/右分=||動申上

弥勒菩薩祭礼申上 但神躰弐躰内壱躰、弥勒金佛壱躰、

木佛弥勒堂弐間三三間亥方向

八幡屋敷之内

神名帳 壱座

祓 壱座

右分ニニ動申上

金倉祭礼申上二月初酉日 但御幣壱本箭拾弐本

祝詞 壱座

祓 壱座

右分三元勤申上

天道祭礼申上 但正躰石佛六月初午日祭ル

祝詞 壱座

祓 壱座

右分三元勤申上

恵美次 但正躰七躰内壱躰、自然石六躰、木神

社三尺角東向祭り無之

廊門 但正躰四躰木神壱社弐躰宛御座

社壱間に弐間弐社共に

八幡宮本社より里迄之道乗り

但本社より鳥居迄百六拾間、鳥居より塩井川迄

百三拾間、塩井川より宮司迄百四拾五間

都合四百三拾五間

内本社より旅所迄弐町程有之

宮山東より西二八町程流北より南へ四町程有之此山二立居

木ハ檪木有之、此山八合目程之処に社御座候

八幡宮棟札拾四枚写 但右指上置

宮舞神楽次第

神楽 錫杖 壱通 壱通

心経 三通

佗宣

雑経箱数 百三拾九箱 但壱箱四拾巻入

内拾五箱大般若経

十六善神絵 地蔵之開板 壱幅 壱枚 但箱ノ書附有之 朝鮮本 三拾壱巻

大般若経

壱部

但書本銘書別筆二有之

御輿 五基

御かさり 五つ 但北金襴

御かさり戸 大小廿四枚 但金襴

くしやく 三つ

但金襴

御洗米天目 弐つ

但内壱つ、銀之椀

御さし 但内二本バ銀

御箸 七膳

拾八

御椀

拾八本

御へいし 拾

但染付

但焼物皆きす有之 但内弐膳、銀余銅

但せんし

御華立

香炉

壱つ

但同断

燈炉 弐つ

歌人絵 三拾三枚

大鞁 壱つ 右者平田将監殿寄進

鐃鈸 壱双

右者平田権右衛門寄進

鈴壱つ

くます
、三つ

御ひて笠 壱本

しゝかしら 御旗 三本

壱つ

御幣 但銀

御鋒 弐本 但銅

香箸弐膳 但銅

但小破

どら 壱つ

内し、弐つ

外し、 弐つ

太刀 壱柄 御正躰円鏡 但長サ弐尺八寸、無銘

廿面

釼 壱本 但長サ壱尺弐寸、銘長幸

木坂八幡宮御祭料覚

正月祭料八幡脇社宮并九社之入目

米十合五斗舛

二月祭料八幡宮共七社入目

米十合弐斗 御供かうの物御菓子之用

麦十合壱石七斗弐舛 御酒御神楽用物

三月祭料八幡宮壱社二入目

米十合六姓ハ 御供かうの物御菓子用

麦十合四斗/ 御酒神楽用物

五月祭料八幡宮一社入目

米十合六舛ハ 御供かうの物御菓子用

麦十合四斗ハ 御酒御神楽用物

米十合弐斗五舛^ 御供御かうの物御菓子用 六月祭料八幡宮脇宮共二拾参社入目

麦十合四石参斗壱舛 御酒御神楽用

八月祭料八幡宮若宮神礼参社入目

米十合壱石弐斗九舛六合ハ 御供かうの物御菓子用

麦十合弐石四斗五舛^ 御酒御神楽用物

九月祭料八幡宮脇宮共二三社

米十合六舛五合^ 御供御かうの物御菓子用

麦十合四斗五舛ハ 御神楽御酒用

霜月祭料八幡宮脇宮共二十社ノ入目

米十合四斗弐舛 御供御かうの物御菓子用

極月祭料八幡宮壱社入目

麦十合四斗 御酒御神楽ノ用

高合麦十合拾五石五斗壱舛

米十合六舛、 御供物御かうの物御菓子用

高合米十合弐石九斗七舛壱合 内壱斗、佐護郡宮司ょり請取

右者木坂八幡宮毎年御祭料入目如斯二御座候

己上

史料27 **峯郡四ヶ村神楽申上帳**

(表紙)

真享貮乙 十月 四ヶ村神楽申 日 奉役 廿一冊之内

那祖師大明神之神楽時申上

中臣祓 三返

錫杖 本覚讃 壱返 壱巻

心経 三巻

円頓者 壱巻

立儀分 壱巻

右分三元勤申上

朝伊奈大明神之神楽時申□(上)

中臣祓 三返

本覚讃

壱返

錫杖 壱巻

心経 三巻

右分二 動申上 恵美次神楽之時申上

同所

宗家文庫

一中臣祓 三返

心経 三巻 錫杖 壱返

円頓者 壱巻

立儀分 壱巻

ウ那頭祭文 壱巻 恵美次祭文 壱巻

諸龍王ノ行

右分三元勤申上

本山大明神之神楽申上 同所

本覚讃 壱返

中臣祓 三返

円頓者 壱巻

心経 三巻

錫杖 壱巻

一神祇講 立義分 壱巻 壱巻

右分ニニ動申上 右四社神主 八坂兵五郎

宗像八幡大菩薩祭礼之申上

中臣祓 三返

錫杖 壱巻

中臣神経ノ祝詞 壱座

心経 三巻 壱座

円頓者 壱巻 心経 三巻

錫杖 壱巻 中臣祓 三返

恵美次祭文 壱巻 立儀分 壱巻

諸龍王之行

右分ニニ動申上

祇薗七日宮籠ノ申上

同村

神経/祝詞 壱座 中臣祓 三返

錫杖 壱巻

心経 三巻 円頓者 壱巻

立儀分 壱巻

心経ノ秘鍵 壱巻

右分朝暮七日勤申上

天神之神楽申上 同村

一神楽 壱座

一侘宣

右分二而勤申上候

荒神祭り

同村

同村

同村

右天神同前:勤申上

弁才天祭リ

恵美次祭申上

侘〉 宣

一神楽 権現神楽之申上 壱通

錫杖 壱巻 心経 三巻

一侘宣

右分三元勤申上

峯村 宮舞

吉田村

権現神楽之申上

一侘宣

右分三元勤申上

心経 三巻

鋒大明神之祭り申上

神楽 壱通

一侘宣

右分言動申上

白嶽神楽申上

錫杖 壱巻

同村

同村

同村

一同行

恵美次祭文 一心経 三巻 一錫杖 壱巻

右分三元勤申上 山形祭リ申上

同村

神楽 壱通 右分言動申上候

神楽 壱通 右八社神主法者幾左衛門 午王祭リ申上

右分三元勤申上

賀佐村

氏神恵美次祭申上

心経 三巻

右分言動申上

一錫杖 壱巻 天道祭リ申上

同村

一心経 三巻

日天祭文 壱巻 右分言動申上

一錫杖 壱巻 木下祭申上

同村

一心経 三巻

右分言動申上

恵美次神楽申上

同村

一神楽 錫杖 壱巻 壱通

一心経 三巻

一侘宣

右分三元勤申上 天道祭リ申上

同村

心経 三巻 錫杖 壱巻

右分ニニ動申上 右二社神主孫兵衛

狩尾村

正月七日堂口明祭り

扇崎大明神

大蔵ノ夜祭リ

二月次午日祭り

六月朔日祭リ

十一月入座ノ祭リ

右五度之祭礼申上

祝詞 壱座

神楽 右分三元勤申上 壱通

八面大明神

同村

大蔵夜祭り

正月七日堂口明祭り

六月朔日祭り

霜月入座祭り

右四度祭り申上

一祝詞 壱座

神楽 壱通

右分二而勤申候

恵美次神楽右同断 右弐社ノ神主伊勢坊

青見村

崎神大明神 正月七日堂口明祭り

六月二日祭り

霜月二日祭り

右三度祭り申上

一神楽 壱通

多。核 壱巻

一心経 三巻

右分ニニ動申上候 木坂村宮舞祭

住吉大明神之神楽申上六月朔日十一月朔日両度祭り 櫛村

一中臣祓 参返

本覚讃 壱返

錫杖 壱巻

心経 三巻

立儀分 壱巻 円頓者 壱巻

雇八坂兵五郎祭司

右三動申上

木本大明神六月朔日十一月朔日 八坂式兵衛祭り

同所

右者同断ニテ勤申上

同所

吉田村山二元枝神楽申上七年二壱度十一月初午日

中臣祓 三返

錫杖 壱巻

心経 円頓者 参巻 壱巻

一立儀分 壱巻

本覚讃 壱巻

幣 七十七本

右ニテ動申上 雇八坂兵五郎祭司

(史料28) 御郡奉行毎日記

宗家文庫

元禄七年七月

、湊村天道并女房神佐須奈村日吉権現御祈祷之被仰付者無御座候

共二夜三日之御祈祷并御神楽給人中より上ヶ申候由ニ御守札御糈

持登、

十五日

○伊奈村熊野権現同村天神宮御神楽上ヶ申候由□而御糈差上ル、

廿三日

、志多賀村下知人阿比留弥五郎神主并八坂兵五郎上府仕申出候者先

御左右御到来次第神楽差上可申之由氏神那祖師大明神。立願仕置

候付、一昨廿一日"神楽差上候由"而右両人御糈持参登候付、

頃御不例之御左右御到来之節志多賀村中より乍恐御快然被為遊候

付相添平田所左衛門方江神主為持差出

八月

十三日

一泉村 志こしま

若宮

右両社之儀被仰付者無御座候得共御神楽差上候由神主和田六右衛

門、竹末九左衛門御糈持登

佐賀村宗像八幡之神主八坂式兵衛上府仕被仰付者無御座候得共弥 御機嫌御快然被遊候様"と乍恐弐夜三日之御祈念相勤 #御神楽差 上候由御札御糈持登候付、平田所左衛門請着図御書札方≒差上候

廿七日

様にと申付候所則御書札方立差出ス、

豊崎郡給人中より下知人糸瀬半右衛門為差登候者

殿様御機嫌御替不被遊候由承乍恐村々之神社『御神楽差上申候付 右社々之御糈持登候条則半右衛門¤為持手紙相添御書札方¤差上、

豊村嶋之頭大明神 同村若宮大明神

同村那祖師大明神 泉村大日権現

泉村今宮 同村志こしま大明神

比田勝大慈権現 同村志多崎大明神 唐舟志村曽根山方 大浦町地主権現

大増村宗像 浜久須村熊野権現

富ヶ浦天神 西津屋村姫大明神

網代村妙現 古里地主権現

西泊村熊野権現 河内村岩立権現

鰐浦村妙現

則書

黒岩九左衛門 栗谷三之助

日高利兵衛 河渕 庄吉

高尾茂左衛門

栗谷源之助

同名九右衛門 同名十左衛門

総氏子中

昼浦村 紗瀬八幡宮

御宮勤くろせミや婦

享保四っちのとの 亥

0

葺替建立覚

大工 日高氏

肝入栗谷三郎介 黒岩九郎左衛門

栗谷五兵衛 川渕喜右衛門

-110 -

御こんりうおぼへ のたか与右衛門 のたか与右衛門 のたか与右衛門 のたから右衛門

二流 明持八幡宮

ミやう婦

くろせ

元禄^乙^丑十年

上ふきこんりやう覚 箕形村

0

肝入三郎兵衛 大工 左衛門

正徳四年^甲

0

日高利兵衛

高尾茂左衛門

栗谷源之介

同名十左衛門 同名久右衛門

御宮勤黒瀬ミや婦

はつ

享保十一丁未年

買調ふきかへいたし申候

黒瀬八幡宮之古瓦六十枚

三月廿三日

栗谷三良助

黒岩九左衛門

栗谷五兵衛

宝

日高善六

前

享保十四己酉年

同姓十兵衛 同性三良兵衛

奉

川渕喜右衛門

掛

日高利兵衛 高雄茂左衛門

御

同 源之介

栗谷十之介

同性久左衛門

二月廿六日

くろせ みやうみ

宝暦八戊寅

二月三日

0

肝入黒岩 善吉

頭百性日高 久平

奉御建立

0

御こんりうノ覚

肝入栗谷十左衛門 大工茂治右衛門

同性 源之介

頭百姓栗谷久右衛門 頭百姓川渕庄左衛門

日高 郷作

黒岩善右衛門

同性 利介

栗谷 仙人

高雄庄之介 同性三郎兵衛

同 徳左衛門

明和七_寅 黒瀬明舞

0

屋ねかへ覚

頭百姓 甚助 同 九郎吉

社役命婦

朽木左次

天明六_年年 十月十一日

大工 久兵衛

元禄十二年五月

(史料30)

御郡奉行毎日記

宗家文庫

朔日

下縣郡与良鄉内院村与同郡豆酘郷内院村鄉境争論裁許之條々

中略

内院八幡宮之儀与良内院より、与良方之宮与申出、 豆酘方之宮与申出候、八幡宮之宮婦代三与良内院三居住いたし、与 良内院之者八幡宮之御祭礼仕来候次第一々明白『相聞、紛敷義少 豆酘内院よりい

与良内院、豆酘内院之境目今度御吟味之上『御撿地帳奥書之通 所の土地を与良内院支配致ス筈ヘ無之候、たとひ其所之土地只今 り之申分『八幡宮義何時』而も柴木取申筈『候由申出候 を豆酘観音堂之住時より兼帯いたしたる与相見候、又与良内院よ りニffi候共不申候、其上只今之住持之代ニ成候而十七八年之間神楽 候与申、 有之候而も右之格を相守っ其外浦浜之かせきハ境切ワーロ仕、山ハ豆酘 寄藻者一日之間境之内ニ而取之、翌日より入相ニ仕リ年中ニ幾度寄藻 伐藻ハ口明キ候㎜両日之一日境之内ニ㎜代之三目よより請ハ入野ニ仕 斗之藻を取り候≧^、畠之養ひ不足なる由□候≧他郷之義□候得共、 候儀仕間敷候、与良内院之儀家数多候ffi浦浜甚せわく境目より内 候、川普請之節『互』申届候而、双方冝様『一方を益し一方を損し 山者しんのさへをかきり平地、川をかきり、海渚浜分与御極、被成 そ可存事:候を、何時:而も柴木取り申筈者心得候段不埒成義:候事、 与良内院之内ニffi候とも氏神之山ニ候ベ樹木しけり候様ニ仕度とこ 座之所豆酘内院之内ニ相極候後ハ与良内院勧請之八幡宮ニ候ffiも其 を上ヶ候事一度も無之由ニ候得ハ代々守護仕来リ候タ申出候も不実 参ワ候由、返答同し申候与良内院より毎年元朝八幡宮ニ御納礼上 之者皆々宮ニ参候哉与両人Ξ銘々ニ相尋候処、其節隙ニて家居候ヘハ を上ヶ候与申シ、藤右衛門ハ先住持代迄毎年夏冬両度ニ神楽を上が を銘々「聞届候所」円主坊、先住持円久坊代迄毎年八月一度充神楽 茂無之候、豆酘観音堂之住持円住坊与豆酘内院肝煎藤右衛門申分 『宮主豆酘円吉坊』書載有之候を考候得者、与良内院氏神之神職 5相聞候、寛永十二年¹³ 光雲院様御代内院八幡宮御建立之棟札 ヶ候由申候故、藤右衛ニ相尋候得ハ知リ不申様ニ℡御納札之義いつわ 『相応之山手を取ゆるし候『かせがせ可申候、豆酘内院』別『神 両人之詞一致無之候、 先住持神楽を上ヶ候時、 八幡宮鎮 豆酘内院

社無之候間、八幡宮を氏神と相極ゞ御祭礼与良内院与同前ニ可相勤 事之勤懈怠仕間敷候、寛永拾弐年、八幡宮宮舞 光雲院様より舞 年之間一度茂八幡宮之神事を勤不申段不沙汰成義三候間、向後、神 候、豆酘之円丘坊、内院八幡宮之神職を兼帯いたしながら十七八

婦職与良内院より相勤断絶仕間敷候事

衣被成下候ト代々宮婦職勤来りたる故ニ℡可有之候、向後とても宮

元禄十二年『『五月朔日 右之旨永々迄相守ョ少茂異論仕間敷候処如件、

御郡奉行 陶山庄右衛門

与良郷奉役

平田類右衛門

小田与兵衛殿

同 吉野伝左衛門殿

豆酘郷奉役

主藤仁左衛門殿

同 山下清右衛門殿

与良内院下知役 齋藤喜八郎殿

与良内院 肝煎百姓中

豆酘内院

肝煎百姓中

(史料31) 仁位村渡海宮祭例入目帳ひかへ

長岡家文書

(表紙)

元禄十二皇卯年 宮主

長岡友右衛門

国分善兵衛

八月

月 日 宮舞役 ひかへ ひかへ

覚

麦壱斗壱舛ハ 天上花よね

同壱斗壱舛ハ 神楽銭

白米壱舛ハ 同五姓ハ 糈よね 浜殿神楽銭

麦三斗弐舛ハ 酒之用

小麦壱斗五姓八 餅用

白米五姓ハ 酒開之時之入目

紙壱東ハ 御へい用

油弐合ハ 灯明之用

薯蕷弐舛 盛物

非に

ぎり

芋用

白米壱舛ハ 御供 取糈

右者毎年六月初未之日ニ御祭上テ自分より勤之申候入目

餅之用

濁酒弐姓の 御酒之用

薯蕷壱舛な

盛物并御納来

-113 -

一魚壱掛 麦五舛 白米三舛五合 濁酒四舛 白米三舛三合 蕉大根壱舛 小芋壱舛 薯蕷五分 濁酒四舛 白米三舛五合ハ 油弐合ハ 紙弐帖ハ 昆布壱把ハ 豆府日弐挺ハ 蕉大根弐姓ハ 麦五舛 濁酒四舛 麦五舛パ 小芋壱姓ハ 右者毎年正月十一日とうの口明宮舞へより相勤申候 右、毎年十一月朔日、宮舞方より相勤申候 右、毎年十月朔日に宮舞方より相勤申候 自分より相勤申候 右者毎年十二月晦日之晩より朔日迄備物 餅之用 御供 御供 御供 同断 右同断 餅之用 諸事ニ入 右同断 右同断 右同断 御酒之用 御酒之用 御納来之用 御納来之用 花よね用 花よね用 御酒之用 官夫又有之用 灯明之用 花よね之用 取糈 取くま 取くま 餅之用 十二通 軍殿 一浜殿 一灯明 香爐 清酒 御供 のつと 拂 餅 十二月晦日 十一月朔日 十月朔日 (合綴) 右者御祭り上ヶ申候時之勤御座候

右之通帳面二而差上申候控帳如此

元禄十二卯ノ八月廿九日 長岡友右衛門

国分 善兵衛

渡海宮御祭之事

右之通ニ九膳相調六月初ノ未之日ニ有麦村より御神楽上ヶ申候

右之趣三三膳相調月日ニ御祭リョ上ヶ申候

心経 釋丈 同秘健

正月十一日 神楽一座 同 座

同 座

同 壱座

右者宮司ミやう婦方より右之通之供物相調御神楽を上ヶ申候事

貞享二年

乙丑ノ九月七日 寿圓坊

上三指上候物如此候

覚

麦二舛ハ

同弐舛、毎年正月朔日御酒用 右者毎年十二月晦日御酒用

同弐舛、毎年十一月朔日御酒

右者宮司方より相勤申候

同弐舛 每年十月朔日御酒用

麦弐舛 毎年十一月十一日御酒用

右、宮舞方より相勤申候

*四月七日

永岡友右衛門

国分 善兵衛

右之通り『付出申候ひかへ 山上九兵衛 殿

佐伯志郎兵衛殿

本社西向新御建立

内二小御所同断

一軍殿宮

一浜殿宮

一鳥居

覚

同断 同断

白米壱舛五合 覚

御供御糈之用

薯蕷壱舛 濁酒参舛 御進酒之用

小芋壱舛 同断 御納来盛物用

豆腐弐挺

蕉大根弐舛

同断

同断

昆布壱把 同断

右者正月元日ニ宮司方より勤之

白米参舛五合 御供餅糈用

御進酒之用

御納来盛物用

同断

小芋壱舛 薯蕷壱舛 濁酒三舛

蕉大根弐舛 同断 神楽花米之用

麦五舛

拝殿^御建立不被仰付候故本社之社家:~御神楽上·申候

奉行 仁位勝右衛門

神主 寿圓坊

惣大工 平山忠兵衛 孫兵衛

右、仁位村渡海八幡宮寛文八年申九月より新御建立被仰付 極

月十六日二成就仕候

四月廿八日 うつしひかへ如斯候也

右ハ正月十一日ニどうの口明ケ宮舞方より相勤申候

白米参舛五合 御供取糈之用

濁酒三舛 御進酒之用

白米壱舛 御備餅之用

麦五舛 神楽花米

右八二月廿五日1 一田之神楽宮司方より勤之

白米壱舛五合 御供取糈用糈之用

濁酒参舛 御酒之用

白米壱舛九合 御備餅之用

麦六舛 右、十月朔日、出ませ宮舞方より勤之 神楽花米

白米壱舛五合 御供取糈之用

濁酒五舛 御進酒之用

白米参舛 御備餅之用

麦六舛 神楽花米

右者十一月朔日二入ませ宮司方より相勤

十二月晦日年越御祭御供御酒御備餅盛物

昆布

榧栗

右、宮司方より勤之

右之前

合間四寸弐分参毛七厘ニッ勤之

内参寸弐分七厘四毛四、宮司所持分

同九分六厘弐毛六八宮舞領

〈史料32〉 覚 (験者神子定め書)

八坂家文書

覚

今度自御上御壁書弐通被仰付候故、 写置下候、 験者中に留置可相

験者巫女作法古来之通三仕、 無非儀様二可相勤事

新法之祈祷仕間敷事、

新規之第子取立候儀堅禁制之儀、 天和四平三月一日ニ被仰出候上、

今度之御壁書『も弥堅被仰出候間此旨可相守候事

上方江罷登官位仕候者天台之本地より外二而仕間敷事

物而験者之許取候儀、天台宗旨法印并験者師匠より外上而受問敷事

輪袈裟種子袈裟師匠より許受可掛事、

右之外不依四十八願之袈裟停止之事

大夫号付間敷事、

四方髪仕間敷事

守之上三朱印無用之事、

験者巫女祈祷仕事師匠より許受可相勤事

巫女水神祭并無作法之勤仕間敷事、

験者巫女公事指出候刻作法二扱埒明不申候節、推而不相済、 此方江

指出可申事、

と申、 此以前井田治部右衛門同役仕候節、 承届候、即刻御案内可申上候處三迷惑仕事三候故、致了簡納置候、 村飯田市左衛門處:四郡之法者集会仕、 豊崎郡佐護郡伊奈郡峯郡四郡之法者神子之帳面仕、 府内両人方より御壁書□□候 法者神子之行規申付候由 志多留

度此方江可申達候、御案内申上法者之掟二可仕候事

右之作『壁書帳面写置候者有之候^、此方『可差出候、

榴置候ハ、急

以上、 名之下「印判仕可被差登候、今度之仰付」弛候、 神子仕事不罷成候、 右之條々験者中神子中承届候印ニ郡中験者神子之帳面仕銘 無付落樣二致吟味書付此方江可被差登候 為向後験者

府内八郡験者神子頭領

宝永元甲年九月日

蔵瀬乾右衛門

峯郡 神子 中

〈史料33〉 表書札方毎日記

宗家文庫

宝永二年七月二十七日

《一位様 経迄差控候段相聞候付、 訳違たる事候間、 へ以手紙申遣ス、 売御二付鳴物差留置候処、命婦之神楽又ハ土目盲之地神 遠慮不仕様可被申付旨、 何茂申談候処、 右之儀ハ唱物与申内二茂 寺社奉行幾度六右衛門

(史料34) 御郡奉行毎日記

宗家文庫

宝永五年十月六日

御用人中へ遣し候手紙左三写之

哉、 以手紙致啓上候、先頃琴村かうの浦之波赤く成り候段実説ニー候 只今奉役方より書付差登セ候故、 田舎へ尋下し候様ニ被仰付置、 則村継を以右之趣尋下し置候 懸御目候間御覧之上冝様!

可被仰上候以上

十月六日

御郡奉行所

御用人衆中

琴がうの浦波赤く成り候覚書

壱番赤ミ 当年迄五十余三成り申候

数十日程ニニ清ミ申候、其節全功寺先住明昌坊自害仕り申候、 但霜月之此かうの浦内不残波赤く成り候『付、 祓神楽仕候へハ、 若 日

左様之儀ニ℡有之候哉と申候、

弐番赤ミ 当年迄四十年程二成り申候哉

三番赤ミ 当年迄卅年余三成り候哉、 申候二付、御案内申上候所、梅本坊御下被成祈念有之候而清三申候 但十月之此日数廿日程波赤く成り候而、 祓神楽仕候得共、 清ミ不

但此時茂御案内申上候所、南岳院御下し被成祈念有之候而清ミ申

四番赤ミ 当年迄弐拾七八年:成り候哉

前二清三申候間、御案内之首尾不宜承申候、 但此時茂御案内申上候所、 御検使御下被成候〈共、 御検使御下着

五番赤ミ 申ノ年五ヶ年ニ成り申候、

仕候へハ、 但十一月中比より十二月中迄日数卅日程濁居候「付、 御上之儀如何と伺居候所、 江戸御屋敷焼失之御左右有 田舎三而焼占

之候、 若左様之儀三而茂御座候哉与申候、

六番赤ミ 去年霜月十日より廿日比迄

神楽上ヶ候ハ、可然と有之候に付、 但日数十日程波赤く成り候三付、 焼占仕候ヘハ、村中社役中より御 祓神楽大般若読候得^巳後清ミ

候以上、

右、琴村老人共社役中召寄相尋候所、 去年迄六度波赤ニ成り候由申

-117 -

子十月四日 財部吉左衛門 印

豊田長右衛門

本源七印

御郡奉行所

〃御用人中より之手紙左三写之

御手紙令拝見候、琴村かうの浦波赤く罷成候段被聞召上候『付、 り委細ニ書付差上候ニ付、 実説之儀被仰上候様二先頃申進候所、 則右之書付御上ヶ被成早速入御披見候 村継を以被尋遣、 彼所よ

以上

十月六日

御用人中

御奉行所

〈史料35〉 御郡奉行毎日記

宗家文庫

四 日

《殿様今度信使被召連候付、海陸御安全於江戸表公儀之御首尾冝之 之 此九ヶ所神楽被仰付候旨、仮寺社奉行仁位孫右衛門より申聞、 被成候旨又ハ御家中下々迄無異儀様」との御祈念先規之通被仰、 書付を以郷々奉役方へ申下ス、仁位孫右衛門方より之書付左三写 取之、右之所之神主住持へ御祈念之趣并執行後御守札持登り候様に 摩執行料、神楽御初穂料合銀百七四両七分一舛二日ニ持せ被渡請 豆酘金剛院へ護摩執行、 六観音、鶏知住吉、木坂八幡、 仁位天神、

覚

豆酘金剛院護摩執行料銀弐枚

鶏知村住吉

仁位村天神

木坂八幡宮

一佐護村 一仁田村

右者神楽銀壱両ツ、

一三根村 曾

佐須村 一豆酘村

右者観音へ銀壱両ツ、御初穂

より被申聞夫々に相渡ス

右者天和二年成之信使立之通御祈祷料被仰付候由、

右孫右衛門方

仁位村天神御祈祷之御糈持参候付仁位孫右衛門方へ持参仕候様し

申渡ス、

史料36 正徳六年覚帳 (仮題)

藤家文書

[命婦・御神楽師勤方之儀]

一同日旅人御吟味方より御手紙命婦・神子・御神楽師勤方之儀尋有カ、テffサトスモリ

之、則書付遣候、 命婦・惣命婦・脇命婦・神嬬

右八八幡宮之命婦に御座候、 右八御神楽師ニニ御座候、 神子之儀、法者方、付候、付、私支配不仕 御神楽師、池神·白木·奈多連·今宮、

候段御返答申入、

廿七日又々命婦御神楽師勤方等之儀御吟味方より尋有之、 よし、、命婦と申候、女官之惣名ニー御座候、 跡女官附居候、 八幡宮奉仕之女官を命婦と申候、命婦料之田地減 八幡宮、天子之御廟

奉	
〈史料38〉	<u>1</u>
対馬神職人名帳	
(仮題)	į

亡以後、 仕仕神楽仕候者·御座候、 神楽を仕渡世の営二仕候、 御神楽と申候、所々之神社

(史料37) 享保二年丁酉年帳 藤家文書 同祝詞大夫 (前欠)

二日鳥甲仕立惣命婦神嬬今宮御神楽師罷出、 八月 寺社奉行樋口孫左衛門殿

同日頭神楽米五舛惣命婦方より請取、

六日神職法者渾雑仕候事『付書付一通小川又三郎殿』差出る 同日小川又三郎殿被仰聞候者先頃被指出候神主法者渾雑之儀、 十二月 寺社奉行樋口孫左衛門殿 同小川又三郎殿

り支配□m者筋目相立不申事□御座候、依之右之段を申上置候与申 二与被仰渡候而者如何可有之哉与被仰聞候二付、 斗ニṇ相済申事ニ無御座候、其故者其通申付置候テṇも又々法者棟梁よ 先惣宮司より神主共へ神職之筋目を忘却仕神職法者渾雑不仕候様 御返答申入候者其儀

宮司より被申付可然哉と了簡仕候与被仰聞候に付、 共取次申間敷、其節者左様無之様二可申付候、 入候ば、又三郎殿被仰聞候者、若シ左様之筋目違たる願等指出候 先右之通神主共二惣 委細致承知候、

届成儀等出来仕候者其勤者可然奉頼候と申入置候、今一通之書付 左候ハ、先神主共ヘ右之仰聞候通を私より可申付候、 其上言元又々不

処有之、依之明正月廿日以後被指出被下候様と申入置候

綱崎甚助

同御燈宮司 嶋幾右衛門

同取上宮司 廣田源介

同預リ宮司 同神物宮司 名代 左平

同貝吹宮司 名代

同小行事 同大公事 山崎五郎作 狩倉喜兵衛

同平社家 同平社家 両八幡宮掾官 橘 阿比留武兵衛 鳥羽助五郎 平八

同掾官 同掾官 阿比留善六 唐洲村より名代

同大行事 阿比留左次衛

同大行事

同掾官

同公事 嶋井小兵衛 阿比留市十郎

同公事 小田久左衛門

同公事

同公事 同公事 名代

闕

名代

長留吉良衛

同公事 木坂八幡宮伊豆宮司 嶋井貞之助

右ハ府中八幡宮	一神嬬命婦	一脇命婦	一惣之命婦	命婦	一木坂八幡宮御神楽棟梁一大夫	一府中八幡宮御神楽棟梁黎大夫	一木坂八幡宮太鼓打	一府中八幡宮太鼓打	一同鉦皷打	一同笛吹	一同舞別当	一両八幡宮舞別当	一同平社家	一同平社家	一同村天神宮司	一仁位村和多都美宮司	一同平社家	一同小行事	一同大公事	一同預り宮司	一同平社家	一同平社家	一同社家	一同社家	一同社家
					井田市左衛門	八島惣右衛門	扇三郎右衛門	阿連村より名代	以 此領地鶏知村ニ有名代	岩佐藤右衛門	長留与右衛門	長留沢右衛門	平山吉之助	長岡半右衛門	平山忠兵衛	長岡友右衛門	鹏	山田善右衛門	嶋井あま	青柳松之助	嶋屋小左衛門	嶋井千之助	岩佐瀧右衛門	嶋井庄右衛門	嶋井六右衛門
一同	一古里村	一同	一同	一初泊村	一同御神楽師	一比田勝村	一泉村	一豊村	豊崎郷	一所々より罷出ル	神人	一丁人	一丁人 大船越村	丁人	一仁位村和多都美之御神楽師	一奈多連之御神楽師	一今宮御神楽師	一白木御神楽師	一池神御神楽師	一黒瀬村城八幡之命婦 蓝	一加志村加志大明神之命婦	一鶏知村住吉大明神之命婦	右ハ木坂八幡宮	一脇命婦	一一之命婦
爺 武右衛門妻	古里甚兵衛	四郎兵衛	仁右衛門	兵右衛門	節 比田勝甚右衛門	^{祠官} 比田勝藤右衛門	^{祠官} 和田嶋之助	祠官 竹末主水				同村 又左衛門	計 六左衛門		が近代装束無之故御神事ニ不罷出					近代装束無之故ニ御神事ニ不罷出	近代装束無之故御神事ニ不罷出				

一同	一深山村	一同	一同	一同	一恵古村	一佐須奈村	佐護郷	一舟志村	一同	一同	一鰐浦村	一大浦村	一同	一西津屋村	一同	一同	一舟志村	一五根尾村	一同	一同	一大増村	一同	一唐舟志村	一富ヶ浦村	一津和原村
^{御神楽師} 大石五右衛門	御神楽師 春日亀助右衛門	嗣官 阿比留弥兵衛	嗣官 嶋井助三郎	勧全坊	嗣官 嶋井善助	御神楽師 源三郎		古兵衛	清五郎	扇 又兵衛	井本喜右衛門	平兵衛	阿比留清右衛門	阿比留与兵衛	三右衛門	両官 古藤作右衛門	畑嶋九右衛門	助右衛門	李右衛門	次兵衛	助三郎	木野助三郎	御神楽師 古兵衛妻	又兵衛	津和松右衛門
一同	一志々見村	一同	一同	一同	一女連村	一中山村	一同	一同	一同	一同	一同	一同	一伊奈村	一越高村	一同	一同	一同	一同	一同	一志多留村	伊奈郷	一田舎久須村	一湊村	一同	一同
^{嗣官} 扇助右衛門	(剛管 早田格兵衛	祠官 佐伯甚右衛門	洞官 荒木惣右衛門	福官 春日亀七郎右衛門	(綱神楽師 平間与三右衛門	祠官 中山藤右衛門	^{御神楽師} 与三右衛門妻	祠官 山本伊兵衛	洞官 阿比留羽右衛門	祠官 早田作右衛門	御神楽師 穂家善七	祠官 斉藤権助	祠官 恵井田四之助	嗣官 豊田五右衛門	嗣官 屋永杢右衛門	祠官 倉本四之助	(神神楽師 扇松右衛門	(綱神楽師 井田甚兵衛	祠官 永田又五郎	井田与右衛門		祠官 平間又兵衛	御神楽師 長田太兵衛	女房神御神楽師	^{嗣官} 春日亀新右衛門

一志高村	一同三根郷	一同	一同	一同	一同	一同	一仁田村	一同	一琴村	一同	一大浦村	一味曽村	一葦見村	一中原村	一同	一志う志村	一同	一同	一小鹿村	一久原村	一同	一同	一同
	御神楽師	洞官.	御神楽師	御神楽師	御神楽師	祠官	祠官	御神楽師	祠官	祠官	祠官	御神楽師	祠官		祠官.	御神楽師	御神楽師	御神楽師	祠官	御神楽師	御神楽師	祠官	嗣官
八坂兵五郎八坂式兵衛	吉田市之	春田九之助	財部長右衛門母	春田勘右衛門	財部源右衛門	丸嶋安之	財部長右衛門	米田三吉	米田七右衛門	末永又兵衛	楉本又市	与七兵衛	原田七右衛門	庄司惣兵衛	庄司平右衛門	森山武兵衛妻	近右衛門妻	清右衛門妻	内野甚十郎	原田孫右衛門	扇助右衛門娘	阿比留半五郎	早田傳六
一右麦村	— — 廻 同 村	一佐保村	一下浦村	一大綱村	一同	一同	一同	一小綱村	一銘村	一田村	一同	一仁位村	仁位郷	一加佐村	一田口村	一同	一吉田村	一青海村	一同	一三根村	一佐賀村	一同	一久志村
(洞官 網神楽師	嗣 嗣官	祠官	祠官	祠官	御神楽師	御神楽師	御神楽師	祠官	祠官	(綱神楽師	御神楽師	祠官		祠官	祠官	祠官	祠官	祠官	御神楽師	祠官	祠官	御神楽師	祠官
阿比留喜兵衛阿比留喜兵衛	阿比留才兵衛 犬東一郎右衛門	阿比留三右衛門	平山又右衛門	波多野多兵衛	村瀬茂之母	くめ	大庭善兵衛	村瀬元右衛門	梅野四郎兵衛	吉村治部右衛門	畑嶋近右衛門	国分善兵衛		多田善右衛門	扇甚之允	渕上羽右衛門	龍蔵司式右衛門	阿比留甚兵衛	長留沢右衛門妻	長留勝兵衛	小島利右衛門	八坂勝右衛門	八坂源兵衛

一同	一久田村	一同	一内山村	一同	一内院村	一同	一久知村	一阿神村	一根尾村	一尾崎村	一須藻村	一味方村	一吹崎村	一加志村	一同	一大船越村	一同	一同	一小船越村	与良郷	一同	一小千尋藻村	一曽村	一大千尋藻村	一同
御神楽師	刷管 小嶋半右衛門	御神楽師はいた	嗣官 初村伊兵衛	御神楽師 まつ	嗣官 江口甚右衛門	御神楽師まん	嗣官 川上弥平兵衛	御神楽師	嗣官 中山喜右衛門	〇一 御神楽師	〇一 御神楽師	〇一 御神楽師	〇一 御神楽師	耐管 竹野三郎右衛門	御神楽師 きく	桐官 小嶋 半之	^{御神楽師} 吉右衛門妻	御神楽師 つま	嗣官 井手与吉郎		(綱神楽師 杉原格兵衛	嗣官 筑城近右衛門	神官 平間杢右衛門	嗣信 扇藤右衛門	(綱神楽師 神宮権七
一三日寺社奉行より御切紙左二記之、	七月	之通御屋敷"御糈差上候、	依之府中八幡宮之御糈者上『不申候、	一十三日御堂口明 殿様御服	五月		〈史料39〉 享保四年。亥年帳		享保三年成正月廿五日		_	_	_	府中法者『而同官兼候者	_	_	_	市中	一瀬村	一今里村	一同	一樫根村	一阿連村	一久根村	佐須郷
左:記之、			ッ不申候、但神楽者有之、社人中例年	殿様御服之内故御執行無之二付、御名代無之、			藤家文書				家村茂吉	二宮惣右衛門	国分幾右衛門		吉野宇右衛門	阿比留権之進	井田治部右衛門		御神楽師	御神楽師	御神楽師	御神楽師	御神楽師	御神楽師	

事候、尤諸色入用之所者役方へ申渡置候間相請取可被申候已上、 今度信使御同道被遊候付御平安之御祈祷二夜三日被仰付与之御

七月三日 小川又三郎

藤内蔵之介殿

同夜又々小川又三郎殿より被召寄御書付被仰渡候趣左ニ書載仕候、四日)

府内八幡宮 一天神宮

今宮 池神

祇園

一伊勢

白城 鶏知住吉

湯嶋天神

仁位天神

志賀 なたれ

木坂八幡宮

右之所々二而神楽被仰付候

十七日小川又三郎より平田隼人殿より遺候御手紙被差被遺瀬戸之 住吉御神楽差上候様『被仰付候隼人殿御手紙之写、

中リ損シ候、 申出候、依之今日以飛脚申越神楽上ヶ候様貴殿より可被申渡候 以手紙申達候、 左様之節、御理之神楽上ヶ申物之由御船附之内より 三使船瀬戸之内繋船之節正使之船住吉之華表

七月十七日

小川又三郎殿へ

以上

平田隼人

尤書状相認御郡方早々差出候様こと有之候に付則相認差出ス、

同日瀬戸之住吉之神楽師先頃被仰付候神楽銭之儀申出候"付、(#七) 間寺社奉行へ窺候処「御勘定所、申出候様」と有之候故、 〈罷出相請取候様 こと申渡ス、 則御勘定 此

九月

晦日神渡神楽

十月

廿四日 申渡ス 印鑰二御神楽差上候間、 座候得者、 御賄方より以手紙被申聞候者、明日天気今日之分ニー御 若殿様初而御城江御入被遊候筈二御座候故、 此段相心得候様」と有之、則惣命婦召寄 御成前に御

廿五日晴天 若殿様御城江御入御成前二御印鑰二御神楽差上』、

十一月

| 同夜頭神楽如例。木坂命婦相勤ハ、惣命婦以下ハ舞不申候、(+四日) 者中罷出舞申候、但本式二番木坂大命婦、二番府内之惣命婦 夫不参、一太夫罷出候、 三番同宮之脇命婦、 次二両神楽師以下段々二舞候法也 女御神楽師、 男御神楽師皆々罷出ル、 惣大

同夜警固下目付四人諸組之内四人以上八人被遣、蛇目御紋付之羽 織着仕ル、 御神事之場所三頭神楽之場所警固仕候

十五日晴天放生会

(史料40) 八幡新宮造営之節諸色覚

藤家文書

(表紙)

享保五庚年

藤内蔵助

八幡新宮御造営之節諸色覚

八月 日

八幡新宮御遷宮三付仕立物

五月十一日御仕立物「惣命婦脇命婦罷出ル神嬬病気」付不参 依之白木御神楽師罷出『糸者前以此方より苧を惣命婦方バ遣ハ命婦

中ニ為拵候、

楽師罷出候儀先例『高御座候、命婦中差合之節者池』神神楽師・今宮』神楽師・奈多連』神

(中略)

申付也、
中付也、
東師共舞申事ニ御座候、今ハ命婦舞不申候、向後ハ頭神楽之格ニ可楽師共舞申事ニ御座候、今ハ命婦舞不申候、向後ハ頭神楽之格ニ可三番府内ノ命婦と有り、先例者大皷、銅拍子ニ而楽仕リ、命婦御神 善 無御座候、正保年御遷宮之時、壱番惣命婦、弐番木坂命婦、 近代者命婦共御神楽疎略仕候、御神楽料等も前大神楽被奏候時ニ近代者命婦共御神楽疎略仕候、御神楽料等も前大神楽被奏候時ニ

一鉾舞等中絶此後可再興

(史料41)

享保五年美年帳

(仮題

藤家文書

八月

十四日夕方試楽御神事如例、藤右近罷出ル、神官宮司以下皆々参

| 井田市左衛門嫡子右一左衛門相勤候、惣大夫 | 当病不参、一大夫相勤ル、素襖半同夜頭神楽、木坂大命婦当病不参、惣命婦相勤ル、

〈史料42〉 対州編年略

(鈴木棠三編『対州編年略』)

巻第一 一條院

○貞元二年元年丙子

幻術 | 、其√後葉在||当嶋 | 、号||法者 | 、浄蔵貴所∽三善清行八男○此比浄蔵貴所ッ子布施伊能配流、来||対島嶋伊奈御園森里 | 、修||

義也 輩之後補;,八幡宮神楽師'、古以;,神楽師号;,祝子,於 也 記神代祝ノ字ノ訓||保佐幾疑因||此訓|'歟、 保布利古」、於二当州 〔壱岐国又有;;法者;、今号;;之陰陽師;〕 _ 訓 保佐、 以 __祝字 用,,法者字,者近世/之 |訓||保佐||者、 謂 一之ヲ保佐 |他所| 訓| 日本書 者此

卷二 後光厳院

○大樹義詮公

○康安一年 元年辛丑

○此比対馬島国府太平寺建立

- 之事如;|先規;被↘執;|行之|○貞治六年 元年壬寅四月十一日対馬島八幡宮諸祭節会告朔荷前等
- ○同年八月三日対馬島八幡宮舞楽・神楽・田楽・猿楽・獅子・駒形・八郡々司 | 出」之、所」残前張・韓神・其駒等也、伶人・楽人・八郡々司 | 出」之、所」残前張・韓神・其駒等也、伶人・楽人・八郡々司 | 出」之、所」残前張・韓神・其駒等也、伶人・楽人・八郡々司 | 出」之、所」残前張・韓神・其駒等也、伶人・楽人・正陪従主」之、乙女大命婦主」之、八月十四日 '夜試楽'之時試 | 正陪従主」之、乙女大命婦主」之、八月十四日 '夜試楽'之時試 | 正陪従主」之、乙女大命婦主」之、八月十四日 '夜試楽'之時試 | 舞姫 ' 之進退 | 以留上其可」然者」被」補 | 命婦 | 、頗似 | 五節 | 舞姫 ' 之進退 | 以留上其可」然者」被」補 | 命婦 | 、頗似 | 五節 | 舞姫 ' 之進退 | 以留上其可」然者」被」補 | 命婦 | 、頗似 | 五節 | 舞姫 ' 之進退 | 以留上其可」然者」被」補 | 命婦 | 、頗似 | 五節 | 舞舞姫 ' 之進退 | 以留上其可」然者」被」補 | 命婦 | 、頗似 | 五節 | 舞舞姫 ' 之進退 | 以留上其可」然者」被」補 | 命婦 | 、頗似 | 五節 | 舞姫 ' 之進退 | 以留上其可」然者」被」補 | 命婦 | 、頗似 | 五節 | 舞舞姫 ' 之世 | と表表。
- 及;|数度;|之故也、於↘是宗慶君為;|謝使;|被↘遣;||家臣於高麗国;、談ヒ和好♯禁サ・日本海賊船ム先↘是忠貞王之世日本人侵;|彼国辺海;|○同五年丙午高麗国恭愍王以;|其臣李夏生;|為;|講究使;|遣;|対馬嶋;

〈史料43〉 社家要林

藤家文書

巻第三

神楽之事

(中略)

笏拍子をも用ゆ、〜▽ズ▽☆ボットでは大皷小皷、銅拍子等にてはやす也、又今諸社巫著鐸矛を取て舞、笛太皷小皷、銅拍子等にてはやす也、又

左右左に振り両手に捧け唱て曰��音ない、八乙女神楽男なと記せり、よし啓し申斗也、今大祭の時、神楽の次第社家一人大幣を取り、前張韓神其駒等の神楽有りと云う、今ヘ神楽師の長韓神を奏する対馬州八幡宮康安二年八月三日の記に、八乙女神楽男なと記せり、

申請申舜此□孚受納給天天下泰平国家安全上守幸玉止申須自今以後皇帝乃朝廷丞始天下四方国上被罪止云罪咎止之咎被不有止祓

にて著鐸矛を振り、左の袖をひるかへし神歌を唱高声婦神下し勧盃、次に神楽乙女著鐸矛を取て起て神前に向い、右手唱畢て幣を納、両段再拝八開手是を拍、退て役の席に着、次に命

ごとくす、神歌ハ各別の歌を謡也、其歌是を略す、畢て又神前に次に左に向右のごとし、次に後に向右のごとし、次に右に向右の集所の神楽乙女同音につけて謡也、神歌を唱の間、楽をととむ、千早振神の瑞籬に袖かけて舞ばぞ出る天の磐戸を

卷第四

巫之事

○巫と云ハ神祇官にて陪従する女官也、神を供を典する事を掌る、 ○巫と云ハ神祇官にて陪従する女官也、神を供を典する事を掌る、 きと唱へし、 ○巫と云ハ神祇官にて陪従する女官也、神を供を典する事を掌る、 きと唱へし、

神楽師之事

市女之事 ハ神楽の条に出せり、神楽吹の服ハ素襖、又白張装束たるへし、ハ神楽の条に出せり、神楽吹の服ハ素襖、又白張装束たるへし、其解斉の為に其所に有会物を取てはやすの儀也、神楽の楽器の事人なり、神楽れ祓を修して心魂を凝らしたる、

楽の取物之儀也、手種等之事、神楽之条に委しく出せり、○今諸社神楽を舞女官也、浄衣を着し、手種を取て舞ふ、手種ハ神

宗家文庫

(史料46) 寺社方記録

宗家文庫

八日 享保十年五月

被下置候、宮婦亞可被成下據も無之事三候間、 之願不有来事与申新規之事故、不被仰付候、素り御供料は梅本坊江 之御見合茂不被仰付之旨、委細願出候書付之趣見届候、然処ヶ様 右者湯嶋天神宮婦七拾才二余『候二付、弟子取立度候得共、于今少 御取上ヶ不被成候

此旨被申渡書付二通共可被差返候、 以上

五月八日

年寄中

寺社奉行衆中

右之通被仰出候二付、御書付写之手紙相添願書二通梅本坊方申渡

御書付 (奈多連宮婦跡目願之儀

藤家文書

出候旨、藤内蔵介方より書付を以申出、外ニ相障茂無之候付願之 成者『『宮婦跡職』難差出、不得止事実子を差置他方より養子を願 罷成職道を教候『も曽『一事も覚不申、生附不得方』有之、其勤難 有之養子被仰付候段、 と申者十四歳「罷成候を、致養子宮婦職相護」申度願出候、 右´娘壱人所持仕候処、宮婦職不得方ニ候付、豆酘村宮婦娘るう 如何敷候故遂吟味候処、 実子義ハ十三歳 実子

五月十五日 年寄中 (享保+二年) 年寄中通被仰付候間、内蔵之介を以可被申渡候以上、

吉川六郎左衛門殿

五日

享保十二年六月

唯今言職を以渡世仕候様言罷成候間、府内出被差免被下候様言与 論縁付も不罷成候に付、府内吉右衛門方は罷登り居、 法者庄司吉右衛門方より安神村百姓九左衛門娘片輪ニー田舎持者の 九左衛門吉右衛門願出候三付、 左之通被仰出ル 神子職稽古仕

法者

庄司吉右衛門

安神村

百姓九左衛門

被下候様にと相願候、別而差支候儀無之旨御郡役中より被申出候に 出之儀願出、勿論蔵瀬乾右衛門方より茂神子之数不足に付被差加 右衛門弟子『仕、神子職稽古仕唯今』職を以渡世仕候、 右者九左衛門娘片輪ニ℡田舎之挊者勿論縁付も難成候ニ付、兼々吉 願之通被仰付候、此旨可被申付候、 以上 依之府内

六月五日

年寄中

吉川六郎左衛門殿

右之通被仰出候『付御書付之趣写之、則蔵瀬乾右衛門『申渡』、

(史料47) 寺社方記録

宗家文庫

享保十四年三月

十九日

藤内蔵介

鳥居御建立『付、神楽料之儀相願候由承届候、則役方へ申渡候右者木坂八幡宮之脇宮四社今度葺替被仰下候付、遷宮料#同所

、此旨可被申渡候、以上

三月十九日 年寄中

吉川六郎左衛門殿

右之通被仰出候付、御書付写之手紙相添夫々申渡ス

御書付(府内八幡脇命婦跡目之儀) 藤家文書

藤内蔵之助

吉川六郎右衛門殿

五月十四日

〈史料49〉 藤勘之允任中記

藤家文書

(表紙)

元禄十五千終 慶安三庚寅始

藤勘之允任中記

藤勘之允定之任中記

右衛門勤之、中山巡ッ、次『神楽舞十二番、次湯立、阿比留式兵衛、吉野三郎・中山巡ッ、次『神楽舞十二番、次湯立、阿比留式兵衛、吉野三郎・楽執行有之、平舞台『山を飾り置、神楽奉幣社家勤之候『神楽師一同年六月十五日祇園会御能興行無之、井田左馬大夫『被仰付大神(万治』)

殿様御桟敷〈被成御上覧

余り候、

市左衛門娘ちよを呼登せ置候者御法以前之事与相聞、殊更七拾歳し

命婦唯今より新クニ弟子取立候事不罷成候与乏義ハ左茂可有

右ちよ跡職「御免無之候而ハ、脇命婦職可及断絶段甚無

右ちよ府内出を差免脇命婦跡職に申付候、

之事ニ而、

被相心得候以上

内蔵之助を初其外之触頭≒茂右之趣被申渡置以来曽≒不願出様≒可

此度之義、委く右、令書載候通

いか程之訳を立願出

候共決而取次被申問敷候、

以後右類之願を申出候共曽『取揚間敷候間、

據存格別了簡を以、

郎右衛門相勤ル、一同年六月十五日祇園会大神楽有之、湯立、相良二郎兵衛、二宮吉(寛文元)

一同年八月十二日府内志賀社『死人有之、社家中御祭礼『差支へ申候譲を請ヶ神職と罷成』、「同年正月廿一日白木神主井田太郎吉奈多連神楽師千代と申候女之(寛文二)

付、 井田左馬大夫、大祓被仰付、

同年六月十五日祇園会大神楽有之、

同年六月十五日祇園会大神楽有之、湯立吉野官大夫、相良儀大夫 同七年未二月府内法者を被減三人程御立可被成由被仰出候二付、 候事、将亦寺庵山伏弟子取立中間敷由被仰出、此旨被仰渡 法者中御歎ヲ申上候故、御憐愍を以法者十人神子廿人御免被仰付

同八年庚申五月十八日延宝)

相勤ル、

御留被遊候、神楽等も留り候而、六月廿五日二被差免候、 会も相延候事、 公方樣家調公薨御被遊候御左右同月廿二日到来、 依之謡乱舞普請方 尤祇園

享保十六年辛亥年冬十二月二十八日慶春 (花押

(史料50) 寺社方記録

宗家文庫

享保二拾年三月

廿三日

藤斎宮

右之通被仰出候間可被申渡旨、斎宮方エ手紙を以申渡ス 衛門娘きくと申もの命婦跡職ニ願出候事委細願書ニ有之、 右者鶏知村住吉命婦病死いたし実子無之二付、 小船越村百姓吉右

> 御付紙 願之趣見届候、 相障義無之候間、 願之通被仰付候、

三月廿三日

(史料51) 寺社方記録

宗家文庫

廿九日

元文五年八月

就夫右命婦職斗ニ而ハ営難成甚難儀仕候条、何とぞ仕来之通、 候処、先比蔵瀬乾右衛門より申達候ハ、違江事仕廻リ候ハ人柄十 之、竈被仰付候迄ニffi営難相成候付、少之違エ事いたし絵営仕来 右者母代より三拾ヶ年余相勤候処、外之命婦与違少之御宛行茂無 六人有之、右命婦、人数之外:候間、向後決而不仕候様差留候由、 湯嶋天神宮

御付紙

後共違立事仕候義御免被仰付被下候様願出、委細願書有之、

之趣可被申渡候、 少宛之違泣事仕候儀差免候間、其旨被申渡、 紙面之通見届候、 無余儀相聞^尤三十年余仕来之義故唯今迄之通 勿論乾右衛門エも右

右衛門義立与左衛門宅立召寄、御書付之趣申渡る 右之通被仰出候付、 梅本坊後見勝光院方江以手紙申渡シ、 蔵瀬乾

〈史料52〉 書状 (神嬬千早裳袴願之儀=付)

藤家文書

藤 斎宮)

殿 平田直右衛門_

向

十二月十九日

以手紙申達候、比日被差出候神嬬千早裳袴願之儀、 左之通

御附紙を以被仰出候条可被申渡候以上

二月廿四日

御附紙

被成下候得共、是迄自分ニー相繕済来候事故、七ヶ年目ニ可被成 欠ヶ其上御神事差支ニも相成候与相聞候付、 殊御弐方之儀□候得者、当御時勢御取上▽難被成候得共、一統□ 願之趣見届候、是迄如何様之義ニ而不被成下候哉、其程難相知、 一統ニ者五ヶ年目ニ

下候間、此旨可被申渡候

二月廿四日

右之通被仰出候『付可被申渡旨藤斎宮方へ以手紙申渡』

(史料53) 寺社方記録

宗家文庫

池命婦

十九日

寛延元年十二月

るい

右者家業方不得方に付、与良郷尾崎村百姓法者忠右衛門次女かね

と申者養子三支度旨願出委細願書有之、

右之通被仰出候付、 藤左衛門を以申渡ス、

御付紙

願之通かね養子被仰付候間、 命婦職致相続候樣可被申渡候、

八幡宮 脇命婦

廿六日

御座候処、病身"有之、田舎働難相成候付、弟子"仕神子稽古為 右者伊奈郷田野浜百姓与四右衛門忰市六娘きく与申者、私親類ニ

右之通被仰出候付、藤左衛門を以申渡ス、 仕度旨願出、委細願書有之、

御付紙

見届候、無余儀相聞候付、 願之通被仰付候間、 可被申渡候、

十二月廿六日

〈史料54〉 寺社方記録

寛延二年六月

十六日

右、天神社神楽太鼓殊外相損し候付、 右太鼓修覆被仰付被下候様

梅本坊

以書付願出委細願書三有之事

右之通被仰出候付、 御附紙写之可被取其意旨以手紙申渡云、 御勘定

処へも申渡ス、

廿二日

梅本坊

右者天神社神楽太鼓相損し候付、頃日依願修覆被仰付候、就夫今

宗家文庫

度上方へ被差登候付、 日申出候得共相応之太鼓無之候付、其元方い而何分いも被相繕候様 出来下,候迄太鼓拝借被仰付被下候樣、 此

書状 (今般御判物御改に付、 命婦と明舞の文字の違い)

藤家文書

藤左衛門殿 多田主計

以手紙申達候、 今般御判物御改二付、 加志命婦江被下置候

御朱印之写被差出候処

命婦之字

候間、

上ノ御控与被差出候写之字与ヘ文字之違有之候付、左ニ書載いたし

候哉、命婦とハ女ニ限りたる神職名ニ候哉、是又乍序承候、此段為

用、方:冝命婦之文字可被申聞、且又男ニも命婦与申唱有之

九月廿五日(宝曆二年)

加志 命婦 被差出候御朱印之写っ通り

同 明舞 御役方之控

宝暦二 一年毎日記 (義蕃様御継目之御判物被成下候付府

内田舎神職男女諸事覚帳

藤家文書

九月

同廿五日多田主計殿より以手紙申達候、今般御判物御改二付、 志命婦〈被下置候御朱印之写被差出候処 加

> 婦与申唱有之哉、命婦と「女」限」たる神職「候哉、是又乍序尋承候、 載いたし候間、用イ方二冝命婦之文字可被申聞候、且又男二も命 此段為可申達如此候以上、 命婦之字
> 上ノ御控与差出候写之字与ハ文字之違有之候付、左ニ書

加志命婦 被差出候御朱印之写ノ通り

明舞 御役方之控

右之御返答

志明舞と有之、文字相違候付、 加志命婦〈被成下候 御朱印写『加志命婦と有之、上之御控』、加 御尋被下左二書載仕候、 惣命婦

一ノ命婦 脇命婦 鶏知命婦 加志命婦・黒瀬命婦

^{二而}御座候間、男女御座候、加志之命婦^八 右ハ命婦之字を用申候、余ハ明舞と書申候、 明舞と申ハ神楽師之事 八幡宮命婦家筋二而御

座候間、命婦之字ニ御座候以上、

九月廿五日

藤左衛門

多田主計様

右之通書付差出ス

(参考)

宝暦二壬

寺社御判物御朱印控

宝暦二壬申年

命婦職之事任先規不可有相違者也

十一月十五日 御朱印

賀志命婦へ

〈史料57〉 八幡宮遷宮縫立物覚

藤家文書

(表紙)

宝暦三癸年

八幡宮遷宮縫立物覚

八月 日 藤左衛門

八幡宮御遷宮之節諸色仕立物覚

五月十九日惣命婦・脇命婦・神嬬・今宮明舞・白木明舞・奈多連

明舞罷在ル、池ノ明舞差合ニ而不参、

絹糸 此方より出之

御被御衣六ツ 御身長ヶ四尺 日野絹六疋相渡ル、 一御袖弐尺八丁五分売尺五寸

御襟『五尺三寸割』 一御大くび三尺七寸

右くしら尺

御 | | | 頭 | | | | |

〈史料58〉 御郡奉行所毎日記

宗家文庫

宝暦三年四月

六日

御郡御支配□申上候趣左記之

彼郷奉役先般致上府候節、 去,申十一月別紙之通申出候二付、 三根鄉佐賀村宗像八幡宮江去北丁卯年より御神事御再興被成候、 夫彼郷内江神楽職之者寡御祭礼之節差支候由二付、 於此御役所三委細相尋申候所、 則差上之掛御目申候、 藤左衛門より 依之 就

> 礼之節、 座候、以上 通り相違無御座候故、 も相成リ不申由口上に而申出候間、 百姓公役を相勤居申候、尤農事助ニ相成候実弟サ有之候得ト御祭 右衛門と申者元来神職之者ニ澗座候得共、以前より是迄櫛村之 何分二も御吟味次第被仰出可被下候、此段為可申上如斯御 右惣右衛門一代、神楽職相務候而も、 惣右衛門一代八神楽職被仰付被下度奉存 当日致吟味候処、 諸二役方之差支ニ 奉存申出候

之由二相聞申候、 以致吟味候処、 追而申上候、藤左衛門よの申出候惣右衛門事、 元蔵と申者之義ニ御座候、 以上 惣右衛門とハ今名 御役所宗門帳を

四月六日 御郡役中

御郡支配

・藤左衛門より之願書左記之

口上覚

此段御序之節御吟味被仰付被下願之通被仰付可被下候、 村御差支之筋無御座候ハ、 相整御座候、依之同郷串村神主八坂惣右衛門と申者、郷 成候、就夫御祭礼之節頭神楽相務候者少人数「一御祭礼難 三根郷佐賀村 宗形八幡宮之儀近来より御祭礼御興行被 宗形神楽師『申付置度御座候

偏三奉頼候、 以上

十一月廿五日 藤左右衛門

御郡奉行所

(史料59) 府内木坂両八幡宮社家命婦并社役之面々田舎住居之名前

八郷上之御神社神主明舞神楽師同諸社之神主神楽師之名前

(表紙

(宝暦四年)

_戌八月廿四日

府内木坂両八幡宮社家命婦

并社役之面々田舎住居之名前

八郷上之御神社神主明舞神楽師 同諸社之神主神楽師之名前

藤左衛門

府内八幡宮社家席順覚

阿比留七左衛門

右、両八幡宮雞知住吉之大椽職并住吉之神主領知行 御判被成下

(但社領之内大椽領住吉領 在之候得共唯今ハ住吉領与の事

阿連村 橘 左内

両社之社領知行 右、府内八幡宮従宮司職并加志大明神小茂田村師大明神之神主 御判 〔但従宮司領ハ加志大明神之社領之内ニ以前御ヒ

被成候由〕阿連村諸社之神主并薬師堂支配

洲藻村 鳥羽行左衛門

右、府内八幡宮権宮司職同社領知行 御判被成下洲藻村諸社之

神 主

久根村 綱崎万六左衛門

茂田師大明神之社預品

右府内八幡宮大公事職

御朱印被成下樫根

下原諸社之神主小

右両八幡宮社家和多都美宮司庶子家

右、両八幡宮祝詞大夫職社領知行 御判被成下五所大明神久根

上槻諸社之神主

藤家文書

右祝詞大夫庶子家嫡家之通相務心

同村

綱崎

小藤太

右両八幡宮之社家并和多都美宮司同社領知行 御朱印被成下諸

長岡

元右衛門

社之神主

右府内八幡宮預り宮司職 御朱印被成下

洲藻村

鳥羽

源六

若田村 廣田

右府内八幡宮取上宮司職 御朱印被成下ル

雞知村 嶋

薬師堂支配薬師領知行〔右之内御燈宮司領在之候得共以前薬師領御繕ヒ被成候〕

御朱印被成下

右府内八幡宮御燈宮司職

仁位村

右両八幡宮社家并天神宮司職社領知行 御朱印被成下其外諸社

之神主

加志村 橘

右、従宮司庶子家之社家加志大明神之社預り職藤崎神社神主

仁位村 長岡

若田村 狩倉近左衛門

平山右右衛門 本左衛門 利平太 九十郎 八之允

木坂八幡宮社家席順

木坂村 嶋井政右衛門

右、当伊豆宮司職木坂八幡領外、知行弐寸壱分三厘三毛弐開地

同村 嶋屋左治磨

同 嶋井与八郎

嶋井 藤平

同 同 嶋井 甚吾

右木坂伊豆宮司輪番家 御判被成下ル社領知行

狩尾村 青柳治左衛門

御朱印被成下社領知行狩尾村諸社之神主

右預リ宮司職

木坂村 岩佐 右内

右木坂之社家社領知行 御朱印被成下三根村権現軍殿両社之神

主観音堂支配

同村 嶋井庄左衛門

同村 長留 右軍治

右八両宮鉾舞幟社領知行

御朱印被成下

右、木坂之社家社領知行

御朱印被成下

三根村 長留 左源太

長留 才兵衛

同村

御朱印被成下

右八両宮鉾舞職同領地知行

豆酘村 岩佐藤五左衛門

右両八幡宮雞知村住吉笛吹役同領知行

恵古村 嶋井 安兵衛

右、木坂八幡宮大公事職同領知行 御朱印被成下諸社之神主

両宮命婦

木坂村 ノ命婦

右木坂之惣命婦 御判被成下社領知行

雞知村 雞知命婦

加志村

加志命婦

黒瀬村 黒瀬命婦

右府内八幡宮之命婦其外居村諸社之明舞 御朱印被成下各社領

之内知行

両八幡神楽師棟梁職

佐須奈村

八嶋惣右衛門

右、両宮神楽師棟梁職并日吉権現諸社之神主明舞 御判 御朱

印被成下社領知行

右八両宮神楽師棟梁職 御朱印被成下諸社之神主

木坂八幡宮小祭之大椽職

両八幡在廳職

三根村 阿比留種右衛門

志多賀村 阿比留治左衛門

右、両宮之在廳仁位村天神之大椽職

唐洲村 阿比留 三助

三根村 阿比留左治兵衛

雞知村 阿比留吉兵衛

同村 阿比留左治兵衛

以前ハ在廳職ハ大 相勤候得共近来、右之家斗相勤申候

両八幡宮公事職

志多留村

井田

市左衛門

丸嶋弥五郎	飼所村		古藤 類右衛門	舟志村
		右、天神之神主同社領領之		右、諸社之神主 御朱印被成下,
財部与一左衛門	瀬田村		竹末 修理	豊村
		右、天神之神主同神楽師		右志多崎大明神之神主 御判被成下,其外諸社
保家 吉七	伊奈村		和田 左近	泉村
恵井田四郎介	伊奈村			豊崎郷
		右小鷦鷯之神社之神主社領領之		
末永半兵衛		P.		八郷上之御神社之神主座順但郷分ケ
楉本杢右衛門	犬ヶ浦村			
		右^同社之明舞 御朱印被成下		合いたし置申候
辻 平七	同村		同格者朱を以最	与唱へ阿比留治左衛門より以下を社役与申侯 同:
		右、那祖師之神主社領領之	衛門迄を社家	右、両八幡宮之神職阿比留七左衛門より井田市左衛門迄を社家
原田 傳吉	小鹿村			右、着背之家
		伊奈郷	善兵衛	竹敷浦村
				右者太刀持家
		右、天道之神楽師	太 左衛門	黒瀬村
小藤 藤吉	湊村			両八幡宮之御着背組
		右、権現之神楽師其外諸社共二		〔但善右衛門者社領之内支配〕
大石五左衛門	恵古村			右府内木坂之小行事 御朱印被成下ル
		佐護郷	山田善右衛門/	恵古村
			山崎助右衛門一	阿連村
		右高崎之明舞 御朱印被成下諸社共二		両八幡宮小行事職
高崎 明舞	五根緒村		小瀬 宅平/	同
		右、明釼之明舞 御朱印被成下諸社共二	長留傳右衛門	三根村
井本喜左衛門	鰐浦村		小田 藤五郎	伊奈村
		右高崎大明神之神主社領知行	嶋井小兵衛	恵古村

右、同社之神楽師

同村 春田勘右衛門

右八木坂八幡宮御神楽師并権現之神楽師

越高村 豊田平左衛門

右、権現住吉両社之神主社領領之

右琴崎大明神之神主社領之内神主領ヘ先年より全功寺所務ニ被仰付

琴村

米田

藤内

同村 米田藤兵衛

右同社之明舞 御朱印被成下社領之内知行

伊奈村 斎藤吉右衛門

一根郷

右権現之神主

佐賀村 八坂式兵衛

右宗形八幡宮之神主社領知行 御朱印被成下其外諸社共二

吉田村 龍造寺益之進

御朱印被成下

志多賀村 八坂仁右衛門

御朱印被成下

右那祖師之神主

右権現之神主社領知行

口江村 扇貞右衛門

三根村 長留 傳吉

右木坂八幡宮之大皷打役并扇崎大明神之神主

御朱印被成下

右権現之社預り社領領之

佐賀村 八坂惣右衛門

右者

右、志々岐之社之神主

上之御神社社之神主明舞神楽師名前

右八宗形八幡宮御神楽師

仁位郷

佐保村 阿比留又左衛門

右、天神宮之神主同社領知行 御朱印被成下

仁位村 国分

式兵衛

右、和多都美之明舞同社領之内知行 御朱印被成下其外諸社共二

小綱村 村瀬 右御門

右天神之神主社領知行 御朱印被成下其外諸社共

田村 吉村仁左衛門

右若宮之神主同社領領之

有麦村 阿比留義左衛門

小綱村

大庭辰之介

右、木坂八幡宮御神楽師

与良郷

小船越村

井手圓右衛門

右照日権現之神主瀬戸住吉之明舞職 御朱印被成

黒瀬村

平山儀平治

右城八幡宮城山守護役社領之内支配 御朱印被成下

久和村 川上弥平兵衛

右者和多都美之神社神主同社領支配之

半六

久田村 小嶋

御判御朱印被成下候面々并

八郷諸社之神主神楽師名前但郷分ケ

同	同	舟志村	大増村	同	大増村	唐舟志村	富ヶ浦村	古里村	同	同村	西泊村	鰐浦村	同	西津屋村	同	同	同	舟志村	舟志村 十	唐舟志村 十	津和原村 :	古里村	同同	比田勝村 比口
吉兵衛	与三兵衛	三左衛門	杢右衛門	次兵衛	助三郎	神楽師	又兵衛	神楽師	四郎兵衛	仁左衛門	兵左衛門	扇 又兵衛	同清兵衛	阿比留与兵衛	森山 式兵衛	同 惣兵衛	庄司平右衛門	畑嶋九右衛門	古藤 作兵衛	木野 助三郎	津和松右衛門	古里 九兵衛	甚左衛門	比田勝村 比田勝藤右衛門
															+							<i>+</i> -		
															右者佐護郷							右者豊崎郷		
中 山 村	久 原 村	同	同	同	鹿見村	同	同	同	女連村	同	同	同	同	志多留村			同	深山村	同	同	恵古村		鰐浦村	大浦村
中山藤左衛門	原田孫右衛門	阿比留半五郎	早田	扇助左	早田	佐伯甚右衛門	荒木郡左衛門	春亀七郎右衛門	平間与三右衛門	矢永杢左衛門	倉本四郎介	扇 松右	井田 基	井田与右衛門		平門	同 新左	春亀助右衛門	阿比留弥兵衛	同助	嶋井		洁	平
衛門	衛門	五郎	傳六	助左衛門	善兵衛	衛門	衛門	衛門	衛門	衛門	郎介	松右衛門	甚兵衛	衛門		又兵衛	新左衛門	衛門	沙 兵衛	助三郎	善介		清五郎	平兵衛

助右衛門

伊奈村 阿比留羽左衛門

山本 早田作右衛門 神楽師壱人 神楽師壱人 内野甚十郎 神楽師壱人 市兵衛

> 鎚川村 卯麦村

山内孫右衛門

神宮権七

大千尋藻村

原田

四郎

荷船村

庄左衛門

伊奈村

右八仁位郷

尾崎村 加志村

神楽師壱人

竹野三郎右衛門

同 同 小鹿村 同 同

仁田村

味曽村 吉田 市兵衛

右者伊奈郷 与七衛

青海村 吉田村 阿比留甚兵衛 渕上 勘次

佐賀村 加佐村 小嶋利右衛門 多田善左衛門

久志村 八坂 政之介

右者三根村

守屋源太左衛門 平間杢右衛門

同

同

佐保村

犬東一郎右衛門

小綱村 神楽師壱人 神楽師壱人

銘村

梅野四郎兵衛

大綱村 下浦村 波多野多兵衛 平山又右衛門

小千尋藻村 杉原格々允

同 同

糸瀬郷右衛門

築城藤右衛門

右者与良郷

瀬村

神楽師壱人

以上

右者佐須郷

惣合紙枚弐拾壱枚但上紙共二

阿神村 今里村 樫根村 久根村 阿連村 内山村 内院村 久和村 大船越村 根尾村 小船越村 同 中山喜左衛門 白口甚左衛門 神楽師壱人 神楽師壱人 神楽師壱人 神楽師壱人 神楽師壱人 神楽師壱人 神楽師壱人 神楽師壱人 造酒之介 伊兵衛

-138 -

(史料60) 覚

畑島家文書

宝暦八戊寅

藤左衛門

阿比留四郎左衛門殿

十二月十八日

判

覚

込前より相見居候間、古例之通無違乱永々共に其方へ可被相請取候、 候二付、元禄十二年以来御遷宮記録委く致吟味候所、先々其方請 候、平の御神楽之節者御膝附米宮司方〈被遣来候由≒命今度及折渡 八幡本宮御遷宮之時以前より黒米壱斗弐舛、白米三舛御渡被為来

(史料62)

覚 (鹿見村神楽師明舞之事)

藤家文書

覚

宝暦六丙子年

仍而為後日我々より證文如件、

三月廿一日

木坂一之命婦

藤兵内印

一宮藤馬○

(史料61)

補任状写

荒神之社

代々就其筋目如先

右祠官職之事其許

汰候仍而補任状如件、 之事可然可有御沙 者也尤神楽師等 安全之旨可抽丹誠 規御勤仕有之国家 権現之社恵比須之神社

伊奈郷鹿見村熊野

補任状写

藤家文書

鹿見村神楽師明舞 通其元より夫々三可被 社々、以前之筋目之 有之候ハ、如何重而急度 相勤候違乱之儀茂 之事其元祠官職之

宝暦九卯

可加吟味候仍而如件、

十月十六日 藤左衛門

阿比留四郎左衛門殿

〈史料63〉 寺社方記録

廿日 宝曆十年四月

宗家文庫

池神命婦

るい

儀得方"有之候間、此者^命婦職被仰付被下候樣願出、委細願書" 右者元来家業方不得方:有之候上、病所有之難相勤候付、 娘かね

右之通被仰出候付、 可被申渡旨藤左衛門〈手紙を以申渡

見届候、 願之通娘かね五命婦職被仰付候間、 藤左衛門を以可被申

四月廿一日

(史料64) 対馬国大小神社帳

藤家文書

(表紙

宝曆拾年

対馬国大小神社帳

庚辰十二月日 藤 宮内 藤蔵 馬助

(前略)

以上

惣合大中小社三百八拾壱社

但当時社有之分

百姓持之小社、認之

藤内蔵助

右者対馬国大小之神社社領地之事并年中恒例之祭祀等之儀ノ宮司

と申候、 社家社僧命婦神楽師社役人之支配を相勤メ役号を対馬国捴宮司職

例之祭祀之事并右三社〈相附〉候社領地、宮司社家命婦神楽師社役 右馬対馬国木坂八幡宮・府内八幡新宮・鶏知住吉大明神之年中恒 人之支配を相勤メ役号を神事奉行職と申侯

宮藤馬

対馬国社家之義者往昔雷大臣対馬之縣主ニ罷相住候より以来雷大 以下諸社之宮司祠官、白河家吉田家之分り無御座、皆対馬流之神 臣之伝来を得而祭祀祷請を仕来り則対馬神道と申候、 従吉田家装束等之得裁許申候、 装束之裁許神務之式等伝授、是迄代々吉田家之神務を執行仕候間、 務を仕候、尤井田治部右衛門、吉野右門右弐人者先祖共致上京、 吉田家と書載仕置候、且又和田左近、 竹末修理是等、先年致上京 依之両八幡

府中木坂両八幡宮大掾職と申神官在之候者、往昔対馬大掾三畔蒜 事ニ奉幣使之勤を兼品相勤来り候、 別当之子孫を被相補国政を掌居、両八幡宮អ鶏知住吉大明神之神 分より此名計り、相残居、奉幣役之事を大掾職と申来り候 古来より大掾職政務二不相預時

諸社宮司祠官何と茂無位ニ而御座候、 絶是迄無位『『其子孫其職を相務来申候 之候所、九州兵乱以来筑前太宰府之執奏之事相止ミ、夫より及断 其子細昔者位階仕り居候者茂在

神楽師と申候者諸社ことに祭祀祷請之時、 裁許申候義是迄無之右之職分諸社共二男女二而相勤来」申候 又往古より取行来,候神楽ニー社家同断ニ吉田家白河家へ罷出候『得 神楽を執行仕申候、 是

右者大小之神社当時社有之宮司祠官神楽師持之分如此御座候、

此外百姓持之小社、書記不申候

宝曆拾馬年

宮藤馬

十二月 日

寺社御奉行所

藤内蔵助

(史料65) 寺社方記録

宗家文庫

明和三年正月

廿六日

蔵瀬乾右衛門

働難相成候付、内々神子職稽古召仕相応之者段々少ク相成、 右者与良郷竹敷村百姓市之介家内六八娘ひやく、病身者ニー田舎 御免

之人数殊外人少一有之、奈多連御祭礼等差支候付、神子職跡電

被仰付被下候樣願出、 委細願書有之、

右之通被仰出候付即可申付旨乾右衛門以手紙相達

御端書

見届候、無余義相聞候付ひやく義、 府内出御免神子職跡竈二申付候

間可被申渡候、

正月廿六日

(史料66) 御郡奉行毎日記

廿六日

明和三年正月

○御年寄中より之御書付左記之

宗家文庫

神楽師棟梁

者二付、府内出御免之儀村役より願出、 之候付、 蔵瀬乾右衛門方より神子職跡竈ニ相望、尤村内差支茂無之 無余儀相聞候付、

願之通府

年寄中

右者病身虚弱者 : 而田舎之働難相成内々神子稽古為仕候処、得方 : 有

ひやく

与良郷竹敷村百姓 市之介家内六八娘

内出御免、直二神子職二申付候間可被申渡候以上、

正月廿六日

御郡役中

(史料67) 覚

藤家文書

両 八幡宮已下諸社之男女神楽 覚

師勤方之儀先例「違式外之勤方

於有之者如古法八嶋井田之両棟梁

家より堅相戒候義可為先々之通候

殊佐護郷内祭式等貴殿家

筋より務来之義旧法不相乱様に被取

斗万一違乱之人出来候者急度

旧規之趣被申知可相改候所如件

明和六品

兵内

四月十九日 **斎賢**(花押)

(史料68) 寺社方記録

宗家文庫

寺社方兼帯

幾度六右衛門殿へ

安永四年閏十二月

十九日

惣 命婦

出委細願書二有之

右者白木明舞みせ跡養子平田勝右衛門名子改ゆきと申者仕度旨願

御端書

みせ願之通勝右衛門名子改ゆき白木明舞跡式被仰付候、 此旨可

申渡候

閏十二月十九日

〈史料69〉 寺社方記録

宗家文庫

安永七年正月

殿樣御病気御養生無被為叶御逝去被遊候付、 御国中謡乱舞百日

普請方殺生五拾日被差留候段以廻状相触

二月

廿四日

諸社江神楽祈祷参詣之義、今日迄三而五十日相立候付、 明日より被

差免候、此旨藤比内江可被申渡候、 以上

二月廿四日 年寄中

安永九年三月

廿六日

(史料70) 寺社方記録 右之通被仰出候付申渡

宗家文庫

其身立被下置候、御朱印右左源治江頂戴被仰付被下候ハ、命婦 此旨藤兵内を以可被申渡候以上、 被成下候節、右左源治江可被成下候、 社職之面々社領等有之、明舞職之御朱印被下置候義有之与相見、 職之儀^左源治より仕立相続為仕、母子之社務無懈怠様仕度、 成難相勤候〈共、相続之者無之、押而相勤令難儀候、就夫左源 高弐寸八厘五毛余、御朱印頂戴仕居候処、老年'及近来病身罷 付、願之通是迄命婦へ被下置候 殊更当命婦老年病身"候"、相続之者仕立方等、 左源治家" 屢候 念願之趣命婦より願出候所、重不容易儀候〈共、左源治〈相置候〉 治義、府中 右左源治母者府中 ^^母子之仕務無懈怠令相続候段、願之趣無余儀次第"も相聞候 八幡宮・黒瀬両社共社役相勤来候付、御情愍を以 八幡宮・黒瀬城八幡宮命婦職代々相勤社領 御朱印追而御継目之 命婦職無相違可致相続候

幾度六右衛門殿

三月廿六日

年寄中

-142 -

右之通被仰出候付、藤兵内を以申渡、

t 引 四 月

六日

池命婦

い角をPlackで、それのでは、またではできな可能で、 壁廻り取繕、御神楽太鼓調下度旨願出委細願書有之、 バ匁程も被成下連年御相滞居候内銀三百目御渡被下候ハ、御社 「知神楽太鼓古損、月次之御神楽等相勤不申、旁」付毎歳為社 一都神楽太鼓古損、月次之御神楽等相勤不申、旁」付毎歳為社 大倉を四季」を記述している。 一個神楽太鼓古損、月次之御神楽等相勤不申、第

右之通被仰出候付、藤兵内を以申渡願書致廻達

十九日

奈多連

華語

御見合を以御渡被下候様願出委細願書有之右者元来困窮之上永々相病令難儀候付、定式四季被成下銀滞之内

右之通被仰出候付藤兵内を以申渡

〈史料71〉 寺社方記録

宗家文庫

天明五年十二月

廿三日

惣命婦

命婦中

右者被成下銀四季"御渡被下来候処、今程^旦々"御渡被下押詰多

罷出候付、年分被成下前銀相滞居候内、此節御見合を以御渡被下少年分滞より出成難儀之訳に付、御祭礼ゝ勿論月並之御神楽江も難

様願出委細願書有之

〈史料72〉 寺社方記録

宗家文庫

Î

天明六年八月

十七日

節者衣類等取繕候儀:御座候処、其手段尽果難儀之訳:付、右滞銀右者四季:被成下候御神楽料銀年々滞勝:相成居候処、御祭礼之命婦中。

府内

l F 右之通被仰出候付藤兵内を以申渡

御見合を以御渡成下候様願出委細願書在之

手届之何分差繕之様可被申渡候、願之趣無余儀相聞候^共、只今之御時躰ニਜ਼^以前之滞銀迄^難居

八月十七日

閏十月

廿四日

右者近来病身ニ罷成御祭礼難難相成候付、同村百姓正左衛門娘つ

鶏知命婦

ま儀養女『仕、命婦職相譲度旨願出委細願書在之、

右之通被仰出候付夫々申渡、尤鶏知命婦之儀者藤兵内を以申渡

- 143 -

先達高被仰付たる由。付右間違之趣兵内互申渡、但右命婦願書と御瑞書と致齟齬候付御書札方承合候処、養女。者

御端書

閏十月廿四日養女つま願之通命婦職相讓候様可被旨藤兵内を以可被申付候、

〈史料73〉 八幡宮祭会記(八幡宮賽会記)

厳原八幡宮神社文書

八幡宮祭会記全

(内題)

八幡宮賽会記

八幡宮賽会記

放生会といふ。(中略)^、ヘランキウエ年中の祭礼その数多けれとも八月十五日を以大祭とせり。 是を年中の祭礼その数多けれとも八月十五日を以大祭とせり。 是を

十匹日

鳳輦を広前に〔神殿。人の集る所をいふ。又、太前ともいふなり〕

て正宮司の重務なり〕。 餝り奉る。是をも高御座といふ。則御宝鏡を鎮め奉る〔御神体移と

- の祝詞、貝殻に御饌を盛、十合に神酒を盛る事古式なり〕。日御饌一膳神酒一瓶を宝満社に供え、仁位村和多都美宮司典膳勧盃日御饌一膳神酒一瓶を宝満社に供え、仁位村和多都美宮司典膳勧盃をらしをする事なれば、ためす心なりと試の字の訳文に見へたり〕。今宵舞楽神楽等あり。是を試楽の神事といふ〔試音詩試楽は音楽の今宵舞楽神楽等あり。是を試楽の神事といふ〔試音詩試楽は音楽の
- 今宵舞殿にて党神楽を奏す〔神楽、本庭上にて行ふ作法なれども、 絃を叩り 無状、種々に陵でデギャナシ クサく シノギア 門と中門の間に有もの也。今の拝殿、本式の幣殿に当れ、其幣殿とハ 解と云々。又云、神楽うたい物、 則猿女〜神手を伸、声を抗、或∽歌ひ、或∽舞清浄の。尠 音 をあらわ 猿女君の祖、天「鈿女」命天 香山の竹を採り、其節間に風孔を雕やサホメンチャッ 深く思ひ遠く慮て天石窟の前に庭燎を挙畢りて、俳優をなして 神の太子高皇産霊神、命宣して八十万神たちを天八瑞河原に会て、神の太コスカニススピノー、ボコトリー・ソコロズノ 磐戸を閉て幽居す。 爾 乃 六 合 常 闇にして昼夜の相代あらず。イワ ト ー サジ ロサリマス シタクストイスターニンウチトロヤッ 御鎮座本紀に云、凡神楽の起りハ在昔素戔嗚尊、日神の奉為に行甚 名目類聚抄に云、神楽、天鈿女命の石戸の前の俳優より起れり。 参詣の人奉幣の時、 に構あり。新宮にて、拝殿と相兼、 後世雨天の時行ふために神楽殿を設く。本宮にては神宮より遙か下 子木也)合々て安楽の声を備へ、和「気をうつし、八音をあらわし、 わらげる。気を通し(今の世に笛と号る類也)、亦天 香 弓 興 並、 神楽の曲調をたてまつる。此時にあたりて、たちまち神の怒を (今世和琴其縁なり)、木 々 悔ときに、天照大神怒り給ひ、天石窟に入まし、 又は献上物など此前について奉る所なり。神道 本歌末歌あり。左
 リ右キといわん 拝殿は宮社本構の式にては、楼 (神楽を奏する時打ならす拍

が 岩戸の前にたゝして、 の歌もあり。 正」心。、誠」意。以和二神之忿怒。 いふなりとぞ。猶神楽注秘抄に委しといへり。三彝訓『云、 ふ事あり。 をもて奥義とす。綾小路家に、弓立を秘曲とす云々。又朝倉反とい を註す。 なり。歌の起り其由何事の起と云事を知ず、只字の面ばかりを聊是 作法と名つけ侍るへしと鈔にあり。千歳・早歌など、歌ともきこえ 本歌とし、下の句を末歌といふ。大概古今集大歌所の歌也。 如 星の夜・吉々利々も同し。奥書に曰、 ٢ 凡神楽ハ一越調をもてうたふと云り。二条家にわ宮人の由 然とも宮人・木綿志天・難波潟・朝倉など、歌の上の句 笛も和琴も別に調べて、催馬楽拍子にてうたふを反すと 又上古の歌の体もあり。阿知女の作法、天の鈿女神の 俳優の戯をなしはんべるを今の世にあちめの 右神楽の釈、愚案の及所 、神楽パ 拾遺集

オスズ サナギ 孝鐸矛を執 ŋ 彼頭に当れる家より勤るゆえ頭とも書とも見へたり。 に持寄、 拾遺に鐵鐸と記せり。 八の数を用ゆ〕一郡より一人づ、出せり。 乙女の名なり。おとめは未通女子とも書て、未嫁せざるの女の意な を叙べ和らぐる式也。 奏せし事なりける故、 より品物を携来て、神楽師に渡す。その一党より十四日の夜神楽を 斉家宝要呉社編等にいふ所の意、 持寄て集む。是を会首屋といふ〔会首の二字まつりのたうと和訓す。 党神楽といふは、 八は数の大成、十百万、数の極なり。此故に本朝の古例何事も 又はその神領受持の人の家を年々に定め、 願成就の祝奏にして神祭をなし、 〔著鐸矛とハくま鈴の事也。 もと神楽田を知行せし家々より、其租貢を茂地 今、鈴の柄に垂たる緒をさなぎといひ誤れり。 古、八人の八乙女とて〔八乙女と、神に仕 党神楽といひ、又是を執行する頭人を定ゞ、 国の風と能似たり]。 或ハ神楽鈴ともいふ。 潔斎に心魂を凝したる気 今、命婦千早に茜裙を着、 代パくに其家に 神楽は祭祀を 其会首屋

> 神官着用する服あり、 と同きなり、神道名目類聚抄に、 は無かと、 尊むと。 **軷といふものならんか。事物起原に軷は舜の作る所なり、** 古に所謂裳か、裳わ連幅女服なり。 巫神楽を奏する時、 鈴の十二攢簇は天神七代地神五代を表せしものなりとかや。 云と見へたり〕 吾朝にてハ蔽膝の字とすれども、 蔽膝ハ祓或ハ拂の字なり、 練衣にて作て着するを舞衣といふ、又千早とも 千早と云、袖無羽織の如し、又袖有もあり、 神事を行時、 、千早ハ襴、 袴、両股男服とあり。 茜裙は元是による物にて 明衣、同とありて診 錦又ハ練衣にて作て 以祭服を 或ハ云、

源氏枕草子等に有之て、羅山文集『茜裙/巫女振于神楽□□・張にして掛、腰にも帯ッ引さげたり、是をひれくへたいと云、南嶺遺稿に云、古来女官都て領巾裙帯といふて肩の方に絹を強った。○庭訓往来『巫≛八乙女△曳』裙帯『とあり、去△裙ナワ、裙△裳ナワ、

著鐸矛をちまきのほこと訓せり、 剱・鉾・杓・葛・韓神とあり〔一本に片折・諸挙を加えたり〕、是アレルギホコ゚ヒサゴカンダカマタル 手種といひしなり。拾芥抄神楽採物の歌に榊・幣・杖・篠・弓・パンサ を執るに手草を施すが如しと、 悍なる故に名とす、 天石窟戸之前 磐戸に入給へる段に猿女君遠祖天「鈿女」命持」「茅纏之矟サートントサッシッド 手種なり、天 鈿 売 命よりなむ始まりける。〔日本紀天照大神天の 神楽歌を謡ひ奏て舞ふ、是を神楽舞とも又日本舞とも号ふ。 鉄の矛に鈴つけたるをさなぎの矛といふとぞ、 稍とわ茅を以矟の柄を纏ふ、旧古皆竹の葉を手草とす、今民間農器 古語拾遺句解"鉄鐸^謂|金鈴"と見へ、延喜式に鈴二十口 二巧二作ス俳優」と云々、 今の俗強女を於須志といふ∽此縁なり、茅纏の作≦俳優"と云々、鈿女と∽古語天乃於須女其神強 塩土伝に見へたり、 然れば同物にや、 然れハさなぎハ鈴 斉部家の説には 神皇正統記に 保佐 _立::於

する由啓すばかりにて其実なし。 が表現の文に八乙女神楽男など、記せり、「神楽男と、神楽の事に預る役の文に八乙女神楽男など、記せり、「神楽男と、神楽の事に預る役の文に八乙女神楽男など、記せり、「神楽男と、神楽の事に預る役別会は諸社ともに著鐸矛を取て舞ふ、八幡宮康安二年壬寅八月三日祭伎二十口と見へたり」 保佐の伝来れる剱の舞等は此遺なるべし、

祓申清申源、此状乎受納給天天下泰平国家安全上守幸玉止申須介がとているまです。 コンカタチラウェレクマイテランカタイイコッカアンセンドニサイバラマイトマラス自今以後皇帝乃朝廷乎始天下四方国仁波罪止デ云ァ罪咎波不有止ィマヨリノチスベラギノミカドラハジメアメガシタヨモノクニニハッミト イフ トガハ アラジト神楽の次第社家一人大幣を取、左右に振て両手に捧げ唱て曰、神楽の次第社家 生ず、 云々。 の時、 を献る故に手を拍も亦かしわでといふ、松下見休の云、 を盛る故にかしわでと名づく。君手を拍て膳を召す。 静なる。皆虚にして霊有ゆえなり、 列匝拝而拍ッ手っと、 大嘗祭辰の日物を献る手を拍事四段々別に八度、是を八開手といふ。 拝する事習なり。八開手と、凡神を拝するに手を拍つ。儀式に曰 両段再拝ハ先二度後二度也と見へたり、 と奏し畢て幣を納め、 É 本書記ご日、 凡天空して昼夜運行し地虚無にして万物生し、 是亦虚にして霊あるなり、一物無して相受る故『拝するに手 本朝の凡四度神を拝す。是を両段再拝といふ、左経記三云、 拝する時男、左手を上にし、女は右手を上にす、 先左膝を突、 二條亜相の記Ξ拍手を訓してかしわでうつといふ、 或の云膳を訓してかしわでと云、 手を開てこれを拍其平なる事柏の葉の如しと云々、 持統天皇四年春正月戊寅朔即 天皇 位 是扇奥紋を懐中して落ざらしめんためなりと 古、君を拝するにも亦手を拍なり。 両段再拝八開手を拍 手の内一物なし、拍てば声なら 九条殿の記に云、 〔両段再拝と、江家次第 古ハ柏の葉を用て飲食 人無心にして動 位公卿百寮羅 臣手を拍て是 神霊を迎て かしわでハ 凡拝する 諸神記ニ 其意お

> 受く、 ŋ_° 跪て拝む。 棠勿ピ剪、勿ピ拝と有の屈と同じ事なり。 ハ身体の折ル屈といふ略語にて伏拝の事なり。 訓ならん、胡人佛を礼するわ手を揚け額にくわへて南膜といひ長 ŋ 拝の字の和訓おがむなれども合掌の事にあらず。 此条に預からざれども類に依て記置、 に又曰、 開手を拍ち、女ハ短手を柏ッとかや、 再拝には二度拍なり、是立なから中礼する故なり。 通三日、 って神前に向ひ、 退て役々席に就、 を投付れば、其人を攫まんとす。 らず、又数数、佛具にて数とりなり、 いふなり。 礼宗伯ニ所謂振動鄭玄両手相撃とす、唐手を拍ッの礼を失す。 て違有事なれば委く爰に記し難、 拝の字の和訓を一にてをあわすとせしわ、佛に侫するより 揖と、中礼するをいふ、是も深揖浅揖の差ありと也と見へたり。 たとえば 用べからず、猿は畜なれども珠数を見る事を甚忌む、 再拝へ陰陽に法 なりと、夫両段再拝に、手を四度拍っなり。 脱沓着座の神拝あり、脱沓蹲踞の神拝あり、其処其社に因 佛の礼を以我か神明を拝せば還て咎祟を得ん、 今僧徒のする事にて、是も亦おがむといふ、 次に命婦神保勧盃す。 右手にて著鐸矛を振り、 神国の民、 蹲踞神拝、多く遥拝に用と見へた と社家要林に見へたり。 是を以神を拝すれば却て禍を 俗神を拝む祭を拝むなどいふ 次に神楽乙女著鐸矛を握起 左の袖を翻し神楽歌を唱 猿にだにしかず 詩経の召南に蔽帯 合掌とのみ思ふへか 合掌わ天竺の礼 或の日、 実ハ膜拝と おがむと 若人是 白 出 同

の態ニハ秘事なりと、按ずるに朝倉ハ神楽雑歌の内の一曲なり、朝倉天の窟戸に籠り給し時、諸ノ神達詠を朝倉反しといふ也、神主舞人返ノ謡物云々とありて、註に朝倉反とて神歌に大事あり、天照大神集る所の神楽女同音に和て謡ふなり(庭訓ノ住来に当座ノ神楽朝倉道速振神の瑞籬に袖かけて舞へばぞ出る天の磐戸を道速振神の瑞籬に袖かけて舞へばぞ出る天の磐戸を

次に後『に向ひ、たとへば、天の戸をおしあけがたの雲間より神代の月の影ぞさやけき。詳『せず) 神歌お唱ふる間は楽を留む、次に左に向ひ、譬ば、反しの事^神道名目類聚抄』も出、前条『記す、其趣と異なり是非^

次に右に向ふて、譬ば、千早振天の岩戸の夜神楽にあけてみことの面しろ〳〵。

後八島氏〔八島氏^佐須奈に居れり、 是又四方ともに相同し、 濫觴也、詳成ラス略す)、四方ともに同し、次に袖を 挿 頭て舞ふ、 や、天子出御の時、 で害を避んと欲す、則邪悪に逢ざるの咒なり、依て禹歩といふとか 治む、其行所したがわさるものに遇すと、後世の巫覡其歩‴を学ん しとあれども国史を以正とすべし)、三足進み四足退く、 春秋左氏伝□見へたる処也、本朝文粋に、天女天下りて此歌を以舞 以舞ふ時、五たび袖を翻すゆへ五節の舞と号す。五々で節二変袖]と もをたまとにまきておとめさびすも、といふ歌を製し給ふ、此歌を 礼ありて楽なくんばいかんとて、おとめどもおとめさびすもからた と何れも右の如す。神楽^各別の歌を謡ふなり。数首あれば略しぬ 三足反閇と号ふ(反閇是を禹歩ともいふ。夏の禹王四載に祟て水を (天鈿売より伝りし^十二首なりと云伝ふ)、又神前に向ひ手種を 上に置、 是本神代に始、古語拾遺に、於向股踏那豆美云々、七足反配、 つきせじの国の初は万代のたもてる神のまもる行末 幾人も同じ、 **蕭拝短手にて(身を直し 容を 肅 んで微しく手を下ぃをいふ)** 終になす事あり、 左右左と袖を翻し 康安年以来、新古今集の歌を多く用となん。 陰陽家の行ふ処なり、これに依らず祈祷の所に 楽人神遊を奏し、 それは七足にて其式平家の伝ふる所と相同 (袖を返す事ハ日本書記に天武天皇 惣太夫と号し、 終て又手種を振て案上に 八幡宮の神楽 是を

来る、 リ舞ひ鈴の本地或は鎧の祝言等を語る。 是を 誦 経といふ 雪の冬の空あられ玉ちる絶間よりきんの氷も解およふらん、 菊の秋の空紅葉たなびく絶間より鹿の遠声かすかなるもの、 の夏の空冷しきまどのたえまより蝉の歌声ほのかなるもの、 花を論じて雪や降らん(雪や降らんお返す、 四節四季のなど、諷出し、 師神楽歌を謡て舞事、命婦に等し。或は誦経を唱ても舞ふ也 方の後を敵に見せまじき御鎧と祈り奉る。 にまがふ錦皮、冬は雪毛の空晴て兜の星も菊の座も世に花やかに東 即佛器の錫杖の短柄也、 踏し、又左に扇を持、右に錫を取〔くま鈴にあらず、製作異なり、 蔵貴所か末流なり〕順々に進出、 目結紋付の素袍を着す。 事先規。任せと有〕 井田氏〔志多留村に居る、是を一太夫と云。 被くなり。貞治二年十一月十四日宗慶公の御書ニも日吉右馬三郎 師の長なり。花色:鶴の丸の紋付 言なり〕。又注連の舞とて、 などいふも有。何レも誦経也〕 春に雪毛のよろいがわ〝夏は冷やしき鎧毛の〝秋は敵に勝色の紅葉 地とヘ○抑鈴は天寄降来り、柄は地より生あがる、もんは中より降る。 木坂の神楽師の長なり。 太鼓とて拍子を棧々に擂、 ふれ、万代 栄 る事ぞ目出たき。鎧の祝言と´○目出度な年立渡る初 、ば神歌に非ずして文字余りあり、其類を誦経といふ。仮令ハ四季 腋下を挑らして前後ろにし身を転顛して舞曲をなし、 蓮の宝^雨とこそふれ、雨とはふらいで。金 交りの露とこそ^チェス 素リ錫杖と唱フ)扇を開きこれを見込て旋 惣太夫と一太夫、役名なり。 八島か先祖、文治年他国より来、 身をもみ枹を中に投揚け、七顛八倒して 楊梅桃李の春の花霞にたなびく絶間より 保佐扇二本を開て両手に持、 又此時韓神を啓すともあり。 右手に扇を持、左の掌を打て舞 (加賀紋なり)素袍に侍烏帽子を 又幣の本地、 以下同じ) 紺色に平四ッ 九夏三伏 太鼓も曲 肩を越さ 剱の本地 井田ハ浄

ばかり、新宮は府内の保佐中より務ける也。
此家々党中を引連来りて勤≒るゆへ、此名目あり。今は本宮、田舎家断絶す〕・畑島の三党、木坂は阿比留・畑島・八坂の三党なり。「一、元・神楽師なればなり。古は其家属ありて、府内は井田・阿比留〔此へ元・神楽師なればなり。古は其家属ありて、府内は井田・阿比留〔此へ記・神楽師なればなり。古は其家属ありて、府内は井田・阿比留〔此は別をなす〔拍子ハ○●○●○●・此如く序破急を擂つ〕 いと曲調をなす〔拍子ハ○●○●○●・此如く序破急を擂つ〕 いと

唱え、 御帰陳の後右の謂れにて以来は祭礼に加わりけると。これは慶 り。貞元元年丙子より拾三年以前なり。遣唐使ハ寛平六年甲寅 せられしと。今按するに浄蔵貴所か死せし、康保元甲子の年な ふは、 神代ノ巻に祝の字を保佐岐と読せたれば、此訓に困りしとなり、 ゆえ也。昔は神楽師の事を祝子といふ。他国にては保布利古と 陰陽師と云〕 保佐といふは此輩八幡宮の神楽師に補せられし 占筮地を転く術を為すものをさしていふ。壱岐ノ国に法者あり。 の徒たり「陰陽師は九流の一なり、職員令に云、 居れり。 に遣唐使は停められければ、 九月菅丞相の奏によりて止られき。浄蔵か死せし康保寄七十一 れけるに運の尽にや風波強く危かりける事多き罪によりて遠流 せられし事にて、 法者の字を用るは中葉よりの事にて、是又久し。保佐の輩伝い 保佐の起りは貞元年中三善清行の八男浄蔵貴所か子布施 わく、文禄朝鮮御陳中御安全の祈禱を久田原にて修行しけり、 術を行を以当州に配流せられて伊奈郷御園村に着、 昔遣唐使の船には修験者を乗せられて海上の安全を祈ら 当国にては保佐といふ。祝の字を保佐と訓事は日本書記 布施 曽て幻術をなす。其子孫保佐或ハ法者と号して陰陽師 ・伊能か流されし貞元一丙子より八十四五ヶ年前ま 布施・伊能は別て其術勝たるゆえ駕船に乗ら 此伝えの附会成事は能明けし、 陰陽師六人 森の里に · 伊

を以見れば茲にして旧例に復せし事や必せり。
りければ、社務当時相闕ケワ。癸丑年、八幡宮にて七日慶禱しりければ、社務当時相闕ケワ。癸丑年、八幡宮にて七日慶禱しける云伝の誤ならん。素リ是より先慶長十一丙午年法者の曹非長十八癸丑年八月大僧送りを巫・保佐に命ぜられ郡渡ワをなし

名なり。為与縦音相通ずれども爰にしては其義違ふなり。の明日の事なりと見へたり。祭礼の前夜を齋夜といふ。齋する故のの明日の事なりと見へたり。祭礼の前夜を齋夜といふ。齋する故の都て祭の前宵を宿宮といふ。これ誤なり。宿宮^亦トウ

十五日

へるわ、 醜し、暫く中津国に居てこれを除去て昇り参らんと申す。 海神綿積豊玉彦神之子積尊見後也と見へい海神に用る神の字にて神道者流と伝有、ハ海神に用る神の字にて神道者流と伝有、 さんとて御浜殿にて舞楽の神遊を奏で給ひ武内舞たまへば、太田 内ノ宿禰 早く御船に召んと宣ひ急かせ給ふ。されとも海上導の〔一説:御船 曇をアトへと読せたり〕 八幡本紀俗説辨等にわ磯良丸とあり、 御幸の前に浜殿にて朝神楽あり。朝神楽とは 近臣にして下古に禰よと有しに始ハとなん〕 の楫取と有〕 磯良遅く来れるにより 皇后の御心安からざれば武 るあり。左もあらん、今里村滋賀ノ島にて暇を賜りしを以知べし。 宿禰も千歳楽を舞玉ふ。其時磯良音楽を聞、 ふは子孫にいたりての事也と拾芥抄姓戸録『宿禰と有、即戸なり。 んとて粧ひをなし玉ひし時、阿曇礒良を〔磯良ハ海祇の子孫と記せ |神綿積豊玉彦神之子積 尊 見後也と見へたり、俗説辨にわ、 僕 久しく下津国に居^ルるゆへに顔に海藻蠣殻など生て甚ャッカレ 〔南嶺遺稿三云、武内ハ即実名にして氏にハあらず、起とい 召さる、に匍匐て顔おあげず詔を聞てい 又磯武良と記せるもあり、 感に堪いと喜び祝して 姓氏録に安曇
ノ宿 謀らひ急に磯良を出 神功皇后新羅を伐給 皇后は 阿

十二踏九十二踏などゝいひて習甚多しとなん〕 今保佐者流に相伝ふ、 は一度浜殿の絶し比より捨りて、今は本宮にのみ残れり あるはこれ此縁なり。 磯良も皆導の神なり。 を舞給ふ〔万歳楽の曲は爰に始と云。平調の内の一曲なり〕太田も 大幸々々哉といつて走来り顔見苦とて、 袂を以顔を掩ひ裾を握て面を隠し、 されども三四百年前舞楽の神楽も絶果、 此の磯良の舞曲、 後に勢能舞と号す。 浄衣の袪を顔に掩ひ万歳楽 足踏にも 〔磯良舞、 朝神楽 新宮

中略

御行列

られ仙洞の礼を用来られしゆえ、三社江女嬬の〔女嬬^御殿の火 廷の御崇敬各別にて社式の一躰 見へたり〕 階に随ひて禁裏に伴かふ奉つるをいふ。 の妻を外命婦と称す。 往古より両八幡宮其外重*式社に附され、 惣命婦は府内、 ふなり。中原職忠の女官考に九嬪世婦を内命婦と称す。公卿大夫 ト女人の社務せし巫の称にてはなく、実わ を燈し掃除、 人の五位以上を帯るを内命婦といひ、五位以上の妻を外命婦とい 命婦とハ〔みやうぶと読ム。 一ノ命婦 然るを両八幡宮・鶏知・住吉の三社は往古より 格子の上下などを勤む、 一ノ命婦ハ木坂なり、 鐶髻唐衣着 二人左右に並ぶ 外命婦ハ自ら位階に叙せられず、其夫の位 みやうむといふ、誤りなり〕 仙洞に〔天子の御隠居〕 命婦といひて神役の女人、 御即位の時弱を執、 五位以上の人の妻なりと 禁裏女官の名なり[婦 恒例・臨時の神事を務

子なる由見へ、今武家にて云ば半下の如〕

唐衣を着す、

公武雑書に

本賀茂八幡社人等の社人等の女

巫を附置れ命婦と号

こ。 る。家出自の両家残居けるハ縫女の神領田を受作せし者どもなるる。家出自の両家残居けるハ縫女の神領田を受作せし者どもなる。 四日に本宮に至て御輿の ´幃 〔本名´Д帳といふ〕等を取扱け

脇命婦 神嬬 服前同 左右に列

斎(鎮)せり。後世八幡宮と司をり申・・・っ・・・・・・対するの名か。又古い下津和多都美/宮を号して玉依姫がするの名か。又古い下津和多都美/宮を号して玉依姫 といふ。是三社相並べば也。卑俗小宮云云などいふも、 脇命婦の本称を二つ命婦と云、即八幡宮の二つ命婦なり。 神豊玉姫 の神楽師なればなり〕 神宮の命婦といふ事なりや。 然る時、脇宮の命婦といふ義か、軍殿・若宮・新霊の社を俗三社 女嬬といふ事ならん。 治元壬寅年、経茂公奏問して太宰府より菅神を斎鎮せり。 大社に給て其余を小社としてなり。二の命婦といふは一ノ命婦に (事は既に前に出す) 〔天照神社・若宮ノ社・神霊ノ社・宝満ノ社、 つ命の御社の命婦也〕 にて神楽女兼帯也。伊勢神宮の子良子に相 かうじうと号ふるハ・也〕 称するハ皆俗称なり。木坂瓊命婦は〔祭 未詳ならず〕 当時退転闕職す。 木坂浜宮の心にて此 或ハ天神命婦と〔貞 是を脇宮と云、 八幡宮の女嬬職 神嬬は 八幡宮の 則此社 今脇

に預る。或云子良子は鈿女命より始と云りと見へたり〕。似たり。〔子良子、伊勢神宮に仕る女官也。神楽又御鐉調進の事

神『同殿に祭れり』 命婦にして新宮八幡の命婦を兼ぬ。池命婦、鶏知命婦、住吉社の〔祭神一座彦岐瀲武鸕鷀葺不 合尊 今宗像、鶏知命婦 池ノ命婦 服上『同 二行』列

和多都美命婦 今宮命婦 前三同

つ神社の〔祭神二座、

建弥巳々命、

同婦神〕

神楽女なり。

和五己未年祠を建、祭神小西氏女サヒ男〕 即此宮の神楽女也。西年勅命有て底津少 童命・中津少童ノ命・表津少童ノ命を加祭せ見ノ尊、豊玉姫命、延喜式に戴ちらし大島ノ神社是也、天応元辛見ノ尊、豊玉姫命、延喜式に戴ちらし大島ノ神社是也、天応元辛見ノ尊、豊玉姫命、延喜式に戴ちらし大島ノ神社是也、天応元辛見ノ尊、豊玉姫命、延喜式に戴ちらし大島ノ神社是也、天応元辛見ノ尊、豊玉姫命、延神の神楽女也。

黒瀬命婦 白木命婦 前二同

鰭神、後応神天皇を合せ祭れり〕 (*) 黒瀬 城八幡宮〔旧号大吉戸神社、又香椎島御子神社と号、祭神

白木ハ府に有、即白磯神社の〔祭神義純公の霊〕神楽女なり

同〕 府内神楽師中 物でいる素をでいる はまま は 一太夫 〔二行》いずれも素や・烏帽子着。其所十四日夜と

輪袈裟を懸て鞭をさす保佐頭蔵瀬氏〔布上下着、挟箱を持す〕保佐中ハ絹の打掛に袴を着、

中略

舞楽

、振鉾の舞 曲『振舞読》『如『偃武』云々、従事李邦彦』云振舞、似』『偃舞』音節 遠 祖 天 鈿 女 命則手 "持||茅纏之 矟|| 立 ||於天石窟戸||之前||巧トッッ゚マトア゙ウンスベッ゚ロト|| チャキノホコダグシス トントンイト トン 古の舞楽にわ惣じて矛を手種とせしにや。神代」巻『日、 雍容可ら観。想っ必ス用い於祀享己 岩戸開の舞と号す、是此古遺なりとかや。正徳信使の時、 も其矛を執は唯振舞一曲のみ、其余は扇を以舞なり。按するに上 の舞楽に鉾の舞有は茲に始り、 還の時、 云、東方開国之日 儒官荒井筑後守璵三使と筆語せるを鈴木公温か著せし坐間筆語に ||俳優と見へ、今筑前太宰府菅廟の祭に乙女鉾を持て舞ひ、||『#』*** 諸軍凱旋を賀し音楽を奏し、 俗鉾の舞といふ 天祖一象以一功。楽舞凡陳上楽。必不先。奏云此 〔神功皇后新羅を征伐して佐賀村に凱 舞楽の惣名を鉾の舞といふ。 戈を執て舞へり。 東武の

四日の夜、 駒形・角力等の義再興す。コマガタ 年壬寅八月三日の文に、八幡宮の舞楽・神楽・田楽・猿楽・獅子・ り考ふる事、前に録す。伶人のいへるは舞の始に矛を振、戦の白き、 善き者を留めて命婦に補せられ、 其駒等なり。 蘇莫者・童舞・能登神主等なり。其外太平楽・還城楽・慶雲楽等ジベクシギ ワラヘマピ フトンカウタスシ 護の所々に居れり。奏来る所の舞楽は、 東 遊・陵王・納曾利・ 加志・久根・内院・三根・狩尾・木坂・伊奈・志多留・久原・佐 舞の終に矛お立るわ太平に帰せし自なりと云伝ふとなり。 伶人御手矛を執、 神楽乙女八人八郡々司より出す。 試楽の時、 伶人楽師は正陪従司り。 本末を傾けず左右左に振る。夫を見て吉凶を謀 舞姫の進退音声の曲度其成功を試て、その 此時の伶人陪従は国府・豆酘・鶏知・ 尤五節の舞装束、 乙女は大命婦司る。 残る所、前張・韓神・ 神楽の採物皆 貞治元 八月十

未知らず、 日招・陵王〔蘭陵王長恭周の師を金墉城下に破るを象りて、ヒマネキーけの番数を伝けるとの謂ならん。されとも今伝る所は、サトげの番数を伝けるとの謂ならん。されとも今伝る所は、サト ŋ の楽とかや〔和漢三才図会に云、戦火に屯、 ず〕・千秋楽・ の作る所、 の如きの事にや。 考に放生会に百戯を呈ず。其楽中国・高麗の二部有と記せしも斯 下部がしだし、比叡坂本より始りし曲なり。又相撲あり。 形といふ」、 年の再興に戯面悉く備れり。然るに其後災有て多く焼亡し、 再興在廰これを沙汰し仮面の不足等を補ふと旧文書に見へた 戯面は正安二庚子年奉納の品なり〔今年七月廿五日、八幡宮舞楽メ゙ン 納曾利今仮面二ッ有て、赤キを大王、 国衙の沙汰なりとあり。 なると記せり。 て招きしかば、日返り照せしゆへ難なく王都を抜せ玉ひしその事 新羅を伐せ給ひし時、 花摘・腰指・ 玉を取などして後にヘ神事祭礼を勤しとかや。是本ト山法師 ならん。惜むべし]。 寛正四癸未年正月三日新宮災上せり。 五六面残り伝れるといふ。按ずるに正和五丙辰年十一月十六日、 ふ所の頭槌の剱を抜て直に日を招く時に、 童舞仮面あり。 高麗曲 只州の旧伝を挙ぐ。 則籥を以舞事式なり]・童舞 [兄弟舞ともいふ]・ 或、秋田などへ行て楽の真似おし 東遊 万歳楽僅に十四曲なり。 「高麗部の舞番数あり。 義同ふして神といえと州伝異なり。 俗に四十二番の鉾の舞といふは、 [市舞ともいふ] 兄弟面といふ。 田楽は白衣を着て竿頭に登『〔即田かくの 戦の半に晩景に臨しかば武内、大臣矛を執 陵王今仮面 頭槌神代ノ巻にあり。 青*お水王と号ふ。今伝ける 東遊は素面にて舞ふ 是何れの舞なるにや詳なら 笏舞・納蘇利・咸勢舞・廻 此両度の内に焼失せしもの 〔舞の面をいふ〕 一ッあり。 中にも日招の舞は、 日反て又忽ち未天と 既に日没る。 [高履ヲ履て]、 舞楽の内右だ 何 又神武紀紀 れか是なる 文献通 皇后帯 振鉾 斉人

> 前張 日頭槌 さしめず。然も汚穢を遠ざく。 戯面の櫃往来する時〜角を吹き神物なる事を人に示して不敬をなックールーテ 先白鬚の社前に備ける事音楽の淵源此神に起りし縁なりとかや。 の事也〕出現して祭法と音楽とを教られける。是当国祭祀に楽を を帯るなりと見へたり〕。 神代口訣ニ日、 今に保佐の徒伝えける舞あり。榊・幣・ 腰指・笏舞・咸勢舞等は見へ伝らず。古ト多く伝われる成べし。 名小破陣楽と云、 蘇莫者〔盤渉調の内〕・納曾利〔高麗壱越調の内〕・八乙女・東遊 伝し始となん。此故に本宮の祭にわ楽唐櫃府内より到着すれば、 三勾鶩都々伊と見へ、則頭槌々井剱の名也。 〔風俗の部〕・万歳楽〔平調の内〕・千秋楽ハ 〔沙陀調の内〕・慶雲楽 ・曲^〔高麗壱越調の内之一曲か〕・鉾・韓神 〔仁徳天皇〕御宇神庿を木坂山に営られし時、 しかれば古、伝わりける事掲し惜むべき事ならずや。 「神楽の部 〔神楽の部、 `剱^剱の頭槌の如き也。大嘗会の時に隼人かくの如キの剱 頭槌ノ剱ハ鋒槌の如し。 唐)明皇の作る所也〕・童舞・能登)神主・花摘 採物の内〕・ 大前張の内〕・其駒 〔平調の内、 舞楽あるの始めを譯ぬるに、 湯立 拾芥抄音楽の部お考に、 舞無〕・還城楽〔乞食調の内〕 [雑歌の内]、 [神楽雑歌の内]・太平楽 神道名目類聚抄に環翠軒 杖・篠・弓・ 其頭曲ルと旁に注 〔神楽の部採物の内〕 [盤渉調の内]・高麗 此内を伝て舞事 白鬚翁 難波一帝 (以下略 陵王ハ · 鉾

(史料4) 寺社方記録

宗家文庫

御付紙

寛政四年閏二月

廿五日

木坂宮司

嶋屋左次麿

「仰付候付、被仰付被下候様願出委細願書「有之、郷吉田村神楽師渕上勘治相勤居候付、右勘治義 木坂神楽師兼帯差支之節、近村、申遣御祭礼相繕候得共、餘時御用之差支与節、自右、木坂八幡宮一ノ命婦之儀年久脇命婦職中絶仕居候付、本命婦

右之通被仰出『付則藤兵内を以申渡、

御付紙

願之通勘治義木坂神楽師兼帯仰付候、

閏二月廿五日

〈史料75〉 寺社方記録

宗家文庫

寛政六年八月

十三日

物品品品

命婦中

優 相滞居候間甚難義仕候、依之当御祭礼前御見合を以、可渡被右^我\\\ 被成下候 八幡宮\\\ 諸社年中御神楽銭之義、先年よ\\\ 年分

下候樣願出委細願書言有之、

右之通被仰出候付藤兵内を以申渡、御勘定奉行所へも申遣ス、

銀弐拾匆、命婦中〈銀拾五匆ッ〉御渡被下候、願之事情無余義相聞候、御不差騎申なから滞銀之内より惣命婦へ

八月十五日

|史料76 | 御郡奉行毎日記

宗家文庫

寛政七年正月元日

師大明神毎歳十月十五日御祭日ニ候処、是迄御名代等不被差立候佐須郷小茂田村御書付左ニ記ス

右之御祭日『年々御名代をも可被差立与之御事『候、得共、師大明神之儀ゝ御訳も被違候御事故、向後尚亦御尊敬被成、

佳兵衛より年々可相勤候事、「付、以来師大明神立之御名代勤者、斎藤家二代々被仰付候間、当い資定抜群在戦功、今之勲功神与へ是也、斎藤家之儀へ右戦功之家の文永十二年小茂田立蒙古人襲来之時、斎藤佳兵衛先祖斎藤兵衛三

一正月八日御堂之口明、六月十五日、十月十五日、右之日柄、宮舞

神楽奏候様被仰付候間、

其職之人可相勤候事、

一以前より御祭料被相附置候事に候へへ、御備物等尚亦入念候様、橘

金吾〈可被相達候事、

一村方より仕来之祭礼等も有之候ベ是迄之通可相心候事、

一十月十五日勲功神江之備物是迄之通いたし候様、尤以来者右之祭

日ニ神楽をも奏候様被仰付候事、

右之通被仰付之旨被得其意相関候筋々夫々可被相達候 以上、

十二月廿九日 年寄中

小河左軍殿

与頭衆中

御用人中 御郡奉行所

可被得其意

(史料77) 御郡奉行毎日記

宗家文庫

寛政七年六月

六月十五日村祭ニは村より神楽奏、 御備物者仕来茂候八、勝手次第二

可相備候、尤小神楽料者従 上可被成下候

十月十五日御正祭当日ニ者 御名代被差立候付、党神楽奏候様被

仰付、懃切神是又小神可奏事、

但神楽太鼓とも『御寄附被仰付候付用意之事

十月十五日御正祭当日神楽奏候儀、 師大明神江者明舞職以前無之

候事ゆへ、樫根村六所大明神之明舞より、 先,是迄之通可相勤候

往々者神楽師之職之沙汰之所茂可有事候、

九月廿九日

〃御書付左ニ記ス

達置候処、壱人二而者故障等難斗事故、小茂田五今住居候椎根村天 小茂田村師大明神祭之節、 樫根六所大明神之明舞より相勤候様相

神社之明舞より兼帯相勤候様ニ仰付候

御神楽相勤候明舞装束用油布・白木綿・丹木・明礬・赤原等壱人

当十月十五日より毎歳堂神楽奏候付、左之面々神楽師兼帯被仰付、

五ヶ年目ニ御取替可被下候事、

分御渡被下、

右之通藤兵内江可被申渡候以上、

夫々取調候様可致候事、

九月廿八日

御勘定奉行所

可被得其意候

御郡奉行所

(史料78) 寺社方記録

宗家文庫

十 一 日

寛政十年八月

朽木左源治

右者城八幡宮御祭式正月七日御堂開、 六月朔日、十一月朔日御

九月十五日御祭礼、都合年分四度之外御祭式無之、

入座与相唱、

同月十四日夕より小茂田江罷越可相勤候、 両日者一日壱人白米四

合五勺ッ、之飯米被下候事、

黒瀬村社人

朽木左源治

加志村祠官 竹野政右衛門

今里村祠官

久田浅右衛門跡

樫根村

堂神楽御備物料毎歳麦壱俵、 明舞江御渡被下候間、 諸品明舞より

小河左軍殿

渡被下候条弥御安全之御祈祷可令丹誠旨、 可申上段社職深地之次第、此節御沙汰被下右開所之儀、 特之至三付、 付右出来穂を月並神楽之御供御神酒等相備度段願出心得う万奇 祈度、尤月浦瀧之浦潮入弐斗五舛蒔程之場所其身年来開発居候 リ是迄其儀無之、依之毎歳月之十五日神楽を奏し、御安全を奉 木坂八幡宮、鶏知住吉社之月並之神楽等有之候得共、当社「限 願之通被仰付候、右之ことく自分より月々御祈祷 藤内蔵介を以可被申 坪付御

八月十一日

渡候以上、

年寄中

小川縫殿介殿

御郡奉行所 可被相渡候

〈史料79〉 補任状

伊奈郷鹿見村熊野権現明無

養母法や勤来之通可とく相 件其外諸社神楽師之事、

続申也仍『補任状如件、

藤兵内

寛政十二年

仲郷

庚申三月五日

先明舞法や養女

とく

藤家文書

寺社御奉行所

同廿七日願之通被仰付候事

御附紙二而

〈史料81〉 書状

蔵瀬家文書

「 此方より願出候付神楽師被仰付候事(端裏書)

藤内蔵介殿 寛政十二庚申 小川縫殿介

名代被仰付候御達

同鹿見村扇四郎兵衛神楽師被仰付

ш

以手紙申達候、 大明神御祭礼勤名代之儀且両八幡宮神楽師之儀願出被置候処、 貴殿儀服穢ニ付木坂・府内両八幡宮・鷄知村住吉 〈史料80〉 口上覚

藤家文書

半切書弐通

口上覚

無御座候^、、此人立両八幡宮神楽師被仰付被下候様、偏'奉頼候 八幡宮上迂宮之節、神楽師差支当悪仕候、依之木坂近村鹿見村五府内木坂両八幡宮御祭礼迂宮之節神楽師少人数二有之、先月木坂 王社神楽師扇四郎兵衛と申人有之、勤方冝人ニ御座候間、 御差支

以上、

寛政十二時

七月廿五日

藤内蔵介印

-154 -

尤小七江、此方より相達候間、可被得其意候、以上、 附紙を以紙末之通被仰出候付、被得其意四郎兵衛へ可被相達候、

七月廿七日

御付紙写

見届候、木坂·府内両八幡宮、 鷄知村住吉大明神御祭礼勤之儀

名代大浦小七年被仰付候間可被申渡候

七月廿七日

紙面之趣見届、 則申出候通、 四郎兵衛儀、 両八幡宮御祭礼迂宮

之節、神楽師被仰付候

七月廿七日

(史料82) 御郡奉行毎日記

宗家文庫

文化元年十一月

木坂黒瀬両

八幡宮江御神楽料として麦三石ッ、毎歳御寄附被成候、 右者三根

与良両郷より取立相納別其郷之御年貢之内より御引石被仰付候

得其意夫々可被相達候以上、

十一月六日

御郡奉行所

御勘定奉行所

年寄中

(史料83) 御達御書付(木坂黒瀬両社『御神楽寄進)

藤家文書

(端裏書

「文化元點年十一月廿四日」

麦、両社宮司と両社之神楽相勤候命婦と三石之半数壱石五斗ッ、相 六日相達候通"候、右之麦請込方心得区々"有之趣粗相聞候、右 木坂黒瀬両社≒御神楽料として麦三石ッ、□□被成御寄附之段去♬

十一月廿四日 御郡支配 請込候様申付候間此旨手筋^可被申渡候以上

御郡奉行所 可被得其意候

小川縫殿介殿

(史料84)

御達御書付

今般黒瀬木坂両八幡宮江鳥居

石燈籠被献候付両所共立左之通

被相備神楽を茂被献候間手数

之通夫々取計候樣藤六右衛門五可

被相達候以上、

文化三丙寅

年寄中

小川 縫殿介殿

御勘定奉行所 可被得其意候

御郡奉行所 可被相心得候通

-155 -

藤家文書

御饌

御神楽

御最花

料85〉 津島紀事

木棠三編『津島紀事』

葉剃レ髪ラ、 所 プレ教専伝ス、近世有レ学 , , 両部習合 プ者 L 〔延宝三年乙卯二月廿七 之ョ陶真ト、 觴載セッ在||御園村ノ條下|'、又有ト号」ハ地神経読ト盲僧ム、 称『主殿』介』、 之梅本坊覚存 有||彦山派・本山派ノ二流|、彦山派ハ始ワト於寛元年所||従来於重尚| 日惣宮司藤勘之允定之叙パ正六位下|'爾後無」叙」ハコト位ニ、 其他事プル神ニ多シ焉、 舞'|為||神楽女之通称「、又称||「現姿」、有||撫物スル者」、] 自」是以来俗称言語社之神楽師 住吉八所」准二仙洞之例二 在廰伶人・陪従・命婦ペイジウ・デャウム (以下略 本山派、慶長中昉二干南照坊春光一 毎レ家於 都テ称二供僧」、 致仕シテ為 〔豊前/州田川郡彦山大権現/巫僧ナワ、以川唐坊ヲ為」 |竈前||奉シ幣ヲ弾|シテ琵琶||誦||真言||以為||荒神 相伝デ云、 〔女官ニシテ而、 _山臥ご 故三社二被レテ置二女嬬ヲ、 元禄六年癸酉制シテ復二神道二、〕 本州之神道、者、 | 或ハ女伶ョ日| 有上号に、保佐或、法者上者上、濫 非二事プル神ニ者之名に、 〔春光ハ三山隼人ノ佐ヵ子 二妙舞六、 以二雷大臣ノ命、 称とり命婦し、 或ハ作ニテ明 州俗謂 然両八幡 修験者

卷之五 伊奈郷—御園村

(前畔)

貞元元年丙子被レ流ೣ|眩人三善清行ノ八男浄蔵貴所ゥ子布施伊能二人ヲ

蓋称コルハ保佐 争ご其派ラ、 氏世々為||修験者|、為||其業||者府鄙有||数人|。天正中競|'其術|"、 本書記祝ッ訓ス保佐岐ト疑由,此訓,乎作スサー法者ド、 神慮っ者よう 於本州|'〔古諸邑往往有| | 黎人 | 、按スハニ所」載ズ延喜式|'、本州 壽張ヶ為」幻ヲ子孫号」保佐|或^法者ド〔甫津志耶〕 大夫「分ムレ派ッ、然後八島復「ス於神道」'、故「井田〔子孫以」「蔵瀬ワ為 籠二(在戸伊那与)御園 | 之間に |遠中近三流之国¦≒有||遷謫貶降| 者^式外之流刑乎] 主二轄法者之脩 称二 祝子ト 故天正十六年戊子九月令上三八島左馬,助与尹井田左馬, 一補ニンハ幡宮ノ神楽師 〔保布利古〕、本州是曰」祝 [海浦也] 也、 下 ト 陸 ニ 居 | 森 / 里 | 、 嘗 古謂下を二神楽ラ慰ニル 亦尚矣子孫八坂 〔訓::|保佐:|〕 為二陰陽之徒

卷之六 三根—木坂村

志多留・久原・ 貞治元年壬寅八月三日再興ス・ 於船場二浜殿二奏二舞楽ョ自舞り、 蠣殻ヲ可ム曻而去ル武内ノ大臣寮テネ皇后之震襟ヲ急ニ欲シテ出ナント磯良ヲ 津国「久ッ矣、 又云っ海神ノ苗裔也〕、磯良匍匐シテ低レ首ラ受シ勅ラ日、僕カレ居ニュト下モ 鎮座傳記『云、皇后欲』》『疾ヶ渡』』、『磯良』 〔磯良ハ皇船之舵工、 故祭日初二列二楽器ヲ於白鬚ノ社前二而後行レ祭ヲ職トフ由」」・此故事」こ、 之ョ出来祝シテ日、 此浜殿朝神楽之縁也〔万歳楽始;]于此; 鎮川座スルノ於神霊」時、 八幡宮)舞楽・神楽・田楽・猿楽・獅子・駒形・角力等、 藻蠣殼生 東遊・陵王・納蘇利・蘇莫者・童舞・能登神主之類 三根 大幸大幸ト悪バ己ヵ之醜」 ・木坂・狩尾・鶏知・加志・久根・内院 |、其 |茂シテ于顔||醜クシ請暫居二中津国ニ謂アテ去テ 伶人、 太田ノ命モ亦舞フ、 白鬚ノ翁出現シテ論二祭法ト与ラ] 于レ今伶人相伝 ー舞]、 懸言袪ョ于面 | 舞言万歳 |国府・佐護・伊奈・ 磯良欣然トシテ感テ

周旋ラ、 也、 兄弟舞六 駒之類也、神楽乙女八人、出 遺゙・僅不」過二数人一以二長留備後、善レハ笛ッ者也来」州ニ観」祭ッ聴セ 云、昔朝延袂バコトレ置「 之ヵ、反照直:到言王都一抜」之ヲ、日招ノ舞ハ自」是起レリ矣、藤齊延 皇后征「シ新羅「戦酣ニシッ日将レ没ッシト武内ノ大臣援レ戈ッ而撝ク日爲」 稱ハス之ッ矛ノ舞ト〔稱パスアタサト事ハ在佐賀之條下 | 〕 納蘇利、曰威勢舞、曰廻庭楽、曰高麗曲/曲、 今所_傳僅"有;|十四曲|〔曰振舞、曰日招、曰陵王、曰童舞、或^曰| 義倫襲に封ヲ欲ハ首理セント其乱ル者ヲ、然ルニ義倫即レ世ニ事不」果行ハレ 舞楽之舞楽衰ハッラ継」之ッ也、自後年久ク正楽廃シッテ而失」節ッ故及パッテ 司い之、乙女ヘ大命婦主レ之、八月十四日試楽之時、観」舞女之進退 其他有,,太平楽・還城楽・慶雲楽等,、所い亡・前張 感シテ作コ笛譜ヲ、名ケテ臼」対馬ト、為二一噌流之一藝ト 留パサ其能者「補ハ命婦「、按スハニ此非」本宮之謂」以」新宮之 日花摘、 日 腰 指、 ||伶倫ヲ於當宮||数十員経メ年ヲ寝衰ァ如今所 日東遊、或^日||市舞^、日笏/舞、日 |於八郡/郡司""、伶人・楽師/正陪従 曰千秋楽、 曰万歳楽〕、 傳引云、日招ノ舞り

(史料86) 諸留書

洲河家文書

表紙)

文化六ピ己年

諸 留 書 弐番

七月

文化六年七月

銀三拾文ッ、壱郷宣被成下、豊崎郷、豊村那祖師神宣神似写相達ル、清メとして郷々大山宣社人、社僧宣神楽泰候様、被仰出、供物として旅宿共外御普請宣付、社領共宣材木取出し被仰付、人夫踏荒可申候故、同 廿五日同断、夜前の雨三川半、水出』、来聘御用宣付、客館、御

〈史料87〉 寺社方記録

宗家文庫

人化七年六

廿七日

来朔日

可被成下候、九日より出立仕候間。往還送『方且宿賄等之儀、其筋『夫々御達カ日より出立仕候間。往還送『方且宿賄等之儀、其筋『夫々御達安国大明神御祭礼』付私共配下之山伏命婦壱人海士之者召連、廿

可被成下候、一可被成下候、一种器持越夫四人外,供夫四人、廿九日五,時相揃候樣其筋質御差図

可被下候、一朔日未明より御祭礼相始候に付、御由緒之給人申相詰候様被仰付一朔日未明より御祭礼相始候に付、御由緒之給人申相詰候様被仰付

被成下候以上、一安国大明神御社田舎山中之事故、居村給人中≒見かし免被仰付可一安国大明神御社田舎山中之事故、居村給人中≒見かし免被仰付可

右之通被仰出候付、夫々申渡廻達差廻ス、

日左之通相改差上候付、去廿三日之通『御月番』差出、《安国大明神様御用』字不宜候付、相改候様梅本坊へ相達置候処、今

· 泰国大明袖

御附紙

紙面之趣承届候條々何れも筋々エ及差図候間、被得其意夫々可被

相達候以上

六月廿七日

与頭衆中

寺社方兼

廿九日 今般

賄方之儀先例遂吟味候処、延享四丁具年佐賀黒瀬両 泰国大明神御祭礼御執行二付、御名代并梅本坊且同流山伏神子取 八幡宮江御神

後安永三章 年木坂 八幡宮江 事御再興二付、御物成麦之内四石四斗宛御寄附被成候旨相見、其 殿様 御隠居様御名代府内より被

麦四石四斗反減弐石弐斗寄附被成与相見候二付、右被準為賄料此 差立候付、社領之内より取賄候様被仰付候得共、難賄依頼御物成

労曲の海人共賄方之儀へ諸事自分より令支度候様被仰付候、 節より御物成麦之内より四石四斗寄附被仰付候、将又内山村給人

前以者御直参被遊御神楽差上候社人神子立剪肴御酒被成下候、 和四丁亥年より被相止御口説被下候格ニ相成居候得共、当節ハ初而 明

之御祭式故以前之通、梅本坊并山伏神子立剪肴御酒被成下候、尤

来年よりハ丁亥年御法之通三御口祝斗被下候、

右之通被仰付候付被得其意筋々江可被相達候、

以上

六月廿九日 年寄中

多田源右衛門殿

御郡奉行所

御勘定奉行所

(史料88) 神社付

[包紙

松清吉左衛門

神社付

深山村 津之神大明神様

仁田内村 若宮権見様

恵古村 しんでん様

天神宮様

井口村 /そうしや神様

あるしの神様

友谷村 若宮様

湊村 女房神様

恵古村 観音様脇宮

権現様

右之神々様宮婦相勤申候以上

恵古村

文化八辛

七月廿二日 松清吉左衛門

印

史料89 御朱印写

藤家文書

「御朱印写 井本喜左衛門」

藤家文書

豊崎郷鰐浦

明剱宮明舞職之事

任先規不可有相違

者也

文化十四丁#年

七月十八日 御朱印

明剱明舞へ

〈史料90〉

池ノ明舞

現人

家内

池ノ明舞 現人

生御国 池ノ命婦

さわ

右、笠原養見名子改

さわ『御座候処、文化六』

仰付翌年二月廿五日入来 年七月二日 池命婦被

之御届申上置候

生御国 同人養女

まつ

右小阿比留武兵衛貰切

下女まつ『御座候処文化十

蔵瀬家文書

(文政七年『御廻達、御用書、 御印紙控帳』付属文書)

女房神祢、天宮神社、恵比須社

右四社之祠官明舞職之事、其方

佐護郷湊村多久頭魂社今天道申御魂神社、

可相勤者也、仍而補任状如件、 代々依筋目先規之通無相違 藤内蔵助

文政九丙戌

(花押)

九月廿四日□

小宮長九郎とのへ

〈史料92〉 補任状

藤家文書

無相違可相勤者也、別而補任状 六躰恵比須神楽師之事、筋目ニ付 伊奈郷伊奈村

文政九两 大二月日 定郷

藤内蔵助

武田千代松

^癸 年七月十四日依願

養女二被差免翌年

二月廿五日入来御届

申上置候

(史料91)

補任状

小宮家文書

-159 -

玉 府新蔵

右者来十六日、十七日大神宮御祭礼:付御神楽之義者如何可被仰付

〈史料93〉 補任状 藤家文書

伊奈郷小鹿村

那祖師神社祠官事

足見村己宮社恵比須

社寄神社神楽師

之事筋目に付補任状

藤内蔵助

文政十丁を [|]亥正月日 定郷御判

今名弥五平 原田弥五治とのへ

宗家文庫

〈史料4〉 寺社方記録

文政十一年九月

十三日

延寿院

右者来十六日猿田彦大神御祭礼被仰出侯、 御神楽命婦之義者如何

可被仰付哉之旨伺出

承届御祭礼之当り神楽を奏候様被仰付候、

十五日

付、大神宮神楽相勤候、 婦之儀如何可被仰付哉候旨伺出差掛候事故、 右者明十六日猿田彦大神御祭礼二付、神楽奏候様被仰付候処、 命婦〈相急候様可相達旨御月番〈申出候 命婦人柄等難相極候 命

上藤内蔵助江申渡、延寿院江著梅本坊を以申渡

(史料95) 寺社方記録

宗家文庫

文政十三年七月

五日

神職仁位村和多都美

脇命婦

長岡了然

も無之、右了然儀身近間柄「而同人娘津々と申者当年弐拾歳」相成 右者脇命婦儀近来多病二相成候付、 跡職之者相備置度相応之もの

井田善次郎

-160 -

右之通仰出候付藤内蔵助梅本坊を以申渡ス、

哉旨伺出、

十四日

大神宮御祭礼

御祭礼之式以来共左之通相極候

一銀弐両 御神楽料

延寿院

然ながら願之事情無余儀相聞候付、願之通了然娘津々儀府内出御 入立仰付被下候様願出、府内出之儀は御法之御旨も有之不容易、 神職同志に付、 兼而見聞もいたし居得方で付、 府内出御免養女家内

七月五日

免脇命婦養女二家内入被差免候、

御郡支配

此旨筋を以可被相達候以上

樋口三理殿 寺社方兼帯

御郡奉行所

大目付中

可被得其意候

(史料96) 寺社方記録

宗家文庫

天保二年六月

廿九日

木坂宮司

嶋井貞之進

程全無之御付寄進之品ニー相済居候処、悉く古損ニ付神楽太鼓楽太 右者木坂 八幡宮江神楽太鼓楽太鼓以前より御備之品被相聞候処今

鼓御備被下候様願出、

右之通被仰出候付藤内蔵助を以申渡、

願書御付紙差廻ス、

御付紙

書面之趣見届候、神楽太鼓一筒者以前より御備ニ而楽太鼓者古例し 無之事候、依而神楽太鼓一筒大坂注文一メ下来候上御備可被下候

此旨夫々可相達候、以上

六月廿九日

年寄中

寺社 村 村 日 帯 亘理殿

御勘定奉行所 可被得其意候

(史料97)天保五平年 毎日記

蔵瀬家文書

相遊居候、藤内蔵介方より今年猶又惣命婦ニ者相達有之、天保五 執行いたし来候命婦・惣命婦ニ派候得共、無配慮自由いたし詰所に 所、以前祇園会法者中より相勤御上御祈禱之節等是迄祇園社ニニ 候、以後其通り相心得可申候事、 八月十五日御祭当り詰所、祇園社「先例相極り神楽師中相詰来之 「F年八月十五日早朝 『乾頭尉内蔵介方¤罷越、掛合頼談いたし置

〈史料98〉 寺社方記録

天保七年十二月

廿六日

与申者其筋稽古仕居、 蔵瀬乾頭丞方より命婦職代勤相勤居然処、 り被仰付被下候様願出 右者天満宮命婦之儀つた養女まき与申もの相勤居候処致病死依之 天神命婦相望候付望之通、 浜町役鍛治利平姉ひろ 命婦職まき跡代

梅本坊

願之通鍛治利平姉ひろ儀天神命婦申付候

十二月廿六日

宗家文庫

(史料99) 寺社方記録

宗家文庫

天保九年閏四月

朔日

梅本坊より左之書付差出候付御月番エ懸御目置

口上覚

国守大明神命婦職之儀湯島天神命婦より兼帯相勤罷在候、

然処先般依願浜町改鍛冶利平姉ひろと申者天神命婦被仰付

置候付、当年より国守大明神命婦兼帯之儀申付置候、此段

御届申上候、以上

四月朔日

梅本坊

寺社御奉行所

(史料10)

諸社御祭礼并二旦家祭事控

(表紙)

諸社御祭礼并二旦家祭事控

天保十旦亥年

正月十五日改

樫根村はカーはカー

舎利倉家文書

同日

えびす様

(御神楽

御酒造五舛

しわこふ /清吉より やふさ様 |同断

十八日九日 土用祭 吉右衛門 藤八

弥吉

松兵衛

八月十二日 六月廿五日 王神わき」社三て御祭 床や天神宮御祭

小茂田村ノ

小右衛門

米米 平兵衛

取くま

九月十六日 床や山神宮御祭

十月十五日

師大明神御祭 御名代

同

八日師大明神同断御上より 御初穂

取くま

御酒造 壱舛

正月七日六所御堂開

/一ノ宮御能礼 清右衛門 、井田取りくま 伊兵衛

取くま

同十六日 床屋山神宮御祭 御上より御初穂銀壱匁

三月十五日 王神御祭 氏江より同断 取くま三舛

五月十六日 床や山神宮御祭

六月午の日 やく馬六所大明神村祭 取くま

かし村

花米

壱舛つ、

下原

弐舛つゝ

師大明神御祭御上より御酒造

同十五日

取くま

村祭添花米

取くま

銀壱匁 麦壱俵

米五舛

くにこふ様 府内斎藤より

御初穂弐匁

十一月朔日かしね 御入ませ御祭 下原

床や

取くま壱舛

同十五日 乙宮様御祭花米

こふつき

外ニ水神祭 吉右衛門

〃鈴祭 平作

同廿五日 土用祭 若田全兵衛

市右衛門

同廿六日

命祭 弐ツ ほたけ祭

土用祭 水神祭 ニケ所

鈴祭 三ツ

同廿七日朝 地主祭

二ツ

勘七

戊之年酉 土用

土用

同

地主祭 ほたけ祭

甚左衛門

□八日地主祭 /水神祭

権右衛門

同日 /地主祭

鈴祭

(史料101) 寺社方記録

九日

天保十一年十月

公木弐疋

右者湯嶋

天神命婦職之者去「山年比より相絶其跡相続之者無之、池之命婦 より相兼御祭礼者素リ月並且 御参勤御下向之節之神楽奏候儀相

兼扨又

国守大明神命婦職之者も相絶居候付而者是又 如年之被下神楽相 命婦二引代り相勤同年迄三而都合廿ヶ年余令苦労次第申出之所茂有 神命婦職跡式之者、先般依頼株立被仰付候付、去「酉年より池之 之其段及沙汰為褒美右之通被下之候、此旨可被相達候、以上 偏同人無懈怠相勤候処より是迄御祭式手数向不相欠尤湯嶋天

特社方兼帯 口帯 亘理殿

十月九日

年寄中

-163 -

鈴祭 三ッ

鈴祭

弥吉

宗家文庫

池之命婦

御勘定奉行所 可被得其意候

廻達差廻ス、

右之通被仰出候付、
梅本坊江相達御畑

)))))))) 疱瘡〆おろし

(表紙)

疱瘡〆おろし 天保十一 かのえ 子年

正月迄

十月より丑年

樫 妙根 舞村 初

樫根村肝入 小次郎子

清右衛門娘 ま 喜 作

かめ 寅吉 つる

小右衛門娘

樫根村

善兵衛子

とら

伊三郎

喜八

床屋 下原村 同所

宇兵衛子

伝吉子

つ松治

小三郎

さのき

判右衛門子 長右衛門娘

舎利倉家文書

全右衛門子 源右衛門子 芳之介 まつ つる 源吉

下原

小兵衛子

鈴木しつる様

下原

熊次郎殿 お民との

市左衛門子 甚右衛門子 小頭平吉子 判右衛門子 甚兵衛子 市五郎 久次郎 かね ひろ 三之介 松五郎

床や 同所 同所 肝入

/伊兵衛子 笹湯後ニ死ス いそ 同所

下原

床や かしね 判右衛門子 金子道右衛門子 松五郎

春田与市子 伊 作

三之助子

小茂田

宇吉妹 下原源右衛門方ニ而

− 164 **−**

同所		炭山		同所	下原		板尾	炭山		同所	大板	土留	かしね			大板				同所	土留	かしね	若田		土留
辰兵衛子	笹湯後まし	利吉子	弟	仁左衛門子	四郎左衛門娘		市右衛門子	弥吉子		権右衛門子	与吉子	四子	与右衛門孫	甚八子	笹湯後死	宇兵衛子		甚左衛門子		勘左衛門子	九郎助子	金六子	金蔵子		小三郎子
吉蔵		まつ		治吉		まつ	源吉	みよ	妹	権之介	五郎	かめ	吉蔵	まん	熊次郎	清介	はる	かめ	松次郎	乙	つる	伊助	貞助	松五郎	きよ

〆右預り候

両人共ニ笹湯

甚吉 郎

疱瘡落

同 同所 所

基右衛門子

ミってま

宇吉

一宮喜左衛門預

一宮藤馬様御次男

乎数

此方より笹湯之事

源右衛門子みよ疱瘡ニて不幸ニ付喜左衛門差支

吉兵衛子

桶屋松右衛門子 両人

冶郎殿

六所大明神 献鳥居 村より

右之通無滞相済

尤 〆之内壱人も無落

王神 くるいし献ス

山神宮 鳥居献ス 床やより

源助

宗家文庫

嘉永四年十二月

廿五日

波多美作

脇命婦つ、親類中

与良郷小船越村社人 早田左仲

例
茂有之事
故願
之通、
左仲娘
志つ
儀府
内出
御免、
脇命婦跡
職相続 願出、御馬廻格給人之儀者子第之内壱人府内出御免被仰付候、先 身寄之義。付府内出御免脇命婦跡職相続被仰付罷下候様双方より 右者脇命婦跡職之儀左仲娘志徒与申者当年四拾壱歳ニ罷成、つゝ

被仰付候、此旨夫々可被相達候、以上 十二月廿五日

年寄中

樋口亘理殿

御郡奉行所

大目付中

可被得其意候

右之通被 仰出候付、 藤陸奥守を以相達御廻達差廻、

(史料104) 寺社方記録

宗家文庫

嘉永六年九月

七日

脇命婦

親類中

波 多美作

> 無之候付、返弁被仰付被下候様手筋を以願出 脇命婦跡職相続被仰付置候処、職務不得方!有之、当職相勤候尤 右者与良郷小船越村給人早田左仲娘志つ儀先般依頼府内 八幡宮

右之通被 仰出候付藤陸奥守を以相達ス、

〈史料105〉 御書付写(脇命婦つ、跡職之儀)

藤家文書

御書付写

脇命婦つゝ

井田治部丞

親類中

和多都美宮司 仁位郷仁位村

仰付候、此旨藤陸奥守を以可被相達候、 方より願出願之通縫殿助娘はつ儀、府内出候御免脇命婦跡職相続被 候、身寄之者"付、府内出御免脇命婦跡職相続被仰付被下候様、 右者脇命婦つゝ跡職之儀、 縫殿助娘はつ与申者当時十八歳二罷成仕 以上 双

十月九日

年寄中

樋口弾正殿

御郡奉行所 可被得其意大目付中

嘉永六等五年十月九日御達

-166 -

藤家文書

「安政二乙卯年 藤陸奥守殿 御用人中_

以手紙令啓上候、 昨夕鯨掛取例之通御庭於御社御神楽有之候付神

出御裏判被仰付置候

右之面々担寺住持替一付前御改之節御裏判之古証文相納新証文差

国府伊豫 波多美作

神嬬む免

子只今罷上候様御差図被下度存候此段早々可達候御座候以上

十二月五日

(史料107 出入帳扣

(表紙)

安政五戊午年

出入帳扣

三月 日

藤陸奥守

覚

私担寺住持替二付前御改之節御裏刻之古証文相納新証文差出御裏

判被仰付置候

私忰銀之助去年御改渡右馬助与改名仕申候付前御改之節御裏判之

古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候

私娘くに当年拾歳:相成申候付前御改之節新証文差出御裏判被仰

右之通三御座候以上

覚

藤家文書

右之面々当年拾歳二相成申候付前御改之節新証文差出御裏判被仰

付置候

右者去年御改後京都吉田殿より免許を得山城与改名仕申候付前御

改之節御裏判之古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候

判被仰付置候

波多美作叔母

ふみ

奈多連明舞きく

右者去年御改後病死仕候付前御改之節御裏判之寺証文担寺裏書を

請相納申置候

奈多連明舞きく忰

− 167 **−**

波多美作娘

たき

吉野丹後娘

ふし

白木明舞そよ養女

井田治部丞

井田治部丞娘

いよ

右者治部丞儀山城与改名二付御裏判之古証文相納新証文差出御裏

直助

之古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候 右者きく病死仕申候付前御改之節直助儀頭持ニ相改申候付御裏判

奈多連明舞きく娘

む免

古証文相納新証文差出御裏判被仰付置候 右者きく病死仕申候付前御改之節直助姉 '相改替申候付御裏判之

右之通ニ御座候以上

安政五戊年年三月

御改所

藤陸奥守

(史料108) 楽郊紀聞

(東洋文庫308 『楽郊紀聞』)

べし。嘉永四辛亥二月晦日、長岡可燃話 始宮門と云 が家也。其始て法者に成し者に、山上より命婦職をゆづ が、後に法者とな成り、今五代ばかりに成る。則今の法者国分掃部が、後に法者とな成り、今五代ばかりに成る。則今の法者国分掃部 同人方は、以前は代さ和多都美社の命婦職を勤め来れり。然るに上(『上) られ、今に相続して勤たり。 村の百姓今弥兵衛といふ者の五六代前に、百姓にて隠居し別宅せし 是は元~足軽今の国分忠蔵が庶子家成

同人上, 普請に取仕はれしに、 都美の宮の前の浜辺に積みありし石垣を崩して、 先は、公家衆の流なり。系図もありとぞ。 分宮門と云者の家に譲りて、 昔は和多都美神社の命婦職にて、京都より御国に下る。 其後程なく津浪出て、社の拝殿迠も潮水にひ 其家より勤る也。 英後は、 其職は村の法者今の国 御開田の時に、 其石を皆御開田の 和多 其

> 其本を忘れしと云ふべし。 縫之介話。○今按、御開田の事は、元禄四年の事にて、其比の津浪なれば、山上氏 が命婦をゆづりける事も、古き事にてはなし。若は御馬廻格に成りし時、ゆづりしか 山上恵比須と申伝ふ。此時迠は尚命婦也。嘉永元戊申八月十三日、長岡 其時社に至り居て、其神体を水に入て抱き上ゲて取来れり。夫より の祖神と申伝へしが、其神体水に流れんとするを、山上氏の命婦、 ぬなるべし」と人く申たる也。其時に末社の磯良恵比須、是は私家 たり、大に破損せし事有。「此石垣を崩し取し事は、神慮にも叶はな

(史料109) 書状

藤家文書

文久元章年六月

神楽を奏御備物取斗御代参被差立候 明七日御願解御能被差延候段、 去四月相達置候通 一付於 八幡宮

園社ニおゐて大神楽を奏、御祭式御備物等取斗、 来十五日御神事御能右同断『付、十三日』『十五日迄 御代参をも被差 八幡宮且祇

右之通被得其意、 関之御筋々被可被相達候以上

立候

六月六日

年寄中

与頭衆中 寺社方共

御勘定奉行所 御用人中 可被得其意候

(史料11) 書状

藤家文書

文久元辛五年六月

廻達 藤陸奥守」

御願解御能被差延置候処、 明日者御神楽奏候様被仰出候条被得其

意已之中刻可被罷出候以上

惣命婦

六月六日

藤陸奥守

脇命婦

早々被差廻雪此方五可被返候以上

(史料川) 書状案

藤家文書

文久元年六月

り十五日迄当年如旧例八幡宮且祇園社立大神楽奏候様被仰付候条被 一筆申達候来『十五日御神事御能者被差延得共御祭日』付十三日』

得其意装束用意十三日午之刻上刻迄可致上府候此段為可申達如此

候以上、

六月七日 (藤陸奥守)

(史料112) 寺社方記録

十三日

文久元年六月

宗家文庫

付料物等之儀伺出、申出之通大神楽「被仰付候 右者来ハ十五日御神事御能御差延ニ相成、今日ポワ大神楽被仰付候

藤陸奥守

右之通御口達有之候付以手紙相達、

藤陸奥守

御渡不被下諸手数不相立、依之大神楽並神楽両段何れ共被仰付被 右者当御神事御能御差延ニ相成候付、来ル十三日より十五日迄、 八幡宮 祇園社五大神楽被 仰付候処、右大神楽之例無之、料物

右御附紙

下候樣願出委細願書三有之、

物御渡被下候、 見届候、御時躰茂違候得共訳も違候、御祭礼之事故、大神楽之料 此旨可被申渡候、以上、

六月十三日

寺社方兼帯

御勝手方支配

与頭衆中

御勘定奉行所 可被得其意候

(史料113) 寺社方記録

宗家文庫

四 日

文久二年正月

 藤陸奥守より左之通伺出候付、 御月番江懸御目置

事無滞速。御手数相立申候様被仰付度奉存候間取調御伺申上候、 今般御大願為御成就於諸社御祈禱御神楽等勤行被仰付候付、諸 八幡宮 宝満宮 八幡宮

- 169 **-**

口上覚

城八幡宮 住吉神社 和多都美神社

右六ヶ所者三万度之御祈禱且神楽・奉幣・神楽祝詞・御神楽

座勤行等御手数相立申候、

嶋頭神社 失 文 根 祖 神 社 社 社 妙剱神社

白嶽神社 松

右五ヶ所者二万度之御祈禱御神楽壱座勤行等之 御手数者相立

夕顏神社 天道社 琴崎神社 中候、神楽・奉幣・祝詞等之式者相立不申候、

右三ケ所者明舞職ニー祠官相兼罷在申候付度、数之御祈禱等之

動行之御手数相立不申候付、三ケ日之御神楽□被仰付被下度奉

右之通勤行仕候様被仰付被下候ハ、速⁻無手落御手数相立可申奉

候間御伺申上候、 以 上

正月四日 藤陸奥守

寺社御奉行所

御付紙 何之通勤行被仰付候、 此旨可被相達候以上

年寄中

与頭衆中 与頭衆中 上月四日

御用人中

(史料11) 御判物写伊奈郷寺庵、神主、宮舞、法者帳

宗家文庫

志多留村検者井田市左衛門頂戴仕居

御判物之写

弥八左衛門^并智恒之事、依望不可有子細之状如件、

天正十八年

二月廿二日 義智(花押)

飯田掃部助殿

依望飯田掃部あとの事、ちよ上とく上きやうたいのしんたいたる

へきの状如件

天正十四年

三月二日 景親(花押)

とく上

ちよ上

府夷之発者近年就申争伐、今度佐須奈八嶋左馬助与井田左馬大夫 二門之由相定候、 神事之社役等之時ハ致談合可申調候、 可存此旨

天正十六

之状如件、

九月七日 義智 (花押)

井田掃部助殿

府内木坂両八幡宮神楽師之事、任先規不可有相違者也

享保四点家年

五月朔日 方誠様御朱印

井田市左衛門

府内木坂両八幡宮神楽師之事、天正十六年之任判形之旨不

可有相違者也

宝永六己丑年

正月元日 義方様御朱印

井田市左衛門

(史料115) 御能并御名代

宗家文庫

万治三庚年 祇園会御能并御名代

六月十五日

祇園会神事にほつしゃ共平ぶたいにて神楽舞仕、 其前湯立

万治四辛,年寬文ト改元

六月十五日

祇園会之神事ほつしゃ共湯立有、御名代ニ吉賀左衛門也

寛文三癸卯年 六月八日

祇園会之御祭礼『湯健可被申付之旨、 高瀬外記、古川式

部少輔江申渡、

^癸卯六月十五日

祇園会御祭礼湯 健 致成就候通案内、

寛文七丁未年

六月十四日

祇園会御祭礼法者舞被仰付則高瀬新右衛門冠以手紙申遣

_未六月十五日

祇園会祭礼湯立被仰付相勤、 為御名代多田源右衛門社参

対州神社并社家名数帳

八幡新宮

旧号和多都美神社名神大

〃 軍殿 〃若宮 〃新霊

脇宮

天照神社或号大神宮

右四社旧号平ノ神社

附属之社家別帳在之

祇園殿神社旧号宇努刀神社 摂社

右以前者上縣三根郷佐賀村在之候を

延徳三年

八幡宮社境御迂祭

神楽師惣命婦

天神宮又ハ号天満宮

貞治元年宗慶様御代従太宰府御勧請

神楽師脇命婦

一火神社

以前、市ノ峯之南在之を元禄年此所、迂祭

宗家文庫

− 171 −

対州神社并社家名数帳

(史料116)

(表紙)

祠官国府伊豫

一荒神社

右以前、宮之内放生池之中島:鎮座有之、宝永年祇園会神事

之節以酊庵桟敷隣り『相成由』而池半分を被埋中島被取除時

池之西手:迂祭、其後又

火神社之南三被迂之

祠官 神嬬

今宮若宮但一社ニ合殿 寛永年中始而御造建

祠官今宮明舞

右同断

一荒人社

祠官惣命婦

宝満社但遙拝所本社左二記之

右

八幡宮境内三有之

御印鑰神社旧号国廰神社又御館神社一号

金石御屋形乾隅二有之

祠官波多美作

惣 命 婦

志賀大明神社府內浦西岸三有之

末社有之候得共

上御建立社三無之故此所三不相記

白木大明神社府內浦東岸白磯浜ニ有之

天正年中より御造建

祠官井田治部丞

白木明舞

池ノ神ノ社今屋敷町ニ有之

祠官池ノ明舞

祠官奈多連明舞

奈多連神社

稲荷神社御裏屋敷在之

宝暦年

大順院様御代始而御勧請

祠官波多美作

濱殿社平馬場三有之

祠官吉野丹後

住吉社立亀に在之

天和二年柳田近右衛門摂州より勧請

祠官国府伊豫

旧号与良ノ御祖神社宝満嶽社八幡宮境内『在之宝満嶽社八田道在之遙拝所

祠官長岡縫殿助

預り 波多美作

山祗社宮山之南ニ在之

祠官井田治部丞

預り 波多美作

金倉社天道茂町中ノ原ノ茂地ニ在之

朝比奈社

南護社宗弥八郎ノ霊

右志賀社之境内在之 井田治部丞支配

風神社宮谷風神裏ニ在之無祠

一立石神社一名立石権現在切藻渕比嶺

右者桟敷原東山三在之、唯今

御屋敷之内御裏屋敷之南隅之儀

地主社阿比留平太郎霊 此社 御下屋敷鎮守社二合祭

右桟敷原西丘竹林中二在之

祠官惣命婦

覚

橘 波多 美作 右門

井田治部丞

鳥羽行右衛門

国府 伊豫

七蔵

吉野 丹後

綱崎万之進

綱崎勘右衛門跡 長岡縫殿助

鳥羽 源吾跡

廣田孫兵衛

平山志津磨

狩倉 甚蔵

長岡

阿比留駿河

右同社之女嬬職御巫兼帯

神嬬

嶋井貞之助

嶋屋左次馬

嶋井 主計

嶋井 嶋井修理助 郡司

嶋井 蔵主

青山 岩佐平次郎 内記

長留龍左衛門

長留 長留 左内 右膳

嶋井又兵衛 嶋中安兵衛

天明六年後社家二被仰付

山田 文治 長留久右衛門

山崎左兵衛

財部定右衛門

八幡宮旧号和多都美相属候社家

惣ノ命婦

脇ノ命婦

波多

求馬

右木坂

八幡本宮旧号和多都美相属候社家

右同社之女嬬職御巫兼帯

神楽師壱人

二ノ命婦

一ノ命婦

和田 竹末 右辨 左傳

井田市左衛門 八嶋左馬助

財部 永田与次右衛門跡 長蔵

豊田 右膳

八坂 造酒 春田嘉右衛門跡

龍造寺官右衛門 八坂伊右衛門

阿比留数衛

八坂惣右衛門

吉村

左近

村瀬 杢助

国分 大庭 掃門 利七

井手米弥助

阿比留藤助跡 阿比留右門

右八郷諸社之社家祠官

阿比留策磨

米田廣右衛門

平山儀右衛門

帳二相洩居候付此節書載仕申候 右三家天明六丙年 閏十月社家名数

杉原格兵衛

江口甚左衛門

阿比留豊五郎

一宮源右衛門

斎藤与左衛門跡

中島 嘉内 米田長右衛門

神宮五右衛門

田口

恵吉

帳差出候後追々社家二被仰付候付此節 右九家天明六丙年 閏十月社家名数 書載仕申候

小嶋六之助

鶏知 命婦

竹野政右衛門

朽木 左近

妙釼 久田 郡蔵 明舞

高崎 明舞

佐護天道 明舞

内法者中より府鄙小社之祠官勤来候茂除之候、古来より有訳社職之家 社家与雖申候間、不相記候、佐護豆酘両村之社僧、 筋今程御郡中百姓竈:相加居候者是亦除之候、以上 右之外数十人有之候得共、 給人足軽百姓より祠官社務相束来候付全 琴村全功寺并府

御前様

御子様方 御代参相勤

同廿八日 同廿九日

(史料117) 天社宮夏越御祭礼之御式

宗家文庫

(表紙)

慶応三丁卯年

天社宮夏越御祭礼之御式

六月

天社宮夏越御祭礼被取行候御式

六月廿三日

御鎮際。付祠官罷上竹等建之祓一座勤之、

右相済而御座掃除幟台等建之、御挑灯配、 諸手配二長局御目

付相勤候事

六月廿七日

天社宮御祭礼今日より被取行候付、 正宮司并神職之面々辰之

上刻罷上、御飾諸手配三出勤之

御祭礼中三命婦御神楽奏之候事

府内法者中田舎神楽師入会二一御当日迄大神楽奏之候事

御用人中奥廻中廿九一日麻上下着之事、

御祭式相済御用人長袴着

御上 御名代相勤

御祭式相勤

今日之御祭式被取行候付、

正宮司并神職之面々卯之中刻罷上

御最花銀三両

御膝突鳥目拾足

御神楽銭銀壱両

但御神楽銭者御祭礼中日之被相備

瓶子 一対

御取糈

右之通

御子様方より被相備

御祭式相済而

御上被遊

御社参

御神酒 御口祝差上候事

御子様方被遊

御社参

御神酒 御口祝差上候事

御前様 御代参御用人長袴着相勤候事

御上江御押三献之御祝差上之候事

御子様方立御同様御祝御廻被進候事

御祭礼相済御簡差上之候事

御前様

寛寿院様

御子様方 慈芳院様

右御筒被進

御部屋壱人

御仲使壱人 御側壱人

御用人中

右御祝儀被成下候事

奥 廻 中

御口祝

御子様付 長局

惣女 中

右参詣御免被仰付右之通被成下候事

女中家内

御口祝

右御祭礼三付参詣御免被仰付右之通被成下候事

奥細工

草葉金次郎

村田 傳吉 大工

右当日罷出候面々斗参詣被差免候事

以下小使迄

御料理人中

宮 谷 町

右参詣被差免候事

御宮飾且御幟台建等廿六日迄二夫々相仕舞候事

青木繁兵衛

平 井

御蔵御出入 御宮飾 御神器類取扱 御掃除諸差配 山本 藤太

請之候事

千秋万歳

(史料118) 御達御書付(木坂黒瀬両八幡宮『祈願神楽) 藤家文書

今般木坂黒瀬両八幡宮江御祈願筋二付、 小野直衛御代拝被仰付、

明後十三日被差立候就右両所

六右衛門 、可被申渡候以上、

八幡宮江上者素各中よりも神楽差上候間、

十一月十一日

与頭衆中

御勘定奉行所 備物之儀可被得

御郡奉行所 其意候

右之趣被得其意

社人申送方等可被

相心得候

(史料119) 口上覚 (明舞職御免願)

藤家文書

口上覚

右之趣可相心得旨、藤

仰 被仰付可被下候八、千万難有仕合可奉存候、 神主より申出候付御差支之義無御座候バ御憐愍を以明舞職御免 身者二而田舎有付茂不仕得難義仕罷在候付、 惣兵衛跡明舞相勤候者相絶跡職之義於府内様⁻相心掛候得共、望 南護社四季之御祭事、神主二宮惣兵衛跡より明舞共ニ相勤居候処、 古仕候処得方"御座候付、右之者南護社明舞職貰請相続仕度段、 之者無御座依之佐須郡小茂田村百姓市右衛門妹おと与申者元来病 上願之通被仰付被下候様偏奉頼候以上 折節神子職拾ヶ年余稽 右之趣御序之刻冝被

十二月八日 藤六右衛門

寺社御奉行所

(史料120)

口上覚(佐護郷湊村天道神之儀

藤家文書

口上覚

動罷在候、神職之者故以前より是迄私家より差配仕候儀「御座候、 祠官相兼申居候、只今小宮藤吉跡長九郎と申者祠官明舞職共に相 嶋井貞之介代木坂宮司『被仰付佐護村より木坂村『相移只今嶋井貞 抑天神多久頭多麻神社、今天道神と相唱候、 佐護郷湊村天道神之儀"付観音住持より願出之所在之候付[歸] 右之趣依御尋旧記吟味仕御答申上候間冝敷御聞通被下候樣奉頼候 之進家二御座候、 房神と相唱候、右両社之儀者往古祠官嶋井氏と旧記□在之○先年の世界神と相唱候、右両社之儀者往古祠官嶋井氏と旧記□在之之○共乗之兼△ 依之跡右両社之祠官無之候二付、 神御 魂 神社、今女 明舞職之者より

二月八日

寺社御奉行所

藤内蔵助

(史料121) 御達御書付

藤家文書

惣命婦

申渡、 町家中華町中より少ツ、合力仕候様被仰付被下候得と願出候得共、 唯今、神楽も少く自分ニー修理仕候義難成家居及大破難義仕候間、 なからも御家中町中之及難義候義ハ難被仰付候、 今程御家中町方共至極困窮ニニ候処、 右者先祖より八幡宮惣命婦職被仰付家屋敷等も被下于今持伝 以前修理等仕候節ハ神楽も多り、 願書可被指返候以上、 惣命婦を御救被成候為、纔 其助を以修理仕候へとも、 此旨藤内蔵助

閏四月六日

年寄中

寺社奉行衆中

(史料122) 御達御書付

藤家文書

命婦

省"被成候者木坂命婦!不限外!其類多*事!候、今程甚御指支!付 依之願書指返シ候間此旨内蔵助ヘ可被申渡候、 内蔵助迄書付指出候、 も御引被成近年自分衣服を以御神楽相勤候段難儀ニ奉存候由ニニ藤 其以後、木綿弐疋ッ、被成下候處、宝永五年子ノ年より右之木綿を 有来候儀をも御引被成候御時節ニ候故、 右者八幡宮御祭礼神楽相勤候付往古考着用之小袖をも被成下候、 願之趣無據儀"候得共、先年御倹約"付御 此願御取上ヶ難被成候 以上、

寺社奉行中

十月廿七日

年寄中

(史料123) 書状 (木坂命婦装束用之品之儀

藤家文書

嶋屋左治馬

藤兵内殿 小野六郎右衛門

又先達而被願出置候木坂命婦装束用之品々之儀、御附紙を以左之 祝等被差出来候と相聞候得共、右之釣合を以此節より其儀被相止 出候条可被得其意候、就夫十五日御祭礼之節貴殿よりも御名代へ 以手紙申達候、 通被仰出候間可被申渡候己上 口祝斗ニ被相済候様との御事候条、是又左様可被相心得條、将 府内八幡宮御祭礼二付、 別紙之通御書付を以被仰

八月五日

渡候二十去年願出則以後被下候間、右之品々二十相繕候様被申渡 受取候と書裁有之候得共、 紙面之趣見届候、千早裳袴用品々之儀、宝暦六弄年四月朔日相 役方払帳:無之、 五ヶ年目ニ取替相

八月四日

(史料124) 口上覚(八幡宮弐之命婦之義)

藤家文書

口上覚

之命婦職女連村おまへ可被 無相届様相勤罷在候得共御差支之義無御座候へ者先形之通何卒弐 相果候後差支之節者女連村彦権現明婦おまと申者相雇是迄御祭礼 之通被仰付被成下候様偏□執成奉頼上候以上、 八幡宮弐之命婦之義吉田村法者渕上類右衛門女房相勤候処、 仰付被成下候得八、難有可奉存候願

二月

命婦

藤陸奥守殿

(史料125) 口上覚(木坂八幡本宮二之命婦之儀)

藤家文書

藤陸奥守殿 一之命婦

口上覚

被仰上願之通被仰付被成下候樣偏二御執成奉賴上候以上、 被仰付被成下候^、重畳難有仕合三可奉存候、 座候ベ何卒先形之通二之命婦職卯麦村社人神宮五右衛門娘登みエ 五右衛門娘登み与申者相雇御祭礼相勤罷有申候、御差支之儀無御 相勤罷有候處、先年相果候二付私差支節者仁位郷卯麦村社人神宮 木坂八幡本宮二之命婦之儀吉田村法者渕上類右衛門女房立被仰付 一之命婦兒 此段御序之刻何分冝

五月

藤陸奥守殿

(史料126) 覚 (佐護天道明舞千早古損し候付

藤家文書

(黑印) **覚**(黑印)

油布七尋三尺三寸

右者佐護

古損し候付御渡 天道明舞千早

可被下候以上

-178 -

*正月十一日

藤陸奥守印

(史料127) 府内命婦中現人帳

御斤定蔵

藤家文書

生御国年世三歳吉野唯之助

右者文政七甲 年出生杢治孫安治 一候処、天保五甲 祖父病死仕候

付家職相続仕唯之助与改名仕申候

生御国年四拾売歳惣命婦まつ

惣命婦養女『被仰付置候処、文政九丙戌年惣命婦はつ隠居養女まつ 右者社人吉野杢治娘まつ『御座候処、 依頼文政七單年五月十三日

生御国年廿六歳脇命婦徒

年七月五日脇命婦ちい養女『被仰付置候処、弘化元』展年脇命婦ち 右者仁位郷仁位村社人長岡可燃娘つ、「御座候処、依頼天保元典

い病死仕申候付跡目相続仕罷有申候

生御国年五十九歳 脇命婦つ、叔父忠吉

右者先脇命婦ちい弟『御座候処、弘化二』『年脇命婦つ、叔父』

相改申候、

生御国年五拾五歳 神嬬ひろ

依頼神嬬たま養女『被仰付、神嬬たま儀天保八』。年病死仕申候 右者島雄太次馬頼込下女ひろ『御座候処、文政三典年二月十日

跡目相続仕在申候、

生御国年五拾歳 池明舞まつ

十四日池明舞さわ養女ニ被仰付置候処(以下記載ナシ) 右者阿比留武兵衛貰切下女二御座候処、以来文化十一四年七月廿

> 生御国年六拾歳 今宮明舞いち

^辛 年十月十七日今宮命婦跡職被仰付置候 右者御 筒仁田原長左衛門叔母改二御座候処、 以来天保十二年

生御国年六拾五歳 奈多連明舞ひろ

七日奈多連明舞貰切三被仰付、 右者豊崎郷比田勝村百姓弥三娘「御座候処、文化三丙年八月廿 文化五戊辰年跡目被仰付置候、

生御国年廿一歳 奈多連明舞ひろ娘 むめ

右者文政九_丙年出生

生御国年六歳 奈多連明舞ひろ忰 直助

右者天保十二辛世年出生

(史料128) 口上覚案

御勘定所 御手代中様 藤 (陸奥守)

事故、私一差紙難相改、依之大神楽並神楽両段之処、手筋へ以相 昨今与申、 此段御報為可申上如此御座候以上、 何御差図を蒙候上差紙相改候様可致候間、 文化五年:大神楽被仰付候例相見不申、此節者大神楽被仰付置候 文化五年之形「差紙相改候様被仰下候付、留書致吟味見候得共、 中江御渡物差紙相渡、 日迄三日之間 御紙表致拝見候当御神事御能御差延ニ相成、就夫来十三日ユッ十五 物而文化五年之形「御心得被成候様御含も有之居候間、 八幡宮・祇園社立大神楽奏候様被仰付、 命婦より其御改所立差出候処、当節御改革之 左様御承知可被下候 昨日命婦

藤家文書

右十三日より十五日迄三日之間 八幡宮・祇園社並神楽料物

口上覚

日之間 当節御神事御能之儀御差延二相成、 並神楽両段料物左二書載仕、御伺申上候付何ン共被仰付被下候様 候而者大神楽之御手数難相立段、 載仕、命婦中亞相渡、御勘定所被差出申候処、当節御改革之昨今与 候例相見不申、当節者大神楽被仰付候事故、右之料物御渡不被下 候様被申聞、依之留書吟味仕見候得共、文化五年"大神楽被仰付 物n文化五年之形:相心得候様、御含茂有之居候間、差紙相改 八幡宮·祇園社立大神楽·柳付候付、昨七日料物義紙書 命婦中より申出候、依之大神楽・ 就夫来ル十三日より十五日迄三

奉賴候以上、

(陸奥守)

六月八日

寺社御奉行所

大神楽料物

御神酒六対

黒米七斗弐舛

御取糈六舛

御神楽銭銀拾弐両

右十三日より十五日迄三日之間 八幡宮・祇園社大神楽料物

並神楽料物

御神酒六対

御取糈六舛

御神楽銭銀拾弐両

(史料130) 命婦中・社人中へ申置事

命婦中^申置事

典膳勧盃之勤古例之通候事

但八月二月十一月御神事共二

御行列神輿之先ニニ人ッ、候事

浜之浮殿場三て放生会之間

さし羽をみこし。さしかさし候事

於仮殿でんせん勧盃之事

但仮殿上り下り階下ニー御拝之事

社人中^申置事

一勧盃命婦中古例之通相勤候様申渡候神前之典膳

右之祝詞者社人中より相勤候事

御幣役之義向後翳役と相唱候事

於浮殿場祭文之間ハさし羽を

命婦中可相渡事

弱役之社人中銘々相附候神輿之神人

手添共二方々へ散乱不致様二可被申渡事

尤一輿之神人、一ノ翳役御太刀持之支配

候と可為心得事以下同行

藤家文書

〈史料131〉 口上覚(安産に付願解神楽の日取)

藤家文書

前欠)

〈史料132〉 御達御書付(脇命婦跡職、津々義)

藤家文書

脇命婦

神職仁位村和多郡美

長岡可然

から、願之事情無餘儀相聞候付願之通可然娘津々義府内出御免脇入被仰付被下候様願出府内出之義者御法之御旨茂有之不容易義なも無之、右可然義身近間柄『『同人娘津々と申者当年弐拾歳相成右者脇命婦儀近来多病』相成候付、跡職之者相備置度相応之もの

〈史料13〉 口上覚(横浦村長崎へ海中より上り出候大石) 藤家文書

命婦養女二家内入被差免候此旨手筋を以可被相達候以上、

口上覚

神社『御祭被成候御手数去四日』相済毎歳正月廿八日』上ょり之御去』申正月十日与良郷横浦村領長崎へ海中より上り出候大石弐ッ新』

祭相極候間此段御届申上候、

神主府內正宮司波多文吾

明舞千尋藻村杉原与平次

右之通御座候以上

十二月六日 藤 兵内

寺社御奉行所

〈史料13〉 書状(鯨取候付神楽奏)

藤家文書

(前欠)

間命婦只今罷出候様"と夫々御差図可有之候此段乍可申述如斯御御手鯨組鯨掛取候付御庭御勧請之御社"をひて例之通神楽被奏候

座候以上

四月八日

〈史料135〉 書状(猿田彦大神御祭礼:付、御神楽)

藤家文書

可被罷出候以上、與御社猿田彦大神御祭礼三付、今明日御神楽被奏候間夕刻屋敷五

惣命婦

七月廿三日

藤陸奥守

神嫣

池明舞

早々被差廻留より此方江可被差返候以上、

〈史料18〉 命婦考証断簡 (仮題)

藤家文書

以テ惣命婦ト称スル歟、如何、○問曰ク、八幡本宮ノ命婦ヲ以テ一命婦ト称シ、八幡新宮ノ命婦ヲ

かうつ

[fu] ころなり、よつててんちやちきうの御きたう申へきしやくたんのころなり、よつててんちやちきうの御きたう申へきしやくたんの八まんの一のミやうふしきの事せんれいにしたかい申さたむると

よすミやうふ 八月五日 あきとき大うせう判

秋時ハ豆酘ノ大塚也、正宮司長儀カ外祖父也、

なのミやうふつのり、三人かくのことし、えいたいをかきりてちハ、、よてかきりあるいのりにおいてい、つせんしおいんかのいせていらん候事いまいはしめぬへし、たいしやう、ミやし申候いなのいん一のミやうふやもめのひとの事、一人せんれいニまか

ふんえい四年八月二日うし、早々

正宮司ハ国府ノ正宮司ノ事歟、又本宮ノ宮司も正宮司ト云歟、トホサント幡宮之宮ヲ云フ

永令免除

たく1000人のでは、 、水令免除所也、依本宮之ミやうふかつのりを出たすへき状如件、 右人 八幡本宮ミやうふたるによて、やもめのくうしにおきてハ 伊奈院一之ミやうふの事色之御くうしの事、

文永四年八月十二日

御目代左せ川竹虎 在判

正宮所 うら在判

此両人名可考

文明十三年八月十日、国次ノ状ニ○見ヘタリ日、大掾成時ノ状ニ見ヘタリ、又上津八幡宮惣命婦ト云コト、由見ヘタリ、又 上津八幡宮一御前ノ命婦ト明徳三年八月十二いなのいんの一のみやうふの事公事ニ於テハ永代ヲ限リ停止ノ

〈史料137〉 覚

藤家文書

覚

「 甲長」

勿一直

右同 一之命婦御判物一通 惣之命婦

御朱印一通 脇 命婦

小茂田村	一若宮	一八龍殿	一薬師神社	一日照大明神	阿連村		一 山 本		一志賀大明神	今里村		佐須郷宮舞覚帳				(表紙)	〈史料38〉 佐須郷		以上	右同	右同 明	右同加	右同 雞	右同神	
11	四社共二	名代阿連村ふし	宮舞府内畑島近左衛門家より	社人御帳面之通り		るい	両社共二 女房	宮舞久田善右衛門	/社人御帳面之通り					舜覚帳				佐須郷宮舞覚帳藤			高崎明舞	明釼明舞	加志命婦	雞知命婦	媽
																		藤家文書							
	内濱村	一山形	一十善王	一矢立	一五所大明神	久根田舎村	一天神	一若宮八幡	一川上権現	椎根村	一杉木大明神		一六所大明神 /	樫根村			一山神 銀山			一若摩木社	下原村	一山形	一生王	一勲功社	一師大明神
		四社共二 国分右衛門女房	きい	宮舞 後突村	社人御帳面之通り		二社共二やす	宮舞 小茂田村	社人御帳面之通り		二社共二 与四松女房	宮舞 其村 かね	社人御帳面之通り		与四松女房	宮舞かし根かね	同御帳面之通り	与四松女房	宮舞樫根村 かね	社人御帳面之通り		社人府内二宮惣兵衛	二社共二銀山与四松女房	宮舞樫根村かね	社人橘左門

宝満

| 宮舞 後突村 きい

/二社共二 国分右衛門女房

後突村

乙宮大明神

宮舞 其村 きい

瀬村

国分右衛門女房

舞 久根村百姓

社人つ、村観音住司

文六女房 まつ

其後ツ、村より四年四年前迄ハ相勤ル

久根村百姓文六女房四ヶ年前迄|来相勤ル

11. 三代前より次有之

人根村百姓初左衛門女房相勤"其後

後突村百姓傅右衛門女房共に

後突村百姓傅右衛門女房より卯野瀬源

右衛門女房ニゆづり卯野瀬源右衛

ょり久根村文六女房 - ゆづり 四門女房相務 - 、卯野瀬源右衛門女房

ヶ年前迄相勤ル、其後ツ、村より四

ヶ年来相勤、右之次第瀬村高松多門

殿より申被聞相記之以

申三月日

〈史料13〉 祇園会考起

藤家文書

祇園会考起

俳優共数々被取行、ワザオキ 造之、其壇下『公之御桟敷被構、家中其前『相詰』〕上山下山と申『 時代「候へ共、当国は海路隔遠殊九州未静謐時分」『当国之歌舞能芸 と申舞曲も上国方『て有之候て、少し嗜"「有之人は誰』而も一指舞候 此比は京都将軍足利家中葉之時代ニー雅楽遺習有之、今様、 領之御決定被遊佐賀村之御館被別府之中村『成御迂』比『進雄尊之社 勢。無之、貞茂様、 国様之御代『至九州内之御所領義少弐家之兵威被衰候付、御永保之 根郷佐賀村「有之、実、延喜式「有之字奴刀神社」而候、 祇園会之次第大概相見候、永禄年三至、 抔と申物を古川氏之知行地 "掛"例年出之、舞台は佐須郷よ"造之 〔土 与申而者神楽師之俳優外無之候付、 粢盛を被奠候後、府鄙之神楽師共相集、大神楽与申義其外神楽師之 被祭来候、依例式御家より被祭来進雄尊之神事を指『祇園会と由来 も府内之八幡宮境内ニ被成御移鎮、六月十四日メッ十五日迄佐賀ニ℡ 掛置候、珍嶋、巨済島之御懇請義先、候被叶時勢:付、 八幡宮御境内。在之進雄尊之社〔別俗祇園社与唱来申侯〕 大夫共漸々御国流行ニおよび不図幸ニしく宰府辺ュゥ幸若参合候年共 上ニ材木を並ヘ其上ニ板を敷、 祭祀之仕構『山飾写申義有之〔今之中鳥居之南方上古御供屋檀之地』 六月十五日御神事之起源年久敷事ニffi何年より始候₅申義不相知候 一飾造之〔上山と云ハ上縣郡より造之、下山ハ下縣より造之〕船本矛 昔時神楽師之者共此製作を致支配候由、 貞盛様、成職様之御三世被為尽御心諸願解被仰 府鄙之貴賎老幼会集して君臣上下祭会有之候 其上『蔦を敷〕 此義を挙国之一観楽と仕来候、右 義調様之御時今春某、 船本木綿抔迚神壇を仕 天文年之旧記らも 弥当国 応永年中貞 其昔は三 朗詠抔

取行、 而皷を打候人、 執事柳川豊前守平調興東武権門家之□回護家臣之列を可免之逆竟し 候付、 には音高ク幸若舞を大神楽之間に被雑候事も有之候も、 年来例年御能興行被成、 クヘ猿楽御興行^能方之勤仕人其業之人無之、何も御家中之嗜次第! 公御参覲之、御留守年『は湯立神楽又』大神楽共有之、御在国』は多 日祇園会□被取□、 人々区々ニ有之候を御公事決着之上公御帰州之冬、寛永 其外貴賎老若御武運長久、事故無異之趣を州中大小之神祇被祈願意 公事二而発端叛逆之義二者候得共、 付公事致再発既:将軍家以御直糺実否興廃及決着候節、 相成大神楽がちニ被取行候事と相聞候、 無残尊□被成御扶持△時節□無之候付、猿楽を被献候義、 会『猿楽能を被献始』而候、 如形兵役:異国:渡居、其間は祇園会無之候、 楽を被献候、文禄元元年より朝鮮御陣立『前後七ヶ年之間 長三年、 其後或、湯立神楽又は猿楽を被献、 上下之労欝を散し、 於八幡宮境地八幡宮を初、 朝鮮より御帰陣之節は十一月十五日、神功皇后祭之序□猿 脇方を勤、 六月を以さかん『被取行来、 笛を吹候人、又、狂言仕事も候由、 然共其時代ハ 且、御備陣之御報賽と相聞候、 御国内大小之神二報賽之神事能被 御家之興廃此時三至候付、 寛永年、光重院様義成君御代 古来より有来候六月十五 唯今能方諸家業之士族を 実ハ永々士民致在陣居 以来寛文年中迄は 義智様御代慶 元来主従之 引而常例被 此事祇 御家中 年十一 延宝

(史料140) 覚 (祇園会御神事御能の覚

神楽舞自然と相止候

(以下略)

藤家文書

阿比留式兵衛、 万治三年庚子無猿楽大神楽興行、 吉野三郎右衛門勤 平舞台飾山奉幣□□□□次□湯立 祇園会無猿楽時/幸若舞□□

]右之通 ニテー貞国君御代ニ至、

佐賀□被成御座候而者九州之侵地□□□

覚

櫛田社 同神、 記 り妙泉寺様 伏を伺□□奉楽をも致拝見、是を祇園会之出仕と相唱候□、 成御潤飾候故、六月八郷御分之諸士ハ、 今又の土祇園会之夏祭リニ用、 事、筑前大宰府より当国、御渡、佐賀、被成御地ヶ比、彼村ニ帝有来候、 与申^禁裏より社領被附被成御祭候神社ニffi官社延喜式之神名帳ニ被 当国□祇園会と申名目之神祭有来候義^府中八□□摂社 園社ノ大祭之名目ニ而、 事実□致齟齬鑑觴を知人無故□至候、 事御能相始候与、其事之中道より謂レを伝来、其根元を語る義無之、 国之御長「一候」公義〈横逆之訴訟仕候一件」付「御家御浮沈」拘り候 祖調信より御取立之御家臣、 謬説を比候旨□依て平等被申所者、寛永年柳川豊前守調興 友か自筆之家記□祇園会出仕之義□其後円通寺様 致奉仕御館之前野"屋敷有之、古坪付帳"円通寺と申、 京都之祭号と同様ニ御座候、 六月十五日祇園会御神事御能由来之義、 元来三根郷佐賀村≒□□、旧号宇奴刀神社≒≒当国廿九座之□□官社 儀、 当国バ上、 寛永十二年無滞致落着、 佐賀村ニー古より毎歳佐賀村ニー六月十四日を以、 〔即博多之祇園社也〕之祭之時、 且佐賀之字奴刀社△朝鮮□□□ 〔成職君 下懸中都合廿九/座在之、 京都□熾□被行候祭会□□ 御代三至、 然:応永年、長松寺様〔注·資茂君〕 豊臣家之世より陪臣諸大夫ニ被任、 永享十年六月十四日筑前博多宗氏伝 其節より之御願ニ飛風会と申御 佐賀□被成寺社九州御領地□□□ 聊祇園□、 御家より□□□御崇敬之嘉 柳川 以此日佐賀へ越て公之御起 同郷志多賀村那祖師社と 夏祭ニ奉楽被献祭とを被 件録と申し而雑書之 六月十四日京都祇 〔注・貞盛君〕 此所二元此茂 祭礼有来 進雄尊社 〔注・其 佐賀ニ

〈史料41〉 八幡新宮伝記

藤家文書

女官

惣命婦一人

ノ田地滅亡ノ後、神楽ヲ勤行スル事ヲ掌リ、其料物ヲ以テ家ヲ立右ハ御供ヲ典スル事ヲ掌、典膳ノ時ハ髪ヲ上ケテ勤」之、命婦領

ツ

二ノ命婦 今ハ脇命婦ト云、

亡ノ後、神楽ヲ勤行スル事惣命婦ニ同シ、康安二年天神宮勧請有」右ハ惣命婦ニ次テ勤行ス、古ハ人数多ク有」之、命婦領ノ田地滅

之、天神ノ命婦兼」之、

神婦

神楽ヲ勤行シテ家ヲ立ツ、右ハ神ニ奉仕ノ嬬タルニ依テ神嬬ト云、神嬬領ノ田地滅亡ノ後、

右ハ八幡宮新宮ノ命婦職ニテ所々ノ神社ニ奉仕ス、住吉命婦 賀志大明神ノ命婦 城八幡宮命婦 和多都美命婦

池神御神楽師 奈多連御神楽師

白木御神楽師 今宮御神楽師

右ハ近代八幡宮命婦ニ従テ神事ニ供奉ス、

神楽師

神楽師

津八幡宮ノ神楽モ勤行ス、志多留村ニ住ス、生勤行ス、佐須奈村ニ住ス、一大夫ヲ上津八幡宮ノ棟梁トシテ下モ勤行ス、佐須奈村ニ住ス、一大夫ヲ上津八幡宮ノ棟梁トシテ上津八幡宮ノ神楽両棟梁トナル、八島氏ノ職号ヲ惣大夫ト称ス、井田氏ノ職号ヲ一

八坂氏上津八幡宮ノ神楽師也

畑島氏両八幡宮ノ神楽師也

阿比留氏両八幡宮ノ神楽師也

八人ノ八乙女

右は神楽女也、

楽ノ時ハ郡々ヨリ参トアリ、 康安二年八月三日ノ記録ニ八人ノ八乙女郡々ニアリ、 頭神楽ノ音楽ハ楽人勤」之、 八幡宮頭 ノ由見

楽人

ヘタリ、

事無」故ニ其初ヲ不」知 両八幡宮ニ楽人ヲ附ラル、 初 禁裏ノ記録ニ有」之ト云トモ見ル

東鑑曰文治二年五月二日ノ記ニ対馬守親光頼朝ノ事ヲ祈シカ為ニ

奉」錺舞装束等ノ事見ヘタリ、

獅子舞ノ楽人右ノ内ニアリ、 康安二年八月三日ノ記二伶人ノ名十人、楽人ノ名四十人見ヘタリ、 古記ニ見ヘタリ

駒形ノ楽人右ノ内ニアリ、古記ニ見ヘタリ、 舞別当二人伶人ノ司

由見へタリ

従掾秋トアリ 正倍従一人楽人ノ司 ノ由見ヘタリ、 文永四年二月廿日 ノ記ニ正倍

楽器装束面等焼失也、 正和五年十一月十八日八幡新宮炎上、 正和五年炎上ノ時取出ス欤 今面五枚有」之、 此時御神物悉焼失ストアリ、 其内正安二年七月廿五日寄

> (史料142) 集

> > 藤家文書

豆酸村行 宮御船うけの神事ハ七月十八日に有、っ、むらゆきのミヤッキね にんじ カー 遺風集 男女どよとわらい最興あり、扨その所にいたり祠官御幣をうけと 下原村に山送の権現といふ神あり〔法者の神下にハ川上ノ権現がいる。 と走行て高御魂〔今所の者ハ大明神と云〕の御やしろのまへにて、
はしりゆき たかぎむすび り、奉幣祝詞を申、 走行、そのさま五色のへい日に映じて清らに、又川原に出居たるはこうゆく 揚て招く時に、一同に右の哥謡やよげにも候といふて、我先にとのできます。 して、此幣をとりわけて持立ならぶ、 征伐給ふ時、三韓をうつ事ハ日をのぶべからず。急ならざれば利 神船をうくる真似ばかりをするなり。此事ハー神功皇后三韓を神船をうくる真似ばかりをするなり。此事ハー神功皇后三韓を るまねするなり、 彼幡をたて、それより御船うけの崎といふ所へ走行、 先宮司供僧等参詣し観音堂より早鐘をつく時に、まるやとくぞうらをかけい 仕立て出るなり 倉氏〕官服を著し先立て行つ、よきほどにてふりかへりていわく、 いふとかや〕。此神を三年に一度づゝ下原村と樫根村の村民といふとかや〕。此神を三年に一度づゝ下原村と樫根村の村民と なしとはからい給い、 竹を持て飛中がやりなどする事あり、 いざ~~とのばらもとの山にかへらん、げにも候、といふて扇をいざ~~とのばらもとの山にかへらん、げにも候、といふて扇を 流先に立、少船を造り捧持、ほらがい太皷鉦をならし、我先に 船の通れるに彼神船流かゝりて船を損ざしけるとて、 [今の観音堂の地、古の行宮跡なる故、如此なり]。 此時田楽などありしとて、今そのかたばかりに 神酒など供じてまつるなり、 急に発向し給ふまねびとかや、 祠官の社家 そのかミハ直に海に流しけ 今ハ観音堂より 下原村に不浄 〔和可田ノ里狩 御船をうく

事ある時ハ、佐須の川原をへてゆくなり、

祠官の社家高声に、はやまの太郎坊はやまの次郎坊、深山になまつうざかとしまけららどう、 できらほう ことらばら 吹崎村山神まつり、村中のものみなく、あつまり幣持あり、常は できのかい ちらちう ŋ くり申といへば、村人一同に、えい~~~~おうといふて、 ゆき神地にしづむるなり の社家高声に、はやまの太郎坊はやまの次郎坊、深山におき」によりこです。 はし

幣の仕様、竹を一本、末を四ツニ割掛、 八さして、是を持行納るなり、 竹の端を四方に出し、 是に銭を一方に十二文ツ、四方合四十 是を金倉幣とも云り、 小き横竹を挟ミ、 是古の 其

料足幣の類なり

仁位村に雨渕深の山といふところあり、 くしておけば、三日の内に大雨ふりて、その脚布のけかれをあら ずといへども、わかき男ハしのびゆきうか、ひ見る事なり、 此脚布を其霊石にきせ、みなく〜まるはだかになりて、互に水を此脚布を其霊石にきせ、みなく〜まるはだかになりて、互に水をきゃったがは、デス きゃふきょ だらずあつまり、知鬮をとり其くじにあたる女、古き場のます、いるらずあつまり、知鬮をとり其くじにあたる女、古きょなの いだっぱん いきょうしょう 古脚布を用ゆとかや、 布のほどのげんなしとて、里の長より申わたし、もとのごとく。 かくなる女あたらしくと、のへて出せる事あり、しかれども古脚 ニかへる〕、古脚布きせ申事ハりよぐわいかましきとて、こざい 雨をいのれば必しるしありとかや、その雨ごひにハ村中の女のこ。 いおとすとかや、 のこらす雨渕と云所にゆきて水をかけあふてたわむる、右のごと かけあふなり、 此日ハ村の長よりふれをなして、男の行事をきん 〔扨此脚布を竹の末に結付、 しかれバ此石をけがせば雨ふるときこへた 深山の山中に霊石あり。 女一人して持て村 男ハ

阿連の濱の鰤 不浄とハ死穢の類、 かしき事をさして、 ハ黒不浄ハ嫌わねど、 阿連の濱のぶりハ柚みそにさしあふなどいへ 赤不浄とハ血穢の類也〕、故 赤不浄を殊外嫌ふとかや に俗の間にむつ

> 事をふかくおそれける、其比小船越村梅林寺の住侶に宝山といふ二代おろかなる神主ありて、此和布を切バ家に災いあるとてきる。 鴨居瀬の海岸に住吉のやしろあり、其社の海岸に和布を生ず、からがん、すがより ŋ, その、ち例にして彼寺より奉り、彼等無住或ハ病気の時ばかり神がの、ち例にして彼寺より奉り、彼等無住或ハ病気の時ばかり神 といふ、時に宝山がいわく、我沙門の身なり、我法力をもつて 主持登り奉る事になれり、愚ハかへりて害をなす事を知ぬべし〔此 切取らんとて、神主とともない行つ、切取かへりぬ、其後神主 きればたゝりあり、 僧あり、神主に此和布を得ん事をこふ、 神前に備へたる以後、国司にも奉りけるとかや、しかるに此前 和布至て長、味、尤、宜し、此和布を、古十二月晦日の暁、其社の神いたらながくあもおいありともよる ゆへ対州下部の下するに、此濱によれる所の亀甲を用来れり、たいしょうらんでしょく 和布をすがめと云〕、 病気の事あり、 大臣此濱の魚を集て、永赤不浄を忌とありし故なりとかや、 此濱もと雷大臣三韓より帰朝ありて住給ふ地にして、 此時僧此和布を預り国府にきたり、国主に奉る、 故にやうやく神前に備ゆるぶんばかりきる 神主のいわく、此和布を 霊が 其 雷 濱な

千尋藻村権現社の九月九日のまつりに、 たづさへはやし事をして其巫女の尻をつくわざおきあり、 時、村人二人手杵を紙にてまき、こぐちを赤紙にてはり、めい~~ いにしへのさるがくののこりなり 其巫女神楽を奏しいたる これ皆

越中国夘坂明神の夘坂の杖のしりうち祭に同しくして少異な 夘坂の杖ハ女の男したる数を神主うつなり、 此わざおきをきねだまといふ、 故にしりう

対州所々きやうの原といふ所あり、 本州も郷人の出会て郷飲酒せし所の跡なり、ほんじっまでうかといてあいまでいるしゃ。ところあと 饗原なり、 国をきる 飲酒あ

豆酸村高御魂の神社の前ハ。穢れある者とおらぬ所故に。 かくし子孕ミて。下子。血流したる女。人に知られじとおして此なし。産穢の婦人も。七十五日過ぎれば。本道を通る事なし。 此大明神におゐてハ。殊外御立腹ますとて。村人にておそれ奉るだらなされる。 放生の場に参りて。旧悪を悔心を改ればゆるし給ふ事もあれど。ほうじゃう。は、まい 道をとおる事あれば。たちまちはらいたミ。其一々を口ばしると 人民の増事を殊外よろこび給ふゆへ。産を祈て難産したるためしになべん。ますことによることのは ありて。穢ある者通るにより。穢の有無を人よく知る所なり。 よけ道

越高村権現の祭に神楽の時、村人集平伏す、 のつまの内に入おき、むすこもてむすめもてびょくくくと四たび つまの内より鈴をさし出す事あり、 時に巫女鈴をわが衣

(史料143) П 上覚 (南宮大明神四季之御祭事等) 蔵瀬家文書

(端裏書

「願書控

口上覚

南宮大明神四季之

御預り申罷在候、 御祭事等私家より神主神子共は仰付年々四季之御祭礼相勤 御神社

然処私方神子職之者老年三及、 右衛門妹おとよ与申者、元来身寄之者ニ御座候得者、 府内様々心掛候得共、 望之者一切無之、 相勤候躰無御座候 就夫佐須郷小茂田村百姓市 付、 神子職ニ貰請相 跡職之儀於

> 免被為仰付被成下候ハヽ、重畳難有仕合可奉存上候、右之趣何分宜 続仕度奉存候、 様被仰上可被成下候様、 御差支之儀無御座、 偏三奉願候以上 御憐愍を以願之通貰切府内出御

月 日

二宮惣兵衛

蔵瀬兵部 殿

書状 (国府平神社御祭礼三付)

藤家文書

藤清

(史料14)

献候条、 右者明旧三日、 旧丁二日 命婦罷出候樣御差図可在之候、 国府平神社御祭礼三付、 以上 御社参被遊候間御神楽被

(史料145) \Box 上覚 (三命婦の儀は諸社の明舞とは違格別) 藤家文書

端裏書)

控

口上覚

等之勤式を相兼候儀者小社ニも無之、 座候得者、 師□御立被置候御主意も相立兼□府内八郷共ニ祠官より明舞神楽師 官梶田土佐より神楽迄相勤候様相成候而ハ く□祭式被執行付㎜、神楽をも□候様被仰出候付、 社:限三命婦

「神楽被仰付候故則先年香貝平御神社御建立:相成、 別紙願出候三命婦之儀者諸社之明舞とは違格別重く御祭□成候御神 三命婦ঘ申達是迄御用欠□不相成様□勤罷有候処、 尤祠官家相絶候社者神楽師より 第一 御国古来より明舞神楽 御祈願所之事二御 此節

仰出被下候小、明舞神楽師等之職物も相立可申候間、 平御祈願所三社御備物并神染を奏候儀も三社同様は被仰付置候事故、 □田家之神道を相学候事故、□□吉田家□者祠官明舞神楽師等之勤式様在之候□者、明舞神楽師等之職分全く相立不申、旦又土佐儀者京都 以後、御祭礼御社参者素の其外神楽を□奏候節々三命婦よの相勤候様被 奉存候、 事故、御旧格で相守、明舞神楽師等相立候様□相心得候而者難叶儀と も致混雑候事も□有之候得共、御国之儀者神務で御国神職に被仰付候 儀、無之、殊小社と、□重御祈願所之事故、 上三命婦より願出候通ニ被仰付被下候様奉頼候以上 祠官也相兼候処△□也候得共、祠官より明舞神楽師之勤式を相兼候 □又文政十三_寅二月廿七日以御書附御達 : 相成居節 *香具 祠官より□楽職迄相兼候 何分冝敷被仰

十月十六日

藤内蔵助

寺社御奉行所

(史料146) 神職掌礼并命婦名簿

八坂盛祥著

(長崎歴史文化博物館)

(表紙)

神職掌礼并命婦名簿

注) 「 内と線は朱筆

神楽命婦

下縣郡嚴原宮谷町士族

八坂盛幸妻

八坂 繁

対馬神楽八坂流本家伝授

明治元年ヨリ佐賀宗像八幡宮命婦勤務、 命婦勤務嘱託ヲ受ク、社司小川弥学氏ヨリ師範アリタキヲ依嘱セラ 明治十八年ヨリ厳原八幡宮

明治十九年ヨリ旧国主宗義和公ヨリ宗家ノ御祭典専務ヲ申付ラル、 明治三十八年九月二日死亡年六十

下縣郡嚴原田渕町士族

国分玄之助妻 国分

旧社人国分玄之助ヨリ伝授セラル、鴨居瀬村社和多女御子神社勤務

死去」

下縣郡厳原町中村士族

死去」 宮原 タキ

明治三十年三月ヨリ八幡宮命婦八坂繁ヨリ伝授セラル、

明治三十年六月ヨリ八幡宮副命婦トシテ勤務、後八幡宮本務命婦ト

ナル

上縣郡佐護大字湊士族

師範命婦 「死去」 小宮 リン

厳原八幡宮命婦八坂繁ニ就キ修行、

明治 年佐護湊郷社天神多久頭魂神社命婦勤務

大正十四年一月二十八日師範命婦ヲ命セラル、

上縣郡佐護大字湊士族 内山 喜和

厳原八幡宮命婦八坂繁二就キ修行、

明治 年小宮リント共ニ佐護郷社ニ勤務

下縣郡仁位村大字仁位士族

師範命婦 国分良助妻 国分

明治三十年十月八日厳原八幡宮命婦嘱託セラル、明治三十九年十一 相神社命婦勤務、 月一日鶏知郷社住吉神社命婦嘱託セラル、大正五年九月九日村社行 ヨリ畑島流仁位村和多都美神社並天神命婦国分ルイヨリ伝授、家業、 仁位和多都美神社命婦、 明治元年五月八日生、 明治二十六年一月

大正十四年一月二十八日師範命婦ヲ命セラル

上縣郡峰村大字三根士族

三根村社小枚宿祢神社命婦勤務 田口盛光妻 田口 ツル

上縣郡仁田村大字伊奈士族

斎藤国之助妻 齋藤 モト

明治元年一月十四日生、

明治三十二年二月ヨリ佐護郷社天神多久頭魂神社命婦小宮リン

ヨリ伝授、

明治三十二年三月村社御奈久比神社命婦

大正十一年二月村社彦山神社同勤務

志多留并御園各社勤務

下縣郡鶏知村大字今里士族

久田国松母 久田 マツ

養母久田某ヨリ伝授

明治二十四年村社志賀神社命婦勤務、 明治三十五年縣社小茂田浜神

社勤務并加志・尾崎各村社勤務

下縣郡厳原村大字中村士族

栈原信明妻 栈原 高

明治 年 月ヨリ厳原八幡宮命婦宮原タキヨリ伝授

下縣郡厳原町大字今屋敷

「死去」 二宮 ツレ

厳原八幡宮命婦二宮宮原タキニ就キ修行

久田村社志々岐神社勤務

下縣郡厳原町大字桟原

増田東一郎妻 増 田 チカ

下縣郡嚴原町大字中村

原俊蔵妻 原 コト

厳原八幡宮命婦宮原タキノ娘ニテ同人ヨリ伝授

八幡宮副命婦勤

上縣郡仁田村大字伊奈士族

保家新馬妻 保家 ミヨ

明治十三年十一月生

明治三十八年二月ヨリ三根村社小牧宿祢神社命婦田口ツルニ就キ伝授

村社伊奈久比神社并志多留能理刀神社命婦勤務

下縣郡佐須村大字久根田舎士族

木寺好之助母

大正三年四月ヨリ厳原八幡宮命婦宮原タキヨリ伝授

久根田舎村社銀山上神社命婦勤務

上縣郡峰村大字吉田

渕上八百之助妻 渕上 モト 「死去」

大正六年三月ヨリ仁位和多都美神社命婦国分シケヨリ伝授

吉田村社天諸羽神社命婦勤務

上縣郡仁田村大字飼所

丸島助次郎妻 丸島 ツギ

三根田口ツルニ就キ伝授

瀬田村社国本神社命婦勤務

上縣郡仁田村大字志多留

平野弥助妻 平野 タマ

明治十六年一月七日生

明治四十五年一月ヨリ伊奈斎藤モトニ就キ伝授

無格社五王神社命婦勤務

上縣郡仁田村大字鹿見

扇 タキ

安政四年生

大正二年二月ヨリ三根田口ツルニ就キ伝授、

鹿見村社鹿見本神社命婦勤務

下縣郡佐須村大字上槻

桐谷 百

旧社人佐須村樫根舎利倉某ヨリ伝授、

明治十九年ヨリ上槻乙宮神社勤務

下縣郡雞知村大字雞知

山本茂雄母

山本 好

昭和四年六月ヨリ仁位村村社和多都美神社命婦国分シケヨリ伝授 明治七年五月廿三日

同年七月十九日雞知村郷社住吉神社命婦勤務并根緒和多都美神社同

勤務嘱託ヲ受ク、

「宗家御判物写」命婦関係史料

〔1〕宝永六年正月元日 義方朱印状

豊崎郷鰐浦明釼宮之明舞職之事、天正八年之判形之旨まかせ、相

違あるへからさる者也、

宝永六年己丑年

正月元日 御朱印

明釼の

明舞へ

[2] 享保四年五月朔日 方誠朱印状

豊崎郷鰐浦明釼明舞職之事、先規にまかせ相違有へからさる者也

享保四己亥年

五月朔日 御朱印

明釼の

明舞へ

〔3〕慶長十五年八月十六日 義智判物

嶋のかふへ、同しくしまのミやうむの事、 おほせ付られ候、

しほいとりきよめ申へき者也、仍如件、

慶長十五

八月十六 義智(花押)

〔4〕 寛永十七年十二月二日 義成判物

嶋のかうへ、同しくしまのミやうむ役の事、 有へからす、しをいとりきよめ申へき者也、仍為継目如件、 まへく、に相違

寛永十七年

十二月二日 義成(花押)

くしうへ

〔5〕享保四年五月朔日 方誠朱印状

豊崎郷嶋首・同敷嶋之明舞職之事、任先規、其方家筋より

相続可仕者也、

享保四己亥年 五月朔日 御朱印有之〇宗

〔6〕宝永六年正月元日 義方朱印状

豊崎郷嶋首・敷嶋之明舞職之事、 其方家筋より相続可仕者也 寛永十七年任先判之旨、

宝永六己丑年

正月元日 御朱印有之〇宗

八嶋惣右衛門へ

〔7〕宝永六年正月元日 義方判物

同神主職之事、并両八幡神楽師之事、任先規不可有相違之状佐護郷佐須奈村日吉権現社領高壹尺八寸弐厘三毛弐ңन्प्रि

如件、

宝永六己丑年

正月元日 義方 (花押)

八嶋惣右衛門へ

〔8〕享保四年五月朔日 方誠判物

紙三之、同神主職之事、并両八幡宮神楽師之事、任先規不可有佐護郷佐須奈村日吉権現社領高壹尺八寸九分弐厘一毛二

享保四己亥年

相違之状如件、

五月朔日 方誠(花押)

八嶋惣右衛門へ

〔9〕天正十四年七月廿八日 昭景書下

おひて御かくらを奏し、宮前をきよめ可申、然者ミこ公事之儀、豊崎郡高崎大明神之明婦職之事、そのかミ将盛被仰定条、向後に

所有赦免也、仍此旨可存之状如件、

天正十四

七月廿八日 昭景(花押)

高か崎明舞

〔10〕承応二年二月廿五日 義成判物

豊崎郡高崎大明神之宮婦職之事、如先規可執行者也、仍継

目之状如件、

承応二年

二月廿五日 義成(花押)

高崎明舞へ

〔11〕宝永六年正月元日 義方朱印状

豊崎郷高崎大明神之明舞職之事、承応二年先判之旨にまか

せ、不可有相違者也、

宝永六巴亚年

正月元日 御朱印有之〇宗

高崎明舞へ

〔12〕享保四年五月朔日 方誠朱印状

豊崎郷高崎大明神之明舞職之事、先規にまかせ、不可有相

違者也、

享保四己亥年

五月朔日 御朱印[○]宗

高崎明舞へ

〔13〕宝永六年正月元日 義方朱印状

伊奈郷小鹿村那祖師大明神之明舞職之事、其方家筋より可相続者

宝永六己丑年

正月元日 御朱印〇宗

辻七左衛門へ

〔4〕享保七年六月三日 方誠朱印状

也 伊奈郷小鹿村那祖師大明神之明舞職之事、其方家筋より可相続者

享保七壬寅年

六月三日 方誠様御朱印

辻七左衛門へ

〔15〕明応三年十二月十一日 茂勝書下

両八幡宮其ほか所々の御造営之時、 何も

閣所なり、仍此旨可存知之状如件、

明応三

十二月十一日 茂勝(花押

扇彦右衛門尉所

〔16〕 明応七年卯月十五日 国親遵行状

> 親にて候者、判形之旨ニまかせて、閣所也、仍此旨可存知之状如 両八幡宮、その外諸社の御そうゑい之時、御子法者之公事之事、

明応七年戊午

卯月十五日 国親(花押)

扇彦右衛門尉とのへ

〔17〕 天正十年十月廿三日 上よりの御書下

候、いこしてもくてんあるましきために、上より御はんのくたさ さるしさいをもつて、みこくうしを内、二人ともにゆるさせられ れ候、いこのための状如件、

天正十年ぎっのへ

十月廿三日

上よりの御(花押)

扇九郎助殿

進し候

〔18〕 天正十二年八月十七日 景満書下

両八幡宮、其外諸社之御造営之時、 候者、判形之旨ニまかせて、閣所也、仍此旨可存知之状如件 御子法者公事之事、親にて

天正十二きるへ

八月十七日 景満(花押

扇左近大夫殿

〔19〕応永十年十二月廿五日 万福一猷寄進状

つしまのしま、いなのこをりさいちやうちの内てんはくの事

田地百五十分がかいた大くろ一斗まき、

下へしおかきるいしはらの路下、

にしをかきるさいたうのつくり、

るへく候、しせんいらん申ともから□□くはうに申候、御いをう したてまつるところなり、□の御きたうの事、 各のてんはくハ、正月七日御ほうしんの御かくらのために、きふ せいくをいたさ

けらるへく候、よて為後日状件、 応永十年びつし。十二月廿五日

万福一猷 (花押

こひらしくのミやうふの所

〔20〕応永十三年六月十四日 資茂寄進状

所なり、御くう迄いたし、せい~~をいたさるへく候、のちのた めしやうくたんのことし、 かやうのほりた、けん、資茂きたうのためにきしんしたてまつる したるのこおうきとうまつり、つしまのいなこほりざいちやうち

応永十三年六月十四日宗しかの介資茂 したるのこおうミやふ所 (花押

21 応永十年十二月廿一日 万福一猷寄進状

奉寄進

以此證文□申可所罪科状如件、 合田畠者、護法神正月七日御神楽奉寄附所々ハ、各□之輩出来者、 対馬嶋伊那郡内主蔵筒田畠合田地百五十分酒酉田畠地六升まき、 応永十年癸未十二月廿一日

万福

一猷

(花押)

〔22〕永禄二年廿八日 盛廉書下

峯郡之内志多賀村名祖師之明舞之事、 任前々筋目申付処也、 仍此旨可存知之状如件、 彦二郎跡之事候間

永禄二年

三月廿八日

盛廉

(花押

一明舞処へ

[23] 二月卅日 国親書状

まかりい候間、せん年のさためのま、、かの彦二郎ニ左座之事ハ、 ゑられ候、さ候事かんようたるへく候、委いかの者可申候、 るへからす候、此よし惣宮司としても申つけられ候、おのくへ心 たあるへく候、すこしもはうニちかい候事ハ、神りよと申、しか 相違あるましく候、此よしおとな中として、いせんのことくニさ 名祖師左座之ミやうふ子彦二郎事、はゝのはんきやうをもち候て、

二月卅日 国親

したか

おとな中へ

〔4〕三月十五日 調勝書状

候間、 間 拙者申上候分、為以後ニて候間、村人も御状をもくたされ、又か 村より拙者かところへ給候状を御拝見候て、さてハすちめニて候 しのほせ候へ、御けんきやうくたされ候するよし、おうせかうむ するハやすく候へとも、両人いなかより御返事被申候事くせ事に め一にも御けんきやうを被下候へのよし申上候へハ、つかはし候 に彼かめ一たゝしき御けんきやう、又代々御状もち候、殊此たひ ミやうふさたについて、両人地下之衆御めされ候条、わさと人を 人共々、一夜とまり「御出仕候て、御礼可然候するかと存候、 五郎左衛門方弥七郎方々子細候ハヽ、御たつねあるへく候、 くたし候、両人御ふさた候について、殊外御ふくりうにて候、 彼かめ一にすちめのま、おうせ付られ候よし、御意ニて候、 つし候て、此たひの御ようとうのたん御申候て可然候する、 なお申候、村々さたハ、是にかきるましく候間、そと御しゆ 村人ハ御状つかされす候、彼かめ一か事をハ、かさねてめ くハしくハ、以面談御物語可申入候、 恐々謹言

三月十五日 調勝 (花押)

波多嶋将監助殿

嶋居藤左衛門尉殿

御返報

〔25〕八月十六日 国親書状

ことく。なるへく候、
ことく。なるへく候、
しからハむかしの

恐々謹言、とめさせられへく候、このふん地下の心ゑのために、状を進し候、にいせへく候、うはのことくにしんしやくなとの事、ねん比につく候、しかるへく候、しからハ、せん~~のやうニて、ひたりさなそしめうのみやうふの事、たま~~彦二郎かむすめまかりゐへ

八月十六日 国親(花

梅野若狭守殿

串崎源左衛門尉殿

寒田五郎左衛門尉殿

地下各々中

〔26〕十一月六日 調勝書状

なそし大明神之みやう婦罷こし、御役所国親様之御状^{*}惣宮司郡なそし大明神之みやう婦罷こし、御役所国親様之御状^{*}惣宮司郡なそし大明神之みやう婦罷こし、御役所国親様之御状^{*}惣宮司郡なそし大明神之みやう婦罷こし、御役所国親様之御状^{*}惣宮司郡なそし大明神之みやう婦罷こし、御役所国親様之御状^{*}惣宮司郡なそし大明神之みやう婦罷こし、御役所国親様之御状^{*}惣宮司郡なそし大明神之みやう婦罷こし、御役所国親様之御状^{*}

十一月六日 調勝 (花押)

波多嶋将監介殿

嶋居藤左衛門尉殿

御宿所

〔27〕宝永六年正月元日 義方朱印状

三根郷志多賀村那祖師大明神之明舞職之事、任先規、其方家筋よ

り相続可仕者也、

宝永六年己世年

正月元日 御朱印〇宗

八坂伊右衛門へ

〔28〕享保七年六月三日 方誠朱印状

三根郷志多賀村那祖師大明神之神職之事、任先規、其方家筋より

相続可仕者也、

享保七壬寅年

六月三日 御朱印[○]宗

八坂兵蔵へ

〔29〕十月廿五日 盛直書状

そふ可申候、すこしもふさたのきあるへからす候、恐々謹言、きさかの鳥居。かううこほり中の御子ほつしや布一たんつ、ほん

十月廿五日 盛直 (花押)

きさかの

宮司

〔30〕文明十三年八月十日 国次書下

してつきめ状如件、 とのうしのとしの御さうゑいニ、ねんころニミやつかいのおんと とのうしのとしの御さうゑいニ、ねんころニミやつかいのおんと とのうしのとしの御さうゑいニ、いらんさまたけ申物あらハ、か 上津八幡のそうのミやうふの事、代々しやけ御はんのむねニまか

文明十三年かのとの

八月十日 国次 (花押)

おとこせミやふ

〔31〕長享弐七月三日 茂勝遵行状

し、おほせいたさる、所也、仍執達如件、さ、かふさたのきあるへからす候、このむねそんちいたすへきよにおゐてハ、すこしもおこたらす、せいく、をいたすへく候、いんふのむねにまかせて申つけ候、しかれはくはうの御きたうの事上津八幡宮のみやふ職之事、いせんのミやうふ子の事ニ候間、に

長享告

七月三日 茂勝 (花押

上津八幡宮

当ミやふ所

〔32〕大永六 四月十四日 国親遵行状

上津八幡宮のミやうふ職之事、いせんのミやうふ子の事に候間

おほせいたさる、所也、仍執達如件、かふさたのきあるへからす候、このむねそんちいたすへきよし、おゐてハ、すこしもおこたらす、せい~~をいたすへく候、いさ、にんふのむねにまかせて申つけ候、然ハくはうの御きたふの事に

ナオブ

四月十四日 国親 (花押

上津八幡宮

当ミやうふ所

〔33〕天正八 八月十四日 照景書下

へからす候、仍如件、
へからす候、まへく~のことく、しやけ等の事、是又相違あるるへからす候、かいふんせいく~をいたすへく候、ふさたあまかせて申つけ候、しかれは国家あんせんのきたうの事、少もお上津八幡宮のミやうふ職の事、その身事ニ候間、にんふのむねに

天正八

八月十四日 昭景 (花押)

上津八幡宮

当ミやうふ所

〔4〕天正八 八月十四日 信国遵行状

るてハ、すこしもおこたるへからす候、せいくへをいたすへく候、にまかせて申つけ候、しかれハ国家あんせんの御きたうの事にお上津八幡宮のミやうふ職之事、其身子の事に候間、にんふのむね

たさる、所也、仍執達如件、少もふさたのきあるへからす候、此旨存知いたすよし、おほせい

天正八

八月十四日 信国 (花押)

上津八幡宮

当ミやうふ所

〔35〕十二月二日 もと永判物

い津八幡宮のミやうふの事、いせんのきにおふせられ候て、よしい津八幡宮のミやうふの事は、せんれいにまかせて申されへく候、か、り、あいさたまり候ところに、なにとてこのほとゆたん候や、このよしミやへも、御上ゐのたんかたく申候、御心へ可申候、めてたふかさねく、申へく候、かしこく、

十二月二日 もと永(花押)

八まん宮ミやうふのかたへ

申給へ

〔36〕慶安元年九月廿六日 義成判物

慶安元年継目之判形之儀申上候、先判ニ不可有相違之状如件

九月廿六日 義成

御印

木坂

市之宮部へ

〔37〕元禄十五年十一月九日 義方判物

木坂八幡宮命婦職之事、 慶安元年任先判之旨、不可有相違之状如

元禄十五年壬午年

十一月九日 義方 (花押)

一之命婦へ

〔38〕享保四年五月朔日 方誠判物

木坂八幡宮命婦職之事、 元禄十五年任先判之旨、 不可相違之状如

一之命婦へ

五月朔日 方誠 (花押) 享保四己亥年

〔39〕 りやくをう二年十二月七日 祐信書下

このむらのくわん御のちうち、同しまのみこのミやししよくに、 ふせきをかれ候ところ也、たゆふはうまつたいのために、御きた

う申へく候ところ也、 りやくをう二年十二月七日御たいくわん祐勝 状如件、

わたつミの

をとこせまいる

〔40〕慶長五年三月二日 義智判物

わたつミのみやうふしきの事、不可有子細之状如件、

慶長五年三月二日 義智(花押)

国分治部右衛門とのへ

〔41〕宝永六年正月元日 義方朱印状

仁位郷和多都美之明舞職之事、慶長五年任先判之旨、其方家筋よ

り相続可仕者也

宝永六品年正月元日

(朱印) ⊝宗

国分善兵衛へ

〔42〕享保七年六月三日 方誠朱印状

仁位郷和多都美之明舞職、其方家筋より可令相続并右社領之内高 弐寸七分三厘四毛四^{別紙有之、}不可有相違者也

享保七年年六月三日 (朱印) ○宗

国分清左衛門へ

〔43〕ゑんとく三年六月十七日 国つく書下

なとくミやうふ、くそうわたくし御きたう申前申かへねうたるへ 御んけんのミやふ事、たいくくのあいかへ候まゝ、そのしそんか あいかしゑられ候て、上ゑの御きたうかんやうたるへく候、のち く候、もしいらんのき申す物あらハ、かのおりかミをさきとして

のために状くたんの事、つしまのしやふきやうそうちふのたゆう、

ゑんとく三年六月十七日 国つく(花押)

明応九年度 中六月廿八日 盛次 (花押)

かなとくミやうふ

宗用四郎

〔4〕応仁三 五月三日 玄心預ヶ状

やうふたるへく候、先例ま、社役きんすへき状如件、也、二位郡之内小尾発者左衛門太郎かむすめ姫一命天神一のミ一所、すゝへのはたけの事、天神ニきしん申候、下地の事預置所

応仁三 五月三日 玄心(花押

さをの

天神姫市命所へ

〔45〕文明三 九月廿七日 職家預ヶ状

所、すゝへのはたけの事、

の左衛門太郎かむすめ姫一直天神一ミやうふたるへく候、先例天神ニ寄進申下地の事ハ、あつけ置所也、二位郡之内左尾発者

のま、社役可禁状如件、

文明三かのとの九月廿七日 職家(花押

さをの

天神姫一直所へ

〔46〕文明十六年八月廿二日 職家寄進状

文明十六年八月廿二日 職家(花押)
して、奉寄進也、よて不可有相違之状如件、のはまをかきり、西ハ海をかきり、北ハさかの松のくまをとを一、天神御領すゝゑの事、東ハ大そねをとをして、南ハはたおく

にのこほこり之内さをの明十六年八月廿二日 職家

天神宮ミやふかたへ

〔47〕天文廿一年十二月廿日 盛廉書下

天文廿一年壬十二月廿日 盛廉(花押)すへき物也、仍此旨そんしのため一筆如件、せ、さしおく所ニ、ちけの御さうゑいのときハ、ほんそうゐた一、みこくうしの事、これ又せん (のはんきやうのむねニまかせとのすミよしミやうふしきの事、先判之旨にまかせ申付候、

〔48〕永禄三年八月十六日 盛圓書下

住吉 たう ミやう ふ所へ

仍此旨そんしのためニー筆如件、さしおく所也、ちけのさうゑいの時ハ、ほんそうゐたすへき物也、一、みこくうしの事、これ又せん (^のはんきやう之旨ニまかせ、せとのすミよしミやうふしきの事、先判の旨にまかせ申付候、

八月十六日 盛圓(花押)

住吉たうミやうふ所へ

〔49〕ゑんとく二年九月十一日 茂勝書下

、ミこくうしの事、 下のさうゑいのときハ、ほんそういたすへき物也、このよし、 せとのすミよしのミやうふの事ハ、いせんのことく申付候、 へため一筆如件、 もり直のはんきやうのことくさしおき候、 心 地

ゑんとく二ねん

九月十一日 茂勝(花押

住吉ミやうふかろいか所

〔50〕宝永六年正月元日 義方朱印状

瀬戸住吉明舞職之事、 任先規、其方家筋より相続可仕者也、

宝永六己世年正月元日

御朱印有之美方

井手与吉郎へ

〔51〕享保七年六月三日 方誠朱印状

瀬戸住吉明舞職之事、 任先規、其方家筋より相続可仕者也

享保七年年六月三日 御朱印有之口宗

井手与吉郎 ~

〔52〕文亀元年八月十三日 国親書下

加志大ミやう神ミやうふしきの事、先年大しやう種時ならひニ大 しやう秋時として、かきやの大ミやうふよりこのかた、代々しそ

> ちあるへき者也、仍状如件 のミねくうし之事、ふさたあるましく候、 す候、又御さうゑいのときハ、いかにもほんそういたされ、そう さおいのきあるましく候、ことに御きたうの事ふさたあるへから んニおひてミやうふしきの事申付られ候むねニまかせて、いまに いつれもこのよしそん

文亀元年

八月十三日 国親 (花押

かし大ミやう神

ミやうふ所へ

〔53〕慶安元年九月廿六日 義成朱印状

継目之判形之儀被下候、 先判二不可有相違之状如件

慶安元年

九月廿六日 義成御しゆいん

かし大明神

明舞へ

〔4〕宝永六年正月元日 義方しゆいん状

かせ、 府中八幡宮并賀志大明神之明舞職之事、 相違あるへからさる者也 慶安元年之先判之旨にま

宝永六己丑年

正月元日 御しゆいん〇宗

加志

明舞へ

〔55〕享保四年五月朔日 方誠しゆいん状

府中八幡宮并賀志大明神之明舞職事、 任先規相違あるへからさ

る者也、

享保四己亥年

五月朔日 御しゆいん〇宗

賀志

明舞へ

56 かきつ二ねん九月十二日 維時書下

とのミや御たち候とも、みこくうし、その分二く~右このりんし すミよしくうのミやふしよくの事、申付候あいた、八かいちうニ、 くうしをいたすへからさる之状如此、 のくわやくせんれいむねにまかせて、 両社之しんにんなミニ、御

かきつ二ねん九月十二日 維時 (花押)

大せう阿比留殿

[57] 天正十四 十二月七日 義智書下

けちの住よし大明神のミやうふみこ公事の儀、うつたへ申の条、 さし置所なり、 彌嶋あんたいのきねん申へきの状如件、

天正十四 十二月七日 義智 (花押)

58 慶安元年九月廿六日 義成黒印状

継目之判形之儀申上候、 慶安元年九月廿六日 先判二不可有相違之状如件 義成御黒判

けち宮部へ

〔59〕宝永六年正月元日 義方朱印状

府中八幡宮洋雞知住吉ミやうふ職之事、 慶安元年先判之旨にまか

せ、 相違あるへからさる者也、

宝永六己丑年

正月元日

雞知命婦へ

御朱印〇宗

〔60〕享保七年五月朔日 方誠朱印状

る者也、 任先判相違あるへからさ

享保七己亥年

五月朔日 御朱印〇宗

雞知命婦へ

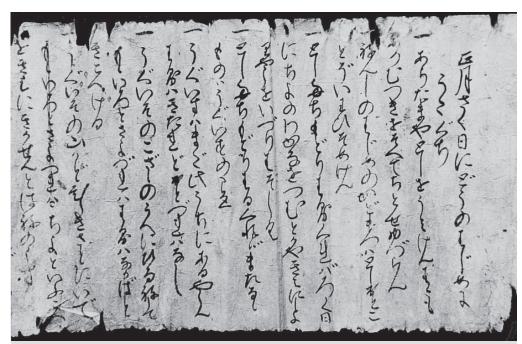
正月さくにちにどうのはじめにうたぐち

島居家文書

としたちもどりはるくれバ、またる、ものハうぐいすのこえもんしのはじめのかどまつハ、としおとことぞいわひそめけんとしたちもどりはるくれば、ろく日にちよのわかなをつむとかや、さしたちもどりはるくれば、ろく日にちよのわかなをつむとかや、あらたまやとしをうみけんは、もあり、むつきをそへてちとせゆあらたまやとしをうみけんは、もあり、むつきをそへてちとせゆ

としたちもどり□□□□□□: ろにまかせつ、□□□

(後欠)



正月さくにちにどうのはじめにうたぐち 堂の口明けの神楽に歌われる神歌 (島居家文書)

楽 之 大 事

神

国分氏

仲楽之大事

きじやうさいへいさいはい

おい勢は天照大神宮、

法界にしんぐ~に供養し奉る、抑壱巻乃心経をは日本の御鎮守にほうか。

其余ハ日本六拾四社之大小の神ぎ 明 道に

大般若経は壱部六百巻、 御経ハ十四巻、阿ごん経わ八十巻、一切御経は七千四巻、 順風にほをあげて、 をひろめ給ふ経にてこそおわします、 を出し、水無きしまにてまかと一巻読奉れば、水をたゝへ、衆生。 るゝ御経まて、彼の心経と申たは、文字ならひは二百七十四もし、 かはん若心経といつはこれかんのひミつ国のミかきによりてぬか ならびは六万九千三百八十四ッの文字よりの文字乃其中より、まならびは六万九千三百八十四ッの文字よりの文字乃其中より、ま 付る薬と成りたまへ、天台は六拾巻、ぐしやは三十巻、ふんすい らば下よりハやむるくすと御成りあれ、下よりおこらば上よりは 乃御ほたけに、えかう法楽まいらする、次に秘蜜三へん陀羅尼七 乃りうぶしたつぶしけん路ふ地神廿八所や九〃のよ所乃といの火 両天道両八まん、七〃たけ七〃峯乃神明に掛て法楽まいらする、 しんく〜にく養し奉る、 たてまつれは、浮たからに取つてハなミになんのふ風ニなんのふ やしめにしやうする御経也、海は龍宮の前にてまかと一くわん読 たい乃さいなんあり、さいなんのはらいて七なんの退て七ふくを くわんよミ奉れは、 なき国にてまかと一くわんよミ奉れは、衆生人たねを出し、佛法 にやの大海をわたるミのりの船にもたとへたり、火無き嶋ては火 はしとも守護なり、 つて摩かと一巻読ミ奉れば、無明のめいあんもあきらかうに玉のザ゙ もじはわすかに候得共、まづはいかうのたつときこと、天にむか へん読誦奉る、うけんのふじゆうならしめたまいて、上よりおこ 尚壱巻乃心経をば、彼の氏立のむまれうぶしな氏大神やしめの内 ふはきに花咲実のなり給ふ御経也、 おもふミなとに付たまふ、いつに神の為には 男には日には七とのちふよふあり、女子に三 大河に向てまかと一くわん読ミ奉れは、 なを一巻の心経をば当嶋の御宗びやうに 法花経ハーぶ八巻品ハ廿八品、文字の 山は山神のまへにて摩訶と壱 草木に向 てよミ奉ればそ はん

は、くていこうのつミをめつして五ぎやくさいのくを乃けてすいは、くていこうのつミをめつして五ぎやくさいのくを乃けてすいは、くていこうのつミをめつして五ぎやくさいのくを乃けてすいは、くていこうのつミをめつして五ぎやくさいのくを乃けてすいた。といいは、北方のうしやう天こふ本来仏多心経也、しつすれはでおいるできなふしゆう受給へ、ゆへに摩訶とは東方乃あしく仏、はん若とい南方の法じやう佛、はらそふ□□は西方の無量じゆ仏、ぼふぢそわ□とは、北方のうしやうしたるとくげたつととく時は、北経はくかいを渡る船なれや、しんはつじやうとにまうする御経地、よつてあんしやうかうしやくひたふとくげたつととく時は、また経の八巻きのひぼは今そとく、もしも宝もゆたか也ものとなる。

今をしやうめにきこし召せ、四方の神明三世の諸仏五地の如来や 千屋国はかたはれいぜいゆき七かうまて大社小社に御酒かはなを うしろ八卦九やうの星の帝ニおんさかはなをまいらする、下界に 是よりそらにハ大ほん天王大しやく天王日天月天あめの帝日の『かと 京は九まん九千げん、白川ともには十万八千げんばんとふは八ヶ に外宮やあまの岩との神明たかまが原御あるし御酒花参らする、 いらする、両天道ニハ両八幡におん酒カはなをまいらする、 かはなをまいらする、 くだらせたまへて、 方中央十壱万八千けんの命の御神酒かはなをまいらする こま八千げん、命の御神ニ御酒かはなをまいらする、東方南方北 いんかいたなはた星ぼさつ七やう九やう羅ごは前、 かいとふは七か国、 日本之御鎮守ニ御伊勢は天照大神宮ニおんさ かう羅い国の大社小社ニおんさかはなをま つくしハちんせい九の国、 もふぐろには 希いとハ 内宮

まいらする、かうらい国の大社小社におんさかはなをまいらする

をまいらする、正八幡に御酒かはなをまいらする、当嶋は八か国東しを登りに、西を下りに大社小社におんさかはなど。

両天道両八幡に御酒かはなをまいらする

任吉大明神におんさかはなをまいらする、 ををまいらする、浅海は七、浦四万四千屋浦乃郡二龍神ますます、なをまいらする、浅海は七、浦四万四千屋浦乃郡二龍神ますます、はなをまいらする、白金大明神におん酒かはなをまいらする、所にははなをまいらする、白金大明神におん酒かはなをまいらする、所にははなをまいらする、自金大明神におん酒かはなをまいらする、所にはいる。のふぐろうにもさとふぐろうにも御酒かはなをまいらする、がの初穂は神そ召す、しやうじのむしろ有てきねそしき、天の河な、さか殿ニ酒をは造りも、はらやちわらのこしは神そ召す、打かの初穂は神そ召す、しやうじのむしろ有てきねそしき、天の河はなかれさよもふか、れ、すまとも明け之ミすをろいてあくまてもなかれさよもふか、れ、すまとも明け之ミすをろいてあくまているかれさよもふか、れ、すまとも明け之ミすをろいてあくまていた。

法花経は八巻を十まきに読メハこそ、十羅せつによと時はおか

文化二乙世年八月吉日

人ニみセヌモノ国分貞治主

〈資料3〉 神楽之大事

国分家文書

(表紙)

楽之大事

神

国分氏

神楽之大事 酒ひらき

一万八千けんと命乃神御さか花を参らする、曖にも西方てんにも北方殿ニも御さか花を参らする、中央ニは十ま八千けん命の御神御さかはなをまいらする、東方でんには南方ま八千けん命の御神御さかはなをまいらする、東方でんには南方今をしやうめに受きこしめす四方の神明三世の諸仏五字の如来こ

御伊勢は天照大神宮『御酒か花を参らする、門帯御さかはなを参らする、下界に下らせ給いて日本の御鎮守に乃帝御さかはなを参らする、下界に下らせ給いて日本の御鎮守にと書さつ七やふ九やふの山はまへ、けいとはうしろ、八け供養星星苦さつ七やふ九やふの山はまへ、けいとはうしろ、八け供養星星より空にハ大ほんてん王大しやく天王日天月天雨の帝日の帝是より空にハ大ほんてん王大しやく天王日天月天雨の帝

いらする、明見権現に御酒かはなをまいらする、むなかた八まんのである、明見権現に御酒か花を参らする、内宮外宮や雨の岩戸神明たかまか原の御主に御か花を参らする、内宮外宮や雨の岩戸神明たかまか原の御主に御か花を参らする、京は九万九千軒白川ともには十万八千軒、ばんとふハ八ヶ国、かいとふは七ヶ国、つくしはちんせい九ヶ国、もとふハ八ヶ国、はか多はれいせいゆき七がうの大社小社に御されてを参らする、京は九万九千軒白川ともには十万八千軒、ばんが花を参らする、内宮外宮や雨の岩戸神明たかまか原の御主に御か花を参らする、両天道両八幡に御さいらする、明見権現に御酒かはなをまいらする、両天道両八幡に御さる、正八まんに御酒か花を参らする、両天道両八幡に御さる、正八まんに御酒か花を参らする、両天道両八幡に御さいらする、明見権現に御酒かはなをまいらする、むなかた八まんが花を参らする、明見権現に御酒かばなをまいらする、むなかた八まんが花を参らする、両天道両八幡に御さいの方は、明見権現に御酒かばなをまいらする、

明神に御酒花を参らする、敷嶋大明神に御酒花を参らする、乙宮大いうべ御酒か花を参らする、賀志大明神に御酒か花を参らする、賈忠大明神に御酒が花を参らする、賈児権現に御酒が花を参らする、天る、おふじゆ若宮むさしへんけいとのに御酒か花を参らする、天為が、おふじゆ若宮むさしへんけいとのに御酒か花を参らする、天為が、おふじゆ若宮むさしへんけいとのに御酒か花を参らする、天治が、おふじゆ若宮むさしへんけいとのに御酒が花を参らする、天治が、おふじゅ若宮むさし、東京が、神に御酒が花を参らする、火ので御酒花を参らする、製嶋大明神に御酒が花を参らする、嶋ノに御酒花を参らする、製嶋大明神に御酒が花を参らする、心宮大田神に御酒が花を参らする、小宮大田神に御酒が花を参らする、東嶋大明神に御酒が花を参らする、山田神に御酒花を参らする、製嶋大明神に御酒が花を参らする、山田神に御酒花を参らする、水田神に御酒花を参らする、水田神に御酒花を参らする、水田神に御酒花を参らする、水田神に御酒花を参らする、水田神に御酒花を参らする、水田神に御酒花を参らする、水田神に御酒花を参らする、水田神に御酒花を参らする、乙宮大田神に御酒花を参らする、八宮大田神に御酒花を参らする、八宮大田神に御酒花を参らする、八宮大田神に御酒花を参らする、八宮大田神に御酒花を参らする、八宮大田神に御酒花を参らする、八宮大田神に御酒である。

白金大明神に御酒か花を参らする、

明見大明神におんさか花を参らする、

御えへす三郎殿に御酒か花を参らする、

乙宮天の御神御酒花を参らする、

所には所の神社あふはめせ南無いとく天満大自在天神に御酒か花浦口にしやうじまします和多都美大明神に御酒花をまいらする、

をまいらする、

神霊わか宮宝まん殿に御酒か花をまいらする、

天八竜殿ニ地八龍殿に御酒か花を参らする

本山の御宝に竹の御神御酒か花を参らする、

その御前に浜殿に七代のおえへす八代乃きんたちニ御酒か花をまき船きた山かう王権現ニ御酒か花を参らする、

此社に古キ神人宮人社家社人じん人九僧に至ルまて御酒か花をまのふくろふニもさとふくろふニもおん酒花を参らする、塩い川の神明いおえへす三郎殿に御酒か花を参らする、

まつりはすしは候とも受おとしハあらしめ給ふな、酒とのに酒を

神は召す、 はつくり、 もふかれ、 へ申さん、ちよのミかくらまいらする へふいてわたせは、 しやうしのむしろはきねそしき、天の河らに風はそよ すまとも明ケてミこおろいて、 も、はらやちわらの御しは神ぞめす、打火の初穂をは 神もうれしく思召すらん、世もなかれさよ あくまでうじ子とつた

閏八月吉辰 文化弐元世年

国分貞治主

(表紙

〈資料 4〉

御子大事

全

国分家文書

御子大事 全

国分貞次主

兼祈禱之タクセン

郷処ワ無化礼共一へ之帯ヲ二へ仁両須留時ワ、三月仁ワ御乗之神ットック サケルよも まど スルース アンコ ランリニ曇リナウ両手両足ニ曽志利ナウ、廿ノ指仁津未津喜ナウ、宇多ツシリ 女ノウブカケノ主ノ胎内ニキリニヲリテ座ニヨツテ、生子ワ両眼 波世廻利誠仁秋ツ嶋打渡リ玉宝殊於加世津久様仁ト念ニ染テ座セハ、ハセメタ゚レマルト テ三界四方之衆生の種次時和日本和六十六ヶ国天下日ヶ下於 の主の御物違恵の祈勢勝ッ号登有天良嬉シ也。祭毛美仁モウデ悦の主の御物違恵の祈勢勝ッ号登有天良嬉シ也。祭毛美仁モウデ悦 、先ハ四方ノ神明三世ノ諸仏五地如来於観上申テ女子のうブ掛 七月仁ワ成居之神楽、 九月ニハ子向イノ神楽トテ三度之御物

> 御神楽也、 替へト有ハ、三月御乗之神楽社父之御先咀母子之皆本仁心アテ之素が、「アットト 近キ衆生ハ見テモヨロコブ、十二家住ノ御内ニハーヘニ能キヨロ 親ニナンナウ子ニナンノウ〆生ル、子ハ色能ク形チ吉、廿ノユヒ 恐乍ラ今日之御祈禱之御本尊仁ハ御伊勢天照大神宮奉テ祭;|祥 中之時幾合日之災難ヲ伏カン為之御神楽也、サッフートサマサアマ コビニ愛サツカラレ居成玉ヘコナリ玉エチスをなるくる ニツマツキナウウタコウ処モ座ンニ依テ、遠キ衆生ハキ、テ悦ヒ、 ノカコノカラ佛ノ御方便生レ氏フシナ、氏大神之クリキヲ以テ、 而之御物チカヘトホドニ念ス成居テハ、花ノ下ヒホトカセ給ハ神 宇ブ之御神ヲ受テ座セハ、四方之吹来風モ座様念仁染テ座ス、 七月之ナリイ之神楽社男女宇ブ掛之主之当所 九月之子向之神楽社

兼祈禱タクセン終

・(土用祭ニ

ミヲ。領スル神ト。コンキヤウノ。ヤクソク座シテ。マイ年ノ。 ザリ。忝毛日本ノゴチンジュニ。御伊勢天照大神宮タウシマワ。 ライハーツ同ハ一体ニテ座シマセハ十二ヤシメノ御内ノ戌亥ノス モ。スヾシキ心ウケイテスマシテ。ウケ悦ヒテ座ス事。アイテフ 御内ニ。クワン上申テ祭ノ御神ニ千代ノ。ミカクラトアレハ。我 ル。先ハカヤウニ御神明ノミカクラトアル。先ハカヤウニ御神明 吉日リヤウシンヲエラヒ定テ祭ノヲン神ニ千代ノミカクラトア **ヲリイ座ス。下リイ有テゾ。タクセハナス。先ハ今日日モスカラ** シナ座サン。我ゴンゼント申タハ。高キモー社ヒキ、モー社、ク リヤウ天ダウ両八幡。高キ大神ヒキゝ小神。仏神ヲ十二ヤシメノ ノミカトヲ。カサリ恐レナカラモ大日大シヤウフドウ明王カケカ **え**天ヂク天ニワ百チヨウシ我朝ニテワ六調シ、マウテソ神ハ。

今月今日至ル迄鬼カワリナウ。 リヒノハツヲ。ニテ。 リヤウカウ。マシマサン四方ノ。 ウチンノ。ユメノマクラモ。ヲタヤカニ。ヒルハヲ、ゴンノ。 字ニテ。ヤライナシヲカレヨ。我モ。カトトワバ、アイソエテ。 座ニヨツテ是フセキノ札ニテ。フセキナシ。ヲカレ。ヤライノ文 四土用ノ入口覚ロ亦ハ七月諸生霊。左手右手。悪事。コトシゲウシ 御内ノ氏立ヤ。ミ、アラバ。ヨクく〜モ。キカレヨ松風ノヲト。 ドクノ。ヨロイト。ナツテ千ノ悪ハ千トモニ万ノ悪ワ万トモニ。 ヤチクマニ。イタルマテ御トリ。ト、ノエスマシテ。千代ノミカ シヤウクワン。白妙ノツルノゴヘイニ。シトキノ。コンダラ天ノ 氏立ノ左手ノヘイシ。ミテノヘイシ。キンギョクノ。花米ノ。コ 今日日モスカラ。ネンヨノ月ヲアキラカニ。マチウケ申テ。 ツテ。シンタイ。イタサン。 ハネノ下ニテ。守サイハイ申事アイデフシンハナケレトモ。守 氏立ノ。ヨルノ。ヲドロキナウ。ヒルノサワキナウ。 七サイナンヲ。タホウセンリニ払テ。マイラセン。十二ヤシメノ 夫ニヨツテ氏立ノ。カウヘニハ。バドウノカブトナリ。 バ。我モ。ウケ悦テ座スニヨツテ氏子一人金子千無量トソンスル。 ノミトヲアイヒラキ。タマ虫ノウキタノハネヨリ。猶ヲ光リ座セ クラ給レハ。我モ。五スイ三ネツノ。ネムリヲ。サマシ清浄ノ。 ハトウ年ハ。イツカく~ト。マツホドニ。月マチへタル心ロシテ。 コウレイニ。マカセスマシテ。年コトニ。ホ三ノ。八ツヲ玉ワレ 四土用祭タクセン終 月二三度ノ。シヲイヲ。トリ上ケ。打火ノ上ボン。 キンジヤウキヨメテ。 仏トナツテ。ゴシンタイモ座サン 守テ。マイラセンメラルンでする ヤクナン。フキクレバ神トナ トラレヨ。 ヨルハド 身ニワゴ 明年ノ カノ

み祈禱之タクセン

貴トトモ速ニハ其名ハ名ノルマシ ヲ去リヲケトヲイ立コウヲコワルレトモ現者ノ秘密御法ガカホト 現者カ分入スマシテ神道仏道古キ文字クリ立テ是ニテ七、ノ念シ タレマシ悪風トモサトラレン リ来テ時ノ往合日ノ災難ニ相トモナイ心ジヤウジウタスル事其マ 去トモ高ハ大神 ニヨソエ本病ニタトエ又ハ当風ノ宛リ四方ノ神風トネドリスマサ シタル仏モ有間敷ト。 シヤ物キヤウラシヤ コウ座テ名ヲ名ノレ云所開ケト手ヲスリコウヲコワルレハ物ヲカ 御ヘイヲカザリ立恐ヲナセトヤ本地本ザノ位ニツケント忝モ日 カツト。有テ七尺五寸ノアヅサノマ弓ヲ伏難メユウノ篠のアソビ ツロカス我コンセンテ座ハ。生霊モ名ノリマシ。死霊モタ。 分入テ上よりモ下ヨリモノボリ三十二想八十シコウノ心ノ蔵ヲク シンタイイタサン仏トナリテ御身代モマシマサン 病人ノ御先咀之悪キ悪ゴウノヤカラ ムフ処ハ千バン打テモトキカタシ万バン打テモトキカタキ テヲイタル云々トノミサキテ座ガ三本ノミモロノ林七流ミサキノ が竹ニテ諸天諸仏来リンヤウガウ座バ是悪魔外道カ生霊死霊カ云 十二ヤシメノ御内ニ現者分入住シテ媽病人御物チカエノ祈 〜御神明ヲ一社モ不」残クワンシヤウ申テ 、御チンジユ伊勢天照太神宮、当シマハ両天道両八幡七滝七ミネ 石ヲムスンデ岩ヲヲリタル呪詛ト心テ座カ。又ハ時節ノ悪風廻 乗リハマスト。 我カヤウナル大外道ノヤカラ人テ座セハ。悪気トモウ ヒ [七伝ルマシヌ] ウデカラヲ立ル、半モンガラヲ立ル、持病 ノリヲトリマシト一念ニ掛ヲケト。 今日唯今ニ我ニマシタル神モナシ我ニマ _{女病人で}スガラネヤノフスマニ 下キ小神仏神トモ亦ハ男女 ヒ[横入処座モ] ヒ [紫病人ノ祈誓カツ [実体敵 神ナツテ ロ_ロ イ^伝

外ニアラワル心チニテ唯今バク之高座ニ受出スマシテ少シ山口ア 乗マシ、云処モヒラクマジト念ニソメテ座セトモ鬼内ニ有ハ色ハ シロ八卦九ヨウノ星ノカンサシニモ至ル迄 当歳星ニ及テハ年ノ大厄月ノ大厄日ノ大ヤク羅ゴハ前、 神ノ人体ト取モチナクサミスマシテ置テ惣シテ申タ**〕** 紫病人ハ ウテヲシ心テカナヨウト座ス程ニ吉ト念ハ悪ニ引カへ悪イト思へ ンケン法界草木国土悉皆成仏、 テ其名ヲナノリ云処開キテ有程ニ末頼シク思召レヨー仏成道クワ リ開キテマシマスホドニ猶モアマタバク之三ザニウキイテスマシ 種ノ印ゲヲムスビ掛ザンゲ法楽ナシ置ト座シマセハ我モ其名ヲ名 大日大聖不動明王カケカザリ色々様々ト祭文経説トヲクリ立、 ヲセメ鬼ミ悪霊ト成テ心ヲナヤマス輩ラテ座トモ] 上ヨリモ下リ下よりモ登、骨公ノ虫トナリ置テ血ミトナツテ、身 チナクサミスマシテ時ナンケンキヲカケ五蔵ニ六根ヲヲトロカシ ハ引カへ時ノ行合目ノ災難ヲ水神シヤクモ輩モ 千本林モ成ハヤシ万本林モ成林ト念ニソメテ座ハ衆生ハ我マ、ト ヨウ水諸水ノケカレ又ハ云テヲイタル呪詛前破津魔ノ障化ク座テ ヒ [色々様々ニ取モ ヒ [我コソ手引 カホド尊キ 計都ハウ

るはなるるるって、己上

平祈トウヘイカエ迄ヨシ次同シツメ時

ンデ見デハ。タヨマシイ心。メデニシイテハ。セツナイヨ、ロ。トキノイキアイ。日ノ中ヨウ。デマシマスガ。男子のエボシ。ユマヅハ四方の神メイ。三ぜノ諸仏。ナニヲ。ヲワル、カラル、カ。ナデ事タクセン

を以て補う)
イト。テヲスリ。コウニ。(以下欠。未完のため。同内容の別紙ドノ。ミサキデ。マシマスガ。ソノナヲナノレ。ユイショヒロメソノクルシミヲウケラル、ハ。生霊死霊。ユウデヲイタル。ユイソノクルシミヲウケラル、ハ

タクセン

四せつのうた

はるハ花、なつハ、たちはな、秋ハきく ふゆぎの、そらハ、ゆきと、こそよめ

しき四せつ、四きに、よりてぞ、うたハよむ、 はに、したかいて、つゆハ、おくらん

しき四せつ。ばんば、ろくばに、とき、四つ、 いざおも、しろの、四きの、さうもく

やらふ、やらしハ、お山、田の、せき

なつ山の、ミねの、こだちの、たかければ、

秋の野に、さきで、、もの、、やさしきハ はじの. もミぢに. しかのとうごへ

国分掃部

かわらん、ものハ、此うぢの、色しき四せつ、四きハ、四せつに、かわれとも

はるくれハ、水ハ、こゝろに、まかせたり、

そらにぞ. せミの. うたごへハ. なす

ふゆくると、たれかハ、つげし、うすこうおり しぐれぞ.つけし.山めぐりして

又

秋三月.ききやう.かるかや.おになめし. なつ三月、しげる、立花、いしの、たけ、 春三月、柳さくらに、もゝの花 山. ほと、ぎす. く、い. にわとり うぐいす、きぎす、ひはる立こへ

冬三月.さんきく.びわに.うめの.花 さぎ、かりがねに、うづら、立おと

ほのくくうた

ほのくと、あかしか、うらの、あさきりに、 しま、がくれ、ゆく、ふねおしそ、おふ

ほのくくと、まこと、あかしの、浦ならば 我にも、見せよ、ありやけ、の月

ほのくくとあかしも、しろし、なミしろし、

何を、あかしと、人ハ、ゆふらん

ほのくと、あかしに、さよの、ふかけれハ はや、あかさんと、ちとり、さへつる

ほのくくと、あかしに、きりの、ほの、見えて はや、あかさんと、鳥ハ、さへつる

やうはい、たうりの、春のそら ろんして. ゆきや. ふるらん. かすミ、たなびく、たへまより、 はなを

きふか、三ぼくの、なつのそら、すゝしき、 まどの. たへまより.

せミの. うたこえ. ほのかなる.

もの

さんの、こうりも、とけたまふらんでま、はげしき、たへまより、しかの、遠こへかすか、なるものはげしき、たへまより、 はげしき、たへまより、 はげしき、たへまより、

畑嶋

四せつのうた

きミの、みよこそ、ひさし、かるものしをいとる、千里の、をきの、塩とるしをいとる、千里の、をきの、塩とるしをいとる、千里の、まさごハ、つくす共、しやうぜん、神も、かずり、***

きらず、けつらる、かや、ふきノ宮―嶋廻る、七、嶋、めぐる、あまを船・2ヶ はに、入てぞ、とまり、さだめんがれ神・2ヶ とまり、さだめんがなる、あまを船・2ヶ とまり、さだめんががい。つもらじ

一さいはいと、たかまの、原二、御稽まく、一さいはいと、 神かど、 たて、 禁いでたかまの、原は、 これ二、ましますたかまの、 原は、 これ二、 ましますっさいはいと、 うジの社二、 ふるす、は、 みしめの、 内二、 くもり、 あらせしずれどる、 手の内、 事のだつとさや 八幡、 ほうぞふ、 ひらい、 てぞ見る 一手をあげて、 こくふを、 打ば、 ひごも有、 四方の、 神まで、 いさみ、まします はんに、 おりてぞ、 まさことハきく 一伊勢国ゆふげの浦のつげのくし

御入ませノ時

千代まてと、祭り祭の、かないなば、しをより、はやく、とみぞ、まします

うじハ. やしめニ. よろつよ. をへん

まつりして、なりいて、みれハ、伊勢海

あまくどり、あり、みわの、里より

ちわやふる。神の社ハ、こゝにある。

ひきならすにぞまさことハきく

四方の、神は、花と、こそよめ白たえを、手二、とりもちて、をがむニは、

りやうだんつゝしむ.抑 (^ きんじゃう.さいへい.さいはい.さんご.さいはいど.

敬テ申おどろき。奉る
ウヤマッ モウシ

あそび、たまふ とさく、五十、三社ヤの神ミ (も、おりイ来る、まいをまふ、是さく、五十、三社ヤの神ミ (も、おりイほふらいの、なみをこんにして、天人来る、ふえを、ふく、龍人抑 (、ほふらい、さんには、 魚* あそぶ、い王山ニハ、千年へる、抑 ()

すの宝ハ、あめそこそふれ、あめとハふらで金まじりの、米とこまを、いとわず、けらうかきに、あら袮ば、ふくも、ふけんも、おしなめて、ちまたに、とくおや、さづくらんおしなめて、ちまたに、とくおや、さづくらんがんじをなさせたまえば、したむニ、あくがうごふの、しもとけて、はちなさせたまえば、したむニ、あくがうごふの、しもとけて、はちなさせたまえば、したむニ、あくがうごふの、しもとけて、はちなさせたまえば、したむニ、あくがうごふの、しもとけて、はちなさせたまえば、したむニ、ありれみ、ふかければ、海ばくせんの、ひ抑く、神としても、あわれみ、ふかければ、海ばくせんの、ひ抑く、神としても、あわれみ、ふかければ、海ばくせんの、ひれい

そふれ

いずも八重ガキつまごめにやくもタツ

一たくづぬのしら江の山のさかきばハちよもさかゆるしるしなりけり
一このみけハスくナミカミノカミソメシーまのとをおしあけかたのくもはれてあさひににをふ

正月年はしめ

四十一年四月ちとせのいろをみするまつがへっあらたまのとしのはじめのゆたかさに

ときわなる松こそたてれうごきなき ス、ミゆくようにうまれたるうないにも くにをしづめの神のやしろに むかしのことをまづをしえてむ

スミヨシ

タダヨセカケヨマジラミノイネ スミヨシノオマエノハマニヨスルナミ

アキツ嶌国ヲサマル祭ゴト ヒサシカルモノキミノミヨコソ

〈資料6〉

四セツウタ

国分家文書

神楽 四セツウタ

國分良助

止毛天地乃中仁者蛍火乃輝 神 五月縄邪神在天 万乃 願乃 障上奈八ド ポアメッチ・ウチニ ヘホタルビ・カンヤクバサバイナスアシキカッドリ ポ 間コット ネガビ・サワットナリ 給恵止畏美畏美毛申須ヘタマヘトカシコミカシコミ

弥雲たつ出雲やへかき妻こめに 八重かきつ、るその八重かきを

千早ふる神のいがきに神かけて 舞へはそいつる天の岩戸を

天の戸をおし明けかたの雲まより

さやかなる月日のかけをあおけたゝ 神代の月の影そさやけき

高き屋にのほりて見れは煙たつ

命をのぶる神のめくみに

万代のいろもかはらぬ榊はゝ 民のかまどは賑いにけり

ねぎまをす清水の山の榊はの 清水の山に生るなりけり

くはしほこ中とりもちて宮人の 栄ゆる春の影をたのみて

まいつ、あそぶおほよすからに

くらい山

。 ふもとにくちんホドぞくやシキ のぼりしあとのかずのえて

一やくもタツ

八重がきつくルその八重がキヲいずも八重がキツまごめに

サヤカナル

うとりぶる申りかぶるこ月日ノカゲヲあをげタヾ

命をのぶる神のめぐみに

一万世に

いろもかわらぬサカキばハ

しみずの山ニをゝル成りけり

ねぎまをす

志水ノ山の榊ばハサカゆる

春のかけをたのみて

明治三拾壱年

七月廿八日 國分良助主

严楽大事

ならいて、しんにょの、はじめ、わかうト、なづけたり、水、しじうみやう、法心れんたい本来ぐそく、三じんとく、三十七尊ハじうみやう、じゃうどふハ、りもつの、おわり、きみやうくくとそも八さう、じやしなり、わかうとふちんハ、けちえんの、はじめ、おうしん、じやしなり、わかうとふちんハ、けちえんの、はじめ、謹請さい幣さいはいさんごさいはいと、りやうだん、つ、しみ、謹請さい幣

花ノさくさう、ぼんぶハ、よろこぶ、えみのさう王、吉日まんば びさだめ、まいらせて一切の、諸天三宝ニ、千代ノ御神楽参らす 四千三百二十八時か月のくらいを、申せば六月上じゅん一日也日 日ノ数ハ、三百五十四かん日なり、夜ルひるの、時ノ数を申せハ、 年号、さていと、 み、めぐりきて、申せども申はじむる、所"あたりきたる、年月 げだらに、敬て、申をどろき奉る、せつハ、よせつ、石わふたゝ ぞく千二百、よたいの、本尊ハ、かぢを、わけて、げんじやとし げんど申たハ、いづの権見の、さんげ、 もしやうぐ~、しんも、しやう~~に、御きこしめせ、初めての、 あかを、ゆすぐ、口。ふくめば、ろこんハ、たちまち、きよむ天 やうくくの、光あり、むすんで、かたに、かくれば、ほんなふの、 治三十四年しかん申せハ、年月ノ並ハ、十門余て、二月なり、 給ふなりをふせ、わたさせ、給ふ、かくりやう、八幡四天王大王 大さんげんと、申たわ、しやくそんの、さんげ、つぎ゛、げさん い、りやあうじゆの、神かどかざりて神のきこしめ、 き地もんに、みのなる、 かんろ、文ずいしやぐ~しやくぢやう しかんを申せば、よき日、 申たハ、よふき、年号、 神。は、 きかう、さうらうの、 のよきとき、天もんに、花ひら がし道場、 始まり、たまいて、 御むるいけん 時ヲ、えら

以清浄心 供養三宝 発清浄心 供養三宝供養三宝 説大施会 示如実道 供養三宝手執鍚杖 当願衆生 説大施会 示如実道

願清浄心

国分家文書

ちわやふる。神のいがきに、そでかけて、 まえばそ. いづる. あまの. いわとを

ちわやふる。神の御前えで、ふるすゞわ、 ちわやふる. あまの. ゆわとの. よかぐらに. あけて、みことの、おもて、しろさよ

てにとる. たびに. ごたく. せをます

ちわや振、天の岩戸の、あときよく 行よ、久しく、祈氏ノよ

ちわや振、神も、むらなく、きこしめせ 八百万よの氏ノ清酒

秋津嶋. 国も治る. 祭り事. ひさしかるもの 君の.

しをいとる。千里の、おきの、しをいとる 我身、清めて、神ヲしやうせん

さいはいと、たかまの、原"御糈まく、 事に、神ぞよろこぶ

ま

神たて、、神かど、たて、、祈らハ たかまの、はらハ、これにまします

さいはいと、ちじの社三、ふるすゞわ

みしめの内言くもりあらせし

かきむすぶ、大山もとの・ 八百万よの神ハ.残らじ みもすそこ

> やちくまハ.そらをぞかける. はにをりてまさごトハきく ちをぞ.すむ

さいへいと、たかたまの、原二祓する、 神代のつぎの、かげぞ、さやけき 天の戸を、おしあけ、かたの、くもまより、 よもの. 神まで、いさみ、まします

神人の、袖振里ハ、さかえたり、 なをも、さかえよ、今氏ノため

おさまれる.其家々の.祭事

神三祈りハ、今氏のため

御糈とる.手のうら.ごとの.たあつとさや よろこびの、ちよし、ひさげ三、ご酒入て、 うれしき. かげを. いまみするかな

八幡ほふぞふ.ひらいてぞ見る

神楽して、なをりて、見れハ、伊勢ノ海 しをより.はやくとみぞまします

とみこわハ、みくら、よくらに、あまるほと、 命をこわバ、千代。くくまで

千代までと、祈る祈りが、かなわずに 氏ハやしめ :. よろず. よをへん

春ハ花なつハ立花秋ハ菊く

冬きのそらハゆきとこそよめ

にしたがいてつゆハおくらん 四き四せつ四きによりてそたよむは

四き四せつしきハ四つかわれ共 かわらぬ物ハ此うじの宮

四き四せつばんハろくはにとき四せつ いさをもしろの四きのさうもく

昭和五年九月 日

國分良助

ちわやふる神のおりいおきよむこハ

やうらのしおい七、川の水

ちわやふる神おりくたるいわさ川 こうりとるそて

やとる月かけ

ちわやふる神の御まへのすゝもくさ

てにとるたひにこたくせハなす

ちわやふる神の御まへのたますたり あけよひらけようちをまふらん

ちわやふるたまのすたりえおおしあけて

わかなをとうそうれしき

しらたいをてにとりもちておかむ『ハ

四方の神ハ花とこそよむ

あきのたのほのうへてらすいなつまの

ひかりさやかにかミそよろこふうちハさかゆる

神のそのこすへとハしらね共

さくらハはなにあらハれそする

天ちく天『ハしやくひやう天わかてうにてハ六てうし

まふてそかミハおりいまします

るまて、ひニハ七とのちうよう三とのさいなんにすなわち立かわ めとして、なんち女子きのうのむまれ子こん日のミとり子にいた んいのすミをまふる、やしめのうち立のひのちゝひのはゝをはし

此ほとのうきもうらミもなにならす

いまとわる、そまことなりける

えんのたんな三てある間

せいしのけんしやひもすから

らすこんたるハたんふくたんのついよこしたつたるハ□うすいに 花の心ハか人かしる、神ハ□手かな□りかしニて有あいたきやう うをえる、いへある人ハミちをしる、しやのミちハへひかしる、 そんせね共さりなからミ、ある物ハ物をきく、しやうある物ハつ すい月のわたくしミちのけかれかおそきたないによつ心とけとハ むるとこそおほせ共、たきより下ハにこりてそゆく、それのミな 共さりなから、心とけともそんせす、それおいかにと申に、きよ とゝのへ一日一やのミかくらおなし、 めのうちのうち立の此ほとよりあり物をたしなミなきをもとめて 此やしめにわけいり三上のミむろのはやし七ゝさかりのつるの しやのけうけおちやうもん申て、ふつしんのくらいおたもち、い ゑんのたんなえんのしやうをくやうしなつ上ほんのミよふとう取 へいおかきたてことに取わけ我らかおりいの三へいをかき立やし 我ほうらくのためとハあれ

此ほとハいつかく~とまつほとに ねんよの月をまちへつるかな

もミにもふたりよろこうたり うれしくもとひきつるかな

たまむしのうけはやそてに

ひかりかさねて

なさけニまよふと云ならは、くほうのたせいとおほせ、 さねのはくこうき出、我もろ共二うちつれかいつれたうりにしれ、 我等か所□あいてふしんなあるましい、我等にこん日えんのしし りさへ四方にはらうて、あさなゆうなにしん~~さへあるならは、 くわほうのたせいちやうす、我らか所ハう上ふ上のきりのましわ のはうへんのめくらかし、おんくへのしんくくさいあるならは、 にのそいミのともからかあるほとに、 きの本のしつく二取つくならば、所にあらふるをやうけりやうす ち、あくまはらいとハそんすれと、七月わうしうたなはたさうは りかたうとのしんとハそんすれと、さりなから中方のゆのひの やうをくやうしてちよのミかく(ら)をうけとらせたれ共、その いかいゝのいゝはなさけのさかはなニつけおいてやしめ九天のゆ ふんおり~~(以下欠) ハうちたる共、せひこうちたちの月おはまたうすと云ならはかい このそいミのともからあるほとに、それもしたいさうてんに、か つたへかなふしてゆたんあつたとこわるゝな、なおもやしめの内 ひのは、七、つのちへ八つ かうさに

〈資料9〉 住蓮舞歌・正行

豊田家文書

安政五年戊午

住蓮舞哥

選 舞 晋

霜月吉日 豊田氏

しめの舞歌

金ニまさるしらしめぞよき一住蓮もしめ我曳住蓮はかねの住蓮

あつたの宮のねぎがなふしめ 此住蓮ハたがなひそめししめやらぬ

此住蓮を引く風ニ吹すれば

| 此住蓮を何迚引ぞこの家に| 屋住蓮の内"難はらせじ

七つとや八手之住蓮の枝ごとにあら振神をしずめんがため

なれやさがれや水のしら露

右五歌終り

抑御住蓮の本地と一者是むしかしら拾弐本のふたるしめは是年が 中ニも拾弐が月をもひやうしたは、 童子ハ縄となり、 のよわいをはひあわす、 のふたるハ彼担那の親と子と夫妻の御中、八十八才九十九才百五 弐字をもひやふしたり、其かげわ師と弟子のかたち也、 本のふたるハくわこ現在未来三世ヲひやふしたり、其かげハ三世 在の五仏を供養ずる、 る、其蔭わ八聖の八ツの道をも表したり、 げは十二天ニも表したり、次ニ八本のふたるは八大童子を供養ず 右しやふぎやふ終り が内ニ悪魔きたらじと此文ニ曰ク、 の諸仏をひやふしたり、 去の七仏供養ずる、其蔭ハ七曜の如ク也、次ニ五本のふたるわ現 八大童子ハ住蓮となり、 其蔭ハ五地の如来をひやふしたり、 其蔭ハ師と担那の心なりける、 次二二本のふたるハ天地陰陽子気の 十二神をもなひあわす、 則病を退クもんとかや、 次二七本のふたるハ過 引て風ニ吹すれバ千里 猶も二本 故ニ拾五

文政九丙戌年

△住蓮之本地かきぬきの分

三月吉祥日 四良兵衛書之 扇勝五郎

手をあけて あまのとの。をしあけかたのくもまより さやかなる月日のかけそあさげ只た。 氏のたね丑ぞ未そさかゆる いづる。月日のかけぞさやけき ニ打ばひごきあ

抑々ずんかずん当とふざいなんぶく立段つ うや申をどろき奉る 抑々きん上さん五さいへいと立段つこすめ

よもの神ま五いさけまします

△なりたかし.せいしづか.なれとや. ゝずみうや松て申をとろき奉る 村の里

△しめも~~.わが引.しめハ.かねのしめ なりを、しづめて、ことの、ねをきけ

て、風に、吹すれば、千里が、内三ハ、あくま、きたらん、此文十五どうちんな、しめと、なる、八大どうしハ、やうとなり、引いない。

な則、病を、退もん、とかやすなわちゃまい、しりぞく

あわす。そのかげハーしと、だんなの、心なり、故に、あわす。そのかげハーしと、だんなの、ことの、かながでえ

小がねに、まさる、しらしめぞ、よき

△しら、しめの、そたちハ、いづく、おわりなる。

△このしめハ、たがない、そめし、しめかとよ。 あつたの、宮の、そだて、なるもの、

> △次三三本.なふたるハ.くわこ.げんざい.みらい △次:七ゝ本. なふたるハ. 過去の七佛. くやうする △次二八本.なふたるハ.八しやう.やつの.貧を.表したり. △抑々.むしがしら.十二本.なふ堂るハ. △
> 丑未.辰己を.かけて.引しめも. △七つとよ.八つでの.し免の.えだ.ことに △猶も二本.なふたるハ.かの.だんな.おやと.子と. △次二本.なふたるハ.天地.いんやう.ヺゑの.二字を. △次□五本.なふたるハ.現さいの.五佛を.くやうずる. 一あつたの.宮の.袮ぎが.なふしめ. 一な連屋.さがれや.ゅきはるの.しらつゆ 本すえ、たづ子て、亥祢に、納むる、北にむが 三ぜを、表したり、そのかげハ、三ぜ之諸佛を、くやうする。 そのかげハ、五地之、如来を、表したり、 そのかげわ、七ようの、ごとくなり、 のかげハ・十二天をも、くやうずる 年か中ニも十二ヶ月を、表したり、十二神とも、ないやこす、 ふさいと、八十八才、九十九才、百五の、よわいを、ない 表したり.そのかげハ.師と弟子の.形なり.

そ

△ 春は花: △な津山の木ぎの.こずえが.高け連バ. △ちわや振・神の・ いて井の、しミづ、若松の末、 まえばぞ. いづる. ○氏神のまいうた なつわ、ごげつの、せびのこえ、 いがきに. あまの. 岩戸を. 袖かけて

△ 秋の田の. そらにぞ. ひかりの. せびの.うた.ごいわなし まゝに. ほのうえ、てらす、いなづまの 神わ. よろこぶ.

△冬くれば. △ あき. ひかりの. しゆぐれぞ.つけし.やま.めぐりして. 御世こそ.久かるもの 津しま、国も、 たれかわ.つげし.うすごをり. まゝに、うじハ、さかゆる おさまる.祭り事。

五神之御永歌

あめがしたやちょしづかに はるあきハ すみょめぐみし たまの小柳

天 春 住 秋

照 津

大 大 大 嶋

菩 明 明 明

全皇

幡 日

△ 大

△神

神

天八春秋住

あまのとふ. おしあけがたのくもまより

いづる。月日のかけそさやけき

さやかなる月日かけニあさげタタ

氏の

たね五そ 末そさかゆる

原田儀平」

対馬神楽祝詞

/ 坂盛祥筆写本

長崎歴史文化博物館

尊天讓日天乃狭霧乃神乃御霊於以天成伊弉再尊国禅月国狭霧乃神乃常コトアメノイズルレアメノサギリノカボノに多マラモッテナリイザナボノドコトクニイズルッキクニサギリノカボノ 振留神乃御世乃天乃岩戸乃開介志例尓依志奉里千代乃御神楽献奉良フルカボノボヨノアマノイワトノヒラケシタメシニョサシマツリチヨノボカグラマイラ 寸留天地開闢乃茅於含美清久登天天刀為留重久沈天地刀成時伊弉諾スルテメッチノにラクルノキザシラフクボキョクノボリテアメトナルラモクッツボテッチトナルトキイザナギノ 内鳴良寿笙乃皷乃初声波幾世母尽支自大八島乃大御神乃広前尓千早ゥチナラスシャウノツッミノハッコエハイク目モッキシオホャシマノオホミカビロマヘニイハヤ

乃心在留物波天尓依テ理牟。 地乃心在留物波地尓依テ住牟。天乃益シココロアルモクインテメニョリテスム、ッチクココロアルモクインサテニョリテスム、アメクマス 御霊於以天成天尓坐天八百万乃物乎産生給布。ミタマラモッテナリアメニマシテヤホョロッノモノラウミタマフ 乃物乎産生給布。リモノリウミタマフ 高天原尓八百万乃神登人登。八百万乃物在里天天タホマノハラニヤキョロツノカルトヒヒト ヤキョロツノサエアトワテアメヘ坐天八百万乃物乎産生給布。地尓降里坐天八百万ニマシテャホョロッノモノヲウミタマフ チニゥタリマシテャホヨロッ

人等男者大歳乃神乃御業於以テ保食乃神乃御徳稲倉魂神乎大御食都ヒトヲヨバヲホトシノカボノボワザヲモッテウケモチノカボノボイツクシミッカカノボタマノカボヲオホボケッ

万乃事業天地乃神乃幸仁非す志テ者万乃事尓災有里天地乃神乃捨給ョロッノコトリザアメッチノカボノサキハヘニアラスシテバヨロッノコトニリサワイアリアメッチノカボノフテクマ 媛乃神乃御業乎以テ食乎調倍婆天棚機媛神乃御業乎以テ衣ヲ織紡天ヒメックホックホックササワモッタテッククサアトトノヘメアマフタナサリヒメクカボクボワサササモッテボンクササリムキテ 布時波生乃命水乃泡乃如久消失所為乃万乃事草葉乃露乃如久跡毛無ァトキハボイノチボツノアワノコトクキエウセナストコロノヨロッノコトクサバノツユノコトクアトモナ 衣於調へ大屋媛乃神枛津媛乃神乃御業於以テ宅於調天生乃命於存尓ミンシットトンッサホヒヒメックホッシッヒットメッシットトンサットマニットイエサトトンヘテミィイトチックモツニ

無久天皇命乃大御代乎始末テ天下乃国民尓至留麻伝長久平介久守給ナクススメラルコトノヲホホリョワハシスメテァスシタノヲホルタカラニイタルマテナカクタヒラケクマモリタマ

-220-

続尓至留麻伝弥栄衣尓栄衣志末給閉止恐美恐美母白須キニイタルマディヤサカヘニサカヘシメタマヘトカシコミカシコミモキス比恵給比テ他志心無久各母各母家内安久産業豊介久生乃子乃八十連ヒメタミタマヒテアダシココロナクヲノモヲノモヤクテヤスクナリハヒユタケクウミノコノヤソツッ

「命婦の舞」関係資料一覧

No.	タイトル	文書名	年 月	西曆
	命婦関連史料			
1	御旧判写	藤家文書	文永四年八月	1267
2	〔祭礼覚書〕	藤家文書	康安二年(貞治元) 八月	1362
3	某寄進状写		正平廿四年八月	1369
4	宗澄茂書状写	島居家文書	文中四年十二月	1375
5	宗盛国書下(折紙)	洲河家文書	永享十一年二月	1439
6	天道女房神坐像銘	佐護湊、神御魂 神社	永享十二年	1440
7	峯郡御旧判写	藤家文書	宝徳三年正月	1451
8	宗貞国書下(折紙)	洲河家文書	文明六年十一月	1474
9	国親遵行状	内野対琴「反故 廼裏見」	大永四年九月	1524
10	御判物写 _并 御裁許	藤家文書	大永八年九月/永禄 四年閏三月	1528/1561
11	宗盛次書下	米田家文書	大永?	
12	木坂買畠書付写		天文七年	1538
13	宗盛勝書下	米田家文書	天文十年九月	1541
14	宗調昌書下	米田家文書	永禄十二年三月	1569
15	宗一鷗(義調)書下	米田家文書	天正十一年二月	1583
16	柳川調信書下	米田家文書	慶長五年二月	1600
17	古川家次書状	島居家文書	閏十月	
18	正八幡宮御建立之時帳	藤家文書	正保二年/寛永弐拾 弐年三月	1645/1645
19	覚	藤家文書	正保二年九月	1645
20	御達写	藤家文書	明暦三年正月	1657
21	表書札方毎日記	宗家文庫	万治三年六月	1660
22	表書札方毎日記	宗家文庫	寛文三年十二月	1663
23	表書札方毎日記	宗家文庫	寛文九年二月	1669
24	御郡奉行毎日記	宗家文庫	延宝七年十一月	1679
25	御郡奉行毎日記	宗家文庫	天和二年十一月	1682
26	木坂八幡宮社改、神物、祭礼、祭料帳	宗家文庫	貞享二年十月	1685
27	峯郡四ヶ村神楽申上帳	宗家文庫	貞享二年十月	1685
28	御郡奉行毎日記	宗家文庫	元禄七年七月	1694
29	覚 (建立覚)	藤家文書	元禄十年三月~天明 六年十月	1697 ~ 1786
30	御郡奉行毎日記	宗家文庫	元禄十二年五月	1699
31	C位材渡海宮祭例入目帳ひかへ	長岡家文書	元禄十二年八月	1699
32	覚 (験者神子定め書)	八坂家文書	宝永元年九月	1704
33	表書札方毎日記	宗家文庫	宝永二年七月	1705
34	御郡奉行毎日記	宗家文庫	宝永五年十月	1708

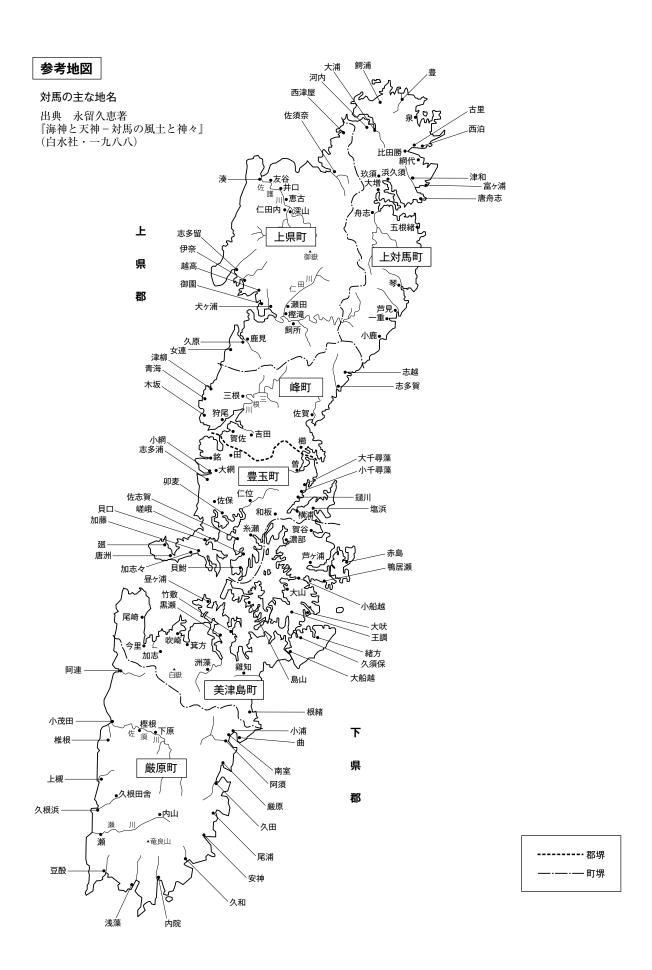
No.	タイトル	文書名	年 月	西 暦
35	御郡奉行毎日記	宗家文庫	正徳元年八月	1711
36	正徳六年覚帳(仮題)	藤家文書	正徳六年	1716
37	享保二年「酉年帳	宗家文庫	享保二年八月	1717
38	対馬神職人名帳 (仮題)	藤家文書	享保三年正月	1718
39	享保四年己亥年帳	藤家文書	享保四年十二月	1719
40	八幡新宮造営之節諸色覚	藤家文書	享保五年五月	1720
41	享保五年 ^庚 子年帳(仮題)	藤家文書	享保五年八月	1720
42	対州編年略		享保八年	1723
43	社家要林	藤家文書	享保八年(寛政十年 書写)	1723
44	寺社方記録	宗家文庫	享保十年五月	1725
45	御書付(奈多連宮婦跡目願之儀)	藤家文書	享保十二年五月	1727
46	寺社方記録	宗家文庫	享保十二年六月	1727
47	寺社方記録	宗家文庫	享保十四年三月	1729
48	御書付(府内八幡脇命婦跡目之儀)	藤家文書	享保十五年五月	1730
49	藤勘之允任中記	藤家文書	享保十六年	1731
50	寺社方記録	宗家文庫	享保二拾年三月	1735
51	寺社方記録	宗家文庫	元文五年八月	1740
52	書状(神嬬千早裳袴願之儀=付)	藤家文書	寛保二年二月	1742
53	寺社方記録	宗家文庫	寛延元年十二月	1748
54	寺社方記録	宗家文庫	寛延二年六月	1749
55	書状(御判物改=付、命婦と明舞の文字 の違い)	藤家文書	宝暦二年九月	1752
56	宝暦二年毎日記(義蕃様御継目之御判物 被成下候付府内田舎神職男女諸事覚帳)	藤家文書	宝暦二年九月	1752
57	八幡宮遷宮縫立物覚	藤家文書	宝暦三年八月	1753
58	御郡奉行毎日記	宗家文庫	宝暦三年四月	1753
59	府内木坂両八幡宮社家命婦 _并 社役之面々 田舎住居之名前 八郷上之御神社主明舞 神楽師同諸社之神主神楽師之名前	藤家文書	宝曆四年八月	1754
60	覚	畑島家文書	宝曆六年三月	1756
61	補任状写	藤家文書	宝暦八年十二月	1758
62	覚 (鹿見村神楽師明舞之事)	藤家文書	宝暦九年十月	1759
63	寺社方記録	宗家文庫	宝暦十年四月	1760
64	対馬国大小神社帳(奥書のみ)	藤家文書	宝曆十年十二月	1760
65	寺社方記録	宗家文庫	明和三年正月	1766
66	御郡奉行毎日記	宗家文庫	明和三年正月	1766
67	覚	藤家文書	明和六年四月	1769
68	寺社方記録	宗家文庫	安永四年閏十二月	1775
69	寺社方記録	宗家文庫	安永七年正月	1778
70	寺社方記録	宗家文庫	安永九年三月、四月	1780
71	寺社方記録	宗家文庫	天明五年十二月	1785
72	寺社方記録	宗家文庫	天明六年八月	1786

No.	タイトル	文書名	年 月	西暦
73	八幡宮祭会記(八幡宮賽会記)	厳原八幡宮文書	寛政元年	1789
74	寺社方記録	宗家文庫	寛政四年閏二月	1792
75	寺社方記録	宗家文庫	寛政六年八月	1794
76	御郡奉行毎日記	宗家文庫	寛政七年六月	1795
77	御郡奉行毎日記	宗家文庫	寛政七年九月	1795
78	寺社方記録	宗家文庫	寛政十年八月	1798
79	補任状	藤家文書	寛政十二年三月	1800
80	口上覚	藤家文書	寛政十二年七月	1800
81	書状	蔵瀬家文書	寛政十二年七月	1800
82	御郡奉行毎日記	宗家文庫	文化元年十一月	1804
83	御達御書付(木坂黒瀬両社江御神楽寄進)	藤家文書	文化元年十一月	1804
84	御達御書付	藤家文書	文化三年八月	1806
85	津島紀事		文化六年	1809
86	諸留書	洲河家文書	文化六年七月	1809
87	寺社方記録	宗家文庫	文化七年六月	1810
88	神社付	藤家文書	文化八年七月	1811
89	御朱印写	藤家文書	文化十四年七月	1817
90	池ノ明舞 現人	蔵瀬家文書	文政七年	1824
91	補任状	小宮家文書	文政九年九月	1826
92	補任状	藤家文書	文政九年十二月	1826
93	補任状	藤家文書	文政十年正月	1827
94	寺社方記録	宗家文庫	文政十一年九月	1828
95	寺社方記録	宗家文庫	文政十三年七月	1830
96	寺社方記録	宗家文庫	天保二年六月	1831
97	天保五 ^甲 午年 毎日記	蔵瀬家文書	天保五年	1834
98	寺社方記録	宗家文庫	天保七年十二月	1836
99	寺社方記録	宗家文庫	天保九年閏四月	1838
100	諸社御祭礼 _{并二} 旦家祭事控	舎利倉家文書	天保十年正月	1839
101	寺社方記録	宗家文庫	天保十一年十月	1840
102	疱瘡〆おろし	舎利倉家文書	天保十一年	1840
103	寺社方記録	宗家文庫	嘉永四年十二月	1851
104	寺社方記録	宗家文庫	嘉永六年九月	1853
105	御書付写(脇命婦つ、跡職之儀)	藤家文書	嘉永六年十月	1853
106	書状	藤家文書	安政二年十二月	1855
107	出入帳扣	藤家文書	安政五年三月	1858
108	楽郊紀聞		安政七年	1860
109	書状	藤家文書	文久元年六月	1861
110	書状	藤家文書	文久元年六月	1861
111	書状案	藤家文書	文久元年六月	1861
112	寺社方記録	宗家文庫	文久元年六月	1861
113	寺社方記録	宗家文庫	文久二年正月	1862
114	御判物写伊奈郷寺庵、神主、宮舞、法者帳	宗家文庫		

No.	タイトル	文書名	年 月	西暦
115	御能+御名代	宗家文庫		
116	対州神社并社家名数帳	宗家文庫		
117	天社宮夏越御祭礼之御式	宗家文庫	慶応三年六月	1867
118	御達御書付(木坂黒瀬両八幡宮江祈願神楽)	藤家文書	十一月	
119	口上覚(明舞職御免願)	藤家文書	十二月	
120	口上覚(佐護郷湊村天道神之儀)	藤家文書	二月	
121	御達御書付	藤家文書	閏四月	
122	御達御書付	藤家文書	十月	
123	書状 (木坂命婦装束用之品之儀)	藤家文書	八月	
124	口上覚(八幡宮弐之命婦之義)	藤家文書	二月	
125	口上覚(木坂八幡本宮ニ之命婦之儀)	藤家文書	五月	
126	覚(佐護天道明舞千早古損し候付)	藤家文書	正月	
127	府内神主中命婦中現人帳	藤家文書		
128	口上覚案	藤家文書		
129	口上覚案	藤家文書		
130	命婦中・社人中〜申置事	藤家文書		
131	口上覚(安産に付願解神楽の日取)	藤家文書	正月	
132	御達御書付 (脇命婦跡職、津々義)	藤家文書		
133	口上覚(横浦村長崎へ海中より上り出候 大石)	藤家文書	十二月	
134	書状 (鯨取候付神楽奏)	藤家文書	四月	
135	書状 (猿田彦大神御祭礼二付、御神楽)	藤家文書		
136	命婦考証断簡 (仮題)	藤家文書		
137	覚	藤家文書	甲辰	
138	佐須郷宮舞覚帳	藤家文書	申三月	
139	祇園会考起	藤家文書		
140	覚(祇園会御神事御能の覚)	藤家文書		
141	八幡新宮伝記	藤家文書		
142	遺風集	藤家文書		
143	口上覚(南宮大明神四季之御祭事等)	蔵瀬家文書		
144	書状(国府平神社御祭礼=付)	藤家文書	明治十年ヵ	1877 カ
145	口上覚 (三命婦の儀は諸社の明舞とは違 格別)	藤家文書	十月	
146	神職掌礼#命婦名簿(命婦名簿のみ)		昭和七年	1932
=	宗家御判物写」命婦関係史料			
1	宝永六年正月元日 義方朱印状	宗家御判物写	宝永六年正月	1709
2	享保四年五月朔日 方誠朱印状	同上	享保四年五月	1719
3	慶長十五年八月十六日 義智判物	同上	慶長十五年八月	1610
4	寛永十七年十二月二日 義成判物	同上	寛永十七年十二月	1640
5	享保四年五月朔日 方誠朱印状	同上	享保四年五月	1719
6	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
7	宝永六年正月元日 義方判物	同上	宝永六年正月	1709

No.	タイトル	文書名	年 月	西暦
8	享保四年五月朔日 方誠判物	宗家御判物写	享保四年五月	1719
9	天正十四年七月廿八日 昭景書下	同上	天正十四年七月	1586
10	承応二年廿五日 義成判物	同上	承応二年二月	1653
11	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
12	享保四年五月朔日 方誠朱印状	同上	享保四年五月	1719
13	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
14	享保七年六月三日 方誠朱印状	同上	享保七年六月	1722
15	明応三年十二月十一日 茂勝書下	同上	明応三年十二月	1494
16	明応七年卯月十五日 国親遵行状	同上	明応七年四月	1498
17	天正十年十月廿三日 上よりの御書下	同上	天正十年十月	1582
18	天正十二年八月十七日 景満書下	同上	天正十二年八月	1584
19	応永十年十二月廿五日 万福一猷寄進状	同上	応永十年十二月	1403
20	応永十三年六月十四日 資茂寄進状	同上	応永十三年六月	1406
21	応永十年十二月廿一日 万福一猷寄進状	同上	応永十年十二月	1403
22	永禄二年廿八日 盛廉書下	同上	永禄二年三月	1559
23	二月卅日 国親書状	同上		
24	三月十五日 調勝書状	同上		
25	八月十六日 国親書状	同上		
26	十一月六日 調勝書状	同上		
27	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
28	享保七年六月三日 方誠朱印状	同上	享保七年六月	1722
29	十月廿五日 盛直書状	同上		
30	文明十三年八月十日 国次書下	同上	文明十三年八月	1481
31	長享弐七月三日 茂勝遵行状	同上	長享二年七月	1488
32	大永六 四月十四日 国親遵行状	同上	大永六年四月	1526
33	天正八 八月十四日 照景書下	同上	天正八年八月	1580
34	天正八 八月十四日 信国遵行状	同上	天正八年八月	1580
35	十二月二日 もと永判物	同上		
36	慶安元年九月廿六日 義成判物	同上	慶安元年九月	1648
37	元禄十五年十一月九日 義方判物	同上	元禄十五年十一月	1702
38	享保四年五月朔日 方誠判物	同上	享保四年五月	1719
39	りやくをう二年十二月七日 祐信書下	同上	暦応二年十二月	1339
40	慶長五年三月二日 義智判物	同上	慶長五年三月	1600
41	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
42	享保七年六月三日 方誠朱印状	同上	享保七年六月	1722
43	ゑんとく三年六月十七日 国つく書下	同上	延徳三年六月	1491
44	応仁三 五月三日 玄心預ヶ状	同上	応仁三年五月	1469
45	文明三 九月廿七日 職家預ヶ状	同上	文明三年九月	1471
46	文明十六年八月廿三日 職家寄進状	同上	文明十六年八月	1484
47	天文廿一年十二月廿日 盛廉書下	同上	天文二十一年十二月	1552
48	永禄三年八月十六日 盛圓書下	同上	永禄三年八月	1560
49	ゑんとく二年九月十一日 茂勝書下	同上	延徳二年九月	1490

No.	タイトル	文書名	年 月	西曆
50	宝永六年正月元日 義方朱印状	宗家御判物写	宝永六年正月	1709
51	享保七年六月三日 方誠朱印状	同上	享保七年六月	1722
52	文亀元年八月十三日 国親書下	同上	文亀元年八月	1501
53	慶安元年九月廿六日 義成朱印状	同上	慶安元年九月	1648
54	宝永六年正月元日 義方しゆいん状	同上	宝永六年正月	1709
55	享保四年五月朔日 方誠しゆいん状	同上	享保四年五月	1719
56	かきつ二ねん九月十二日 維時書下	同上	嘉吉二年九月	1442
57	天正十四 十二月七日 義智書下	同上	天正十四年十二月	1586
58	慶安元年九月廿六日 義成黒印状	同上	慶安元年九月	1648
59	宝永六年正月元日 義方朱印状	同上	宝永六年正月	1709
60	享保七年五月朔日 方誠朱印状	同上	享保七年五月	1722
三二	「命婦の舞」関連資料			
1	正月さくにちにどうのはじめにうたぐち	島居家文書		
2	神楽之大事	国分家文書	文化二年八月	1805
3	神楽之大事	国分家文書	文化二年閏八月	1805
4	御子大事 全	国分家文書		
5	四せつのうた	国分家文書		
6	神楽 四セツウタ	国分家文書	明治三十一年七月	1898
7	記 たてうた	国分家文書	昭和五年九月	1930
8	神楽歌	国分家文書		
9	住蓮舞歌・正行	豊田家文書	安政五年十一月	1858
10	住蓮之本地	扇家文書	文政九年三月	1826
11	対馬神楽祝詞	八坂盛祥筆写本		



参考文献・映像一覧 ※本調査での参考資料・寄贈資料

<u>_</u>	書名	編著者:発行者	発行	備考等
文献資料	『八幡宮祭会記』	平山東山	(一七八九)	八幡宮の放生会の記録
	「神職掌礼并命婦名簿」	八坂盛祥	(一九三二)昭和七年	崎県歴史文化博物館資料閲覧室に移管。土資料室(昭和五八年購入印)。二○○四年七月長けての二一名の命婦名簿。長崎県立長崎図書館郷自筆本、五三丁、二五≒。明治・大正・昭和にか
	『九学会年報第四集 漁民と対馬』 西角井正慶「對馬神道の研究―神事・藝能―」	木内信蔵:關書院	(一九五二)昭和二七年	一三八~一四五頁
	一七巻五号瀬川清子「対馬の命婦さん(上)」『民間伝承』	日本民俗学会	一 九 五 三	『女の民俗誌―そのけがれと神秘―』(東京書籍、
	一七巻七号瀬川清子「対馬の命婦さん(下)」『民間伝承』	日本民俗学会	一九五三	一九八〇)再録。
	対馬の神道	鈴木棠三:三一書房	一九七二	
	藤定房『対州編年略』	鈴木棠三:東京堂出版	一九七二	影印本
	平山棐(東山)編『津島紀事』(文化六年)	鈴木棠三:東京堂出版	一九七三	自筆本オフセット版、上・中・下巻
	『西日本諸神楽の研究』	石塚尊俊:慶友社	一九七九	一六五頁~「五 西日本諸神楽の展開
	『神楽源流考』	岩田勝:名著出版	一九八三	
	『海神と天神―対馬の風土と神々』	永留久恵:白水社	一九八八	
	渡辺伸夫「対馬の神楽―法者と命婦の神楽―」	渡辺伸夫	一九九三	民俗芸能学会平成四年度大会資料
	『女人司祭』	石塚尊俊:慶友社	一九九四	

『悠久に舞い継ぐ御嶽神楽』	『神と仏の民俗』	世界」『東西南北』 世界」『東西南北』 神楽と祭文の	の諸相』 の諸相』 の諸相』 の諸相』 の諸相』 の諸相』	の足跡を追って―」『女性と経験 第25号』内藤美奈「対馬の命婦 畑島喜輪―瀬川清子	『対馬の信仰と説話の研究』	『演劇博物館77』	「対馬の神楽と盆踊り」	『神々と人のふれあい』	三号』 貞享二年(一六八五)の状況―」『傳統研究第平賀禮子「『対州神社誌』記載の神楽の次第―	報告書―』 『長崎県の民俗芸能―長崎県民俗芸能緊急調査	渡辺伸夫「九州の巫女神楽」『早稲田講義録』
総務企画課 芦刈政治:清川村役場	鈴木正崇:吉川弘文館	所	会:九州大学出版会長崎大学文化環境研究	女性民俗学研究会	岡田啓助:おうふう	念演劇博物館 早稲田大学坪内博士記	早稲田大学演劇博物館	庫立平進:長崎県労働金	アジア傳統研究所	長崎県教育委員会	早稲田大学
	11001	11001	11000	11000	一九九七	一九九七	一 九 九 七	一九九六	一 九 九 五	一 九 九 五	一九九五
立平進「御嶽流神楽について」内で命婦の舞に言及。		一三二~一四一頁	二五一~二八〇頁	七二~八〇頁	法者」	「対馬の芸能資料展」について掲載。	演している。 演している。 意玉町の国分永代氏、国分文一氏が出会として、豊玉町の国分永代氏、国分文一氏が出為。一九九七年五月一七日(土)早稲田大学大隈料。一九九七年五月一七日(土)早稲田大学大隈料の芸能資料展」にちなむ民俗芸能公演解説資	一六頁「一、対馬・和多都美御子神社でのこと」	三三~五六頁	九七~一〇〇頁「命婦舞」	早稲田大学演劇博物館学芸員 渡辺伸夫講演

		映像資料			文献資料
海神神社 和多都美神社』 DVD『国選択無形民俗文化財 命婦の舞	DVD『対馬の命婦の舞』	DVD『和多都美神社古式大祭』	鍛冶の文化を拓く百合若大臣』渡辺伸夫「対馬の神楽祭文「百合若説経」」『鷹・	『祭祀と空間のコスモロジー―対馬と沖縄―』	承世界 第二集』 及び多田祭文をめぐって―」『巫覡・盲僧の伝御子祈祷」と「四せつのうた」(国分文一氏蔵)福島邦夫「対馬の祭文の世界から―「四方立
対馬市教育委員会企画	渡辺伸夫	渡辺伸夫	弥栄子:三弥井書店福田晃・金賛會・百田	鈴木正崇:春秋社	弥井書店福田晃・山下欣一:三
	一九九六	一九九二	二 〇 元 五		1100111
国市町村振興協会、財団法人地域創造助成事業対馬市民俗芸能等映像記録保存事業 財団法人全	海神神社(命婦·島居千鶴氏) 渡辺伸夫氏撮影。和多都美神社(命婦·国分永代氏)、	婦舞)、八月二八日本祭(命婦舞・浦安舞)渡辺伸夫氏撮影。一九九二年八月二七日宵宮(命	三四二~三五六頁		一六二~一七九頁

命婦の舞 調査報告書作成委員会

※肩書職名は平成二七年度当時

調查報告書作成委員会(敬称略

委員長

裕嗣 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

客員研究員

加藤富美子 東京音楽大学教授

進 長崎県文化財保護審議会副会長、元長崎国際大学

大学院教授

星野 紘 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所

名誉研究員

渡辺 民俗芸能学会理事、元昭和女子大学教授

城井 智子 公益社団法人全日本郷土芸能協会専務理事

笹生 公益社団法人全日本郷土芸能協会常務理事

公益社団法人全日本郷土芸能協会常務理事

事務局

森下

春夫

小岩秀太郎 公益社団法人全日本郷土芸能協会事務局次長

調查報告書作成委員会開催日

(会場 (公社) 全日本郷土芸能協会事務所

第一回 平成二七年 五月二九日 金

第二回 平成二七年 八月一〇日 月

第三回 平成二七年一〇月二六日 月

> 現地調査実施日・調査員(敬称略 調査実施日順

○平成二七年 九月一二日 土

命婦・長瀬寿喜代氏聞取り調査 長崎県対馬市美津島町 対馬市

教育委員会

調査員 加藤富美子 渡辺 伸夫

記録員 小岩秀太郎

○平成二七年 九月一二日(土)、九月一三日 (日)

和多都美神社古式大祭 長崎県対馬市豊玉町仁位 和多都美神社

調査員 加藤富美子 渡辺 伸夫

記録員 小岩秀太郎

○平成二七年 九月一三日 田 田

国分文一氏 聞取り調査 長崎県対馬市豊玉町仁位 国分文一氏

調査員 加藤富美子 渡辺

伸夫

記録員 小岩秀太郎

○平成二七年 九月一五日 火

命婦・鳥飼雅美氏聞取り調査 長崎県対馬市美津島町鶏知 鶏知

住吉神社

調査員 渡辺 伸夫

記録員 小岩秀太郎

○平成二七年 九月一六日(水)、 九月一七日

海神神社古式大祭 長崎県対馬市峰町木坂 海神神社

記録員 小岩秀太郎 立平 進 渡辺 伸夫調査員 齊藤 裕嗣 立平 進 渡辺 伸夫

厳原八幡宮神社大祭 長崎県対馬市厳原町中村 厳原八幡宮神社○平成二七年 九月二六日(土)、九月二七日(日)

記録員 小岩秀太郎

調査員 星野

紘

○平成二七年一○月 六日(火)、一○月 七日(水)

和多都美御子神社古式大祭 長崎県対馬市豊玉町仁位 和多都美

記録員 小岩秀太郎

御子神社

協力者・協力機関等(敬称略、 順不同)

※肩書職名は平成二七年度当時

賜りました。ここに御礼を申し上げます。 本調査にあたり、各神社並びに各地区の方々には多大なるご協力を

協力者

長崎県対馬市

○ 命婦

長瀬 寿喜代

鳥飼 雅美

国分

永代

○和多都美神社・海神神社・和多都美御子神社

宮司 平山 靜喜

)厳原八幡宮神社

宮司 橘 俊寿

○行相神社

宮司 国分 文一

○鶏知住吉神社

禰宜

俵

浩

佐賀県佐賀市 ○與賀神社

宮司 中村

協力機関等

長崎県対馬市教育委員会文化財課 長崎県教育庁学芸文化課

長崎県対馬市総合政策部観光交流商工課 長崎県立対馬歴史民俗資料館

長崎県神社庁対馬支部

【本書添付】平成二十七年度現地調査記録映像(DVD)

平成二十七年度文化庁

変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成の推進事業

「命婦の舞」調査報告書作成業務

現地調査 記録映像

①平成二十七年九月十二日(土)和多都美神社古式大祭前夜祭

「神楽祝詞」(命婦・長瀬寿喜代)

②平成二十七年九月十六日(水)海神神社古式大祭前夜祭

「神歌と舞」(命婦・長瀬寿喜代、鳥飼雅美の連れ舞)

③平成二十七年九月二十六日(土)厳原八幡宮神社大祭前夜祭

「神楽祝詞」「神歌と舞」(命婦・長瀬寿喜代)

④平成二十七年九月二十七日(日)厳原八幡宮神社大祭

「神幸」「浜殿祭」「放生会」「還行」

⑤平成二十七年十月六日(火)和多都美御子神社古式大祭前夜祭

「神歌と舞」(命婦・鳥飼雅美)

文化庁「変容の危機にある無形の民俗文化財の記録作成推進事業」平成二十七年度

命婦の舞 調査報告書

発 行 日 平成二十八年三月三十一日

行 文化庁文化財部伝統文化課 〒一〇〇-八九五九 東京都千代田区霞が関三-二-二

発

公益社団法人全日本郷土芸能協会

作

成

江戸クリエート株式会社

印

〒一〇六-〇〇三二 東京都港区六本木四-三-六-二〇六

